ISSN 0286－5831

國學院大學

博物館學紀要

第 30 輯

國學院大學博物館学研究室

Bulletin of Museology, Kokugakuin University
HAKUBUTUKANGAKU-KIYO

2005, No.30

CONTENTS

One aspect of a Modern Exposition
– about The Dazaifu Exposition – ····· SOEZIMA Kunihiro ·····1

The Histry of Open Air Museum Study ····· OCHIAI Tomoko ·····23

A study of the restoration and public use of historic gardens
and their plantings (2) : Case Study of Motsuji temple Garden
and Kanjizaioin temple Garden····· KONNO Yutaka·····55

Maintenance and Practical Use of Castle and Historic sites·····KAWASE Kenshu ·····69

Books in a Museum····· WATANABE Mai ·····87

A study of University Membership
from a Point of View of Museum Management ····· AOKI Yutaka·····99

Archaeology exhibitions at the Local Museum ····· OOHIRA Shigeru ·····105

The Introdution Exhibition
of the Newly Arranged Historic Sites ····· KAWARABUKI Ken ·····127

Curio Appraisers in the Museum
– The Peoples who supported Cultural Properties Protection
and it of Early Period of Meiji – ····· UCHIKAWA Takashi·····135

About the Handling of Local Materials Judging
from Museology·····SUTOU Kazuyoshi·····153

The Museum Study Room
KOKUGAKUIN UNIVERSITY
Shibuya, Tokyo, Japan

國學院大學

博物館學紀要

國學院大學博物館学研究室

近代博覧会の一様相
―― 太宰府博覧会について ――

One Aspect of a Modern Exposition
– about The Dazaifu Exposition –

副　島　邦　弘
SOEZIMA Kunihiro

1．はじめに

本年2005年（平成17）３月25日、21世紀初になる大規模な国際博覧会として、『愛知万国博覧会（愛・地球博）』が開幕された。

「自然の叡智（えいち）」をテーマに、120カ国が参加して、９月25日の閉幕までの185日間、環境、人口問題などの課題解決に向けて交流するもので、愛知県名古屋東部の丘陵地、長久手町・豊田市・瀬戸市をメイン会場として開催されている。

万国博覧会の第１回は、1851年（嘉永４）５月１日から10月11日まで英国のロンドンのハイドパークで開催され、入場者は630万人であったという。[1]

1862年（文久２）のロンドン万国博覧会はロンドンのケンジントンが会場で、幕府の遣欧使節団が会場へ行き、日本人最初の見学者となった。それは竹内下野守ら使節団[2]36名であった。

この博覧会には、駐日英国公使のオールコック[3]の収集した日本の美術工芸品が展示された。その内容は漆器・象眼細工・刀・浮世絵等であった。

日本が万国博覧会に出展したのは、1867年（慶應３）４月１日から11月３日までの、仏国のパリのシャン・ド・マルス庭園で、幕府と薩摩藩が出品している。

その展示物の内容は、みずほ屋清水卯三郎が日本風茶店（檜造り・六畳敷・土間あり）をつくり、軒に提灯を下げ、小池を設けているもので、出品物の多くは象牙の小家具やガラス器、日本刀などの工芸品で、会場の一角を清国・シャム国と３分して設けられていた。

入場者は680万5,000人入ったという。この時、幕府と薩摩藩が日本国代表を争って醜態を露呈したことが語り伝えられている。[4]

2．博物館と博覧会との位置づけ

文明開化の大号令のもとで、明治政府は日本の近代化を推進する。

この間に、廃仏毀釈運動が起こり、1868年（明治元）３月の神祇官の再興および太政官布告によ

る神仏分離令によって、平田派国学者や神官等を中心とする神仏分離・神社における仏堂・仏像・仏具などの破壊や除去が各地で行なわれた。

これに対して廃仏反対の民衆の動きや、信教自由の主張が高まり、1874年（明治７）信教自由の保護が各宗派に通達されたが、この運動により、政府は政治優先の思想を普及させることができた。しかしながら、この廃仏毀釈運動によって、仏教関係の文化財が海外に多量に流出していった。

福岡県においても同様であった。廃藩置県によって、1871年（明治４）７月、全国の藩を廃して府県に統一し、中央集権的権力成立に一時期を画した。このやさき福岡藩の旧蔵書は1871年（明治４）に県庁に納められ、その後、1873年（明治６）に「有用文ヲ残シ置キ詩文集・経史・髄頭等無益ノ分悉皆売却其料ヲ以テ更ニ差向教則内至要ノ書器買入申渡」と文部省に伺いを立てている。これからみて大部分は処分されたものと考えられる。[5]

明治政府は近代化政策のために外国人技術者を入れて技術の習得をはかった。

各国の物産や最新の工業機械を見せるため共進会や品評会を実施したり、1872年（明治５）に博物館を新たに設けた。同館中に書籍館（現図書館）をつくって一般に公開した。

福岡県においても、1878年（明治11）９月28日博物館を設立し書籍館を併設した。

しかし各地の産物を収集して開館式を挙行したのは、翌年の２月20日であった。

県会では1,020円67銭の予算を可決。博物館は天神町官有地橋口町にあって陳列物品1155点・書籍館は和漢書381冊・洋書304冊で、来館者は26,101人であった。

文部省第９年報（明治12）には「物品及ビ来観人モ亦頗ノ多シ」と書かれている。

第11年報（明治14）には全然記載がないのは、福岡区勧業義社から博物館の拝借を請願してきたので、県会で地方税よりの支弁を廃止して、７月12日に貸与引き渡しを完了したためらしい。しかしうまくいかなかったためか、旧に復して文部省第12年報（明治15）に記載されるが、第15年報（明治18）には「維持ニ困難ス…（云々）」の記事を最後に閉館している。

この閉鎖によって、いわゆる公の文化施設としての博物館や書籍館（現図書館）は、大正期まで日の目を見ない結果となっている。[6]

では次に、博覧会についてはどうだったのか、述べることにしよう。

博覧会という起源は、1797年にフランスのサンタールにて開かれた博覧会がはじめてで、日本で“博覧会”という名称を用いたのは1866年（慶應２）にフランス大博覧会の出品誘状が来たときに栗本鋤雲[7]がフランス語 Exposition を“博覧会”と訳したのに始まる。

日本での最初の博覧会は1871年（明治４）10月10日より35日間で、京都の西本願寺において開催された“博覧会”がはじまりであると一般的にいわれている。[8]

しかしながら、それより以前に、九段招魂社（現靖国神社）で、同年の５月５日から５月31日まで実施された大学南校物産局物産会が最初である。

翌年1972年（明治５）３月10日より４月30日まで、文部省主催の本郷湯島の聖堂で実施された。明治五年文部省博覧会[9]で、正式に博覧会の名称をもちいている。

古代よりの器物、古文書、珍宝などを陳列して人気をよび、それより目新らしいもの、珍らしいものを博覧会というようになっていった。

その際に配布された趣意書では、次様に書れている。

「博覧会の趣旨は天造人工の別なく宇内の産物を蒐集してその名称を正し、其用方を弁し、人の知見を広むるに在り、就中旧物に至ては時世の推遷制度の沿革を追徴すべき要物なるにより嚮者御布告の意に原づき周く之を羅列して世人の放観に供せんと欲す。然れどもその各地より徴収する期に至ては之を異日に待ざるを得ずして、現今存在の旧器は社寺に遺伝する什物の外その用に充つべき物少く、加ふるに皇国従来博覧会の挙にあらざるにより、珍品器物の官庫に貯ふる所また奇品漢洋船載新造創製等を論せずこれを蔵する者は、博物館に出して此会の欠を補い、もって世俗の陋見を啓き、且つ古今の同異を知らしむるの資助と為すを謂ふ、拝見人は男女を論ぜず１日に大略千人を限り拝見の切手相渡候間右持参致す可き事、但し１枚１人に限り候事[10]、」

と、述べている。

当福岡県における最初の近代的な博覧会は1873年（明治６）３月20日から太宰府神社（現太宰府天満宮）境内で開催された『太宰府博覧会』が最初である。

この博覧会を取り上げて、詳細にみてみたい。

３．太宰府博覧会開催とその概要

太宰府博覧会は、1873年（明治６）３月20日から４月20日までであったが５月10日まで延長された。会場を太宰府神社境内として開催されている。翌1874年（明治７）９月20日から10月19日まで第２回が開かれ、さらに第３回が1875年（明治８）３月20日から４月18日まで開催されたという[11]。

この前後の動きを全国的な視野から見ると神仏分離の勢いが収まりはじめた1871年（明治４）、明治政府の博覧会の担当者は町田久成[12]で荒廃していた全国の社寺の宝物を調査し、調査した古器旧物（歴史的文化財）を保護するために『古器旧物保存方』と名付けた文化財の保護法の制定と、保護した文化財を保管して展示するための「集古館の建設」を急ぐように、同年４月25日に献言し太政官に求めていた。

それを受けて、太政官は５月23日付で布告したわけである。

古器旧物之類ハ、古今時勢ノ変遷、制度、風俗ノ沿革ヲ考証シ候為メ、ソノ裨益不少候処、自然厭旧競新候流弊ヨリ、追々遺失毀壊ニ於テ歴世蔵貯致居候古器旧物類、別紙品目並ニ所蔵人名委語記載シ、ソノ官庁ヨリ可差出事[13]。

年	名称	場所	期間	入場者数
明治4年	大学南校物産局博覧会	九段招魂社	5月5日～5月31日	
	文部省博覧会	湯島聖堂	10月1日～10月10日	
	京都博覧会	西本願寺大書院	10月10日～11月11日	11,455人
	名古屋博覧会	総見寺	11月11日～11月15日	
明治5年	湯島聖堂博覧会（文部省博覧会）	湯島聖堂大成殿	3月10日～4月30日	
	第一回京都博覧会	知恩院・建仁寺・西本願寺	3月10日～5月30日	39,404人
	額田博覧会（岡崎博覧会）	額田県（現愛媛県）岡崎専福寺	5月16日～5月29日	59,701人
	和歌山博覧会	鷲森本願寺	5月20日～6月10日	49,705人
	広島博覧会（厳島展覧会）	厳島千畳閣	6月10日～7月10日	
	金沢博覧会（金沢展覧会）	兼六園	9月16日～10月16日	
	土浦博覧会	新治県（現茨城県）土浦等覚寺		
	高知博覧会	高知城		
明治6年	福岡博覧会		2月20日～4月20日	
	第二回京都博覧会	京都御所・仙洞御所	3月13日～6月10日	43,457人
	伊勢山田博覧会（度会博覧会）	度会県（現三重県）下山田	3月15日～5月15日	
	茨城博覧会		3月15日～15日間	
	太宰府博覧会	太宰府神社	3月20日～5月10日	
	事比羅博覧会	事比羅神社	3月～4月	
	高知博覧会	高知城	4月1日～100日間	
	山下御門内博覧会	山下御門	4月15日～6月15日	
	奈良博覧会	東大寺真言院	4月	
	筑摩博覧会（松本博覧会）	松本城	11月10日～12月24日	
	島根博覧会	出雲大社		
	岡山展覧会			
明治7年	第三回京都博覧会	京都御所・仙洞御所	3月1日～6月8日	281,219人
	名古屋勧業博覧会（愛知博覧会）	東本願寺名古屋別院	5月1日～	
	伊賀上野博覧会		5月15日～	
	山下御門内博覧会	山下御門	5月21日～6月10日	
	新潟博覧会	白山神社	6月1日～7月4日	
	太宰府博覧会	太宰府神社	9月20日～11月8日	
	奈良博覧会	東大寺大仏殿		
	石川（金沢）博覧会			
明治8年	第四回京都博覧会	京都御所・仙洞御所	3月1日～6月8日	337,542人
	新吉原博覧会	江戸町金瓶楼	3月15日～30日間	
	第一回奈良博覧会	東大寺大仏殿	4月1日～6月19日	
	熊本博覧会		5月　～	
	新潟博覧会		6月17日～7月1日	
	太宰府博覧会	太宰府神社		
明治9年	第五回京都博覧会	京都御所・仙洞御所	3月15日～6月22日	241,870人
	第二回奈良博覧会	東大寺大仏殿	3月15日～6月25日	
	堺県博覧会（堺博覧会）	堺・南宗寺	4月10日～6月10日	
	熊本博覧会	河原町順正寺	4月10日～60日間	
	宮城県博覧会	仙台・桜ヶ丘公園	4月15日～50日間	
	彦根博覧会	彦根城	6月2日～	
	富山博覧会	大法寺	9月1日～9月20日	
	松本博覧会			
明治10年	第三回奈良博覧会	東大寺大仏殿	2月　～80日間	
	第六回京都博覧会	仙洞御所・大宮御所	3月10日～6月22日	63,980人
	愛媛博覧会	松山公園	4月10日～5月29日	
	堺博覧会	南宗寺	4月10日～6月8日	
	第一回秋田博覧会	秋田・佐竹義純別邸	5月15日～1ヶ月間	10,000人
	第一回内国勧業博覧会	東京上野公園	8月21日～11月30日	454,186人

明治前期の博覧会開催一覧（明治4～10年）
『太宰府市史』より抜粋

とある。

これによって文化財の所在を確認するための作業にめどが立ちはじめ、これまで野放しだった資料の売買はかなり抑制されるようになった。

いまでこそ、正倉院や法隆寺といえば、日本を代表する歴史的な文化財の宝庫として、その文化的歴史的価値も十分認識され、管理も行き届いているが、『古器旧物保存方』が制定された明治のはじめの頃には、まだ僧侶や周囲の人々の古文化財に対する関心も薄く荒れるにまかされていた。

1872年（明治5）の5月湯島の博覧会の終了を待って、5月27日から文部省によって、伊勢・名古屋・京都・奈良等に百数十日におよぶ長期の出張宝物調査を実施された。

この調査によって、東大寺や法隆寺などをはじめ、華族や古社寺が所蔵する宝物の現状と、桂離宮や京都御所などの歴史的建造物や宝物の現状を精査して詳細な調査記録を残している。[14]

1871年（明治4）以降各地で博覧会が開催されているが、1877年（明治10）の第1回内国勧業博覧会や十年代前半における各府県で開催された博覧会と比較してもかなり早期に開催されたということが言える。安楽寺天満宮から太宰府神社として、神仏分離令以後の生き方を模索して、『太宰府博覧会』の実施となるわけである。

この博覧会を開催運営するために会社が設立されている。いわゆる「博覧会会社」

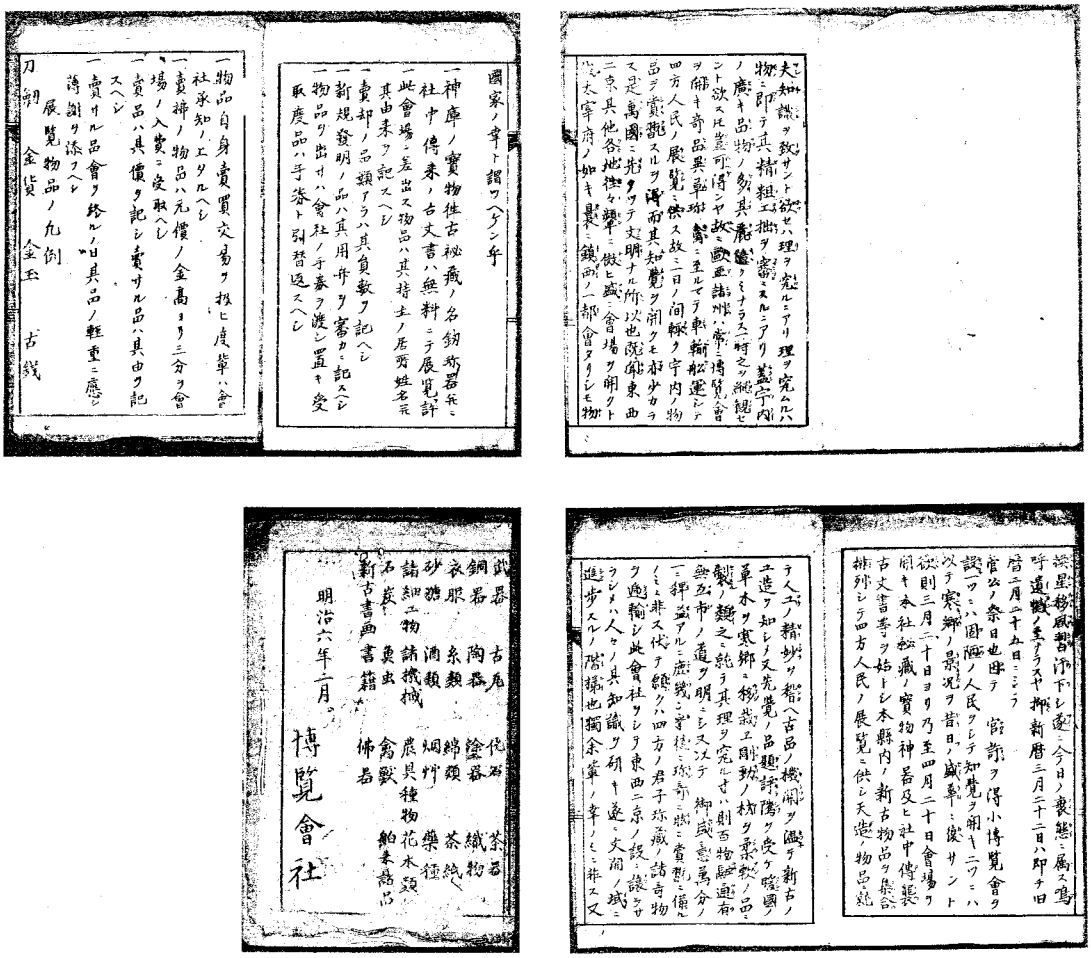

第１図　「太宰府博覧会票告」（明治６年２月）（『太宰府市史』より）

である。その役員達には大城谷政・城原安城・広辻信了・小田部為雄・松大路信充・三木隆助・西高辻信巌・尾崎至秦は太宰府神社の神官や旧社家で、博覧会専務に小松宥八で、戸長の高原謙次郎と森山荘太が博覧会取扱兼務として地元の戸長が中心となり、この『太宰府博覧会』は開催された。

当該博覧会の目的は、開催者が作製した『太宰府博覧会票告』（福岡市総合図書館所蔵）から見てみると、次のように記載されている（**第１図**）。

> 夫レ知識ヲ致サント欲セハ理ヲ究ルニアリ、理ヲ究ムルハ物ニ即キ其精粗ノ工拙ヲ審ニスルニアリ、蓋宇内ノ広キ品物ノ多其麗億ノミナラス、一時之ヲ縦観セント欲スト豈得ンヤ、故ニ欧亜諸州ハ常ニ博覧会ヲ開キ、奇品異草珍禽ニ至ルマテ車輸船運シテ以テ四方人民ノ展覧ニ供ス、故ニ１日一間轍ク宇内ノ物品ヲ賞翫スルヲ得テ其知覚ヲ開クモ亦少カラス、是万国ニ先タッテ

近代博覧会の一様相

文明ナル所以ナリ、既聞、東西ニ京其他各地往々顰ニ倣已盛ニ会場ヲ開クト、我太宰府ノ如キ、曩ニ鎮西ノ一都会タリシモ、物換星移風習汗下シ遂ニ今日ノ衰態ニ属ス、嗚呼遺憾ノ至ナラスヤ、抑新暦3月22日ハ旧暦2月25日ニシテ、菅公ノ祭日、因テ官許ヲ得テ小博覧会ヲ設、1ツニハ固陋ノ人民ヲシテ知覚ヲ開キ、2ツニハ以寒郷ノ景況ヲ昔日ノ盛華ニ復サント欲ス、則3月20日ヨリ及至4月20日会場ヲ開キ、本社秘蔵ノ宝物・神器及ヒ社中伝襲古文書等ヲ始トシ、本県内ノ新古物品ヲ集合列シテ、四方人民ノ展覧ニ供シ、天造ノ物品ニ就テ人工ノ工造ヲ知シメ、又先覚ノ品題評隲ヲ受ケ、暖国ノ草木ヲ寒郷ニ移栽エ、剛勁ノ材ヲ柔軟ノ品ニ製ノ類、之ニ就テ其理ヲ究ル時ハ則百物融通有無互市ノ道ヲ明ニシ、又以テ御盛意万分ノ一ニ裨益アルニ庶幾ン乎、徒ニ珍奇ニ眩ヒ賞翫ニ備ルノミニ非ス、伏テ願クハ、四方ノ君子珍蔵ノ諸奇物ヲ遁輪シ、此会社ヲシテ東西ニ京ノ設ニ譲ラサラシメハ、人々ノ其知識ヲ研キ、遂ニ文開ノ域ニ進歩スルノ階梯也独余輩ノ幸ノミニ非ス、又国家ノ幸ト謂ツヘケン乎。

一、神庫ノ宝物往古秘蔵ノ名釼珎器并ニ社中伝来ノ古文書ハ無料ニテ展覧ヲ許
一、此会場ニ差出ス物品ハ其持主ノ居所姓名并其由来ヲ記スベシ
一、売却ノ品類アラバ其員数ヲ記スベシ
一、新規発明ノ品ハ其用弁ヲ審カニ記スベシ
一、物品ヲ出サバ会社ノ手券ヲ渡シ置キ受取度品ハ手券ト引替返スベシ
一、物品自身売買交易ヲ扱ヒ度輩ハ会社承知ノ上タルベシ
一、売払ノ物品ハ元価ノ金高ヨリ三分ヲ会場ノ入費ニ受取ベシ
一、売品ハ其価ヲ記シ売サル品ハ其由ヲ記スヘシ
一、売サル品会ヲ終ルノ日、其品ノ軽重ニ応ジ薄謝ヲ添フベシ

展覧物品ノ凡例

刀釼　金貨　金玉　古銭
武器　古瓦　化石　茶器
銅器　陶器　塗器　織物
衣服　糸類　綿類　茶紙
砂糖　酒類　烟艸　薬種
諸細工物　諸機械　農具種物　花木類
石炭　魚虫　禽獣　舶来諸品
新古書画　書籍　仏器

明治6年2月

博覧会社

これによって、この太宰府博覧会は大きく７点に要約される。

第１点　博覧会を開催することは、「欧亜諸州」が「万国ニ先タッテ文明ナル所以ナリ」そのことは「知覚ヲ聞ク」ことができたからであるとして、文明開化を進めていくのに、博覧会が大きな効力を発揮する。

第２点　国内でも、東京・京都をはじめ各地で博覧会が多く開催されていることを指摘している。

第３点　太宰府の場合、かつて「鎮西ノ一都会」であった。

第４点　衰退しているが、そこで「固陋ノ人民」の「知覚ヲ開く」とともに、「衰態」してしまった「寒郷」の「昔日ノ繁華」を取り戻すため、「菅公ノ祭日」にあわせて博覧会を開催する。

第５点、太宰府神社所蔵の宝物などをはじめ、県内の「新古物品」を蒐集・展示する。

第６点　東京や京都に負けることなく実施する。

第７点　人々の知識の増進を図り、文明の進歩に役立てることにしたい。

以上、結論的には、文明開化と地域振興にあったのである。その際、太宰府の地がかつて「鎮西一の都会」であったことが強調されている。

また、「新古物品」（新しいものと古いものが同時）に展示されていることが注目される。

このことは、太宰府博覧会は太宰府が自らを「古都太宰府」として位置付けたことにある。

４．考察

『太宰府博覧会』の目的と概要について前節で述べたので、次に展示内容について明らかにしていきたい。

1873年（明治６）の博覧会の展示内容については、『太宰府博覧会目録　全』（**第２図**）木版で14丁からなる。この目録の現物については太宰府天満宮・西正寺・福岡市総合図書館（三宅文庫）と、それに福岡県立図書館郷土資料課の中で２点存在することがわかった。それは、竹田文庫の中と大倉種教文庫に現物があることが確認され、これを基礎として調査分析することにしたい。[15]

この目録は広く頒布されたもので、その奥付等から紹介すると、1873年（明治６）４月付の発行で、「会主」として、尾崎臻・西高辻信巌・三木隆介（小野隆助）の３名が、また「版元」として、荒巻武七・小野田次三郎・安藤圭次郎の３名が挙がっている。

これとは別に、『博覧会目録　全（博覧会追加目録）』（**第３図**）木版・折本がある。会主と版元は同じである。追加目録まで木版印刷して、134項目の展示追加があったもので、目録については、販売を行っている。

第１回の太宰府博覧会の展示目録については会主と版元は力を注いだと思われ、表紙には梅の絵

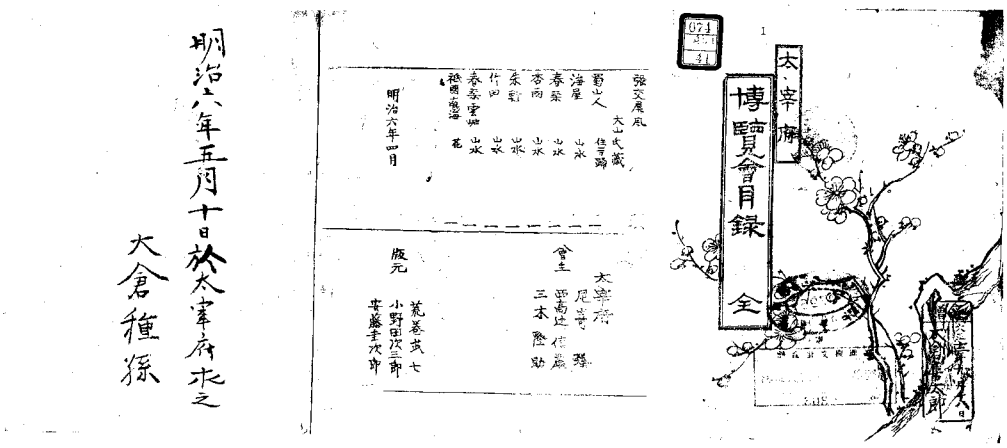

第２図　第１回『太宰府博覧会目録』表紙と巻末部分（県立図書館蔵）

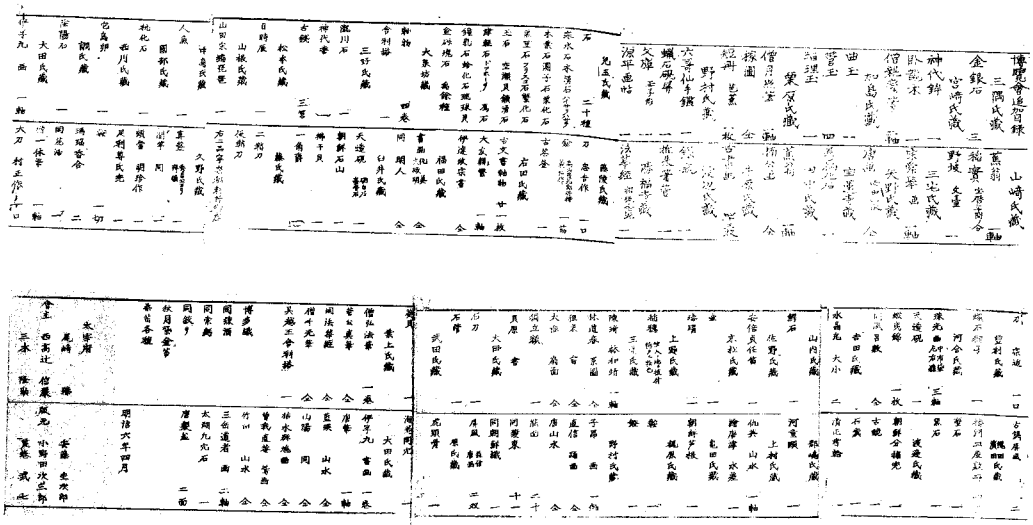

第３図　第１回太宰府博覧会『博覧会追加目録』（全）（『太宰府市史』より）

（飛梅か）を入れ、その後に４枚（２丁）の図版挿図が掲載されている（**第２・４図**）。

その中心は太宰府神社の御神庫宝物を上げている。「古器旧物」がほとんどである。他には個人蔵で、その一部を挿図としてスケッチした。挿図の担当者が太宰府の町絵師[16]であったことはいえる。

この図版挿図（**第４図上・下**）を提示してみると、

御神宝物（太宰府神社）

天国剣（２尺２寸５分）	1
大香炉（宝徳年製）	1
追儺面	1

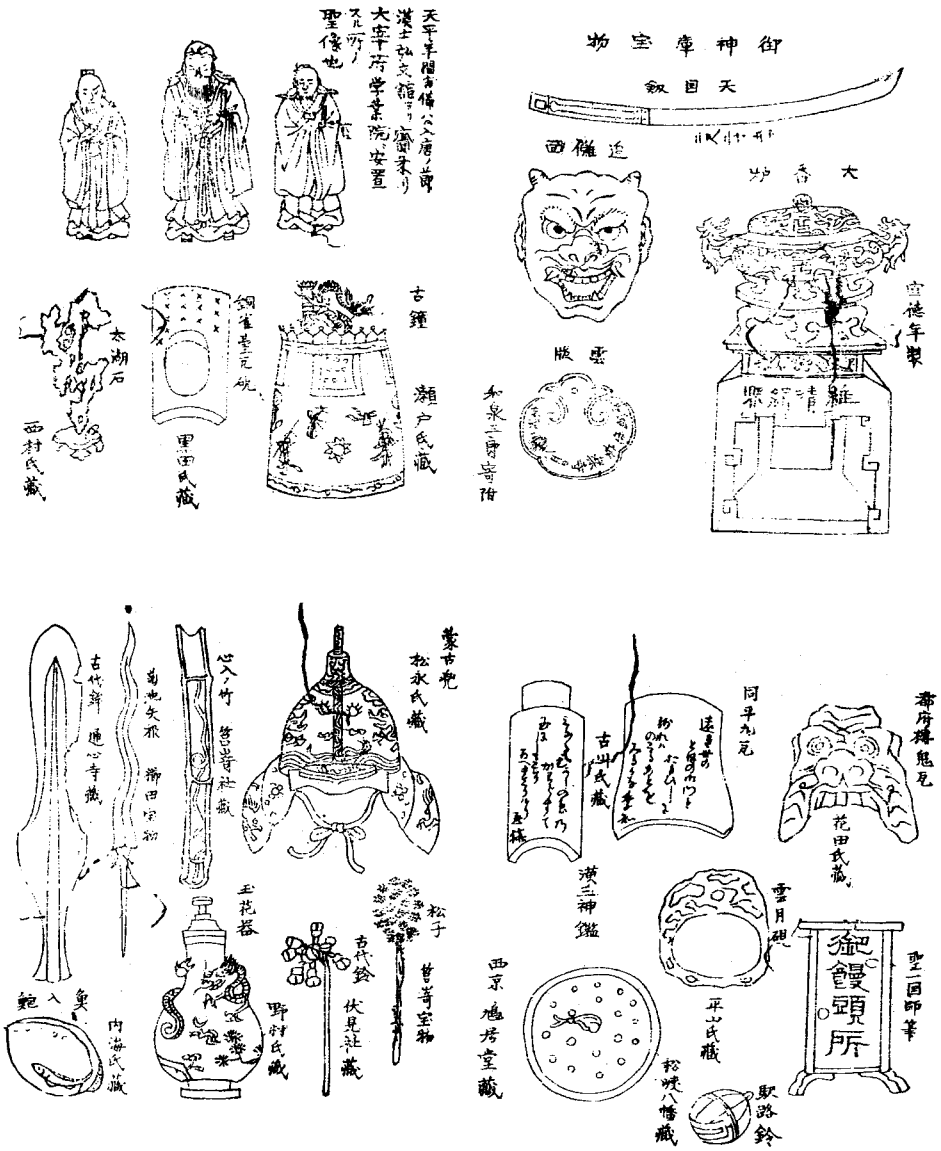

第4図　第1回太宰府博覧会目録（図版の部分）明治6年版（県立図書館蔵）

雲版（和泉三郎寄附）		1
三聖像		3体
古鐘	瀬戸氏蔵	1口
銅雀台瓦硯	黒田氏蔵	1
太湖石	西村氏蔵	1

都府楼鬼瓦	花田氏蔵	1
同丸瓦	古川氏蔵	1
看板(御饅頭所)	聖一国師筆	1
雲月硯	平山氏蔵	1
駅路鈴	松峡八幡蔵	1
漢三神鑑	西京鳩居堂蔵	1
蒙古兜	松永氏蔵	1
心入ノ竹	筥崎社蔵	1
菊池矢根	櫛田宝物	1
古代鉾	通心寺蔵	1
松子	筥崎宝物	1
古代鈴	伏見社蔵	1
玉花器	野村氏蔵	1
鮑入魚	内海氏蔵	1

以上、22点が図示されている(**第4図上・下**)。目録の表紙と図版と一部の目録を示したが、目録は上下2段組である。

東京文化財研究所編の『明治期府県博覧会出品目録　明治4～9年』[17]によると、明治6年　太宰府博覧会は、次のようにp248の〔出展目録〕、「博覧会目録」については、太宰府天満宮蔵の写本を基にされている。

表紙墨書「明治6年(改行印)／太宰府／博覧会票告／太宰府博覧会／目録」。7丁より32丁まで目録。7丁表第1行に「博覧会目録」。32丁奥書に「明治6年4月／会主尾崎臻／西高辻信巌／三木隆介／版元／荒巻武七／小野田次三郎／安藤圭次郎」[18]と記載されている。

この博覧会を見て人々はどう思ったのであろうか。元福岡藩士とみられる臨缸亭主人酔月老翁という筆名の他、本名は知られていないが、未完の写本『維新雑誌』[19]の、巻16に『明治六癸酉雑記』と題して、太宰府博覧会に関する記事があった。博覧会を実見して批評した物で、その内容は、

一、癸酉三月廿日ヨリ五月十日迄、太宰府旧延寿王院ノコト西高辻ノ亭ニ於テ博覧会興業アリタリ。始メノ程ハ不評判ニテ見学人無少旧ノ処、四月中旬頃ヨリ見物人多ク相成タルヨシ。僕五月初旬ニ見物致シ候処、種々ノ品物夥シク、奇物・雑器数ヲ知ラズト雖モ、目ヲ驚ス程ノ品物ハ無之候ナリ。

一、御神（宸カ）筆ノコトハ不可論

一、蒙古人の兜　　松永氏所蔵

一、楊嘉祉　竹石ノ図立物　　同上

一、聖像三體　古銅　天平年間吉備公入唐ノ節、弘文館ヨリ斎シ来リ、太宰府学業院ニ安置スル所ノ聖像ト申伝。実ニ古代ノ銅像ナリ。

一、都府楼鬼瓦

一、御饅頭所　　聖一国師筆

一、雲版　　和泉三郎寄進　奉寄進安楽寺　文治三年八月日

右ノ外、古鐘、駅路鈴、古代ノ鈴、玉花器、宜徳ノ大香炉、古金銀、古銭、奇石、刀釼、新古書画、種々奇品・雅物其数ヲ不知ト雖モ抜群・突出ノ品ハ不相見。鳥類ニハ鶴・雁・鴨・孔雀・三足鶏・鵞、或ハ鹿・猿ノ類也。コヽニ可笑ハ博多綱場町ヨリ見立細工ノ作リ物ヲ出ダセリ。其見立奇々妙々、実ニ人ヲシテ感ゼシム。夫博覧ノ主意タル、奇工・奇術ノ成ベカラザルヲ博覧シ、己ガ智術ヲ研ギ、開化ノ域ニ進歩セシメント欲ス。天造ノ物、豈人智ヲ以テ為ス得ベケンヤ。人ノ知識ヲ挽回スルハ、此見立細工ニ如ク物アラジト言ケレバ、見物ノ諸人大笑ヲ成セリ。珊瑚・水晶・奇石・鳥獣ノ如キ人カ、可及コトニ非ズ。見立細工当博覧ノ第一等タルベシ。

と述べている。

その真意は後半の「…夫博覧ノ主意タル…（云々）」が答である。

そして、その最後に「見立細工当博覧ノ第一等タルベシ。」と結んでいる。その当時の有識者の中では、不評であったことがいえる。この酔月老翁は“あまりパーとしたものではなかった”と考えた方が妥当である。

第2回目の太宰府博覧会の出品目録については、前述の東京文化財研究所編の『出品目録』[20]で知ることができ、また『太宰府市史』[21]で全体像が把握できる。その第一の特徴は次のような物である。

太宰府再設博覧会会場陳列品名[22]

〔同会場陳列品〕

本条記録ニ存スルモノ今多ク散佚セリ因テ僅ニ士人ノ記録口碑ニ徴シ東京博物館ヨリ借用物品に係リ者スル左ノ如シ

記

台湾双渓口戦争ノ節分捕品[23]

一、刀壱腰

一、鎗壱本

一、弓壱張

一、矢弐筋

一、小銃壱丁

一、銃雨覆壱個

一、玉袋印籠付　袋中銃丸拾個入

一、早子細口薬入付細中薬筒三個入

右八種

記

一、白マユ	壱袋	甲州	山梨県出品
一、黄マユ	壱袋	甲州	山梨県出品
一、白マユ	壱袋	上州	佐位郡中瀬村産
一、黄マユ	壱袋	上州	佐位郡中瀬村産
一、機械製糸	壱組	甲州山梨県甲府小田町	名島彦兵衛製
但、目方三十匁			
一、白繭製糸	壱組	甲州山梨県熊堂村	小川奥右衛門製
但、目方三十匁			
一、白糸	五把	越前国敦賀糸	
但、目方五十匁			
一、極上手挽糸	壱把	飛弾国大野郡高山町産	
但、目方十匁			
一、生糸	壱包	飛弾国益田郡村々ノ産	
但、目方十五匁			
一、生糸壱包	五抱	飛弾国益田郡村々ノ産	
但、目方十八匁			

右拾種

記

一、腰高菓子皿	キツクリ	壱枚	清風与平製
一、珈琲飲　砂糖壺	能ノ図	二品各一枚	伊万里焼・東京東丘焼
一、菓子皿	新発見ノ絵薬	壱枚	肥前有田焼焼物師喜三郎
一、珈琲呑同皿		壱枚	瓦師瀬戸加藤周兵衛製
一、鶏卵コップ		壱枚	尾州瀬戸右同人製
一、七宝焼手皿	十一号	壱枚	
一、七宝焼珈琲呑同皿		壱枚	瀬戸加藤与兵衛製
一、夜景写真額		壱枚	
一、織出シノ絵		壱枚	仏国製
一、番茶壜入		拾種	

右拾種

一、金銀貨幣　　四拾枚

この第２回の博覧会の目玉の展示品は、上記の東京から借用した品物であった。[24]

また、この博覧会では入場料を取っていたので、入場者の数を把握できることである。

開場時間と入場料については、会場規則の中で次の通りである。

……（前略）

一、会場ハ毎日午前八時ニ開キ午後四時ニ閉ツヘシ

一、会場ニ入ル者ハ必ス通券ヲ持ツヘシ券ノ価新貨四銭婦人ハ二銭嬰児ハ之ヲ用ヒス

一、券ヲ見テ門ヲ入レ券ヲ収テ門ヲ出ス若シ券ヲ遺失スル者ハ更ニ一枚ヲ買テ償フヘシ此券ハ必一人一枚ニ限ルヘシ互ニ貸借スヘカラス

一、小学教師等生徒ハ無料ニテ通券ヲ渡シ展覧セシムヘシ

一、神庫ノ宝物往古秘蔵ノ名剣珍器等伝来ノ古文書等ハ無料ニテ展覧ヲ許ス

……（後略）

このことから第２回の太宰府博覧会の入場看客員数表（第２表）にて、各日数男女と総数が把握できる。ただし、それは料金を支払人数で、総人数は１万2,705人であったことが理解できる。例外として、小学生や嬰児等の人数がはいっていない。これに３千人程度上乗せした数が妥当ではなかろうか。また、９月20日の初日には宰府村の住民には無料で展覧させている。欄外に「宰府村中無見料ニテ展覧セシム凡千人余

一、凡九百七十人余　　小学校生徒

と記入されているからである。

この博覧会の“うわさ”が博多周辺地区に広がった10月頃から人出が増加している。

『福岡県地理全誌』によれば、明治10年頃の人口を抜粋してみると、宰府村689戸で3,244人その周辺部の村207戸で854人である。近隣の二日市村は143戸で712人[25]で、周辺地域を巻込んだわけで、村の大半のものが見学していたと考えられる。第１回目と第２回目と相違する点は、１回目は無料で、２回目は有料であったことである。[26]

博覧会の会場は太宰府神社の西高辻信巌居宅（現、延寿王院）で、警備の人数の諸々[27]を入れたわけで、第２表の博覧会の入場者の日々の動きを吟味することが必要である。[28]

博覧会の収入については、単純に入場料だけで計算すると合計425円64銭となる。これに県からの補助金500円が出ている。

第３回の太宰府博覧会は1875年（明治８）３月20日から４月18日まで実施されたという。[29]

目録及び詳細は不明である。ただ一言いえることは、柳の下の二匹目の泥鰌をねらって行ったもので、すなわち、以下の文書によって理解できる。

太宰府再設博覧会看客員数表

〔博覧会看客員数表〕七年ノ再設ニ係ル

月日	男員	女員	総人員
九月廿一日	十八人	九人	廿七人
同 廿二日	廿二人	十一人	卅三人
同 廿三日	四十六人	八人	五十四人
同 廿四日	五十人	十一人	六十一人
同 廿五日	七十一人	二十人	九十一人
同 廿六日	八十人	廿四人	百四人
同 廿七日	四十四人	廿二人	六十六人
同 廿八日	四十八人	十二人	六十人
同 廿九日	九十四人	卅七人	百卅一人
同 三十日	五十七人	十四人	七十一人
十月 一日	九十八人	廿五人	百廿三人
同 二日	七百八十一人	三百八十一人	千百六十二人
同 三日	五百八十二人	二百 六人	七百八十八人
同 四日	二百六十八人	百十九人	三百八十七人
同 五日	九百二十二人	三百七十八人	千 三百人
同 六日	五百六十八人	二百九十一人	八百五十九人
同 七日	三百四十四人	二 百人	五百四十四人
同 八日	五百九十六人	三百五十四人	九百五十人
同 九日	二百六十三人	百七十人	四百卅三人
同 十日	七百二十人	四百三十一人	千百五十一人
同 十一日	二百九十一人	百二十人	四百 十一人
同 十二日	二百 五人	百五十四人	三百五十九人
同 十三日	百九十三人	百 八人	三百 一人
同 十四日	百五十七人	七十六人	二百三十三人

月日	男員	女員	総人員
同 十五日	百四十一人	八十七人	二百廿八人
同 十六日	百七十人	七十五人	二百四十五人
同 十七日	百十五人	六十人	百七十五人
同 十八日	百九十八人	百廿八人	三百廿六人
同 十九日	百六十七人	二十二人	百八十九人
同 二十日	六十二人	四十三人	百 五人
同 廿一日	八十七人	四十三人	百三十人
同 廿二日	五十七人	二十九人	八十六人
同 廿三日	五十三人	十九人	七十二人
同 廿四日	七十二人	十八人	九十人
同 廿五日	百廿二人	七十一人	百九十三人
同 廿六日	八十三人	三十七人	百二十人
同 廿七日	七十九人	十九人	九十八人
同 廿八日	五十四人	二十人	七十四人
同 廿九日	二十五人	二十五人	五十人
十一月 一日	四十七人	十四人	六十一人
同 卅一日	四十八人	十五人	六十三人
同 三十日	四十八人	三十人	七十八人
同 二日	六十人	二十八人	八十八人
同 三日	百十一人	四十四人	百五十五人
同 四日	三十人	十六人	四十六人
同 五日	五十人	二十六人	七十六人
同 六日	六十六人	四十七人	百十三人
同 七日	六十三人	十二人	七十五人
同 八日	五十一人	十九人	七十人
合計日数 四十九日	男員 八千五百七十七人	女員 四千百廿八人	男女総員 一万二千七百五人

外ニ
九月廿日　宰府村中無見料ニテ展覧セシム凡千人余
一　凡九百七十人余　小学校生徒

第2表　第2回太宰府博覧会入場看客員数表（明治7年）
福岡県教育百年史より

借用物品の返納延期を認められる文章である。それは

〔明治７年12月（欠）日〕　太宰府博覧会借用物品返納延期ヲ東京博覧会事務局へ照会セリ

〔本県照会〕

先般当管内太宰府博覧会へ拝借物品ノ儀ニ付別紙（別紙略之）ノ通同社ヨリ及出願候右ハ折角来春開場陳列ノ筈ニ付願ノ通来明治八年五月五日迄返納延期御聞置相成候様致度此段申進候也。

〔東京博覧会事務局回報〕十二月廿三日

其管下太宰府博覧会場へ拝借品返納方之儀ニ付被申越候趣承知致来明治八年五月迄返納延期承置申候右ハ回答如斯候也

上記の文書で、借用品は明治８年５月迄に返却する様にということで、日付は前年の12月23日付である。このことから第３回の太宰府博覧会が実施される下準備が整った次第である。

このことを受けて、明治８年３月３日付、県の第65号で福岡県令渡辺清によって、博覧会の期日が公的に許可され、布告された。[30]

第３回の太宰府博覧会は、展示品については前回のものが中心で、あまり好評ではなかったと思われる。詳細なる資料等を追うことができなかった。第１回の展示目録を使用して展示品の分析を行ないたい。

第１回の展示目録は２分冊で、展示目録として１冊を出した後に追加目録を出して２冊となっている。**（第２・３図）**

１冊目は博覧会目録と標記され、展示項目604で、２冊目は博覧会追加目録と書かれ、展示項目134で折本様式になっている。[31]展示項目の合計は738項目となる。

前述に挿図図版の一覧**（第４図）**で表示したもので、現在も太宰府天満宮の所蔵の、天国剣と雲版は指定文化財である。

天国剣　重要文化財毛抜形太刀１口（長さ68.3ｃｍ）で、平安時代のもの、鎬造丸棟造りで、茎をそのまま柄として作り、柄間にも毛抜形の透しがある。毛抜形太刀は衛府の官人が佩用した太刀。この刀は1578年（天正６）大友、島津の兵乱で本殿が炎上した際火中し、鎺元で折れたのを鋲留している。この種のものは少なく、知見せられるものには、奈良市春日大社（国宝）、伊勢市伊勢神宮（重文）のものがある。

雲版　鎌倉時代（1187年文治３）の作、県指定文化財。縦27.2ｃｍ。鋳鉄製で全体がほぼ円形、こぢんまりとまとまった格好の雲版。頭部は比較的太く、その頂は三弧の花先形に開く。胴部は左右に各１個の切り込みを入れて三弧に分け、肩部左右は内側へ大きく刳り込んで渦巻状につくる。外まわりの縁は覆輪をつけたように太い。撞座は蓮花紋で両面にあり、その位置はやや高い。頭部下方寄りに玉縁のある釣り手の孔がある。なお、この釣り手孔のほかに、頸部と胴部下方に各１個

の小孔がある。一方の面の胴部の縁近くめぐって「奉寄進安楽寺文治三年八月日」、他方の面の撞座の下方に「和泉」の文字を鋳出す。文治３年の年号は、現存の紀年銘のある雲版のうちで最も旧いものである。

民俗資料としての追儺面や三聖像とも天満宮の宝物殿に収蔵されている。

聖一国師筆の鎌倉時代の仁治２年（1241）看板で御饅頭所（**第５図**）と書かれたもので、この看板は黒田藩が所有していたが、現在、東京にある虎屋の虎屋文庫に所蔵されている。これのレプリカは福岡市の西区の西新百道、松屋菓子舗の店頭に展示されている。

古代鉾通心寺蔵として図示され、刃部が欠損した状態の青銅武器について、分析をこころみたい。

博覧会の目録の中で、青銅武器を上げてみると

①通心寺蔵　　神代鉾　1　（図示されたもの）
②竈門山宝物　　神軍鉾　1　（目録）
③西高辻氏蔵　　古代鉾　6　（目録）
④住吉社蔵　　古代鉾　11　（目録）
⑤山崎氏蔵　　古代鉾　1　（追加目録）

が上げられている。５項目で20本を数える。

これを日本青銅武器出土地名表[32]で調べてみると

①は目録には通心寺の名はなく、挿図だけである。地名表からは通心（しん）寺ではなくて通津（しん）寺のまちがいではないか、正式には出土地は福岡市博多区板付通津寺境内で矛５口の中の１口で、地名表では現存せずとなっている。通津寺の過去帳に出土記載がある。図で示されたものは広形のもの[33]で、現在まで実体が不明であったのが若干これで理解ができた。

②は出土地不明戈１口、中広のもので茎に文様あるもの[34]、現在も竈門神社所蔵。

③は太宰府市片野山出土のもので戈11口、中広で太宰府天満宮の１口他は現存せず天明４年発見[35]。ここでは西高辻氏蔵となり６口が展示されている。１口のみ太宰府天満宮に存在するものか。

④は福岡市博多区住吉町住吉神社付近出土の11口、その内分けは矛５口中細で、戈６口も中細である。11口は一括出土した公算が強い[36]。

第５図　御饅頭所看板（聖一国師筆）
（茨城県立歴史館くらしの中の看板展より）

⑤については出土地不明、詳細についても不明である。

また目録の中で観世音寺から出品されていた。陵王面２と納曽利面１については、現在重要文化財に指定されているものである。

他に経筒等を含め考古資料があるが出土地等の記載がないのと、個人蔵が多いため追究が不可能であった。

後日、第１回・第２回の展覧したもの中で、出品目録として挿図の下図を利用したものを、1884年（明治17）に『太宰府廿四詠』と『太宰府十二勝』を太宰府神社の門前町で“宰府みやげ”として刊行したもので、案内記をも兼ねたものである。これを製作した人達は当時の門前町の文化人であった西高辻信巌・吉嗣梅仙・拝山・秀山等が関与していたと考えられる。

その奥付を見ると、

明治十七年五月十六日　　版権免許

同　　年六月　　刻成

編輯人　　福岡縣平民　　拝山

吉嗣達太郎（印）

福岡縣御笠郡太宰府村九百七十番地

出版人　　同縣平民

藤井孫次郎（印）

福岡縣福岡区博多中島町六十六番地

第６図　『太宰府廿四詠』と『太宰府十二勝』（挿図を下図と利用している）

太宰府市史より

近代博覧会の一様相

発兌　筑前太宰府聖廟傍

暗香舎　（印）

と記載されている。

この太宰府博覧会は、太宰府の近代化に寄与しているもので、福岡県における文明開化の一歩として考えられ、これがひいては九州国立博物館の誘致運動としての第一歩であったと拝察される。

5. おわりに

九州国立博物館の開館は、2005年（平成17）10月16日であった。開館日の入場者1万3千人であった。開館記念特別展（「美の国 日本」）43日間の入場者は44万1,938人を記録している。

九州国立博物館の概要は、建築面積14,623㎡、延床面積29,999㎡で地下2階、地上5階で斬新なデザインで、上から見ると、一見カマボコ形を呈しているもので、屋根は青色を基調としてウェーブを持たせている。

アクセス道路は東西南北に4ヶ所あって、北側アクセス道は、太宰府天満宮から隧道によって導かれている。

前述の如く明治6年に近代的な博覧会が開催され太宰府天満宮（太宰府神社）の境内から指呼の間に位置するわけで、今後の九州国立博物館の動きが将来にわたって期待と願望との間に、どのような動きをなすか、今後の問題となってくる。

将来の研究者が、九州国立博物館の開館展の目録を使って、論究をしたためるのを期待しつつ筆をおくことにする。

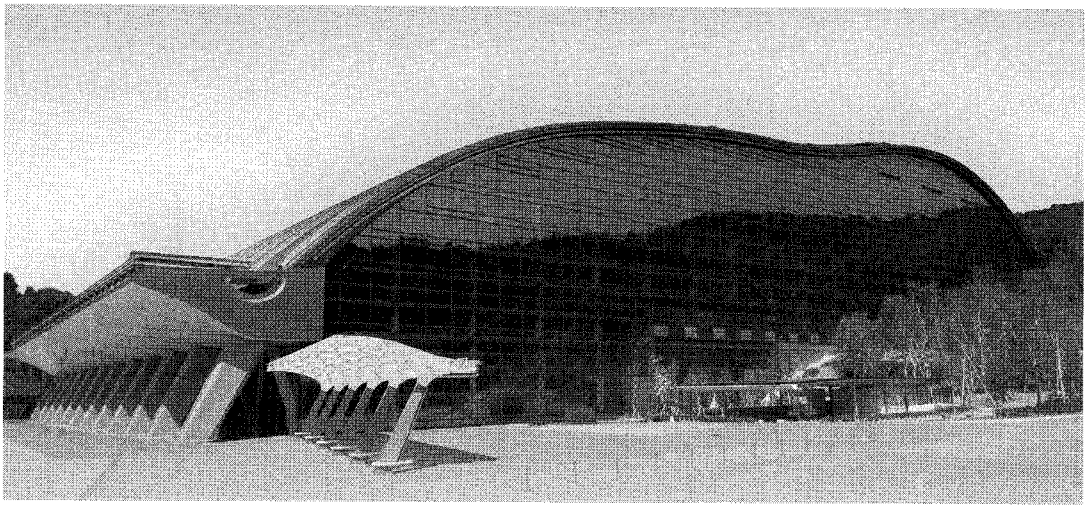

第7図　九州国立博物館　全景（西より）

付記

本論を草するあたり、福岡県立図書館郷土資料課森田千恵子氏、北九州市立いのちのたび博物館日比野利信氏、太宰府市史編纂室重松敏彦氏、太宰府天満宮等にお世話になった。

大方の御批判をいただければ幸いである。（H17．秋了）

（九州歴史資料館参事）

註

（1） 吉田光邦監修『万国博の日本館』
寺下勍「博覧会年表」イナクス　1990より

（2） 竹内保徳（1806～不明）　江戸後期の幕臣。勘定奉行兼外国奉行　1861（文久元）年遣欧使節の正使として渡欧・英・仏・独以外各国政府に対して、江戸・大阪・兵庫の開港5年延期、輸入税5分減などの交渉に成功。1854（安政元）年箱館奉行、1864（元治元）年大阪町奉行に、以後閑居した。

（3） オールコック（1807～97）　英国の外交官、幕末の駐日大使。1858（安政5）年日本駐在総領事に任ぜられ、翌年6月に江戸着任・公使となり、61（文久元）水戸浪士に襲われたがのがれ、駐日外交団の指導的立場にたった。両都（江戸・大坂）両港（兵庫・新潟）の開市開港問題・四国連合艦隊の下関砲撃などを主導したが、下関砲撃が本国政府を承認を得ていなかったが、英国の対日政策を示すものとしてきわめて重要である。65（慶応元）清国公使に、71年外交官生活を引退しその後王立地理学協会長をつとめる。彼の対日政策および行動は在日3年間の記録として『大君の都』に詳しい。

（4） 寺下勍「博覧会年表」イナクス　1990　P78－82
山本光雄『日本博覧会史』理想社　1973
吉田光邦監修『万国博の日本館』思文閣　1986

（5） 国立国会図書館編「人と蔵書と蔵書印－国立国会図書館蔵本から－」国立国会図書館　2002　雄松堂出版　P293

（6） 副島邦弘「福岡県博物館史」　國學院大學博物館学紀要第13輯　1989　國學院大學博物館学研究室　P9－24

（7） 栗本鋤雲（1822～97）　旧幕臣・新聞記者。名は鯤、通称瀬兵衛、鋤雲は号。別号匏庵。江戸の人。奉行組頭・学問所頭取・外国奉行を歴任。江戸幕府倒壊直前の幕閣内親仏派の巨頭。1873（明治6）年郵便報知新聞社編集主任。名記者として成島柳北・福地源一郎らとともに知られる。主著「匏庵遺構」

（8） 日置昌一「博覧会の起源」『話の大事典』名著出版　復刻　1983　P418

（9） 東京文化財研究所編　『明治期府県博覧会出品目録（明治4年～明治9年）』独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所　2004

(10) 註８に記述されているが、明治５年文部省博覧会で配布された刷物である。

(11) 日比野利信「宰府博覧会と菅公ノ千年祭」『太宰府市史　通史編別編（「古都太宰府」の展開）』太宰府市　2004　P33

西日本新聞社編『福岡県百科事典』の中で恒成勝弘「太宰府博覧会」の説明文では第２回までの説明あり。

(12) 町田久成（1838～97）　わが国博物館の創設者。島津氏の門族。イギリスに密航留学３年、パリ万国博覧会の開会式に参加、維新後長崎裁判所判事、外務省が設置されると外務大丞となり、集古館建設を建議、文部省設置にともなって文部大丞となり、蜷川式胤・内田正雄らと正倉院以下、東海・近畿地方古社寺宝物調査を行うなど文化行政に専念、内務省に博物館が置かれると初代博物局長となり博物館建設を提議し創立するとともに万国・内国勧業博覧会などの博覧会事業に尽力した。東京国立博物館本館の裏庭にその功績を顕彰碑がある。

(13) 『古器物保存方』 1871（明治４）年５月23日布告のその内容である。

(14) 国での文化財保護のための最初の悉皆調査のはじまりである。

(15) 福岡県立図書館蔵　竹田文庫2049の登録番号でマイクロ化されている。大倉種教文庫は大正12年（1923）９月に大倉喜太郎が寄贈したもので、竹田文庫より残り具合は良好である。大倉種教は大倉種周の長男である。喜太郎は孫にあたる。

大倉種周のことについては、副島邦弘「内閣文庫大倉喜太郎献納本について」『森貞治郎博士古稀記念古文化論集』1982　P1517－1525に詳しい。

(16) 吉嗣梅遷・拝山・秀山等がこの博覧会に絵師等として関与していたと思われる。落款・印章に注意のこと。

(17) 註９と同じ、太宰府博覧会については明治６年と明治７年の２回分が記載されている。３回目はなし

(18) この博覧会の主催者は太宰府神社の神官・戸長や宰府村の有力者である。註11を参照のこと。

(19) 石瀧豊美　「博覧会事始め－『維新雑誌』の太宰府博覧会記事－」『県史だより』第68号　福岡県地域史研究所　1993　Ｐ５－６

(20) 詳細については註９のＰ515－520を参照のこと

(21) 詳細については註11の日比野論文を参照にされたい。

(22) 福岡県教育百年編纂委員会『福岡県教育百年史』第１巻資料編（明治Ⅰ）福岡県教育委員会　1977　Ｐ116－Ｐ129に詳しい。

(23) 1874（明治７）年台湾の原住民高砂族による琉球漁民殺害を口実にして、日本は出兵。清国から償金を得て和約（征台の役）となる。

(24) 註22を参照のこと

(25) 福岡県『福岡県地理全誌』（５）福岡県史近代資料編　1993年３月　御笠郡・那珂部席田郡である。

御笠郡の一部を使用した。

(26) 註22の中（15）太宰府再設博覧会会場規則を定の中にある。

(27) 註22の中（５）開場取締のため捕亡手目明各２名派遣する。

(28) 註22の中（17）太宰府再設博覧会看客員数表がある。

(29) 註22の中（18）借用物品の返納延期が認められた。これによって第３回の博覧会が実施されたと考えられる。

(30) 太宰府市史編纂室　斎藤家文書「明治八年御布告写」 太宰府市史編纂史料

(31) 太宰府市『太宰府市史　通史編別編（「古都太宰府」の展開）』2004　図版３より

(32) 日本出土青銅武器地名表で一番の見安が岩永省三「日本青銅武器出土地名表」『青銅の武器－日本金属文化の黎明－展』図録　九州歴史資料館　1980　で、備考の註書が大切である。若干古いが、これ以後の出土例を加えたものが刊行されているが不詳である。

(33) 註32の地名表では福岡県16通津寺過去帳に出土の記載ありと備考に書いてある。博覧会日録図版で理解できる。広形のもの。

(34) 註32の地名表では福岡県51である。

(35) 註32の地名表では福岡県50である。

(36) 註32の地名表では福岡県18である。神社伝世品につき詳細不明。

(37) 九州国立博物館の入場者が100万人をこえたのは、平成18年（2006）２月19日であった。（新聞発表各紙）

野外博物館研究小史

The Histry of Open Air Museum Study

落　合　知　子
OCHIAI Tomoko

はじめに

世界で最初の野外博物館といわれるスカンセン野外博物館が、1891年スウェーデンのストックホルム郊外に開設された。1960年には我が国でも最初の野外博物館とされる日本民家集落博物館が、大阪府豊中市服部緑地公園に開館した。これらは野外博物館の代表格といえるものであるが、野外博物館という名称も戸外博物館、路傍博物館等と呼称されているように統一されてきたわけではなく、野外博物館の概念はとても広い範囲に及ぶものである。

本稿では野外博物館の提唱者たちがどのように野外博物館を捉え、博物館の概念として位置付けたかを考察していくものであり、さらに博物館学ではこれまであまり採り上げられなかった南方熊楠の論についても考察していくものである。

1．南方熊楠

我が国において南方熊楠は粘菌学者としてその名を知られており、幼少の頃から学問を好み、八歳頃から遠くても本があるとなれば、走り借覧しては記憶して帰り、反故紙に写し出して繰り返し読んでいた。その中に『和漢三才図会』、『本草綱目』、『諸国名所図会』、『大和本草』などがあることからも、植物学はいうまでもなく幅広く博物学への素養があったことを窺い知ることができる。中学時代からは動植物の採集・調査、大学予備門時代には土器・石器・人骨採集・動植物の標本製作を精力的に行い、日頃から上野の動物園、博物館、図書館、浅草公園の水族館、小石川植物園などにも通っていた。アメリカ・サンフランシスコに留学中も大学博物館、図書館に通い、学問を深めていったのである。

明治25年９月にロンドンに渡航した時も博物館、動物園を訪ね歩いている。翌明治26年９月、骨董商人片岡政行の紹介で大英博物館古物学部長Ａ・Ｗ・フランクス、同部長Ｃ・Ｈ・リードに会い、博物館に出入りする機会を得たのである。のちに大英博物館の東洋部調査委員に採用され、ひたすら研究に没頭するが、大英博物館の役人と喧嘩をし、相手の鼻の先を噛み切るという事件を起こし、博物館から追放されることになる。この免職は間もなく解かれ再勤務するが同様の喧嘩から本当に

クビになってしまう。しかし、英国の科学雑誌「ネーチュア」の創刊25年記念号にハーバート・スペンサー、マックス・ミラー、チャールズ・ダーウィンたちといっしょに熊楠の論文が発表され、世界の熊楠としてその名を轟かせ、数々の業績を残した。その中でも熊楠が情熱を注いだのは大英博物館の東洋部書籍目録の編纂で、莫大な数の図書に一つ一つ外題をつけ、著者伝、年代を詳記したり、鴨長明の『方丈記』を英訳したり、南ケンシントン美術館では、日本画本目録編集を大成するなど博物館人としての業績も著しいものであった。

帰国後、熊楠は社会復帰をせずに、那智の山中に籠もり自然の観察・採集・研究に明け暮れ、3年後の明治37年9月、熊野植物調査を完了して山を下り、南紀州の田辺で暮らし始めた。熊楠の民俗学研究はこの地で急速に充実していった。のちに熊楠は神社合祀令に命を賭けて闘うことになるが、この田辺町で発生した当時田辺の表玄関ともいうべき汽船の発着所のある台場公園売却問題で、すでに自然保護を力説していた。毛利柴庵の『牟婁新報』に投稿した長大な論考は、植物学上貴重な菌類の宝庫が破壊されないよう、また景観を護らなければならないという、当時の日本では現代社会ほど行き渡っていなかった自然保護思想というものを強調したものであり、古祀・古社の保存と神社林の保護はそれに劣らず重要なことであると訴えたものであった。

明治39年12月、当時の西園寺内閣内相の原敬が神社合祀令を発令し、神社は一町村につき一社にまとめる方針を打ち出した。この時点では地方の実情にそって、破壊的な行動は慎むべきであると通告していたが、内相が平田東助に代わるとその訓令を厳格に実施するように命じたのであった。その結果、廃社となった神社の樹叢は民間に払い下げられ伐採されるといった事態が生じ、私腹を肥やす官吏や神職まで現れたのである。合祀による神社の廃止と神林の伐採は三重県、和歌山県で顕著となり、多くの神社が廃社となり、巨木・老木が切り倒されていった。

熊楠の研究対象である粘菌・苔類・菌の多くは自然林としての神社林に保護されており、「小生畢生の事業の中心基礎点たる神林を潰しにかかるなどは言語道断」であり、田辺町内の由緒ある神社が無差別に合祀の対象となるに及んで、熊楠は研究を放擲して神社合祀反対運動に全てを賭けていったのである。熊楠は神社合祀問題関係書簡を多く残しており、その書簡の中にいくつかの重要な言葉が使われているので紹介したい。

i．史跡保存

古書の保存よりもずっと大事なのが古蹟名称天然記念物の保存で、天然記念物のことはしばらく措き、古蹟と名勝が国民の感化に口筆の企て及ばざる力を有するは、玄奘の『西域記』に、「妙理は幽玄にして、言談の究むるところにあらず。聖迹は昭著にして、足趾相尋ぬべし」と言った通りだ。また、和歌山城を破壊し、平らげてイタリア式・フランス式の公園をつくることへの反対や、日光街道の並木を全伐することへの反対を唱えた。(大正四年七月十五日『日本及日本人』)

小生は神教ごときものに別に関係なく候えども、わが国の古蹟を保存するは、愛国心を養う上において、また諸般の学術上はなはだ必用のことと思う。(明治四十四年六月、柳田国男宛書簡)

英国の treasure trove の法に倣い、土器、石器、そのほか土中より掘り出す考古上の品は、一切皇室の物とし、その筋へ献上し、その筋にて御査定の上、大学または帝室博物館へ留め置かれ、さまでにもなき品は本人に下付して随意に売却せしめ、また社地より出たるものは、これをその社に下付して神宝とし、永久保存せしむること。(明治四十四年八月二十九日、松村任三宛書簡)

わが国の神社、池泉は、人民の心を清澄にし、国恩のありがたきと、日本人は終始日本人として楽しんで世界に立つべき由来あるを、いかなる無学無筆の輩にまでも円悟徹底せしむる結構至極の秘密儀軌たるにあらずや。加之、人民を融和せしめ、社交を助け、勝景を保存し、史蹟を重んぜしめ、天然記念物を保護する等、無類無数の大功あり。(明治四十五年二月九日、白井光太郎宛書簡)

史蹟というは、高名の人や大合戦の蹟、また有名なる詩歌に著われた場所のみ保存すべきよう考うる人多きも、実は然らず。近時欧米に民俗学勃興し、政府も人民も熱心これに従事し、英国にては、昨年の政治始めに斯学の大家ゴム氏に授爵せり。たとえば吾人文字を知りて後のことは、日記、書簡等によりて考察し得べきも、文字を知らず、記憶確かならざりし幼年のことは、里閭の伝説や幼児の玩具や参詣場を観察して明らめ得るがごとく、史書に洩れたることを、史書以外に考覈するが民俗学の務めなり。(明治四十五年『日本及日本人』「神社合併反対意見」)

古跡・名勝を保存することは、無類無数の大功ありと述べていることからも、博物館学的な思想を強く読み取ることができるものである。棚橋源太郎も述べているように、遺跡保存・史蹟整備は広義の野外博物館として捉えられるものであり、当時からその保存を訴えていた点に着目しなければならない。古い来歴のあるものは民俗学的にも価値のあるものであり、保存する必要性があること、児童教育上も有益なことを述べていたのである。

ii. エコロジー

熊楠は次の二通の書簡にエコロジーという言葉を使っている。

エコロジー等の論も委しきことは当分でき申さず(明治四十四年十一月十二日、柳田国男宛書簡)。

ご承知ごとく、殖産用に栽培せる森林と異り、千百年来斧斤を入れざりし神林は、諸草木相互の関係はなはだ密接錯雑致し、近ごろはエコロジーと申し、この相互の関係を研究する特種専門の学問さえ出で来たりおることに御座候。しかるを、今無智私慾の徒が、単に伐採既得権

云々を口実とし、是非に、かかる希覯の神林を、一部分なりとも伐り去らんとするは、内外学者に取りても、史蹟名地のためにも、はなはだ惜しまるることに有之。(中略) 学問は一人の私事にあらず。只今言うところのごときは、小生一人の損失は、すなわち学者全団の損失なり。されば、神社合祀の濫行は、愛国心の基底たる愛郷心の破壊にて、社殿を破り神林を伐るは、取りも直さず、本邦守護の諸神祇の威を殺ぎ、民に破壊思想を注入するものに外ならざる等、合祀反対の理由は一朝にして述べ尽すべきにあらずといえども、わが国の損は他邦の得にして、此方の隙は彼方の乗ずべき機なれば、それらのことは一切黙して言わず。ただただ世界学術開進の上より見て、本県神社合祀と、これに偕い行なわるる古蹟、古物、名勝、神林の破壊濫伐は、尋常ならざる罪悪事なる由を縷述し、欧州著名の人士に質し、その連著して一篇の告文をわが政府へ遺られんことを求めんとす。(明治四十四年十一月十九日、川村竹治宛書簡)

我が国のエコロジストの先駆者としてまず挙げられるのが熊楠であるが、熊楠の生涯において学問のみならず、神社合祀反対運動全般にもこの思想が強く現れていた。また、当国第一の珍植物多き神島の伐採に対し、それらを保安林にして残すべく請願し尽力をつくしたのである。この神島の自然保護に対して樫山茂樹は、「神島行幸について道を切り開いたことに南方先生は反対された。今日では富士登山道や江須崎周誘道の開通で、採光とか倒木の異変が森の調和を破り、植生や動物の生息地の自然破壊をしたことは周知の常識となっている。このことを明治の末年に指摘警鐘されているわけである。一つの森、一つの池は、多くの生物の共同体として有機的に相関連して機能していることを認識いたしたい。(中略) つまり環境の全体的保全という着想である。」と述べている。

環境破壊、環境保全が盛んに問われている現代社会であるが、その当時まだ日本国民がこのような意識を持ち得なかった時代に、熊楠は神林伐採によって水は濁り、地は涸渇し、鳥獣絶滅し、それによって害虫が繁殖し、特に紀州では蟻吸という白蟻を食う有益鳥も渡来しなくなることを懸念している。つまり生態系が狂うことを早くから指摘し、強く国家に訴えていたのであった。

結果的にこの神社合祀反対運動によって多くの自然が残されたのであるが、熊楠の意見が反映されずに日本各地では開発が進み、数え切れないほどの自然、史蹟、町並み等が失われていったことも事実である。今になってようやくエコロジー、世界遺産等などが叫ばれるようになり、その中で熊楠も話題に上るようになったが、近年観光客による保存後の環境破壊、生態系破壊という大きな問題に直面しており、慎重なる対応策を考えなければならない。

iii. 景観論

ドイツなどには、勝地の電線を地下に架せしめおるに、近く電気鉄道を和歌浦絶景の所に串かんとす。(中略) 神社は欧米の公園に匹敵するものなりと聞き、神林を濫伐し、社後の山を開き、遊宴婬蕩の地と化し去る風盛んなり。こは欧米にも天然風景の公園を最も貴ぶを知らず、公園とは必ず浅草公園のごとき雑閙群集するものと心得違いたるに出づ。(明治四十五年『日本

及日本人』「神社合併反対意見」)

わが国は木造の建築を主とすれば、彼方ごとき偉大耐久のもの少なし。故に両大神社を始め神社いずれも時をもって改造改修の制あり。欧米人の得手勝手で、いかなる文明開化も建築宏壮にして国亡びて後までも伝わるべきものなきは真の開化国にあらずなどというは、大いに笑うべし。(中略) わが国の神社、建築宏大ならず、また久しきに耐えざる代りに、社ごとに多くの神林を存し、その中に希代の大老樹また奇観の異植物多し。これ今の欧米に希に見るところで、わが神社の短処を補うて余りあり。(明治四十五年二月九日、白井光太郎宛書簡)

本邦に神社ほど勝景に関係あるものなきは欧人も知るところにて、わが国のごとき薄弱不耐久の建築にては、いかに偉大なる建築を施すも、到底、ローマ、アッシリア、インド、回々教国の石造、煉瓦造のものに及ぶはずなし。(中略) 欧州の寺院等は建築のみ宏壮で樹林池泉の勝景の助くるないから、風致ということ一向なし、というも至当の言なり。(明治四十四年八月二十九日、松村任三宛書簡)

外人が常に古書のみを読みて、現今観る能わざる風景雅致を、日本で目撃し得と嘆賞措かざるところあり。菊池幽芳氏が、欧州の寺院は建築のみ宏壮にして樹林池泉の風致なく、心底から有難味を感発せしむるに足らず、と言えるは至言なり。ドイツのエー・フォン・ヤンゾン、伊勢の大廟に謁せる感想の記に、「もし周囲の森なくしてかかる建築を想像せば、誰かその神聖なるを想う者あらんや。実にかくのごとき古朴の神殿が神霊化さるるは、全く周囲の太古的森林に基づく。これ欧州の建築と大いにその趣きを異にするところなり。ギリシャの神殿、また中世紀の殿堂は、常に独立して周囲の天然と相関するところなし。しかるに日本の古代の神霊なる建築は、常に四囲の天然と密接なる関係を持つ」と述べたりとか。(明治四十五年『日本及日本人』「神社合併反対意見」)

近年になって我が国の重要伝統的建造物群、及び歴史的町並みの一部でも電柱地下埋没という方法が採られるようになり、景観の配慮がなされるようになってきた。しかし欧州においてはすでに百年以上も前からそのような意識のもとに町並みの景観を整備してきたわけである。確かに欧州の建築物は石造りであり堅強であるため保存はされやすい。言うまでもなくその石の文化に比較して、我が国の木の文化は保存されにくいが、日本では日本の風土に合わせた保存法がなされており、何よりも樹木等の環境とともに残されてきたことに意義がある。我が国の建築物は常に自然と密接な関係にあり、外国の建築物は荘厳ではあるが、自然を伴わない風致に欠けものであることを強調したものであった。

iv. 教育

合併社趾の鬱蒼たりし古木は、伐り払われ、売られ、代金は疾くに神事以外の方面に流通し去られて、切株のみ残りて何の功もなし。古木などむやみに伐り散らすは人気を荒くし、児童

に、従来あり来たりし旧物一切破壊して悔ゆることなかるべき危険思想を注入す。いわく、最も不埒なるは、神殿、拝殿等、訓令の制限に合わぬ点を杉丸太で継ぎ足し、亜鉛葺き等一時彌縫をなし、いずれ改造する見込みなり、当分御看過を乞う等で、そのまま放置する。

古い古いと自国を自慢するが常なる日本人ほど旧物を破壊する民なしとは、建国わずか百三十余年の米国人の口よりすら毎々嗤笑の態度をもって言わるるを聞くなり。(中略) 学校教育などの及ぶべからざる大教育ならん。(中略) 風景ほど実に有用なるものは少なしと知るべし。(明治四十五年二月九日、白井光太郎宛書簡)

わが国の神社は、これ本来の公園に神聖慰民の具をそなえたる結構至極の設備と思い、外国人が毎々羨む通り、さしたる多額を費やさずに、村々大字大字に相応の公園あり、寺院あり、加うるに科学上の諸珍物を生存せるアサイラムとして保存されたきことなり。たとい樹林を伐り、建築を滅するも、いたずらに破壊乱伐の悪気象を児童鈍夫につぎこむのみ。その売上高は、決して樹木、神宝、生物、勝景、をそのまま保存し、不識不知のあいだに、良朴、愛国、剛毅、不動の国風を村夫児童に教えこむの大財産たるに比すべきにあらず。(明治四十四年八月二十九日、松村任三宛書簡)

環境破壊の進んだ現代社会において自然教育の大切さが問われるのは当然であるが、当時まだ自然が多く存在する環境の中で、熊楠が自然保護を命懸けで訴えつづけたのは、外国文化に実際触れてきたことによるものであろう。外国の文化を盛んに採り入れようとした時代に、外国文化に傾倒せず、日本文化が何よりも勝ることを訴えていたのであった。また児童教育にも自然のみならず、古くからの我が国の伝統文化が一番大切なことを説いていることにも注目したい。まさにこの考え方は現代の博物館教育に通じるものであろう。

v. 野外博物館

本論で最も注目すべき点は、熊楠の書簡に見られる野外博物館という言葉であるといえよう。我が国で野外博物館を体系付けた新井重三は、1989年博物館学雑誌第14巻第1号・第2号合併号の「野外博物館総論」で次のように述べている。

野外博物館という日本語の名づけ親は誰なのだろう。そこで日本における博物館学の創立者である棚橋源太郎の著書を調べてみたが発見することが出来なかった。棚橋は関連語として「戸外展覧」、「戸外博物館」、「民俗園」、「公園博物館」、「歴史的家屋博物館」、「戸外文化史博物館」、「考古学園」、「偉人記念の家博物館」といった言葉を使用しているが、これらに対応する欧米語はすべてあることから類推すると、これらのすべては欧米語の翻訳語であることがわかる。すなわち、野外博物館と訳すにふさわしい欧米語はその当時も存在していなかったことが解る。棚橋よりやや遅れて日本の博物館学界に木場一夫が登場する。彼の名著「新しい博物館(1949)」の中に「野外博物館」なる文字を発見した。この著書の第10章、「路傍博物館」の項目の中で彼

は次のように述べている「路傍博物館とはアメリカ博物館協会、戸外教育委員会委員長であったDr. Hermon Carey Bumpusによって命名されたもので1921年にヨセミテ渓谷に誕生したのが世界の中の第1号である。そして、路傍博物館（Trailside Museum）は、野外博物館であるということを寫實的に暗示している。すなわち、野外博物館の本質的な特徴は、環境が説明されるべき対象を提供していることであり、そこでは自然が地形・地層・野生生物あるいは人類が残した考古学的または歴史的遺跡の展示を供給しているのである。」彼はアメリカの国立公園の中にある路傍博物館（Trailside Museum）に着目し、それを野外博物館として位置づけると共に、自然系のものばかりでなく人文系の戸外（Open-air Museum）も含めて野外博物館と呼ぶべきであると提唱している。しかし、野外博物館のルーツにはふれられていないので確認はできないが、筆者が文献の上で調べた限りでは「野外博物館」の名づけ親は木場一夫ということになる。

というように、木場一夫が我が国で最初に野外博物館を提唱したと述べているが、南方熊楠は1912（明治45）年に白井光太郎宛書簡の中で野外博物館を論じている。

日本の誇りとすべき特異貴重の諸生物を滅し、また本島、九州、四国、琉球等の地理地質の沿革を研究するに大必要なる天然産植物の分布を攪乱雑糅、また秩序あらざらしむるものは、主として神社の合祀なり。本多静六博士は備前摂播地方で学術上天然植物帯を考察すべきところは神社のみといわれたり。和歌山県もまた平地の天然産生物分布と生態を研究すべきは神林のみ。その神林を全滅されて、有田、日高二郡ごときは、すでに研究の地を失えるなり。本州に紀州のみが半熱帯の生物を多く産するは、大いに査察を要する必要事なり。しかるに何の惜しげなくこれを滅尽するは、科学を重んずる外国に対して恥ずべきの至りなり。あるいは天然物は神社と別なり、相当に別方法をもって保存すべしといわんか。そは金銭あり余れる米国などで初めて行なわるるべきことにて、実は前述ごとく欧米人いずれも、わが邦が手軽く神社によって何の費用なしに従来珍草奇木異様の諸生物を保存し来たれるを羨むものなり。近く英国にも、友人バサー博士ら、人民をして土地に安着せしめんとならば、その土地の事歴と天産物に通暁せしむるを要すとて、野外博物館を諸地方に設くるの企てありと聞く。この人明治二十七年ころ日本に来たり、わが国の神池神林が非常に天産物の保存に益あるを称揚しおりたれば、名は大層ながら野外博物館とは実は本邦の神林神池の二の舞ならん。（中略）わが国の神社、神林、池泉は、人民の心を清澄にし、国恩のありがたきと、日本人は終始日本人として楽しんで世界に立つべき由来あるを、いかなる無学無筆の輩にまでも円悟徹底せしむる結構至極の秘密儀軌たるにあらずや。加之、人民を融和せしめ、社交を助け、勝景を保存し、史蹟を重んぜしめ、天然記念物を保護する等、無類無数の大功あり。（明治四十五年二月九日、白井光太郎宛書簡）

愛郷心は愛国心の根本なり。英国学士会員バサー氏いわく、人民を土地に安住せしむるには、その地の由緒、来歴を知悉せしむるを要す、と。氏は、近日野外博物館を諸村に設けんと首唱す。名前は大層なれど、実はわが神林ある神社のごときものなり。この人二十年ばかり前本邦に来たり、神林が土地の由緒と天然記念物を保存するに大功あるを感じ、予に語られしことあり。外国にてようやく気がつき創設せんとする物を、わが邦では滅却奨励とは狂気じみたことなり。われらが祖先に済まぬのみならず、恥かしくて外人に面を合わすこともできぬなり。古来神社はみな土地と関係あり、合祀しおわればすなわち土地と関係なき無意味のものとなる。

（明治四十五年『日本及日本人』「神社合併反対意見」）

このように、熊楠はすでに木場一夫が野外博物館を論じる40年程前に野外博物館という言葉を書簡で表していたのである。熊楠が考えていた野外博物館とはまさに神社の神林そのものであり、社叢こそが我が国における野外博物館の嚆矢とみなせるものであろう。熊楠がいう野外博物館は博物館学者が提唱した野外博物館とは基本的に異なったものではあるが、熊楠らしいスケールの大きい論である。今日現存する紀州の古社、その山林・動植物が保存されたのは熊楠の神社合祀反対運動によるところが大きいのである。

我が国の自然村には必ず一つの産土神社があり、常に森林に覆われ、下草も生うがままに繁り、植物学・生物学の宝庫であった。また、神社はその地域の住民のよりどころであったので、その神社が廃社となれば、民俗学的、宗教学的にみても失うものが多く、外国のように野外博物館を設けて土地の来歴、風土等を継承させたごとく、我が国の野外博物館であり、人々の生活すべてが凝縮している神林を保存しなければならないことを説いたのであった。

熊楠が神社合祀に対して命を賭けるほどの挑戦を挑んだ理由は、明治四十五年二月九日付白井光太郎宛書簡の八か条に言い尽くされている。

第一　神社合祀で敬神思想を高めたりとは、政府当局が地方官公吏の書き上げに瞞され居るの至りなり。

第二　神社合祀は民の融和を妨ぐ。

第三　合祀は地方を衰微せしむ。

第四　神社合祀は国民の慰安を奪ひ、人情を薄ふし、風俗を害する事おびただし。

第五　神社合祀は愛国心を損ずる事おびただし。

第六　神社合祀は土地の治安に大害あり。

第七　神社合祀は史蹟と古伝を滅却す。

第八　合祀は天然風景と天然記念物を亡滅す。

白井光太郎も社叢の重要さを述べている。

元来神社の森は、村里における天然記念物、ことに植物類の淵叢にして、兼ねて史蹟名勝の

性質を帯ぶるもの多きに居るものなり。神社は、その境内に生息する老樹、草莽、禽獣、虫魚をもって本体とするものにして、社殿のごときは、素簡の小祠をもって足れりとするものなり。草昧未開の時代より、天神地祇あり。社殿のごときは、ただその神座を標識するために設けたるものにて、神座は注連縄一条にても標識せらるるものなり。仏寺のごとく構造の荘厳をもって、人心を感動せしむるものとは、その主義に異にす。神社は草木の暢茂し、数百歳を経たる老樹巨木あるによりて、神威の赫灼たるを想見せしめ、森厳の気によりて、人心を正しうせしむるを本意とす。(中略) 古来吾人の祖先が愛惜保護して今代に伝えたる神社の老樹巨木は、歴史上、風致上、学術上より見て、また得べからざる貴重の天然記念物にして、国家の至宝たり。

(大正一五年八月『史蹟名勝天然記念物』第一集第八号)

白井は我が国の神林は古の時代から存在するもので、老樹巨木による森厳の力は人々に対して精神的に偉大なものであること、さらに貴重な天然記念物であり、国の至宝とまで論じており社叢の重要性を強調したものである。

2．棚橋源太郎

棚橋は国民の科学知識の向上のため博物館の利用が有効であると、「国立科学博物館」の設立に力を注ぎながら、東京高等師範学校教育博物館で特別展を企画し、博物館の効用を訴え続けた。東京教育博物館長を経て赤十字参考館の創設に係わる。博物館事業の啓蒙・普及に尽力し、日本博物館協会の創設、博物館界の発展に尽くした。

棚橋は野外博物館に相当する施設について「路傍博物館」「公園博物館」「戸外博物館」「戸外文化史博物館」「地下博物館」「民俗園」「考古学園」「地学園」を用いている。博物館といえば、これまでは一般に内部に物品を並べた建物であったが、建物の外の露天にまでも陳列して、戸外博物館の名称が用いられることになった。これは博物館の歴史の上で見逃すことのできない大変な変わり方であると論じている。

i．路傍博物館

前述した如く新井重三は、博物館学雑誌14巻第1号・第2号合併号「野外博物館総論」において、棚橋が述べた野外博物館の関連語を挙げているが、この「路傍博物館」については見落としており、木場一夫に至って「路傍博物館」を挙げている。

棚橋は、国立公園の地域内にある小規模の陳列館、自然観察の細道、観望所、地学園、自然動植物園、天然水族館などからできているものを公園博物館という。さらに何か特別重要な資料のある場所には、小さい路傍博物館を設けるのがよいとしている。

〈米國に於ける路傍博物館に就いて〉 米國では数年前から児童の教育のため、路傍博物館と云ふものが盛んに行はれて来た。小学校の理科教授や少年團の指導上参考にする価値があると思

ふから、その一班を紹介する。

〈米國最初の路傍博物館〉 ニューヨーク州パリセイヅ國立公園内に設けられたものである。この路傍博物館は、紐育市から約四十哩を離れた國立公園内の森林と牧場約四十エーカーの土地の使用権を得て實施されたものである。この新教育施設は、戸外博物館の一種類と見做すべきもので、紐育市のあめりか博物學博物館のキューレーター（學藝員）フランク・リュッツ氏が、一九二五年初めて試驗的に施設し、同年夏季初めて一般公衆に公開したものである。（中略）

〈その他の路傍博物館〉 前記の國立公園附近には、近来各處に此の種の路傍博物館施設が発達して來た。（中略）米國博物館協會に於いても亦この種戸外博物館の教育的効果の偉大なることを認め、一九二六年ロックフェラー財團から、これがための特別の補助金を得て、パリセーツ國立公園のベヤマウンテンとグランドカニオン國立公園とに二つの路傍博物館建設に着手した。（博物館研究第三巻第五号）

紀元前埃及のアレキサンドリアに出来た世界最初の博物館は、森の木立そのものが博物館であり、そこで学者達が談じつつ逍遥することのできるものであった。この米國の国立公園に設けられた戸外博物館もこれに類似しており、小路に沿って掲げられた説明札を友として愉快に見学し、森の小路を迷わず逍遥できるとしている。

また米國博物館協会が戸外教育委員を置き、路傍博物館施設を実行するに至った主眼目は、小博物館の内部よりは寧ろ建物外の自然を民衆に充分理解させようとすることであった。路傍博物館を諸處に建設したのはこの思想に基づいたものであり、これにより観察研究上の適当な指導を得て、最も興味あり価値ある地点へ旅行者を導こうとするものであった。風光の明媚なこと、山水の秀麗なこと、我が国に於いても観光や研究のための外客を誘致するために、将来益々国立公園を増設し、その設備の一つとして適当な場所に登山博物館、戸外博物館を建設して、国民の教育と共に、観光客や研究者の便に資するようにしなければならないとしている。したがって路傍博物館とは我が国の国立公園などに設置されたビジタセンター的なものであることが理解できるものである。

棚橋は博物館研究復興第２巻第１號（昭和23年３月）の中で国立公園の戸外教育施設を論じている。文化立国を標榜している我が国の文化施設の中で、実物教育機関の如く不備不振を極め、充実完成の急を要するものは恐らく他にあるまいとし、その中に主要観光地及び国立公園等に於ける教育的観覧施設の整備充実も含めている。国家の財政上の事情を考慮して、取り敢えず全国各地の国立公園に於ける戸外教育施設を取り上げ、適当な機関に於て完成充実を急ぎ、近く国交の回復を待ちかねて、本邦に殺到する観光外客に備えることは最も機宜を得たものである。蓋し国立公園内に於ける博物館・地学園・自然動植物園・天然水族館等の施設は、都市に於ける公開博物館動植物園のように莫大な資材を要するものではなく、その建設完成が比較的困難でないからという理由を述べている。

我が国の国立公園には火山性のもの、或は地学的地質学的に興味のあるもの、或は自生動植物の多趣多様、或は史蹟に富めるもの等、自然人文両方面に亘って学芸教育上の価値大なるものが多く、加えて雄大な自然の景観や風光明媚な山水に富んでいることはその一大特色である。これは米国の国立公園に比べて遜色がないばかりでなく、本邦独得の数多の美点長所を具へている。故にこれ等公園内に米国のナショナルパークに倣って適当な戸外教育施設を行うことは頗るそのところを得たものであろう。殊に本邦には博物館動植物園水族館等実物教育の機関が乏しいから、これが補充のためにもまた頗る有意義であるとし、国立公園所在地府県都市では早くもここに着目して、学芸教育観光等の見地から、戸外教育は厚生娯楽の施設を計画中のものも少なくないとしている。日光・奥秩父・伊勢志摩がそれにあたり、国立公園以外の勝景地、能登半島・湘南江ノ島等でも同様の計画が進められており、殊に富士箱根・天城大島・吉野熊野・瀬戸内海・雲仙・阿蘇等は候補地として劣らぬものがあると述べている。何れにしても目下計画進行中の日光・奥秩父・伊勢志摩・能登半島・江ノ島等の何れかに於て、一日も早くその理想を実現して範を天下に示すことが本事業の促進上に非常な効果のあることを信じて疑はないものであると述べている。

我が国の国立公園にはビジターセンターが隣接していることが多いが、白神山地ビジターセンターのように訪れた人々に多くの情報を発信している優秀なものもあれば、知床ビジターセンターのように、展示品もなく、映像も高い料金を取るといった単なる観光客相手の土産物屋にすぎないものまで様々である。

この論文が発表されてから60年近く経たが、我が国における国立公園等の戸外博物館の発展はみられないものといえよう。

ii．戸外博物館

〈戸外博物館の発達〉 アウト・ドア・ミュージアム、即ち戸外博物館の問題である。これは本邦の古社寺や史蹟、名勝、天然記念物保存事業と関係のある施設で、博物館の内に持ち込めないやうな大きい古建築物とか、或はその他の歴史的遺物、或は天然記念物の類を戸外に保存して、公衆の観覧に供せんとする新しい施設の一つである。土俗、歴史、考古学の博物館には、古い物を蒐集して館内に陳列してゐるが、昔の農民の住宅、農舎風車のやうな大きい物になると、博物館の内へ入れることが出来ないから、その博物館の附近の野天にそれを移築するのである。そして建物のみでなく、家具の類までも、在りし當時のままに備へ附けて置くのである。土俗を示すためには、その特別な服装をした住民までも、その住宅と一緒に移して来るのである。この企てを一番早くやり出したのは、瑞典のストックホルムのノルディスカ、ムゼーと称する博物館で、スカンセンの戸外博物館と称してゐる。

〈スカンセンの戸外博物館〉 この博物館はノルテイスカムゼーの本館から遠くない小高い公園地に設けられてゐる。それが同博物館の附属になつたのは、1890年である。此處には114の

種々な建物で以て瑞典の歴史や民俗が示されてゐる。そして其等の家屋の多くは、全國各地から本物を移築したもので、極めて少数のものは模造したものである。此處には農民の住宅や農舎ばかりでなく、農民及び農業生活に必要な戸外のすべての附属物並に種々な記念碑、鐘樓、尖塔の類が設けられてゐる。そしてその目的の一つは、瑞典の各地に於いて、各時代に行はれてゐた種々な建築法を紹介せんとするにある。この戸外博物館は著しく世間の注目を引き瑞典を始め諸國に於けるこの種の博物館陳列方法の模範となつた。スカンセンの戸外博物館が創設されて、一たび世界の注意を惹いてから、その影響として各國に同様の企てが盛んに起つて来た。

このような戸外博物館の一つに和蘭アーンヘン博物館があるが、この博物館は初めから単に館内に陳列品を蒐集するだけでなく、庭園に古住宅や製造所を移築し、公衆に見せる計画であった。この戸外博物館の目的は模型を集めるのではなく、実物の建物を移築して展示しようとしたものであった。これは博物館公園とも言えるもので、園内には薬草を栽培したり、野天劇場も設けられている。

〈戸外博物館に對する新舊兩思想〉 由来博物館は、蒐集に重きを置いて来たのである。即ち博物館は世界の何れの場所に存在する物をも、館内に蒐集することに腐心し来つたのである。然しながら近来に至つては、館内に陳列品を集めようとする思想とちやうど反対側をゆく思想に、多くの注意が向けらるゝこととなつた。要は戸外に於いて自然のまゝに存する物を陳列品としようとするのである。さはいへ、戸外博物館なるものは、決して新奇なものではなく、既にストツクホルムのスカンセンに久しい以前から有名なものがあるのである。然しながらスカンセンでは戸外に存在するものを、そのまま利用するといふよりは、寧ろそれを特に戸外に据附けて博物館としての作用をなさしめんとしたのである。新らしい思想から云ふと、戸外博物館なるものは、特に戸外へ物を陳列するのではなく、既に戸外に存在する物を単に利用するに過ぎないのである。かういふ原則から推せば、何れの博物館も、戸外に存在する自然物なり、人工物なりを博物館の見地から説明紹介すれば、それで或る程度まで戸外博物館となり得るのである。然しながらこの職能たるや、全然新しい様式のものを造つて、それで以て戸外博物館の事業を蠶食しようとするが如きことは萬々なく、明かに戸外博物館に対する補充施設の一とし、博物館の屋外に於ける余計な事業として、将来ますますその作用を発揮することになるであらう。

さらに戸外博物館を自然科学戸外博物館、歴史の戸外博物館、美術の戸外博物館に分けて説明している。

自然科学戸外博物館として、戸外には科学分野に於いて豊富な材料があり、公園には好陳列品が備わっている。山川の地質学的状勢、岩石、鳥類、昆虫、植物等は何処にもあるが、多く人はそれ

を認識せずにおり、その説明は博物館が任ずることになっている。市内に在る樹木に説明札を附けたり、国立公園に小路傍博物館を造り、自然界に於けるその場その場で説明することを挙げている。

また、歴史的に古い建物を小博物館とするところが多いが、その建物に関係のない材料を陳列する常設展覧場にしてしまうのは面白味がないので、その建物の時代にあった家具を陳列し時代の有り様を見せるようにするべきであると説明している。したがって、博物館収集品を容れ置く処ではないとしている。今日我が国の歴史的建築物を博物館に転用し公開保存する方策は多く見られるようになっており、展示されている資料はその建物に関連したものであったり、全く関係の無い資料が展示されたり、統一されているものではない。棚橋が述べているように、その建物に関連した資料を展示するのが得策であろうが、第一義に歴史的建造物を保存するという目的においては関連資料の展示でなくても、博物館として、ギャラリーとして、あるいは他の目的であれ、その建築物を残していくことが重要であろう。

美術の戸外博物館においても既に戸外に存する物自身をその儘陳列物とすることが出来るとし、必要なことは戸外の物を館内の陳列品と関連させて、教育的に意義あるものとなすことであると述べている。博物館の行い得べき事のすべてを考察し、その中幾分なりとも実行すれば、博物館は保存事業上の新運動の先導者となり、各人をして如何にもと首肯せしめ、事実上世界を我が有とすることが出来るとしている。博物館は事物を庇護する避難所とこそなれ、蒐集品の貯蔵所倉庫とならぬと述べている。

iii. 本邦の戸外博物館

本邦にはアウトドア・ミュージャムとか、オープンエヤ・ミュージャムというほどのものはないが、横浜の三渓園にある原富太郎が蒐集した二宮金次郎宅や茶室や由緒ある建物などは一つのアウトドア・ミュージャムといわれないこともないと思うとしている。また、山口県長府町の乃木記念館、横須賀の軍港に保存されている三笠艦などもオープンエヤ・ミュージャムの一つと見做してもよいだろうと述べている。

また、文部省宗教局保存課の所管事務になっている特別保護建造物、史蹟名勝天然記念物として保存されるものの中には戸外博物館の見地から実物教育の施設として取扱わなければならないものが沢山あるとしている。

iv. 町村戸外博物館

独国ボンの地方博物館長レーネル博士は、町村の郷土博物館の一変形と見做すべき町村戸外博物館の問題について論及している点を採り上げている。

> 今少しく、小さい郷土博物館の一種である所の町村戸外博物館に就て述べて見たい。これ等の所謂戸外博物館は農夫の住家・住宅地・農舎・漁夫小屋の如き田舎の小建築物を、昔の田舎の建築様式及び生活様式の記念物として保存されて居るものに過ぎない。実はこれ等の建築は

その成長発達した土地にその儘にして置きたいのである。最初に建てられた土地と全く異ふ環境へ、これを移築すれば全く無意味なものとなって終ふのである。

また、ムゼウムスクンデ第十二巻のフライエル氏の報告では、ハーデルスレーベンの戸外の郡博物館は郡内の他の地方から多数の農家を移築して在来の家具を備付け、それらは在りし昔の儘の適当な位置に配置され、適当な照明の下に陳列された。しかし、建物は最初に建てられた土地から何等関係のない土地へ移築され、従来施されて居なかった装飾をしたことの失敗例を挙げている。

博物館の資料はそれが置かれていた環境を失っているものが多く、そのために臨場感の欠けた展示になってしまうのが一般的であるが、古い建物は現地に保存すべきで、そのものが置かれていた環境に保存することに意義があり、他の土地に移築してはならないことを論じたものである。

v．歴史的家屋博物館

偉人の住家・城郭など歴史的に由緒ある建物を保存して博物館にしたものである。建物そのものが貴重な陳列品であるので、現状のまま現存の場所に保存すべきである。建具・家具・調度などの屋内設備も当時のまま保存して、見物ができるようにすべきであるとしている。したがって、建物が破損したときは必ず当時の古い材料を用いて修繕し、原形を失わないようにし、その内に収容・保存陳列する家具その他の品も偉人と直接関係のある本物の史料でなければならない。

しかし博物館事業に理解のない人が関与すると建物に間仕切りをしたり、採光をよくするために窓を改造し、建物と関係のない品物を持ち込んで陳列していることが多いと指摘し、真の教育的利用でなく、容れ物に使われたに過ぎないとしている。代表的なものとしてはドイツのワイマールの国立ゲーテ博物館が挙げられる。このことはまさに文化財の修理・修復のあり方の基本であり、理解のない改変によって資料価値が失せることを述べたものである。

我が国の城郭の開放としては、名古屋城・松江城・熊本城・岡山城・旧松山城・上田城・大垣城・姫路城・福山城等があり、偉人住宅の開放としては、広島市の山陽記念館・長府市の乃木記念館・東京市の旧乃木邸・松江市の小泉八雲旧居・久留米市の東郷元帥旧書斎等を挙げている。

vi．世界の博物館

世界最初の戸外博物館スカンセンについて述べている。

博士の意見では、昔の生活状態を示すには、陳列ケース内に物品を羅列したり、或集團式の時代陳列室を設けたりしただけでは充分でない。宜しく館外の適當な土地に昔の建物を移築して、それへ當時使用してゐた本物の家具、調度、衣服、器物の類を配し、取附けなければならぬと云ふのであつた。一八九〇年には博物館前、丘陵の島の上の舊宮廷鹿林の一小區劃が博物館へ下賜され、茲に始めて博士が豫ての理想を實現する機會を得、數年ならずして小規模ながらスカンセン戸外博物館が出来たのである。この庭園は丘陵をなし、流れや湖があり、眺望も絶佳で、戸外博物館に欠くことの出来ない必要條件を備へてゐる。ここへ瑞典、ノルウェイそ

の他の各地から、昔の農民住宅、小百姓の住居、領主の館（中略）百十四の建築物が移築又は再建されてゐる。（中略）併し各建物の内部設備、家具の類は何れも完全して居り、建物の外にもスカンディナビア産の家畜や野獣が飼育されてゐる。（中略）特殊民族の生活に關するこのやうな施設は、観覧者に鮮明適確な印象を與えてゐる。例へば製粉所の附近では甘味な粉の香りを、また澁工場の側では鼻を衝く澁の臭を嗅がされる如きもその一つ、そしてこれ等の努力に依り、見物人に對し、それが各家屋や工場に於ける特殊の服装であることを示すばかりでなく、同時にまた奮い時代の大衆の通常服装であつたことをも想はしめるのである。（中略）この戸外博物館創設の目的は既に述べた通り、一般の各國の民俗や、並に文化を紹介し、各時代に於ける建築法や知識としようためであるが、その獨得の陳列方法は、著しく世人の注目するところとなり、更に諸國に於けるこの種施設の模範となつてゐる。

このようにスカンセン野外博物館についての項では、動物の飼育展示・臭覚に訴える澁の臭いという野外博物館には重要とされる五感に訴える展示技法の必要性をすでに指摘したものであった。我が国の野外博物館も北海道開拓の村のように動物のいない牧場や、博物館網走監獄の人形による展示では時の止まった展示となってしまう。それに対して足助村の牛の展示や、琉球村の水牛の展示は臭覚、視覚、聴覚に訴えるものとなっており、五感に訴える生態展示の好例であろう。これは野外博物館であるからこそ可能な展示であり、積極的に取り入れることが望まれるものである。

また、丁抹の昔の町博物館は新式の戸外博物館であると説明しており、この戸外博物館はその範囲を専ら市民生活に限定し、丁抹の古い商業都市を復元するところに特色のあるものとしている。現状のまま存置出来るものは、国の保護に任せて、妄りにこれを引抜いて来ると云うようなことはせずに、適当な旧建物で、その儘には置けない、何とかしなければならないものだけを収得し、移築させたものである。

米国のエディソン理工学館及びグリンフィルド博物館村についての説明では、この博物館は工業及び工業史の一学校と見做すべき社会教育機関であり、陳列品は教科書の作用をするものとしている。その博物館に接続しているグリンフィルド村、所謂博物館村はエディソン理工学館の戸外陳列とも見做すべきものであるとしている。1931年に約四十の建物が各地からここへ移築陳列されている。

vii. 地下博物館

古い鉱山で、廃坑になっているものなどに適当な設備をして、公衆にみせているもので、アメリカにはこの地下博物館が一、二箇所公開されている。

我が国の炭鉱跡などがこれに分類されるものである。大牟田市石炭産業科学館、いわき市石炭・化石館、夕張市石炭博物館など、全国各地に存在するものであるが、これらは屋外にでていないということもあり、野外博物館として見なされていない傾向にある。

viii. 戸外文化財

戸外文化財とは、考古学的歴史遺品や建造物、ならびに史蹟名勝天然記念物で、学芸の研究や教育上に値打ちがあるということから保存されている文化財の中で、その物の性質上どうしてもこれを博物館や、動植物園に持ち込めないために、そのまま戸外に保存されているものをいう。民俗園は古い建物を各地から博物館の附近に移築保存し学校教育に資するのに対して、戸外文化財である歴史的建造物・天然記念物はその周囲との関係上、現地にあってこそ深い意味があるとしている。

これは現地保存つまりそれを取り巻く環境と共に保存されてこそ意義のあるものという理念に基づいたものであり、可能な限りこの方策が採られなければならない。博物館に展示された資料の多くはそれが置かれた環境から切り離されており、臨場感の欠けた展示となっているのである。

天然記念物である動植物学・地質学・古生物学関係のものを、現地に現状保存し、利用するという試みは1906年にドイツで始められ、我が国においても明治44年に故徳川頼倫侯の発起により、史蹟名勝天然記念物保存協会が設置され、大正８年に史蹟名勝天然記念物保存法が公布された。

戸外文化財は同じ実物でも、博物館に陳列されていたり、動植物園・水族館に飼育され、栽培されたものに比べると、生き生きとしていて教育上の効果は比較にならないと述べ、動植物ならばそれが住んだり、生えたりしている現地で、生きた実物に触れて観察したり、聞いたり、かいだり、味わったりすることができ、館内の枯れた見本や液づけの標本、蝋製模型など、遠くおよぶところではない。考古歴史的遺品、建造物、遺跡もその昔からあった現地では周囲との関係を考えたり、ありし昔を想像することもでき、博物館で離れ離れに陳列し、寸法を縮めて小さい模型にして見せてあるものに比べると非常な違いであるとしている。さらに戸外文化財の中には郷土の誇りとするようなものも少なくなく、単に郷土に於ける史跡名勝天然記念物の調査指定保存に止まらず、更に進んで郷土博物館戸外博物館等として教育上の利用がなされ、城郭や偉人の住宅を開放して社会大衆の観覧に供したり、児童学生の教育に利用されるに至り、郷土を愛する精神を養うのに極めて有効であると述べている。

ix. 民俗園

民俗学資料の陳列は館内だけでなく、博物館に接続して民俗園を設け露天陳列をしなければならないとしている。スウェーデン北方博物館長であったハーツェリュース博士は、昔の生活を示すにはケース内や時代室だけでは物足りない。博物館の附近へその当時の建物を移して来て、本物の家具や時代の衣装を着せた原地住民に、その当時の器具を使用させて見せなければならないとし、その理想の民俗園（Folk park）を、1890年に北方博物館の一部として、隣接地スカンセンの丘陵に設けた。これこそ世界戸外博物館としての最初のものであった。

この民俗園は、人類学博物館と共に、東京の中心から余り遠くない交通の便利な高台で、東京湾を見おろして、ながめのよい所に設けたいと思います。そして園内へは、石器時代から現

代までの各時代の建物、たとえば石器時代の竪穴住居や上代家屋の実物大模型、室町時代の町家の実物大の模型、飛騨白川村の大家族が一緒に住んでいる民家、村中の婦人たちがお産に行く不浄小屋、江戸時代の農家、家庭の蚕糸取り場と機織場、古風な陶器工場、木竹工場、紙すき場、水車場、染物屋（こう屋）、時の太鼓、やぐら、一里づか、道しるべ、道祖神、宿場の本陣、数奇屋風の茶室、昔の街道の茶店（菓子・団子・もち・甘酒の類）、居酒屋（日本酒・季節的一品料理）、晝食所（季節の郷土料理）などの本物を、各地から園内へ移して来たり、または昔の本物そっくりに模造したりするのです。そしてその時代の本物の家庭用具、農具、糸取り器械、木竹工具などを集めて、それぞれの建物へ配置したり、取り付けたりするのです。陶器焼き、紙すき、蚕の糸とり、機織、木彫り、竹細工などは、職人をその地方から呼びよせ、家族と共にその建物に住まわせ、その時代の服装で仕事をさせて入場者に見物させ、造った陶器、木彫りのおもちゃ、竹細工、和紙の類は、その場で見物人に賣らせるのです。また、茶室、茶店、居酒屋、晝食所でも、それぞれその職業の人を出張らせるか、住まわせるかして、まっ茶、菓子、団子、もち、日本酒、甘酒、地方的季節料理などを、なるべく清潔に取扱わせ、安価に提供させて、民俗園の呼び物の一つにしたいものです。

野外博物館では、その地方の郷土食を体験できることがとても重要であり、必要なことであるが我が国の野外博物館で郷土食を味わえる博物館は少ない。これは野外博物館に限定していえることではなく、屋内博物館においても附帯するレストランの多くが一般のレストランのメニューと変わりなく、その地方の郷土食を提供しているところはあまり見られないのが現状となっている。食文化こそがその地方の特色を強く反映しているものであり、移設収集型の野外博物館などは各々の地方の建物において各地方の郷土料理が味わえれば、さらに個性豊かな地域色の濃い博物館の確立が見られるものとなろう。

x．考古学園

海外諸国には先史時代民族居住跡、発掘地洞穴・石灰洞・湖上生活の跡・貝塚・ドルメン・ストンヘンヂなどの巨石建造物等が刻古学遺跡として、保存展覧されている。

我が国においても、登呂遺跡、北海道網走市のモヨロ貝塚が適当な施設をして刻古学園として、学芸の研究・教育上に利用できるものがあるとしている。

xi．戸外文化史博物館

教育・学芸上価値の在る史跡で戸外博物館として一般公開するには、その重要な史料を妄りに持ち去られないように盗難防止の垣と出入り口の門衛を必要としており、その面積に相当数の監視人を置くものとしている。また、図入りの簡単な説明案内書を出入り口で販売し観覧者の便利に資するべきとしている。有名なものにアゼンスのパルテノン神殿がある。

『世界の博物館』の「異彩を放つ欧米の地方的博物館」の中で、ポンペイ発掘都市は異彩ある戸外

博物館の一つとして見做すべきものであるとしている。近年、戸外博物館が発達してから、博物館の意義が拡張され、ポンペイの如きも発掘地全体が一つの戸外文化史博物館として見做されるようになったのである。地中海・黒海沿岸からメソポタミア・インドにも各時代史跡の発掘地で文化史研究上重要意義があるとして、カルデアのウル遺跡、インダス河畔のモヘンジョダロー遺跡に代表されるように公開保存されている。我が国でも小規模ながら学芸教育上、相当価値あるものとして、奈良の平城京跡・藤原京跡が挙げられている。

このように史跡を広義の野外博物館として捉えている点に注目したい。

xii. 地学園

米国において国立公園などに現存する温泉・火山・岩石・地層上の変化などで、地学上価値の在る地域に適当な設備をし、教育上盛んに利用している。我が国にも設置すべき候補地が非常に多いとしている。

3．浜田耕作

明治42年京大に考古学を講じてから日本に最初の考古学講座を担任し、科学的発掘と研究の方法を教え、科学としての考古学の開拓者である。『通論考古学』で、我が国に正しい考古学の研究法を知らしめると同時に、博物館の正しいあり方を説いた。また、日本児童文庫『博物館』で、若者層への博物館普及に努めた。この『博物館』において次のように述べている。

> 西洋各国にあるいろいろの博物館の中で、一風変つた特色があつて非常に面白く感じたのは、ヨーロッパのスエーデンの土地の風俗や習慣などを示す博物館であって、ハゼリウスという一人の熱心な人が、古い風俗や品物がだんだん亡びて行くのを悲しんで、初めはわづかの品物を集め出し、それがだんだん大きくなつて行つて今日の国立の大博物館となり、北方博物館といふ名称がつけられたのであります。(中略) ところがまたこの博物館のすぐ傍にスカンセンといふ丘陵があつて、それが野外博物館になつてをります。その丘の上にはスエーデンの各地方の植物を移植し、また特有の動物をも飼養してゐるところは、ちょっと植物園か動物園のようでもあります。そしてその間に各地方からそのままもつて来た農民の小屋があり、古い式の教会堂が木の間がくれに建つてゐるかと思うと、面白い風車があり、倉庫のような古い建て物が昔のままに設けてあるといふ風であります。さてその農民小屋にはひつて見ると炉辺には薪が燃やされてあつて、その地方の風俗をした爺さんがたばこを燻らしてゐたり、娘さんはまた糸を紡いで熱心に働いてゐるといふ実際生活を見ることが出来、また料理屋や茶店も各地方にあるそのままの建築で、料理もまたその地方の名物を食はせ、給仕女は故郷の風俗をしてお客の給仕に出るといふふうになつてゐます。
>
> これは単に旅人を面白く思はせるために設けられたものではなくて、だんだん文明に進むに

従ひ、昔の良い風俗や面白い建築物が次第に滅んで行くのを保存するために出来たものであります。私は日本においても、文化の進むに従つて、田舎にある古い風俗や道具類が、次第に滅び行くことを残念に思うので、一日も早くかういふふうな民俗博物館が設けられることを希望するものであります。そして、このスエーデンの博物館を造った人は、最初から多くの金銭を投じて着手したのではなく、少しづつ集めて長い年月の間に一人の力でもつて完成させたことを思ふときは、誰でも熱心と時間とをもつてやりだせば、成しあげることが出来ることと信じます。

この『博物館』は昭和4年に刊行されたものであり、昭和16年『考古学入門』と改名し、さらに昭和37年に『やさしい考古学』と改名されたものである。内容はスカンセンの紹介に止まったものではあるが、野外博物館という名称を明確に使っていることに注目したい。浜田は考古学の意識が強いことからスカンセンを野外博物館と呼ぶことに何ら問題はなかったのである。しかし棚橋、新井はTrailside Museumという認識があったのでスカンセンを野外博物館と呼ぶまでに時間がかかったものと思われる。

新井重三はあくまで野外博物館の概念を述べたという意味で木場一夫がその濫觴とみなしていたとも思われるが、野外博物館の言葉を残している点においては、南方熊楠、浜田耕作のほうが先に使用したものであった。

4．後藤守一

明治21年に鎌倉市で生まれ、沼津中学・静岡師範学校をへて、東京高等師範学校地歴科を卒業。戦前から戦後にかけて活躍した著名な考古学者である。大正7年に東京帝室博物館雇となり、11年に監査官に任命された。昭和2年に博物館視察として欧米に出張し、紀元二千六百年奉祝祭が挙行された翌年に博物館を退官した。

杉原荘介とともに日本考古学協会を設立し、運営に尽力した。登呂遺跡の発掘を推進し、考古学の社会的地位の向上に大きく貢献した。

後藤は野外博物館について『欧米博物館の施設』のなかで、土俗博物館という名称で紹介している。

〈土俗博物館〉 土俗博物館は、各国に此を求めることが出来る。土俗博物館は、その陳列品によつてこれを民俗博物館ともいふべきか、未開人種の土俗品を蒐集せるものと、土俗博物館の名の相應しい国内の土俗を以てせるものとがある。

前者の意義に於いて最も発達完備せるは、伯林の国立博物館土俗部を最もとすべく、米国にはアメリカ印度人を中心とせるものを各地に建ててゐる。とはいへ、完備といふは畢竟材料の数量をさすの謂であつて、陳列に至つては、一部人士の好奇心を満すに過ぎず、土俗博物館と

しての近世的使命に協うたものは、僅かにライプチツヒのグラシイ博物館にその一例あるに過ぎないといふても過言ではあるまい。即ち同館は、余の実見した際は、アフリカ部の完成を告げ得たに過ぎなかつたが、陳列は主として地理学者の活動にまつたもので、第一室には、アフリカ探検の略歴史を示し、第二室よりその自然地理－地形・地質－から動植物界をあらはし、転じて産業に及び、最後にここに住む各種の土人の生活をあらはし、生活関係のものとして、彼等土人の武器・武具・家什・集教具を併せ陳列し、以つて土俗博物館は、現在の土俗を中心とし、其の生活する天地を示すべきであり、単に未開・蒙昧を好奇心に訴へるべきものではなからうとする自分の考に協ふたものを作つてゐる。

自分がミュンヘンの土俗博物館を訪ねた時、館長は喜んで余の来訪を受け、其の調査に便宜を与へられると共に、日本室の陳列に対する余の批評を強要された。始めは辞退したが、是非といはれるままに愚見を申述べた事があるが、其の陳列たるや、上古遺物もあり、近世のものもあり、又現代のものも雑居し、そこに何等の纏りもなく、固より現代の日本を象はすべくもない、土俗博物館としての意義を全く失つてゐるものであつた。巴里の土俗博物館に日本人として其の寫真を陳列してあるが、丁髷姿の旧幕時代のもののみである。一体我が国が、彼等のいふ民俗の対象となるべきかといふ点にも、吾々は疑念があるのである。要するに彼地に於ける土俗博物館の殆どすべては、欧人が海外発展時代に収集したものが多く、今日の民俗を紹介するものではない。

土俗博物館即ち自己の国内の土俗を示すべきものとしては、伯林の土俗博物館を好例と挙ぐべく、瑞典のストックホルム、丁抹のアールフス及びリンビイ、和蘭のアルンヘム等にある野外土俗博物館も、著しいものといふてよい。

伯林のは極めて旧式の建物の中に、雑駁に陳列されてゐるが、独逸国内の土俗品を数多く集めて居り、ストックホルムのスカンセンは瑞典の自然科学及び土俗を示すべく、廣さ七十エーカーの土地の中には小山もあり、池もあり、森林も鬱蒼とし、牧野も廣くして、ここに瑞典の地方を縮図し、動植物界もよく之を集め、各地方の住宅を点綴し、家にはその地方地方の農民男女をすまはせ、日曜日には各地方の踊等をも実演せしめてゐる。（中略）

〈土俗品の露出陳列〉 土俗関係のものは多く露出陳列による。これに伯林国立博物館土俗部に於いて見る如く、室の半ばを限り、土人を中心として彼等の生活状態を復原して陳列せるものがあり、またライプチツヒのグラシイ博物館の土俗部の如く、一室内を土人の村の一部となし、観覧者は自由にその間を歩いて土人の家の内部をも窺ひ得る如くせるものもあり、ミュンヘンの独逸博物館の如く、家を実物大にして単独に陳列せる如き、北欧のスカンセンの如く、建物全部を移し来り、かつこれに其の地方の農民を移して住はしめてゐるものもある。

5．藤山一雄

藤山は『新博物館態勢』の中で、野外博物館を露天博物館と呼称して紹介している。

一、**文化縮図**　（前略）或はアテネのアクロポリス博物館の如く、古代文化遺跡地の出土品のみを収蔵、展示する考古博物館、ストックホルムのスカンセン、或は和蘭のアムンヘムの如く特殊な歴史的、土俗を展示するため廣大なる地域に跨る露天博物館、その外倫敦塔、紐育のメトロポリタン博物館の如き兵器博物館、或は産業、演劇博物館、独逸ワイマールのゲーテ博物館、或は英国ストラドホード・オン・アボンのシェークスピア博物館の如き、英雄偉人の一生を偲ぶ資料を展示せる特殊博物館等等その構成、内容等が自らその国土、民族の文化を象徴して居り、苟くも近代文化水準に達せる欧米国家にしてその首都は勿論、各都市に一つの大きな博物館を有しない所はないし、又その建築もその国家を代表する型態の美を極め、その国民、市民の関心も博物館にかかつて居ることは言ふまでない。

二、**その使命**　北アメリカのアリゾナ州にグランド、キャニオンといつて、コロラド河の水蝕によつて出来た廣大な帯をなす地隙がある。合衆国はこれを国立公園の一つにして、サンタ、フエ鉄道の本線から、観光の目的で支線が附近一帯の處女森林帯を縫ひ、コロラド河の絶壁の上まで引き込まれ、その終点駅に近く、グランド、キャニオンを一眸に収める台地にホテル・エル・トバールと、博物館とを設けて居る。博物館といつても、絶壁の最端にちょつぽりとあぐらをかいた小石とセメントで積み上げたインデアン風のコッテーヂに過ぎないが、然もこの小屋がグランド、キャニオン観光客の自然科学的欲望を充分に満足せしめるアメリカ的常識設備を完備し、ギャラリーを一周することによりて、グランド、キャニオンに関する人文及び地文地理学の幾冊を読破するに勝る効果をあげさせる。疲れた眼をあげてひよつと窓をのぞくと、窓外には幾千尺の断崖をなす大峡谷が上下流を通じ、三〇哩に展開する大観を俯瞰することが出来る。実にこの小屋は實際と標本とそして理論とを綜合して居るのである。

スエーデンのストックホルムに近きスカンセン博物館は博物館といふものの再認識を促す一存在である。多くの日本人は「博物館」を骨董品の陳列場位にしか考へさせられて居ない。實際何處の博物館に行つても佛像とか古刀、甲冑、陶器、瓦のかけら、乃至古書畫等が塵のかかつた硝子戸棚に雑然と監禁、拘束されて居る。博物館は「生きて居るもの」でなく、それ自体が冷たい棺桶のやうな感を與へる。（中略）ストックホルムのスカンセン博物館の如き一つの建物ではなく、大きな自然の一角を占める世界の縮図であつて、山あり、耕地あり、入江の一角には古代の海村が現存し、古風な住宅には、昔ながらの生活が展開せる土俗博物館である。此處に来観するものはその主観の廣さ、深さによりて各々スカンヂナビア人の反省と自覚を補強されるのみならず、国外人は国外人で、北欧の人文地理的常識の範疇を擴大される。

これだけかいたので、博物館は静態的でもあるが、又動態でなければならんことが理解され

る。古きを温ね、将来を創造する魂の工場でなければならないのである。

6．木場一夫

木場は野外博物館を路傍博物館と呼称している。自然研究や戸外教育の実施として路傍博物館の設置は学校教育及び社会教育の面から重要であり、その路傍博物館は国立公園のなかだけでなく、都市近郊の自然景域をもつ場所に設置できるとしている。

路傍博物館は近代の誕生であつて、アメリカ合衆国におけるその誕生と顕著な発達はこの三十年以内のことである。その最初のものは一九二一年にカリフォルニア州のヨセミテ渓谷におこつたもので、アンセル・ホール氏によつて小屋の中でスタートしたが、これがヨセミテ博物館の誕生といつてよい。(中略)

さて、Trailside という言葉はバンパス博士によつてつくられたものであるが、路傍博物館は野外博物館であるということを寫實的に暗示している。すなわち野外博物館の本質的な特徴は、環境が説明さるべき對象を提供していることであり、そこでは自然が地形・地層・野生生物あるいは人類が残した考古学的または歴史遺跡の展示を供給しているのである。

もつと正確にいえば、路傍博物館は自然観察の細路に沿つて発見さるべきであるが、この名称はおうざつぱに、館外にある展示品をもつ博物館にも與えられている。しかし野外の自然を正しく理解し活用する精神を十分にくみとつていなければ、路傍博物館の名にあてはまらないといえよう。

自然観察路と路傍博物館を有効にする計画では多くの理想がもたれるが、全ての人々に役立つように教授プログラムを作成しなければならないとしている。その教授方法は、一、観察すること、二、触れてみること、三、質問に答えることによる個人的接触であり、この三つの方法のうち最も有効なものは個人的接触であるとしている。つまり、個人とのつながりができることによって博物館は最上のサービスを与えることができ、目的達成を容易にするのである。

自然観察の細路は森林や原野に設けられ、路とその附近に見られるものを説明してあり、実物資料の説明の役割を果たすラベルが最も重要性を発揮する。そのラベルが正確な知識を与える鍵となり、自然の廣範な分野を含む本が本当に開かれるとしている。自然観察路と路傍博物館を訪れた者の大多数に満足を与える展示を作り出すかどうかは、館員・管理者の努力に待つことであり、この点の基本要件の一つはラベル（標識）とその記載方法、展示方法の工夫であると述べている。ラベルは展示物を理解するために重要な作用を持つものであるから、その表現は重視すべきであり、室内・戸外のいずれに掲げるにも名前だけでなく、知見を含んでいなければならないのである。

次に自然観察路に対する路傍博物館の関係はきわめて重要としている。野外の展示品と室内の展示品とを関係づけることによって、自然観察路と路傍博物館が密接になり、両者は不可分のものに

なり、博物館は戸外でなされている計画に対する知識のセンターとなるからである。また、展示品の選択、展示方法、来訪者に対するサービスが常に野外に存在するものとの連関において考慮されなければならない。

木場はニューヨーク州とパリセイヅ州間公園内のベアー・マウンテン路傍博物館を例に挙げており、路傍動物博物館・路傍植物博物館・路傍地質博物館・路傍歴史博物館・図書館の説明の中で、これらの博物館は温暖な季節の繁忙に比較して、冬季は野外展示物の修理と博物館内の整備に追われるものであり、従来の博物館とは特異な存在であるとしている。

路傍博物館をはじめるには、その目的に適合した地域選定が重要な問題であり、交通の便なることが有力な要因であるとし、来訪者が興味をもつような諸施設が工夫されなければ、まじめな自然観察者を引き付ける自然園とはいい難いとしている。さらに、地形的にも植物相上の変化に富み、各種の異なった生態環境が見られることが望ましく、面積はその管理と照らし合わせて余り広大でないほうがよいとしている。路傍博物館はその土地と密接な展示センターであるので、建物自体においても環境に相応しいものが望ましい。

公園博物館の仕事を図示すると次のようになるが、この種の博物館は、二種のタイプである公園博物館と歴史的家屋博物館を含み、前者はある特別の地域の様相を理解する目的のために公園内に置かれたもので通常の博物館の方法を採用している。後者はもとのままであっても、再建したものであっても歴史的建造物と考えられ、過去の残存物として公衆に対する展示である。

公園内に一つ以上の博物館が存在する場合は、本館と分館が考えられる。本館には展示品が完全に備わり、研究蒐集・図書室が整備され、館員の事務と研究実験室が出来上がった時に公園のすべてに関するものを包含することが可能となる。このようにして公衆に対して知見を与えるセンター的役割をなし、科学者・組織だったクラスの訪問にとって本部としての重要な役目を果たすことができる。また、分館は特別の歴史的な場所、自然の様相あるいは自然現象を示す場所近くに位置する博物館で、それらの展示物の理

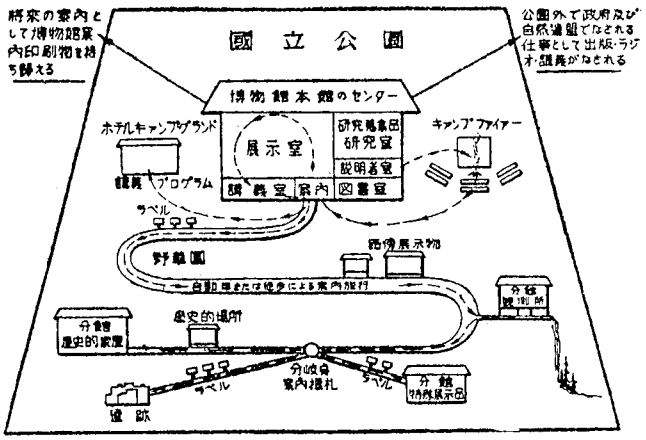

公園博物館における展示物と博物館の一般概念[Burns]
博物館基本文献集第12巻　木場一夫『新しい博物館』より転載

解を助ける機能を持っている。例として、カリフォルニア州のヨセミテ国立公園内のマリーポーザ・グローブにおけるセクオイアに関する路傍博物館が挙げられる。

次に展望博物館は特に壮大な景色を示す場所にある博物館で、展示品が訪問者に風光の歴史的或は科学的な有様を理解しやすくしてあるものである。アリゾナ州のグランド・キャニオンのヤバパイ展望博物館がそれにあたるもので、双眼鏡や望遠鏡によって対岸を細かに観察することができるものとなっている。

以上のことから、自然路博物館と路傍博物館の構想と実地が近い将来我が国においても実現されることは望ましいとしており、すぐれた景色に恵まれた代表的な地域である国立公園において、また、都市近郊の地域において規模の大小を問わずにこのような意図を持つ施設が設けられ、サマーキャンプなどの行事を催せば、レクリエーションと自然学習、自然愛護の養成に役立つことは言うまでもないと述べている。また、観光日本という見地から我が国における自然物及びその景域、史的関係物を理解するうえに将来必要な施設として関係当局、世人の関心を高めるものであるとしている。さらに都市附近に設置されるべき自然研究のための施設として自然教育園の構想にとっても、路傍博物館における戸外教育の実際が重要な示唆を与えるものである。

7．鶴田総一郎

鶴田は博物館研究 Vol. 33（1960　12）に「日本の博物館の状況について」を載せており、その中に野外博物館として次のように述べている。

> 4館ある。これには2系統があり、第1は自然物・自然環境そのものを中心にして、これに博物館または博物館的解説や野外展示を加え全体として野外博物館としてまとめてゆく Park Museum または Trailside Museum 系統のものとしての国立自然教育園、朝日町立宮崎自然博物館および龍河洞博物館の3館と、民族、民俗、歴史あるいは考古資料等を中心にしてこれらの野集団用展示または現地展示としてゆくいわゆる戸外博物館系統としての日本民家集落とがある。何れも第二次世界大戦後全く新しい考え方のもとで新設されたものである。植物園の部に入っている犬山自然植物園などもその野外教育施設がさらに増強されればそのまま野外博物館となってゆくべき性質のものである。このような傾向をもつ自然動植物園は最近方々で計画されている。従来ややもすると遊園地的なものになりがちだったこの種の施設の計画が学術的・教育的裏付けが伴なうに従って野外博物館的な方向に進むものができてきたことは喜ばしいことである。また最近の民族学・考古学系統の研究が特に盛んになるにつれ、発掘された遺跡などを中心として野外博物館がつくられる可能性もでてきている。何れにしてもこの2系統の博物館は多分に自然保護、文化財保護の傾向をもつもので、今後の日本に期待される博物館の1つである。

8．新井重三

新井は我が国の野外博物館の分類・体系を博物館学的に理論付けた第一人者であり、その後の研究も新井の論理に沿うものが多い。まず、『博物館学入門』の第8章「野外博物館」において野外博物館は自然・人文に亘る豊富な資料を現地において保存すると同時に研究・教育の資に供するために、いわゆる博物館のシステムに従って開発設定されたものであると述べている。つまり、博物館（野外博物館以外のあらゆる博物館）は建物や展示施設を固定的に建設作製して、説示のための資料は、すべて屋外から採集（蒐集）してくる方法を採っているが、野外博物館は、その精神（アイディア）においても、その方法においても全く他のあらゆる博物館とは逆で、説示資料はでき得る限り自然環境の中におき、展示施設の方を運搬移動することによって博物館の展示形態を備えようとするもので、自然環境そのものまでも展示説明の対象としてとりあげたものである。さらに標本資料の移動は許されないとして、移築して建設したスカンセンの戸外博物館や東京郊外にある保谷のアイヌ屋敷等は野外博物館の範疇には入らないとしている。

野外博物館とは、外国の自然関係では公園博物館（ヨセミテ博物館・イェローストーン国立公園博物館・オールド・フェースフル博物館・グランドキャニオン公園博物館）・路傍博物館（ベアーマウンテン路傍博物館・マヂソン路傍博物館・ノーリス路傍博物館・レーク路傍博物館）、人文関係では歴史的家屋博物館・戸外文化史博物館（アゼンスのパルテノン神殿廃墟・ローマの古政庁フォーラム廃墟・ポンペイの埋没古都市・カルデアのウル遺跡・インダス河畔モヘンジョタローの遺跡・カイロのスフィンクス・イラクのバビロン古都・イランのペルセポリス王宮・アフガニスタンのバミリアンの大仏像）などを挙げており、我が国の自然関係は十和田科学博物館・奥日光博物館・秩父自然科学博物館・国立自然教育園・市立大町山岳博物館・宮崎村自然博物館・魚津市立特別天然記念物埋没林博物館、人文関係は野口英世博士記念館・箱根関所考古館を挙げている。

この時点における新井の野外博物館の捉え方は、30余年後に纏めた「野外博物館総論」の考えとは大きく違っており、スカンセン野外博物館を野外博物館の範疇から外している点からも理解できるように、まだ、野外博物館の概念が確立したものではなかったといえよう。また、それまでの多くの研究者たちが野外博物館＝路傍博物館・公園博物館と提唱していたのに対して、野外博物館には路傍博物館や公園博物館の設置が望ましいというように、あくまでもそれらの施設は野外博物館の一部として捉えて論じたものであった。さらに野外博物館の地域には中心となる中央博物館（本館）と分館が必要であるとしている。

野外博物館において大自然の貴重な学術・教育資料を最も経済的に且つ見落としなく視察できるように、利用者を誘導しなければならないとし、自然科学系の場合は自然観察路の必要性を強調している。それには博物館の展示室のラベルや説明版に相当する説示施設が完備されなければならず、我が国では秩父自然科学博物館において施実されていると述べている。さらに動物の棲息する自然

環境をそのまま取り入れた飼育兼展示施設が必須であるとしている。

野外全体の博物館化と博物館の建物の内部を野外に直結し、利用者の知識の導入と整理のオアシスとしての展示室の具現に努めることが、野外博物館の本質的な在り方であり、野外博物館の生命があるとしている。また、我が国の風景美を科学的に捉え、貴重な科学の教室を提供していると考え、自然の驚異・古代文化を忠実に理解することにより親しみを倍加し、人智を陶冶向上せしめることができ、これらの要求に応えるものが野外博物館であるとし、日本の博物館、特に地方博物館・郷土博物館は建物から積極的に野外に進出して、博物館の教育の場を否展示室を野外に拡張すべきであると結論付けている。

以上が初期の新井の論であるが、1989年に博物館学雑誌第14巻第１・２号合併号において「野外博物館総論」を纏め、我が国の野外博物館研究の概念を確立させた。この論文で生涯学習に対応する博物館のあり方として、野外には人間の手によって作られた教材はなく、素材が一見、無秩序のように散在している。研究者の調査・研究はこのフィールドから始まるとし、野外博物館が直接体験学習に最もふさわしいとしている。

野外博物館には自然系と人文系の両者が存在するという基本概念に立ち、野外博物館の英名をField Museum and Open Museumとしている。前述したように我が国の野外博物館の提唱者は木場一夫であることを説明し、木場の論の中でも特に、野外博物館は自然及び考古・歴史的遺跡そのものが野外における展示をして説明できるものでなければならないといっていることが重要と捉えている。人為的に展示資料を他所から収集し移設した施設は野外博物館の対象外のように扱っていることを指摘したうえで、現地保存型も収集展示型も共に野外博物館の範囲に入れるべきであると提言している。この時点で新井の野外博物館の捉えかたが大きく変わっていることが理解できるものであり、新井自身も木場の思想を強く受けて自然系の現地保存型野外博物館をイメージして執筆したことによる人文系及び収集展示型の野外博物館の欠落の不備を認めている。

現地保存型野外博物館の自然史系野外博物館の英名としてField Museumを提案し、1958年に新井が開設した埼玉県秩父自然科学博物館（現埼玉県立自然史博物館）のNature Trail（自然観察路）とTrailside Museum（路傍博物館）がその草分けであることを論じている。さらに野外博物館を現地保存型の野外博物館と収集展示型の野外博物館に大別しているが、前者は資料収集を前提としない点で博物館法第２条の定義から外れたものであり、伝統的博物館学から逸脱していると述べている。

現地保存型野外博物館 Museum for Conservation on the Actual Place	自然・人文総合野外博物館 生活・環境博物館（Ecomuseum）		地域住民の伝統的な生活を環境と共に保存・育成・発展させるもの
	自然系野外博物館 Field Museum	自然系総合野外博物館 General Field Museum	自然遺産を総合的に現地で保護・育成し、公開しているもの
		野生生物保護センター Wild Life Refuge Center	野生生物の保護・育成を目的とするものでアフリカ国立公園に多い
		天然記念物博物館 Natural Monument Museum	地質・生物等の貴重な自然遺産を保全し、展示・公開しているもの
	人文系野外博物館 Site Museum	人文系総合野外博物館 Heritage Park Museum	現地で文化遺産を総合的に保存・修復し、展示・公開しているもの
		史跡・遺跡博物館 Historic Site Museum	史跡・遺跡・城郭・家屋・町並みなどを現地で保存・公開するもの
		産業遺産博物館 Industrial Heritage Museum	生産工場・鉱山・坑道等の産業遺産を保存・修復し、公開するもの
収集展示型野外博物館 Museum for Collection and Exhibition at the Open-air	自然・人文総合野外博物館 General Outdoor Museum Combined with Nature and Culture		自然及び文化遺産を各地から収集し、それを野外に移設・復元・展示し、公開しているもの
	自然系野外博物館 Outdoor Museum	自然系総合野外博物館 General Outdoor Museum	自然を構成する岩石、鉱物、動植物などを野外で展示公開するもの
		動物園，植物園，水族園 ZoologicalGarden, Botanical Garden and Aquarium	各種の動・植物、魚類などを収集し、生きているものを野外で飼育・栽培し、公開しているもの
		地学園・岩石園 Geological Garden, Rock Garden	岩石の種類や、その産状が理解できるように野外に展示したもの
	人文系野外博物館 Open-air Museum	人文系総合野外博物館 General Open-air Museum	各種の建築物や美術・彫刻作品等を野外で展示・公開するもの
		建築物等移設・復元博物館 Open-air Museum	各地から建築物資料等を収集し、移設・復元して展示公開するもの
		彫刻野外展示博物館 Sculpture Park Museum	自然環境の豊かな野外の芝生に彫刻作品を展示している野外美術館

野外博物館の分類表　新井重三（1989）
博物館学雑誌第14巻第1号・第2号合併号より転載

この表から理解できるように、収集展示型野外博物館は従来の博物館学で処理できる博物館の一種と見なすことができるもので、動植物園、水族園、地学園、岩石園に代表される自然系野外博物館と建築物移設・復元博物館や移設民家集落的野外博物館としての人文系野外博物館に区分される。

現地保存型野外博物館は自然保護・文化財保護の思想や運動と深いかかわりを持ち、自然遺産や文化遺産を乱開発から保護するかという課題から生まれた「護りの博物館」とみている。自然公園・自然観察路・自然保護センター・野生生物の聖域・野鳥の聖域・森林保護センター・天然記念物ビジターセンター・町並み・遺跡公園・史跡・民俗史跡・偉人の家・古城跡・工場遺跡・漁業遺跡見学路・採石場センター・塚・とりで跡地公園などを挙げている。これらは保存と同時に環境の保全も兼ねているため、収集展示型野外博物館よりはるかに広い敷地を持つのが特徴であり、収集展示型は自然系も人文系も疑似体験（間接体験）であり、現地保存型こそ実体験（直接体験）であるとするものである。

i．エコミュージアム

遺産を保護するという立場とは別に遺産を有効に活用しようという潮流によって言われ始めたのが、村おこし・町おこしに野外博物館をプロジェクトにするという構想である。その中で進められているのがフィールド・ミュージアムとエコミュージアムであるとして、いくつか事例を挙げている。滋賀県教育委員会の歴史公園野外博物館、愛媛県内子の町並み保存構想、北海道白老町屋根のない博物館計画、山形市まちづくり博物館構想、千葉市の野外博物館拡大構想、東京都板橋区の「まちは博物館」、緑の森野外博物館構想（埼玉県自然保護課）、山梨県都留市のフィールド・ミュージアム（ムリネモ協議会）、島根県三瓶山を自然野外博物館に、国産エコミュージアム九州に生まれるか等であり、日本にも従来の博物館と違った住民のなまの生活、生産工場の作業場等も展示と位置づけ、まさに生きている博物館を切望している。

新井は新しい博物館としてエコミュージアムを提唱し、定議している。

言葉の意味：Ecomuseum という言葉は Ecomuseology と共に1971年フランスのアンリー・リビエル（Georges Henri Riviere）によってつくられた新語である。eco は ecology（ecological）という意味であるから直訳すれば「生態博物館」ということになるが、博物館の実態から意訳すれば「生活・環境博物館」と言った方が適切であろう。

Ecomuseum の意味を定義的に述べると次のように表現することができよう。すなわち、「地域社会の人々の生活と、そこの自然及び社会環境の発達過程を史的に探求し、自然及び文化遺産を現地において保存し育成し展示することを通して当該地域社会の発展に寄与することを目的とする新しいタイプの野外博物館である。」

博物館の動きを国際的にみると日新しいものが目立ち、なかでも Ecomuseum はやがて、我が国においても避けては通れない大きな課題になるであろうとしている。世界の博物館は伝統的な博物

館が繁栄している中で、従来の博物館学（Museology）では処理できない新しい理（Principle）に基づく革新的博物館学（例えばEcomuseology）で武装した博物館（Ecomuseum）が着実に開発され、定着し、発展しつつあるとし、この思想は地域住民を主人公に捉えている点において、かつまた、従来型の博物館のように時計の針を止めて見せるのではなく、生きている社会をダイレクトに体験させる点において極めて意欲的博物館と言えると論じている。

エコミュージアムは理論の段階から実験の段階に入っているが、定着まではなお歳月を要するとしている。エコミュージアムは従来の博物館学（Museology）とは異なったEcomuseologyという学的理念にささえられているので、今後は、理念と現実との矛盾やくいちがいをどう調整するかが焦点になることであろう、と述べている。

しかし我が国においてエコミュージアムはいまだ定着をみずにいるのが現状となっており、今後も難しいものと思われる。

9．杉本尚次

杉本の著書『世界の野外博物館』で取り上げられている野外博物館は、つぎのような人文系野外博物館に重きを置いている。

(1) 主として伝統的建造物（民家その他）や生活用具類などを収集し、セットにして野外に配置主展示した施設（収集展示型・移築復元型）

(2) 伝統的民家（町屋）などによって構成される景観（町並み）および修景を施した地区（現地保存型。町並み保存地区。アメリカでは歴史地区・オールドタウンなど）

(3) 伝統的建築物や史跡、産業遺跡などを含む環境を公園化した施設（現地保存型。アメリカの歴史公園、新しく登場しつつある自然・人文総合野外博物館エコミュージアムなど）

野外博物館という日本語名称について、新井・木場の提唱した路傍博物館に触れながら、我が国に野外博物館の考え方が入ったのは1930年代で、渋沢敬三、今和次郎らがスカンセンを訪ねて深い感銘を受けてからであるが、東京保谷の屋外に武蔵野の民家と絵馬堂を移築したものに野外博物館という名称を当てはめたかどうかは定かではないとしている。

野外博物館の民家などは展示品であり、生活が失われているので、民家は生まれた土地、現地保存してこそ価値があるとしている。重要文化財民家などは、現地保存型の広義の野外博物館とし、環境と共に生きてきた直接体験からくる具体的な生きている姿やその迫力、強い印象など利点も多いが、その一方で失われていく伝統文化が急増している現状において、現地保存が困難な場合は、保存の手立てとして収集展示型、移築復元型野外博物館も重要となってくるとしている。したがって多くの野外博物館ではできるだけ生きた生活のある姿に近づけて展示する生活復元型努力が続けられている。

野外博物館のタイプ分けはポーランドのＪ・チャイコフスキー氏の論文「ヨーロッパの野外博物館」を挙げて、（１）総合的野外博物館、（２）生活復元型（動態展示）野外博物館、（３）機能別野外博物館、（４）民族学的・地理学的区分による野外博物館と紹介している。また、アメリカのＨ・ファルケンベルク氏の論文「アメリカ合衆国野外博物館の発展と特性」を挙げて、アメリカは歴史的なものが多いのが特色であり、歴史公園や歴史地区（古い町並み）も野外博物館に含めているとし、ヨーロッパとアメリカの差異を参考にして世界の野外博物館を分類している。

その分類とは、（１）総合的野外博物館、（２）伝統的生活文化野外博物館、（３）古い町並み（オールドタウン・歴史地区）、（４）歴史を活かした野外博物館、（５）民族文化型、（６）遺跡型（先史考古野外博物館）、（７）再生型、（８）産業遺跡型、（９）ネットワーク型、（10）環境調和型（環境共生型）の10タイプに分けている。

我が国の野外博物館は近年、民俗資料を収集・保存・展示するという基本的機能に加え、地域住民の参加や生活学習施設等参加体験型の傾向が強く、さらにグリーンツーリズムとの関わりなどの積極的コミュニケーション機能が期待されている。さらに、歴史教育、文化教育のセンターとして、多民族国家における歴史的・文化的アイデンティティを醸成する役割を担っている。日本では博物館づくりが文化運動ではなく、行政的発想か商業的発想などが優先していた感があるが、博物館づくりには、「文化的発想」が重要としている。

地域環境時代は、自然環境と人間の営みについて、環境共生への道を真剣に考えるべき時にきているとし、前記の10タイプのうち、環境調和型で採り上げられているエコミュージアムを強調しているが我が国のエコミュージアムは確立したものではないとしている。

また、野外博物館の活性化には、来館者の増加・集客能力が重要としているが、観光に傾斜しすぎると伝統文化・文化財などがないがしろにされる可能性を指摘し、野外博物館は文化的な学術施設であり、伝統文化をできるだけ正しく甦らせる装置であり、伝統的庶民文化（民俗文化）の保存・再生・活用という面からも歴史的観点が基礎にあることを忘れてはならないとしている。

おわりに

ヨーロッパ・オープンエアー博物館協会（Association of European Open Air Museum）が1982年に表明したオープンエアー・ミュージアムの目的と定義とは、

［目的］

（Ａ）文化財及び文化地域にある移動不可能なもの、及び移動可能な文化財遺産を保存する。

（Ｂ）文化財及び文化地域の科学的調査を実施し記録する。

（Ｃ）教育に関連して、文化財及び文化空間自体の歴史を一般市民や民俗研究者に対して公開し普及する。

［定義（抄）］

Open Air Museumは歴史的に正確な絵になるように自然的、文化的環境をとり入れた展示を通して、夫々の建造物がお互いに関連しあってみられるようにアレンジすることが望ましい。

Open Air MuseumはOpen Air（戸外）における文化史博物館である。現在あるものの大部分は民族学および民俗学にかかわる博物館である。そして、その中の大部分は伝統的な農家や農村文化遺産を扱っているが、なかには少数ではあるが町並みを扱っているものもある。また、実在物を展示するとなると限界がある。特に先史時代の住居等は科学的に承認されれば再建することもできる。これは、その建物が持つ教育的価値をゆがめるものではない。科学的決定によって高く評価されたものであれば再建、修復、移築等により展示効果をあげることができる。

この条文に対して新井重三は、当協会の定めた野外博物館が文化史的博物館に限定されていることに批判的であり、新井の理論は木場一夫が提唱した路傍博物館が自然と人文の両分野に亘るものであることから、木場の概念に呼応したものとなっている。

木場一夫の理論は1949年に発表されたものであるが、今日の野外博物館の定義と遜色のないものといえるものであり、その後の研究も野外博物館について明確に論及したものは新井重三のみで、他はその紹介に止まったものといえる。新井が特に力を入れて取り組んだ野外博物館の一分類である地学園は当時学校につくられたものが多かったが、現存しているものはごく少なく成功例といえるものではない。さらにエコミュージアムについても杉本尚次も述べているように我が国での確立は見られず、今後も難しいものと予想される。

我が国に野外博物館が開館してから50年近く経て、野外博物館について再考することが必要と思われる。100年ほど前に野外博物館を述べた南方熊楠の理論に立ち帰って、郷土の文化・自然を併せ持った風土としての核となるような野外博物館を考えることが重要であろう。

（國學院大學兼任講師）

参考文献

『日本及日本人』「古書保存と和歌山城の破壊」　南方熊楠（大正４年７月15日　659号）
『神社合祀問題関係書簡』　「川村竹治宛」　南方熊楠　（明治44年11月19日）
「白井光太郎宛」　南方熊楠　（明治45年２月９日）
「村松任三宛」　南方熊楠　（明治44年８月29日）
「柳田国男宛書簡」　南方熊楠　（明治44年11月６日）
『日本及日本人』「神社合併反対意見（付録）」　南方熊楠　（明治45年４・５・６月　580・581・583・584号）
『南方熊楠百話』　飯倉照平・長谷川興蔵編　八坂書房
『南方熊楠・人と思想　心に不思議あり』　高橋康雄

野外博物館研究小史

『南方熊楠書簡　盟友毛利清雅へ』 中瀬喜陽編　日本エディタースクール出版部刊
『父南方熊楠を語る』 付神社合祀反対運動未公刊史料　南方文枝　日本エディタースクール出版部
『森のバロック』 中沢新一　せりか書房
「海外の戸外博物館」 博物館研究　第2巻第2号　記者
「米國に於ける路傍博物館に就いて」 博物館研究　第3巻第5号　棚橋源太郎
「國立公園の戸外教育施設」 博物館研究　復興第2巻第1号　棚橋源太郎
『眼に訴える教育機関』 棚橋源太郎　寶文館
『郷土博物館』 棚橋源太郎　刀江書院
『世界の博物館』 棚橋源太郎　大日本雄辯會講談社
『博物館学綱要』 棚橋源太郎　理想社
『博物館・美術館』 棚橋源太郎　長谷川書房
『博物館』 棚橋源太郎　三省堂
『博物館』 濱田青陵　ARS
『帝室博物館』 後藤守一　國際出版
『新博物館態勢』 藤山一雄　満日文化協会
『新しい博物館』 木場一夫　日本教育出版社
「日本の博物館の状況について」博物館研究　Vol. 33　1960　鶴田総一郎
『博物館学入門』「第8章　野外博物館」 新井重三　理想社
「野外博物館総論」博物館学雑誌　第14巻第1・2号合併号　新井重三　全日本博物館学会
「野外博物館の概念と分類」 新井重三 『コンセルボ』No. 6　1984　文化財保存計画協会
「野外博物館に突然変異：エコミュージアム」 新井重三　Museum Date　No. 5　1988
『世界の野外博物館』 杉本尚次　学芸出版社
『アメリカの伝統文化　野外博物館ガイド』 杉本尚次　1992　三省堂
「産業遺跡の野外博物館」 杉本尚次 『月刊みんぱく』15－5　1991　国立民族学博物館
「民家の保存・再生・活用－民家野外博物館を中心として（山村サミット報告）」 杉本尚次 『民俗建築』113　1998　日本民俗建築学会
「野外博物館の展示－ヨーロッパの事例を中心に」 杉本尚次 『展示学』2　1985　日本展示学会
「野外歴史博物館」 杉本尚次 『世界博物館シリーズ』No.14　1978　講談社

庭園植栽の復元・整備に関する研究（その２）
：毛越寺庭園および観自在王院庭園の事例を中心に

A study of the restoration and public use of historic gardens and their plantings(2)
:Case Study of Motsuji temple Garden and Kanjizaioin temple Garden

今　野　　農
KONNO Yutaka

１．はじめに

日本庭園の材料には、地形、地質、岩石、水、植物が用いられ、往時の様相をとどめていることが少ない。また、作庭された状態をもって完成とするのではなく、造営後の維持管理や修正が図られる過程で修練されていくという特質をも備える。更に、文化庁の定義に基づくとき、文化財としての庭園は依存状況に応じて「現存庭園」、「発掘庭園」、「遺跡庭園」に分類される文化庁文化財部記念物課(2005)。[註1] 史跡整備にあっては、史的意義や意匠価値だけでなく、現代の在り方も加味して検討されなければならない。

その中でも、植栽という構成要素は非常に重要であり、かつ保存・活用にあっては困難な一面を備える。『図説発掘が語る日本史（別巻）整備復元された遺跡』では、「他の整備と異なり、庭園では植栽が主要な材料となり、生育していく材料であるため、どの時期を鑑賞の最盛期にもっていくか、また、それ以外の剪定、刈込などの維持管理をいかにするかにより、庭園整備の成否が左右されることが多い」としている坪井(1986)。先の論文において、拙著はこの問題の意義付けを試み、更に事例を重ねていく必要性を展望した今野(2005)。それを受け、本稿では岩手県平泉町における整備事例を掲げ、庭園植栽の復元・整備について検討を加えるものである。

今日、平泉では世界遺産登録に向け、町ぐるみでの運動が展開されており、数々の庭園整備事業はその中核に据えられている。中でも、毛越寺寺域全体は「毛越寺境内附鎮守社跡」として特別史跡に指定され、その内には２件の浄土式庭園が所在する。一方の「毛越寺庭園」は1957年に特別名勝指定を、もう一方の観自在王院庭園は「旧観自在王院庭園」として2005年３月２日に名勝指定を受けており、共に復元・整備が行われている。この二庭園は核となるべき重要な拠点であり、平泉全体の状況を概観した後、それぞれの植栽整備について述べることとする。

２．平泉の現状

平安時代における平泉は、奥州藤原氏の拠点であり、巧みな都市計画の下に造成されている。『吾

妻鏡』文治５年（1185）９月17日の条には、初代清衡が中尊寺、二代基衡が毛越寺、基衡の妻が観自在王院、三代秀衡が無量光院を建立したとの記述がある他、特別史跡毛越寺に附指定されている鎮守社について触れている。[註2] 本澤慎輔氏は、現代の起伏は四代泰衡が攻め滅ぼされた時代のものであり、清衡、基衡、秀衡が居館や屋敷を建てる時点で計画的に地割りを追加実施していく様子を明らかにした本澤(1993)。また、同氏は水利事業に関し、12世紀代の園池や池状遺構22件について形態や性格を報告し、①礎石建物前庭の池、②掘立柱建物前庭の池、③導水路上流に造られた池〈写真１〉[註3]、④遺跡を区画する池〈写真２〉、⑤その他に分類している本澤(2001)〈図１〉。

現状では、この様な池の窪みや土塁、堤防の高まりが大変良好に保存されているものの、一部の区画は住宅地や水田、草地、林地となっており、規模や形状を判別しにくい遺構も多い〈写真３〉。いわば、殆どが「発掘庭園」として位置付けられる。一例として、毛越寺の附指定地である白山社の池跡は今日においても窪地としての地形を保っているが、最初に訪れた際には草の繁茂が著しく、形状の把握を困難にしていた。〈写真４〉は、その翌日に再度訪れ、草刈りの後に撮影したものである。同様のことは、毛越寺庭園・遣水上流の溜め池においても言及し得る。また、猫間が淵の堤防跡などは、地形を利用した広大な遺構の一部として存在し、地形に不慣れな来訪者には案内が無ければ史跡としての認識が容易ではない〈写真５〉。更には、地形の観察を可能にする地点が、立ち入り可能な博物館や他の公共施設、一般道などから外れることもある。従って、史跡の形状や価値をより良い形でプレゼンスするためにも、一町規模で史跡を整備していく意義の一端が存在している。

図１：拠点地区の遺跡と池跡の分布図（1／16,000）
※本澤（2001）より転載、一部改変。

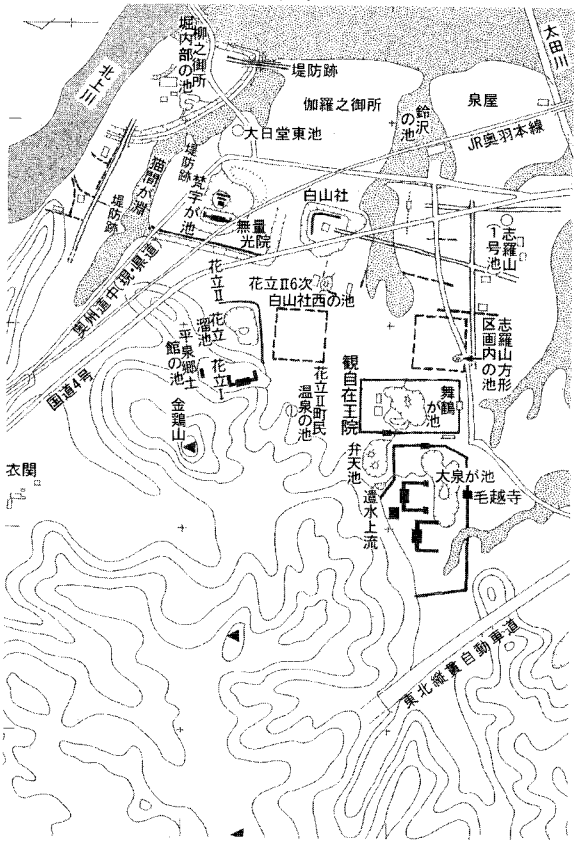

目下の所、平泉では世界遺産登録を目指し、整備事業が進行している。2001年に世界遺産暫定リストに登載され、2005年１月には「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」を施行し、歴史景観地区・風土景観地区・一般景観地区を定められた。[註4] その後、７月には、コアゾーンとして９件

写真１：毛越寺庭園・遣水上流の池跡の現状

写真２：猫間が淵・水田となった池跡の現状

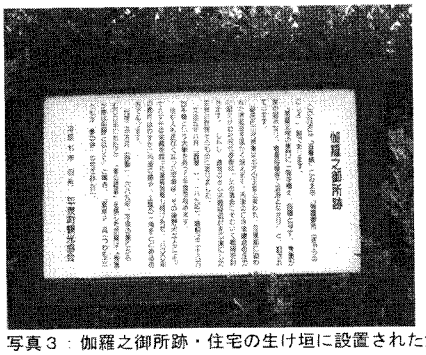

写真３：伽羅之御所跡・住宅の生け垣に設置された解説

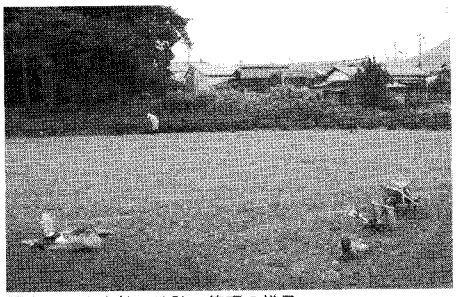

写真４：白山社の池跡・管理の様子

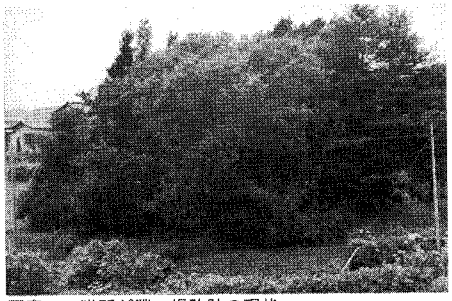

写真５：猫間が淵・堤防跡の現状

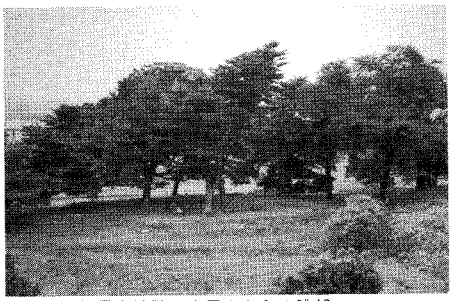

写真６：無量光院跡・土塁上からの眺望

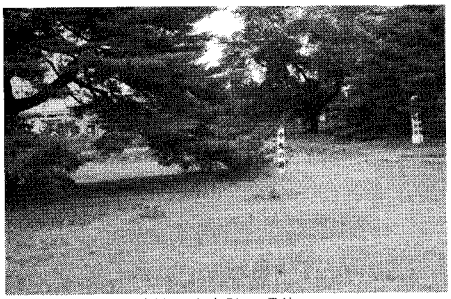

写真７：無量光院跡・中島跡の現状

写真８：柳之御所跡・園池の発掘

の史跡・特別史跡を確定している。[註5] ９件の内、特別史跡毛越寺附鎮守社跡、特別史跡無量光院跡、中尊寺境内、史跡柳の御所・平泉遺跡群、史跡金鶏山、史跡達谷窟の６件が指定地であり、骨寺村荘園遺跡（一関市）、長者ヶ原廃寺跡（衣川村）、白鳥館跡（同前）の平泉町外３件が史跡柳の御所・平泉遺跡群の「遺跡群」に含められる。更に、指定に伴い公有地化などの事業も適宜進行している。

整備事業の中心は庭園であり、毛越寺庭園・大泉が池、観自在王院庭園・舞鶴が池は既に終了し、中尊寺境内・大池跡、無量光院・梵字が池、柳の御所・池跡の調査や計画が進行している本澤(2005)〈写真６～８〉。以下では、整備後の毛越寺庭園および観自在王院庭園における植栽について示すこととする。

３．毛越寺庭園

平安時代、二代基衡は嘉祥寺を再興し、円隆寺の伽藍と庭園を建立した。現在は、伽藍を囲んでいた土塁の上を歩いて円隆寺跡に至るが、当時は南大門から延びる橋を渡り、中島を介して同地に赴く形式であった荒木（1988)。藤原氏の滅亡後、嘉祥２年（1266）11月に建物は焼失したものの、基壇や礎石、地割、細部意匠を完全な形で今日に伝えている。とりわけ、伊達藩による庇護が厚く、伊達綱村は元禄８年に庭園礎石の抜き取りを禁止しており、吉村の頃には池岸や土塁上に杉並木を造成し、金堂円隆寺の周囲もスギで囲んだ他、所々にマツ、サクラ、カエデを配した〈写真９〉。ただし、これらの植栽は遺構の損壊や視覚を遮断する要因ともなっている前掲、荒木(1988)。伊達藩による毛越寺の整備は、江戸時代におけるわが国初期の事例として、水戸光圀による上侍塚古墳・下侍塚古墳（栃木県・国指定史跡）と共に度々引用され、整備史における意義も大きい。尚、現代においても、毛越寺によって庭園が維持されているが、一部には往時の遺構が埋没している箇所も存在するため「遺跡庭園」として定義される。

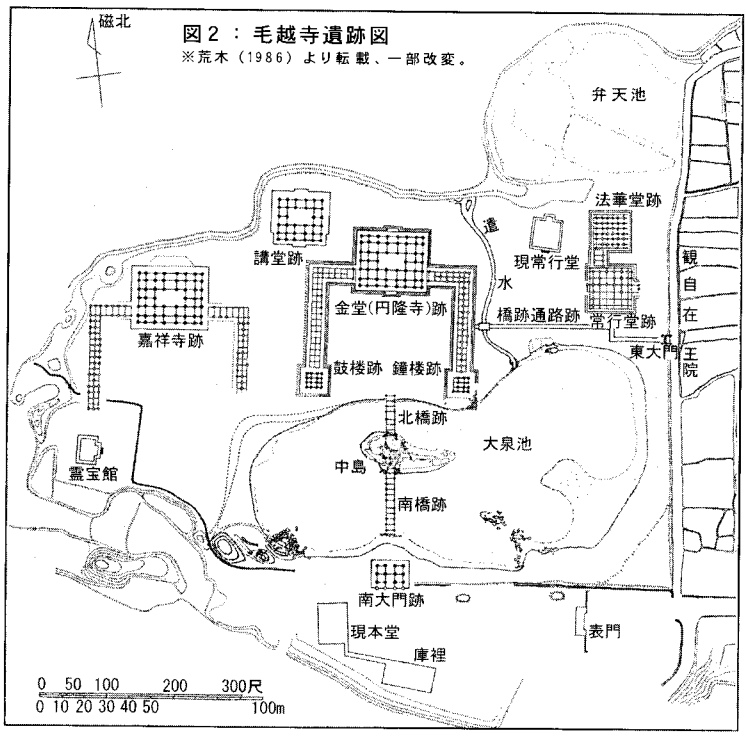

図２：毛越寺遺跡図
※荒木（1986）より転載、一部改変。

遺構の埋没箇所に関し、

1949年から1951年にかけて、観自在王院と併せ主要伽藍を中心に発掘調査が成されている。調査主体の平泉遺跡調査会は、金堂跡などの主要堂宇や中島、橋跡の検出を報告し、その成果を『平泉－毛越寺・観自在王院の研究』藤島(1961)として集成した。更に、1979年に始められた整備事業に伴う調査では、通路跡、東大門跡、島、遣水跡が確認されている本澤(2002)。

目下の所、整備報告書は刊行されていないものの、本澤氏、荒木伸介氏によって報告されているため本稿での詳述を避けるが前掲、荒木(1988) 前掲、本澤(2002)、発掘調査の成果に基づき、「大泉が池」および遣水の復原整備が成された。伽藍や中島に架かる橋は復元されておらず、前掲の〈写真１〉に示した遣水上流の池や、弁天池などにも未整備の区域を残している。弁天池の現状として〈写真10〉を掲げるが、窪地と島の跡が依存している〈図２〉。

写真９：毛越寺庭園・園池を囲むスギ

写真10：毛越寺庭園・弁天池の現状

整備事業は、まず平泉町によって、1958年、67年、69年から81年に成されており、次いで毛越寺による事業が1993年から1994年に行われた。検出遺構に盛土し、その上に当初の姿を表現することを基本とするが、遣水、石組、汀線などは合成樹脂で補強して露出展示している。池汀は創建当初の遺構に合わせて玉石敷とし、平坦面に関しては、通路等によって区切られる部分までが石敷である。遣水は島に盛土を加えた他、滝や橋なども復元されている。遣水底部の石敷や景石は露出展示であり、橋跡付近の景石には堰として板をはめ込むために穿った跡が観察された。東大門から橋に至る通路跡も平面的に表示されている。尚、1986年以降、遣水から連想される行事として曲水宴が催されている。

植栽の整備に関し、1959年から始められた大泉が池の整備では、既存樹の一部伐採や移植が行われており、〈写真11〉に示したシダレザクラは、特殊遺構部分にから移されたものである。この時伐採された植物の年輪調査では、植栽された時期として250年前に遡るものがあり、吉村の頃に相当する斎籐・他(1988)、八島・他(1988)。

本事例においては、整備事業としての植栽復元は成されておらず、寺域の植栽は所有者である毛越寺によって平安時代の樹木や花草を中心に選ばれている。[註6] 雑草の刈り取り作業や虫害対策なども、寺に依るものである。遣水周辺にはオミナエシ、キキョウ、ツツジ等が植栽され〈写真12〉、南西の

一画には、菖蒲田や蓮池が設けられる他、各所にモミジ、サクラ、ヤマブキ等が見受けられる〈写真13～15〉。あやめ祭などのイベントも毎年催され、ホームページにおいても折々の花が紹介されている。[註7)]

また、1975年頃から、東北地方では松食い虫による松枯れが発生し、毛越寺も対策を講じているが、年に10～20本は枯死するという。庭園には農薬を地上散布し、借景となる塔山には空中散布を試みているが、周辺には田畑が、庭園には他の植物が存在し制限せざるを得ない状況下にあるという石井(2005)。

写真11：毛越寺庭園・移植されたサクラ（園池北岸）

写真12：毛越寺庭園・遣水・島・滝石組

写真13：毛越寺庭園・ハギ（通路跡付近）

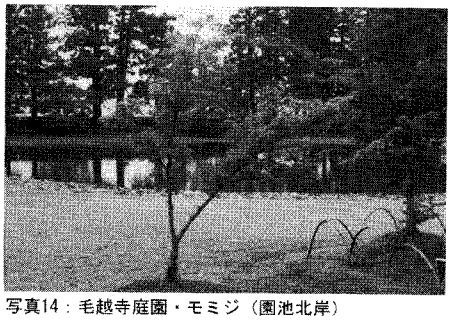
写真14：毛越寺庭園・モミジ（園池北岸）

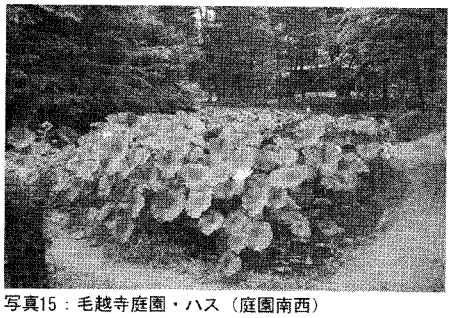
写真15：毛越寺庭園・ハス（庭園南西）

写真16：観自在王院庭園・滝石組

４．観自在王院庭園

観自在王院庭園は、毛越寺の東に隣接する。先の『吾妻鏡』文治５年９月17日の条には、基衡の妻である宗任女が大・小阿弥陀堂を建立したことが記されている。これらの建物等を消失した経緯は明らかでないが、現代では水田、林野地、住宅となった。今日にみられる二棟の仮堂は、近世に建造されたものである。

前掲の平泉遺跡調査会による発掘調査では、大阿弥陀堂、小阿弥陀堂、それらの中間建物、南門などの遺構が検出され、『平泉－毛越寺・観自在王院の研究』には、大部分が水田となっていた現状からは想像し得ない程の浄土式庭園を確認したことが記されている。この成果をもとに整備事業が計画されたが、復元的表現に正確を期すため、不足部分に関しては再度調査の必要に迫られた。そこで、1972年から５年間を掛けて再調査され、遣水、中島の規模、西門、西側土塁、車宿を検出した。遣水は二条検出され、一方は毛越寺の弁天池から水を引き、滝石組を経て「舞鶴が池」に供給していたことが概ね確認されている。もう一方は、出島から池に給水するものであるが、水源は定かでない。

整備事業は、翌年の1973年から1978年までに行われており、報告書に取りまとめられている平泉町(1979)。池汀は玉石敷州浜とし、残存状況の悪い箇所や未調査部分はしがらみ護岸とされた。池底には、漏水防止措置が施され、滝石組などの傾いた石組は据え直しを図られている〈写真16〉。大・小阿弥陀堂は、現在の両仮堂および礎石が維持され、標石と張芝によって表示された他、車宿跡、南門跡、西門跡には木柱が建てられ、解説が加えられた。現地の解説によれば、遣水は二条とも起伏

図３：観自在王院跡整備完成図 ※平泉町（1979）より転載、一部改変。

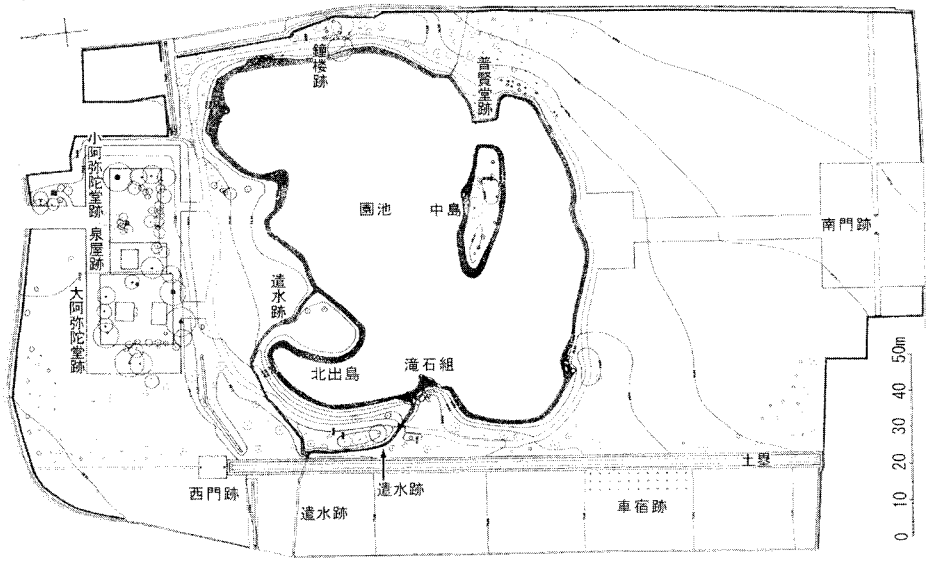

のみが表され、水源などの不明な点を含めて仮整備とされている〈図３〉。また、整備当初には無かったが、普賢堂跡から中島に橋が架けられていた。

植栽に関し、仮堂の建つ大・小阿弥陀堂付近にはスギ等が存在し、これらは整備以後も維持されることとなった。〈写真17〉において、橋の奥に見られるのが仮堂および既存樹である。新規の植栽に関しては、「風致植栽」として樹種と本数が報告書に掲載されており、それらの名称を以下に列挙する。尚、名称の表記は同書に従い、括弧内には本数および規模を示すものである〈写真18～20〉。

吉野桜（15本）、枝垂れ桜（10本）、紅梅（10本）、白梅（12本）、楓（16本）、枝垂れ柳（15本）、黒松（８本）、お茶の木（605本）、ツツジ（50株）、萩（30株）、山吹（50株）
生け垣用植栽：ツゲ（620本、199.6M）、ひいらぎもくせい（620本、229.45M）、きんもくせい（100本、39.7M）、まさき（530本、101.40M）

これらの選定根拠としては、平安時代の物語や絵巻に描かれた樹種を選定する予定であったものの、経費の都合で上記に限られた点が示されている。数量についても、地下遺構を懸念し、景観を整える最小限度に止められた。配植に関しては、詩歌を根拠として、「東方にうめ、さくら、やなぎなどを多くし、かえでは西岸近くに植え」、『吾妻鏡』の記述より「滝口石組や遣水に因んだ箇所を選んで桜樹を植えた」との報告がある。この文言からは、風致植栽には復元目的が、生け垣用植栽には修景目的が伺われるが、現地にはその別を示すような表示や解説などは見受けられない。

また、現状では上記の植物の他にフジが生育し、藤棚が設けられている。この点に関しては、自然に発生したものなのか、人為的に植栽されたものであるかは不明とされる〈写真21〉。また、水捌けの悪い土地であり、生育環境が適していなかったためか、一部には傷んだ樹木も見受けられた〈写真22〉。

写真17：観自在王院庭園・橋と仮堂付近の既存樹

写真18：観自在王院庭園・中島の黒松、ツツジ等

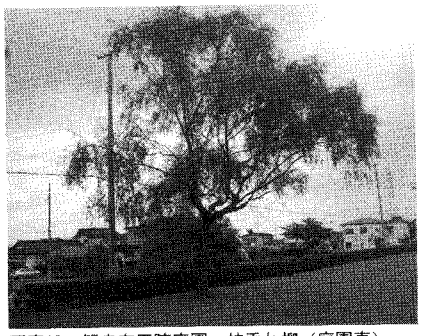
写真19：観自在王院庭園・枝垂れ柳（庭園東）

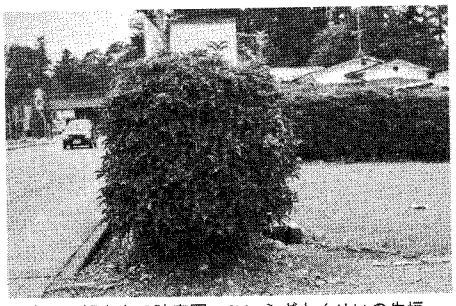
写真20：観自在王院庭園・ひいらぎもくせいの生垣

写真21：観自在王院庭園・藤棚（園池北東岸）

写真22：観自在王院庭園・梅（庭園北西）

5．考察

『作庭記』では遣水の植栽に関し、「遣水のほとりの野筋には、おほきにはびこる前栽をうふべからず。桔梗（ききょう）、女郎（おみなえし）、われもかう、ぎぼうし様のものをうふべし」とあり、[注8]『年中行事絵巻』などを見る限りでは、丈の短い草本が種類を限って局所的に植栽されていたようである。[注9]二事例の遣水に関し、毛越寺庭園の現状は、以上の文献資料と概ね合致し、観自在王院庭園では、花草等の植栽は見受けられなかった。張芝であることを除き、毛越寺庭園は往時の意匠を復元しているようにも思われるが、両庭園とも研究が成され、その成果に基づくものではない。

平安時代の浄土式庭園における植栽に関しては、未だ資料に乏しいのが現状である。現存する庭園が少ないのは先に述べたが、文献資料も豊富という訳ではない。『栄華物語』には法成寺庭園の描写が散見され、一例として17巻・治安２年（1022）「池の水清く澄みて色々の蓮の花並み生いたり」、「池の廻りに植木あり、枝ごとに皆羅網かかれり」の記述が挙げられる。[注10]一方、発掘に伴う研究では岡田文男氏による平等院庭園（京都府・史跡及び名勝）における事例が挙げられ、平安時代の土壌サンプルから、木本14科18種、草本23科32種を検出し、マツ、ウメ、サクラなどを管理していた場所や、ソバ、ウリなどの耕作地が存在していたことを考察している岡田（2003）。

文献による研究は、極僅かな京都の庭園や、儀式等の特定場面に限られるという資料的限界があ

り、地方各地の庭園やバックヤードなどは記録されにくい。造園材料の中でも植栽植物は風土的条件の影響が大きく、土地毎の意匠を描き出すものである。平泉における庭園の個性を実物資料に基づいて描出する上でも、植物遺体の研究は求められる。結果を復元・整備に反映させるか否かは、別次元の検討を要すが、発掘は再現性を持たない調査である故に、この様な研究が試みられなかったことは非常に惜しまれよう。

観自在王院庭園の樹種に関しては、平安時代に限らず、時代を通じて一般的な種が選択されているものの、それらの配置に関しては文献等より復元的に選定したことが伺われる。一方で生垣という修景目的の植栽も施されており、復元と修景という目的の別は何らかの形で明らかにされるべきであろう。無論、現地で根拠を逐一解説することは不可能であるが、整備の情報は地域の博物館において保管し、提供されることが望ましい。現地では、それら情報源へのアクセスが保障されねばならない。加えて、同庭園の維持管理に関しては、傷んだ樹木や当初の計画に無い樹木が見受けられた。植栽植物は将来的な再整備を必然とするものであり、長期的展望も求められる。

伊達氏によって植栽されたスギは、遺構の損壊要因で有りながら、一方では歴史学上の貴重な資料という一面を備えている。また、史跡のみならず名勝庭園であるということは、樹木の剪定・管理に対する一層の配慮を要求する。更に、毛越寺庭園などは、「現存庭園」としての意義をも備える「生きた」文化財であり、研究に基づくオーセンティシティも確保しつつ、一方では庭園所有者の意向も反映されなければならない。史跡を利用したイベントは持続性のない事例も少なくないが、毛越寺によって運営される維持管理や花をテーマにしたイベントなどは、現代的な活用の一つとして評価されるものである。

近年では、他所から植物を移植することによる、郷土種保存の問題も提言されている。前掲の『史跡等整備のてびき』によれば、「復原（復元）」とは来場者の理解を促す整備と位置づけられ[註11]、庭園植栽の復元によって、より良い情報提供を試みているつもりが、郷土の遺伝子情報を失っていく結果にも繋がる大野(2001)。平泉の事例に限らず、植物の来歴を記載している報告書は皆無に等しいのが現状であるが、整備報告書を刊行し、これらの情報の銘記や共有が図られるべきであろう。

植栽等によって描き出される近景はもとより、借景となる山々や各地点からの眺望も確保される必要があり、指定地以外の環境も維持されねばならない〈写真23・24〉。世界遺産登録を控え、既に景観条例が施行されているが、樹木の維持管理や雑草の刈り取りなどは、所有者や地域住民の日常的な取り組みに負うところが大きい。従って、行政と住民、各種団体の連携なども重要な課題と言えよう。

写真23：毛越寺庭園・庭園南東から北西向きの眺望

写真24：金鶏山・無量光院跡土塁上から西向きの眺望

6．おわりに

～　夏草や兵どもが夢の跡　～

在りし日の平泉を詠んだ芭蕉の句は、史跡の復元是非を論じる際にしばしば引用される。建造物が失われ、草地となったイメージも当地の重要な意義の一つに挙げられる。歴史的、芸術的要地であり価値観が多元的に交錯するが故に、史跡整備に際しては様々な取捨選択に迫られよう。整備の中心に「発掘庭園」が据えられ、草地に埋もれ史跡の意義が潜在している平泉においてその顕在化を図るとき、既存植生の扱いや新規の植栽は重要な位置を占める。即ち、庭園植栽、更には他の様々な視点をもって今後の動向を注視していかなければならない。

本稿を著すにあたり、(前)平泉町文化財センター長・本澤慎輔氏に現地での御教示を賜った。また、本学の青木豊教授、小林達雄教授および国際基督教大学の Marion William Steele 教授には、日々お世話になっている。末筆となりましたが、御礼申し上げます。

（全日本博物館学会幹事）

参考文献および補註

荒木伸介（1986）「毛越寺庭園の発掘調査と復元整備」『月刊文化財』No. 268　第一法規出版　pp. 23～29

荒木伸介（1988）「史跡の整備と活用－毛越寺庭園遣水と曲水宴－」『日本歴史』No. 477　吉川弘文館　pp. 96～105

石井健雄（2005）「松を守る支援活動　奥州平泉「毛越寺」の松を守る」『グリーン・エージ』No. 378　(財)日本緑化センター　pp. 46～48

大野啓一（2001）「植生の復元と在来自然の保全」『植生情報』No. 5　植生学会　pp. 45～49

岡田文男（2003）「平等院庭園の発掘調査で出土した植物遺体について」『史跡及び名勝平等院庭園保存整備報告書』平等院　pp. 110～115

今野農（2005）「庭園植栽の復元・整備に関する研究」『國學院大學博物館學紀要』No. 29　國學院大學博物館学研究室　pp. 83～121

斎藤清・他（1986）「毛越寺庭園のスギについて」『特別史跡特別名勝毛越寺庭園発掘調査報告書－第５次調査－』 平泉町教育委員会　pp.36～48

坪井清足（1986）『図説発掘が語る日本史〈別巻〉整備・復原された遺跡』 紀行社

平泉町（1979）『特別史跡　観自在王院整備報告書』

藤島亥治郎（1961）『平泉：毛越寺と観自在王院の研究』 東京大学出版会

文化庁文化財部記念物課（2005）『史跡等整備のてびき』 同成社

本澤慎輔（1993）「12世紀平泉の都市景観の復元－現在の地形景観と発掘調査成果をもとに－」『古代文化』 vol.45　No.9　古代学協会　pp.31～36

本澤慎輔（2001）「平泉の庭園遺構」『日本考古学協会2001年度盛岡大会研究発表要旨集』日本考古学協会 2001年度盛岡大会実行委員会　pp.45～56

本澤慎輔（2002）「復元された毛越寺庭園」『白い国の詩』No.549　東北電力株式会社地域交流部 pp.4～11

本澤慎輔（2005）「平泉の史跡整備の現状と世界遺産登録に向けた動き」『2005年度日本遺跡学会全国大会発表要旨集』 日本遺跡学会　pp.17～20

八島光雄・他（1988）「毛越寺庭園の樹木について」『特別史跡特別名勝毛越寺庭園発掘調査報告書－第７次調査－』 平泉町教育委員会　pp.35～46

補　注

註１）「現存庭園」は「造営時から維持管理が継続して行われており、芸術上・鑑賞上・学術上の価値が保たれているもの」と定義される。この内には造営時の価値をよく伝えるものの他、造営以降の改修等により新たな価値を付加されたもの、樹木の生育等により現存する状態が作底時の意図と異なる価値を生じているものがある。「発掘庭園」は「過去に存在した庭園のうち、遺構が地下に埋没し、全体又は一部の形態及び存在自体について発掘調査等によって初めて明らかになるもの」と定義される。この内には発掘調査によって新たに発見されるものと、伝承・古記録等によって態様や存在が伝わっているが、遺構は地下に埋没しているものが含まれる。「遺跡庭園」は、「庭園として、ある時期から手入れが充分に行われなくなったため、全体的に廃れた状態にあり構成要素の埋没・損傷・移設等が見られたり、外部からの植生が侵入したりして、鑑賞上の価値が潜在化しているもの」と定義され、「現存庭園」に類する部分と「発掘庭園」に類する部分とが混在しているものもあり、「現存庭園」と「発掘庭園」を両極とした場合の中間形態のもの全てを含むとされる。

註２）貴志正造／編著（1976）『全譯吾妻鏡』第２巻、新人物往来社　を参照した。

註３）全ての写真は2005年に撮影したものである。

註４）景観条例については、平泉町役場建設水道課ホームページを参照した。

http://www.town.hiraizumi.iwate.jp/scripts/hiraizumi/html/yakuba/kensetu/keikanjourei/keikanj-

ourei.htm

註５）平泉町世界遺産推進室ホームページを参照した。http://www.iwate21.net/hiraizumi/top.html

註６）岩手日報社ホームページ、ふるさとズームアップ1999年５月24日朝刊には、毛越寺庭園の植栽に関する記事が掲載されている。　http://www.iwate-np.co.jp/zoomup/motsuji/motsuji.html

註７）毛越寺ホームページを参照した。http://www.motsuji.or.jp/

註８）林辰三郎／校注（1973）『日本思想体系　作庭記』岩波書店　を参照した。

註９）小松茂美／編（1977）『日本絵巻大成８　年中行事絵巻』中央公論社　を参照した。

註10）山中裕／他／校注・訳（1997）『栄花物語』第２巻、小学館　を参照した。

註11）整備技術の体系は「保存のための技術」と「活用のための技術」に大別され、後者には、来場者の見学環境を整える「環境造成」や、理解を促す建造物や古環境などの「復原」、「学習施設の設置」などが含まれる。

近世城郭史跡の整備と活用について

Maintenance and Practical Use of Castle and Historic sites

川　瀬　健　秀
KAWASE Kenshu

第１章：近世城郭とは

城郭は、大きく中世城郭と近世城郭に分類される。中世城郭は鎌倉時代～戦国時代に築かれた山城や居館などを指す。中世城郭の大きな特徴としては、堀や土塁などで構成されており、基本的に日常生活の場あるいは戦闘のための場であり、実用のための施設であって「見せる」ための展示物ではなかったことである。

これに対し近世城郭は、織田信長が天下布武への足がかりとして築いた安土城以降の城郭を指す。近世城郭は中世城郭と同様に防御施設かつ城主の住まいでもあるが、それが一体となっており、また家臣や領民、使者や他の大名に対して自らの威容を誇示するための「展示物」であることが大きな特徴である。

近世城郭を構成する条件としては、それまでは城郭には使用されず、寺院等でしか用いられていなかった石垣、瓦葺建物、礎石建物、土塀を使用していることである。また天守[1]と呼ばれる楼閣を持つ例があるのも近世城郭の特徴である。

近世城郭の成立には諸説あり、前述の安土城以外に、織田信長が安土以前に本拠地としていた岐阜城であるとか、室町幕府13代将軍足利義輝を殺害したことで知られる松永弾正久秀が築いた多聞山城、信貴山城がその始まりであるという意見もある。本稿では、安土城以降を近世城郭として取り扱う。また、近世陣屋も近世城郭史跡に含まれるが、本稿では除外した。

第２章：近世城郭の史跡指定

1868年に明治維新を迎えた際、全国には280ほどの城郭が存在していたとされている。これらの城郭は一部を除いて廃城となり、旧勢力の象徴として廃仏毀釈と同様に破壊され、薪材として売却された例もあったという。また維持が非常に困難であるために取り壊され、城郭の多くがが破却された。

近世城郭が破却された後、近世城下町はそのまま都市に移行していったため、立地のよい近世城郭跡地は大半が軍隊の駐屯地・司令部や県庁・市役所・町村役場などの官公庁、師範学校や中学校、

小学校など公的施設の用地へと転用[2]されていった。また一部は民間へ払い下げられている。

一方で取り壊しを免れた城郭も存在する。戊辰戦争で会津若松城が最後まで落城せず、西南戦争では熊本城を死守したことで、近代戦においても近世城郭は有用であると判断されたためである。この場合、場内は軍用地として使用された。

また廃城とされた城郭においても、元藩士や地元有志などの尽力によって天守や櫓、門などの建造物が取り壊しを免れ、保存された。また、取り壊しが決定したが、解体費用が捻出できず、結果的に保存されることになった城郭も存在する。

1919（大正８）年には、植物学者三好学が提唱し、徳川頼倫侯爵ら華族の支持を受けて、史蹟名勝天然紀念物保存法が成立する。（以下旧法と略す）この法律にもとづいて1922（大正11）年に最初に指定を受けた近世城郭は日本初の西洋式城郭であり、戊辰戦争最後の舞台となった五稜郭跡（北海道）であった。その後、1926（大正15・昭和元）年には江戸時代から名所旧跡としてその名を知られていた安土城跡（滋賀県）、名護屋城跡（佐賀県）[3]が史蹟に指定されている。

以後の指定は次のとおりである。

1920年代：姫路城跡（兵庫県）

1930年代：盛岡城跡（岩手県）、若松城跡（福島県）、小田原城跡（神奈川県）、松本城跡（長野県）、名古屋城跡（愛知県）、上田城跡（長野県）、和歌山城跡（和歌山県）、二条城跡（京都府）[4]、松江城跡（島根県）、宇和島城跡（愛媛県）、松前城跡（北海道）[5]、四稜郭跡（北海道）、竜岡城跡（長野県）、熊本城跡（熊本県）、岡城跡（大分県）

1940～1945年：津和野城跡（島根県）

1950（昭和25）年　文化財保護法（史蹟→史跡へ）

1950年代：弘前城跡（青森県）[6]、石垣山城跡（神奈川県）、彦根城跡（滋賀県）、大坂城跡（大阪府）、篠山城跡（兵庫県）、広島城跡（広島県）、萩城跡（山口県）、高知城跡（高知県）、高取城跡（奈良県）、鳥取城跡（鳥取県）[7]、備中松山城跡（岡山県）、丸亀城跡（香川県）、高松城跡（香川県）、伊予松山城跡（愛媛県）、福岡城跡（福岡県）

1960年代：江戸城跡（東京都）、上野城跡（三重県）、津山城跡（岡山県）、福山城跡（広島県）、人吉城跡（熊本県）

1970年代：高遠城跡（長野県）、有岡城跡（兵庫県）、赤穂城跡（兵庫県）

1980年代：山形城跡（山形県）、加納城跡（岐阜県）、苗木城跡（岐阜県）[8]、松代城跡（長野県）、岡山城跡（岡山県）、清水山城跡（長崎県）ほか

1990年代：村上城跡（新潟県）、洲本城跡（兵庫県）ほか

2000年代：明石城跡（兵庫県）、米子城跡（鳥取県）、徳島城跡（徳島県）、佐土原城跡（宮崎県）、仙台城跡（宮城県）

これらの近世城郭史跡のうち、特別史跡は五稜郭跡、安土城跡、江戸城跡、名古屋城跡、彦根城跡、姫路城跡、大坂城跡、熊本城跡、名護屋城跡の９件である。これは特別史跡全61件のうち、約1/7を占めている。

しかしながら、近世城郭では比較的名の知られた城郭であっても、すでに現状変更されてしまっている、類例が多く希少性が少ないなどの理由から、都道府県・市町村指定史跡や史跡未指定であることが多く、非常に現状変更されやすい傾向にある。

第３章：近世城郭の種類

本章における近世城郭の種類は輪郭式、梯郭式といった城郭の構造における種類ではなく、城郭が本来の役割を終えたのち、どのようになったかという意味の種類である。

３－１　明治維新以前に廃城となった近世城郭

明治維新を迎える以前に廃城となった城郭は、主に織豊系城郭や元和の一国一城令によって廃城とされた城郭、あるいは本拠地移転にともなって廃城とされた城郭がこれに該当する。

具体例としては、本能寺の変後まもなく城郭としての機能を失った特別史跡安土城跡、朝鮮出兵や小田原合戦などの際に築かれ、短期間でその役目を終えた特別史跡名護屋城跡、史跡石垣山一夜城跡などが該当する。史跡以外では、名古屋城築城にともなって尾張国の中心地の機能を失った清洲城跡や、石田三成の滅亡後の佐和山城跡などがこれに該当する。

３－２　明治維新まで存続したが、明治に廃城とされたもの

近世城郭では、一番多く見られる事例である。城郭跡地の多くが県庁・市役所・町村役場・総合庁舎・国立大学・公立学校等の敷地として使用されている。

具体例としては、長らく公立学校の敷地であった赤穂城跡などが挙げられる。赤穂城跡は学校を移転し、整備したのち史跡に指定されている。

また、廃城となった城郭のうち、平山城や山城の城郭においては、官公庁等が置かれることなく、そのまま廃墟となった。史跡苗木城跡、史跡津山城跡をはじめ、山城・平山城の近世城郭史跡は、建物こそ残っていないものの、石垣などの遺構が良好に残存する傾向がある。

３－３　明治以後も存城とされたもの

明治以後も廃城とされず、存城とされた城郭も存在する。皇居として使用されている特別史跡江戸城跡をはじめ、離宮として使用された特別史跡名古屋城跡、第４師団司令部の置かれた特別史跡大坂城跡をはじめ、大半が天皇に関するか、軍隊に関する施設として存続している。

３－４　廃城となったが、一部の建物は保存されたもの

３－３における存城城郭においても天守・本丸御殿・櫓・門といった一部の建物は保存されていたが、廃城となった城郭においても天守・櫓・門といった建物が取り壊されることなく保存された

城郭も存在する。

具体例としては、旧藩士や地元有志などの尽力によって保存された史跡松本城跡をはじめ、特別史跡彦根城跡などもこれに該当する。ただし、保存がはかられたのは本丸部分のみで、二の丸・三の丸といった曲輪跡は官公庁用地とされるなど、大きく形を変えている傾向が見て取れる。現存する天守をはじめとした建物はその多くが国宝・重要文化財に指定され、保護の対象とされている。

このように、城郭の種類を見てきたわけだが、都市の中心部に位置する平城は現状変更を受けやすく、遺構が残りにくく、都市の中心部であっても平山城や山城の場合は現状変更を受けにくく、遺構が残りやすい傾向が見て取れる。多くの建物が残されている特別史跡姫路城跡や特別史跡彦根城跡は平山城であり、建物は残されていないが遺構が良好に残存している史跡苗木城跡や史跡津山城跡は山城である。

第４章：近世城郭の整備史

４－１　史蹟名勝天然紀念物保存法制定以前

1919年に史蹟名勝天然紀念物保存法が成立する以前から保存された城郭、あるいは名前の知られた城郭にあっては、主に現存する建造物を中心として修理が実施されている。

姫路城跡は、1879（明治12）年の段階で中村重遠大佐の尽力により、山県有朋陸軍卿によって保存が決定され、陸軍省の費用で修理をすることが決定されている。しかし実際には柱を少しばかり取り替えただけでそれ以外の詳細は不明であり、予算不足のため殆ど何も実施されていなかったというのが実情のようである。また1903（明治36）年には天守の傾きが顕著であった松本城跡において修理が実施されている。

城郭の保存・修理等にあたっては、地元に城址保存会のような組織が作られ、そこからの請願・陳情により修理が決定し、修理が実施されている。姫路城跡では、白鷺城保存期成同盟の尽力により、国費で1908（明治41）年から姫路城保存工事が実施されている。

また、1910（明治43）年には日本初の模擬天守（木造）が岐阜城跡に建設された。この模擬天守は関ヶ原の合戦後、廃城となった岐阜城の天守を移築したと伝わる加納城御三階櫓の絵図をもとに建設したものであり、地元経済界などの資金提供により実現した。この事例は以後の「地域のシンボル」としての模擬天守建設の先鞭となった。なお、この天守は1930年代に焼失し、現在の岐阜城模擬天守は戦後に建設された鉄筋コンクリート製のものである。

４－２　史蹟名勝天然紀念物保存法制定～文化財保護法成立まで

４－２－１　旧法にもとづく整備

旧法のもとで指定された近世城郭史蹟は、大半が建造物が現存していた物件である。[9] 旧法のもとでは、史蹟の保存が第一義であったため、石碑・標柱の設置や柵の設置・案内板の設置、石段の修

理といった最低限の整備しか実施されていない。

ただし、災害などで城郭が損壊した場合には、修理が実施されている。具体例としては、1934（昭和９）年から、大雨で石垣が崩壊した史蹟姫路城跡西の丸の解体修理工事が実施されている。その後も修理工事が続けられるが、戦争の激化によって中断し、戦後の大修理を待つことになる。

４－２－２　発掘調査の実施

旧法下では、埋蔵文化財という概念はあまりなく、近世城郭史蹟においても、これまで発掘調査が実施されることはなかった。初の近世城郭における発掘調査は1940（昭和15）年に滋賀県が実施した史蹟安土城跡における天主・本丸御殿跡の発掘調査である。この調査は石垣の崩壊防止が目的であったが、同時に城の外観を明らかにするためであった。この際に、天主礎石などが発掘されている。

４－２－３　天守再建の始まり

旧法下で最初に天守を再建した事例は1931（昭和６）年の大坂城跡における天守の建設である。この天守は前の岐阜城天守と異なり、鉄筋コンクリート製であり、黒田長政が描かせたとされる「大坂夏の陣図屏風」における落城寸前の大坂城天守を参考に外観復元されたものであった。この天守は徳川時代の天守台の上に豊臣時代を模した天守を建設しており、当時はこの天守台に豊臣天守が築かれていたと考えられていたが、後の調査で野面積みの豊臣天守台が発見され、位置の誤った再建であることが明らかとなった。また豊臣天守を模したものではあるが、下層は白壁で徳川天守との折衷的な外観を持っており、現在では到底許されない天守再建といえるであろう。もし現在大坂城天守を再建するとしたら、指図の残る徳川天守ということになるであろう。

大坂城天守は後述する外観復元天守に分類されることが多いが、実際には模擬天守に加えるべきであろう。この鉄筋コンクリート天守は市民からの寄付によって資金が調達され、その半分で本丸内の第四師団司令部（後の大坂市立博物館の建物）が建設され、残りの資金で天守が建設された。この天守は初期の鉄筋コンクリート建造物として1997（平成９）年に登録有形文化財に指定されている。

1933（昭和８）年には郡上八幡城跡で大垣城天守を模した木造模擬天守が建設された。郡上八幡城は、稲葉氏が城主だった関ヶ原合戦以前は不明であるが、江戸時代を通して天守を持たなかった城郭であり、以後天守をもたなかった城郭にも天守が築かれるようになる。

1935（昭和10）年には伊賀上野城跡で同様に木造模擬天守が建設されている。上野城天守は藤堂高虎が築城した際に五層の天守が築かれたとされるが、まもなく倒壊し、その後江戸時代を通して天守が築かれなかった城郭である。伊賀文化産業館と名付けられた模擬天守は三層で、慶長期の天守とは明らかに異なるものであった。

4－2－4　空襲・火災等による城郭建築の焼失

1940年代は、城郭建築の焼失が続いた年代であった。1944（昭和19）年には丹波篠山城大書院が焼失した。

1945（昭和20）年は、全国のあらゆる都市が米軍の大空襲に見舞われたが、この空襲によって国宝名古屋城大天守・小天守、国宝大垣城天守、史蹟和歌山城天守曲輪をはじめとして、岡山城、福山城などの天守が焼失した。また8月6日の原子爆弾投下によって広島城天守が焼失している。その他、国宝名古屋城本丸御殿、仙台城大手門、徳島城鷲の門、大坂城二番・三番櫓などが焼失している。

1949（昭和24）年にも松前城天守が火災により焼失している。この結果、現存する天守建築は犬山城、松本城、彦根城、姫路城、松江城、宇和島城など12天守のみである。

4－3　文化財保護法制定以後

4－3－1　防災施設の設置

文化財保護法には、法隆寺金堂火災の反省から防災の条項が盛り込まれている。近世城郭においても前述のとおり、松前城天守が焼失するなど防災の必要性が生じている。

1954（昭和29）年には丸岡城天守の修理にともなって、消火栓設備を設置している。また、1956（昭和31）年には史跡旧二条離宮（二条城跡）において老朽化した二の丸西橋を消防道路として鉄筋コンクリート橋に架け替えている。史跡松江城跡では、自動警報装置、避雷針、加圧式防火水道、予備貯水槽などが設置されている。

防災施設は、城郭の修理にともなって実施される例が多く見られている。

4－3－2　建造物解体修理

戦後の城郭解体修理は、文化財保護法制定以前の1948（昭和23）年の高知城跡解体修理を皮切りに、戦前に中断していた姫路城跡の修理をはじめとして、松本城跡、彦根城跡などで次々と解体修理が実施され、「昭和の大修理」と呼称される。

4－3－3　外観復元天守・模擬天守の建設の加速

戦後、戦災・火災等で失われた天守の再建が実施されている。初例は1958（昭和33）年の史跡和歌山城跡、史跡広島城跡における天守建設である。これらの天守は大坂城天守同様に鉄筋コンクリート製であり、近年まで残っていた天守の外観のみを復元したものであった。そのため、外観復元天守と呼称される。外観復元天守は翌1959年の特別史跡名古屋城跡、大垣城跡と続き、以後、史跡松前城跡、岡山城跡、福山城跡と相次いで天守が建設された。

また、明治に破却された城郭のなかで、古写真等の残る城郭においても、外観復元天守の建設が始められた。初例は1959年の岡崎城跡である。翌1960年には史跡小田原城跡、特別史跡熊本城跡にて、1965（昭和40）年には史跡若松城跡で、1986（昭和61）年には福知山城跡で外観復元天守が建

設されている。その他、外観復元天守に含まれる天守は島原城跡、高島城跡の事例がある。

これら外観復元天守は古写真等と見比べても遜色のない城郭もある一方で、窓にアルミサッシを使用するなどして、著しく外観を損ねているため、外観復元とは認められないという意見も存在している。

一方で、戦前から始められていた模擬天守の建設も始まっている。初例は1954（昭和29）年の富山城跡における模擬天守の建設であった。富山城跡は本来天守をもたなかった城郭であったが、博覧会の開催に合わせて門跡に建設された。1958年には江戸時代を通して天守をもたなかった浜松城跡で模擬天守が建設されている。1964（昭和39）年に建設された伏見城天守は原位置と違う[10]上、観光会社による観光目的のものであった。また、1983（昭和58）年建設の長浜城天守は長浜市歴史博物館の建物を天守建築としたものであった。

これらの模擬天守では、本来天守をもたなかった城郭や、天守台は存在したが天守は築かれなかった城郭、慶長期に天守は存在した可能性が高いが倒壊・火災等で失われ江戸時代を通して天守を再建しなかった（絵画資料等も存在しない）城郭においても天守が建設され、あるいは原位置と異なる位置に建設する例もある。これらの天守は地元からの強い要望や、地域のシンボルとして、戦後復興の証として建設が推進された。このため、これらの天守を復興天守と呼称することもある。城郭遺構は類例が多く希少性が低いためにこうした現状変更が認められてきた側面もある。しかし、希少性の高い城郭においてはこの限りではなく、安土城跡の天主復元計画は却下されている。また、国史跡で模擬天守を持つ城郭は非常に少ない。

その他、中世城郭に天守を建設した墨俣城跡などの事例も存在する。

4－3－4　石垣の修理（復旧）および石垣の整備

近世城郭においては、建造物は失われてしまったが、石垣は残存しているという事例が多く見られる。石垣は定期的なメンテナンスが必要であり、また廃城となった城郭においては石垣を組み直して原型を回復させる。石垣の修理は旧法以前・旧法下においても実施されてきた。文化財保護法においても継承され、1988（昭和63）年からは「中近世城郭石垣緊急保存修理」として独立した。石垣には空積という現在では使用されていない技法が用いられており、技術者の育成の面からも石垣の修理は必要不可欠である。

一方で、史跡石垣山一夜城跡のように、意図的に積み直しをおこなわず、崩落した石垣を見せる整備手法もある。

4－3－5　発掘調査にもとづいた整備

近世城郭は建造物や石垣が地上に残存していることから、発掘調査はあまり実施されてこなかった。しかし、近世城郭であっても早期に廃城となっていた特別史跡安土城跡、特別史跡名護屋城跡などでは発掘調査が実施されている。これら希少性の高い城郭に関しては、調査成果を整備に還元

するが、上屋に頼らない整備を実施する傾向が強い。

また、失われた櫓跡、門跡、御殿跡などを確認するための発掘調査も実施されている。調査成果にもとづいて遺構を表示する整備（平面表示）が一般的であるが、建造物復元の検討材料としても用いられる。

4－3－6　伝統工法を用いた城郭復元の始まり

これまでは史跡の保存に重点が置かれていたが、特別史跡平城宮跡や特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡において、活用を目的とした現状変更をともなう建造物復元が開始されると、次第に史跡の活用に重点が置かれるようになった。その結果、1989（平成元）年に史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場事業）が開始され、古代城柵や中世城郭などが対象となった。1993（平成５）年には地域中核史跡等整備特別事業が開始され、地域の中核である国府、国分寺、近世城郭などが対象とされ、史跡赤穂城跡、史跡備中松山城跡などが適用を受けている。1997（平成９）年には前述の事業と三内丸山遺跡などを対象としていた大規模遺跡等総合整備事業が統合され、地方拠点史跡等総合整備事業（歴史ロマン再生事業）となり、史跡若松城などが対象となった。2003（平成15）年からは「ふるさと歴史の広場」と「歴史ロマン再生」事業を統合し、史跡等総合整備活用推進事業（ふるさと文化の体験広場事業）が発足している。

こういった動きにあわせ、近世城郭においても鉄筋コンクリート造による外観復元や模擬建築から、発掘調査・古写真・絵図などを参考に、伝統工法を用い、木造で史実にもとづいた復元が実施されるようになる。

国史跡以外の近世城郭では、1989年の駿府城跡巽櫓、徳島城跡鷲の門（のち史跡指定）の復元が初例である。1991（平成３）年には白河小峰城跡三重櫓（天守相当）、岩村城跡太鼓門が復元されている。1993年には掛川城跡で天守を復元、1994（平成６）年には白石城跡大櫓（天守相当）を復元している。最近では2004（平成16）年の大洲城天守・渡櫓の復元がある。

国史跡における復元の初例は1986（昭和61）年の伊予松山城跡巽櫓、彦根城跡表御殿の復元である。1991年には山形城跡東大手門、1992年には広島城跡二の丸表御門、1997年には小田原城跡銅門、1999（平成11）年には松本城跡太鼓門、2000年には篠山城跡大書院、2001には若松城跡干飯櫓・南走長屋、2004年には津山城跡備中櫓などが復元されている。この他、熊本城跡では多くの門や櫓が復元され、名古屋城跡では本丸御殿の復元が計画されている。最近の新聞記事によると、この本丸御殿の復元には尾張藩御用林であった岐阜県中津川市のヒノキ材を用いて復元することが決定したそうである。

こういった城郭復元は、当時の資料や発掘成果をもとにしているため、史実に近いものの、推定を含む部分もあり、また建築基準法や消防法などとの関連から不可視部分に近代工法を用いている場合もあり、完全にオリジナルな復元ではないことも事実であるため、賛否両論がある。ヴェネ

ツィア憲章を遵守するならば、一切の推定復元を実施してはならず、加えて、「荒城の月」を作詩した土井晩翠は若松城跡をイメージして作詩したとされており、廃墟のイメージを残すことが必要な場合もあることが伺える。かといってまったく上屋の復元を実施しなければ、見学者はイメージを掴むことは困難である。復元を実施するか否かは、各城郭の特徴に合わせるべきであろう。

「ふるさと歴史の広場」事業に代表される国庫補助は塀や門など外観の復元が前提であるが、近世城郭においても同様で、国史跡の近世城郭では、門・櫓などの復元が一般的である。

第5章：整備事例

5－1　公園としての整備

近世城郭跡を史跡公園、城址公園としている事例は多い。ここでは、史跡加納城跡の事例を取り上げる。加納城跡は現在、本丸跡のみが史跡指定され保存されているが、堀跡も埋め立てられ、往事をしのぶものは本丸石垣と二の丸石垣の一部である。本丸郭内は史跡の表示板がある以外は市民公園と変わらない様相を呈し、実際に市民公園として使用されている。一方で発掘調査は実施されてきており、本丸枡形や中世加納城の遺構が検出されているため、今後の整備を期待したい。

5－2　石垣の整備

石垣の整備・修理・復旧は近世城郭では一般的であるが、ここでは、史跡苗木城跡の事例を取り上げる。苗木城跡は山城であったために廃城後公的施設用地に転用されることなく廃墟と化し、石垣も徐々に崩壊していった。これらを調査の上、積み直している。

苗木城跡では不足分を同質の石材で後補しているが、特別史跡大坂城跡のように、明らかに後補と認識できるようにする場合もある。

石垣の整備には、史跡石垣山一夜城跡のように崩落した石垣をそのまま見せる手法がある。

5－3　発掘調査にもとづいた整備

発掘調査にもとづいた整備事例としては、特別史跡安土城跡を取り上げる。安土城跡では、上屋の復元はおこなわず、石垣の整備も極力後補石材を用いずに実施している。また発掘調査によって明らかとなった大手道は石仏転用材を含めて極力当時の石材を用いて復元している。

上屋の復元は実施していないが、麓の「信長の館」ではセビリア万博に出品された実物大の安土城天主の上層部分が展示されており、雰囲気をつかむことは可能である。

5－4　外観復元天守の建設

外観復元天守の事例としては、特別史跡名古屋城跡の大天守・小天守を取り上げる。名古屋城跡の本丸跡は離宮とされていたためか、軍隊の駐屯地が二の丸であったためか比較的現状変更が進んでおらず、観光客用の休憩施設も小規模なものである。

外観復元天守もガラス窓が目立たないためか、古写真と比べても遜色なく、往事の雰囲気をよく

残している事例と言えるであろう。

5－5　伝統工法による建造物の復元

天守相当建造物の事例としては、白河市指定史跡小峰城跡三重櫓の事例を取り上げる。復元三重櫓は無料で入場できることはよいのだが、15:00までしか入場できず（時期による）、櫓内は立ち止まり禁止、5分以内に退出という制限が設けられており、利用者のための公開とは言い難い状況にある。また柱に所々虫害が発生している点も気になる所である。また本丸帯曲輪跡はバラ園として利用されており、公開時期以外は閉鎖されている。小峰城跡は現状変更の進んでいる城郭として1970～80年代に名指しされていたが、おそらくこのことではないかと思われる。建造物を復元するというハードウェアの充実だけではなく、公開活用の在り方というソフトウェア充実の必要性を痛感させる事例である。

門の復元事例としては、史跡松本城跡の太鼓門枡形を取り上げる。1999年に発掘調査成果、絵図、古写真などをもとに復元された。二の丸表門としての役割を果たしている門であるが、現在の天守のみを見学する観光コースからは離れているため、訪れる人もまばらである。二の丸御殿跡と合わせて、見学者を誘導することが必要なのではないかと思われる。

第6章：外観復元天守・模擬天守における展示

鉄筋コンクリート造の外観復元・模擬天守の内部は、大抵が最上階は展望スペースとなっており、下層は歴史資料館、郷土資料館等展示施設として利用されている。

しかしながら天守建築は、内部が比較的狭く、階段も多いため、見学者に不便を強いることになり、展示施設として適切とは言い難い。

例えば、若松城天守では、特別展示用の展示スペースはごく僅かであり、左側の展示スペースで常設展示、右側のスペースで特別展示といった見学しづらい配置となっている。

また、天守の展示では、当該城郭とは関連のない刀剣・鎧・鉄砲等武具の展示が多く、逆に当該城郭・城主に関連する展示はごく僅かであり、城郭の通史すらも知ることができず、ガイダンス施設にもなりえていない場合がある。

例えば、小田原城天守の展示では、後北条氏に関する展示が大半であり、江戸時代の城主であった大久保氏、稲葉氏などについては全く触れられていない。江戸時代に関しては小田原宿のみである。

また、中世城郭から近世城郭へ移行した城郭においては、近世城郭の天守建築でありながら、中世城郭期の戦国大名や合戦などを中心に取り扱っており、一方で中世城郭期の城郭の概要について全く説明がなされていない例も見受けられる。

再び小田原城天守を例にとるが、展示は後北条氏関連が中心ながら、北条時代の小田原城の概要

は知ることが不可能であり、僅かに総構などの説明があるのみである。これでは、見学者に後北条氏＝近世小田原城と誤解を与えかねないのではないだろうか。

天守建築であっても、長浜城天守のように当初から歴史博物館として企画されたものや、若松城天守のように葦名氏→伊達氏→蒲生氏→保科（松平）氏と通史を知ることができるもの、大坂城天守閣のように階ごとに石山本願寺時代→豊臣時代→徳川時代→近代以降とテーマ別になっていて見学しやすい天守も存在する。

第７章：近世城郭史跡における活用の問題点

近世城郭史跡は、他の史跡公園と比較すると、都市の中心部に存在し、範囲も広い場合が多い。それだけに、城址公園内には様々な施設が建設されている。

特別史跡大坂城跡では、史蹟指定以前に本丸に貯水池が建設されているのをはじめ、本丸郭内には観光客用の休憩施設・土産物店等が存在している。

史跡小田原城跡では、本丸郭内が動物園となっており、子供には人気を博しているようである。また史跡指定地内に遊園地も設置されている。

史跡若松城跡では、二の丸跡はテニスコートとされ、市民のレクリエーションの場となっている。

この他、近世城郭跡の城址公園内には、神社、体育館、武道場、野球場、ホール、模擬庭園、梅林、記念植樹など城郭とは関連性の薄い活用がなされている。特に二の丸跡、三の丸跡などにこの傾向が顕著である。史跡の範囲が広大であるだけに、市民のために多目的に利用したいという意図は理解できなくもないが、現在の城址公園は非常に八方美人的な、あるいは欲張りな印象を受ける。やはり史跡であるからには、城郭を通して市民の憩いの場となる活用を実施すべきであろう。

史跡小田原城跡では、今後の整備計画に関する説明パネルが掲げられていたが、それによると、動物園や遊園地は撤去し、中世城郭から近世城郭への移行の分かる整備を目指すようである。今後の整備に期待したいものである。

第８章：博物館の必要性

近世城郭を訪れたものの、現地で情報を得られる手段は説明板のみというケースは非常に多い。やはり他の史跡同様、博物館あるいはそれに近い展示施設が必要なのではないだろうか。

城郭の二の丸跡、三の丸跡などに総合博物館を設置する例としては、松本市立博物館、福島県立博物館などがある。こういった博物館では、当該地域の考古・歴史・民俗・自然すべてを扱うため、当該城郭に関する情報は必要最小限しか得られないことが多い。

史跡の付近に博物館を設置する例としては、滋賀県立安土城考古博物館が挙げられる。これはかつての近江風土記の丘資料館を改めたもので、安土らしく教会あるいはセミナリヨ風の外観をして

いる。常設展にて安土城に関する情報が得られ、ＣＧ映像で臨場感あふれる安土城の復元映像を見ることが可能であり、安土城跡で不十分だったものを補うことができる。しかし、常設展示が少なく、加えて同じ近江風土記の丘に含まれる史跡観音寺城跡（中世城郭）に関する情報が殆ど得られないのは残念なところである。

もう一つの事例として、彦根城博物館が挙げられる。彦根城博物館は、彦根城表御殿跡に建設された博物館である。彦根城表御殿跡は、発掘調査により庭園を復元、発掘、古写真、絵図などによって奥向を木造復元、城下に移築されていた能舞台を移築復元、表向部分を外観復元し博物館としたものである。この博物館は彦根城あるいは藩主井伊家に関する専門の博物館となっており、彦根城、井伊家に関する情報を得ることができる。また、史跡内に立地しているが、博物館の外観は表御殿であるため、違和感もない。城郭や史跡においては博物館設置の最適な手段なのではないだろうか。ただし、遺構の破壊につながりかねないという側面も忘れてはならない。それにしても、多くの見学者の目的は天守であり、博物館に足を運ぶ人が少ないのは残念なところである。

第９章：おわりに

近世城郭史跡に限らず、史跡は本来、現地保存型野外博物館であるのが本来の姿である。しかしながら、近世城郭史跡は規模も比較的大きく、また観光地となりやすいため、多目的あるいは観光に特化した整備事例が多く見られるが、やはり城郭史跡としてより専門特化すべきであろう。少なくとも、当該城郭における通史だけは理解できるようにすべきである。

また、本丸以外の曲輪では、現在の位置がよく分からないことが多く、天守などで配られるパンフレットでも現在の状態（梅林など）しか示されておらず、「○○跡」などの表示杭もない史跡においては、当時の様子をイメージできない城郭が多いことも事実である。安土城跡では駐車場などに無料のマップが置かれ、苗木城跡では苗木遠山史料館でマップを販売している。これらのようにより分かりやすい城郭散策のツールを提供してもらいたいものである。

これらのツールや情報を提供するためには、やはり調査研究・教育普及等を行う博物館の存在が不可欠と言えるであろう。城郭の通史すら現地で知り得ない城郭が多い現在、歴史教育の場として核となる展示施設の必要性を痛感するものである。

また、櫓・門をはじめとした建造物復元がさかんであるが、現在のところ整備中の事例が多いとは思うが、復元しただけの事例が多いのも事実である。復元していかに活用していくかというソフト面での充実を期待したい。

さる2005年11月26日におこなわれた日本遺跡学会全国大会にて、文化庁の本中真氏が「史跡等における復元の時代はもう終わったのかもしれない。あれはバブルの産物のようなものであった。これからは復元一辺倒ではなくもっと柔軟な対応が必要である。例えば竪穴住居なら資材は提供する

が組み立てはボランティアや友の会でおこなう、など」といった趣旨の発言をされた。おそらく「小さな政府」化にともなってこれまでのような国庫補助に依存したことはできなくなるという意味であろう。近世城郭においては竪穴住居のようにボランティアが組み立てるということは不可能であろうが、これを機に、よりソフト面の充実した整備・活用にシフトしてもらいたいものである。

(國學院大學大学院特別研究生)

註

(1) 天守は安土城では「天主」と表記される。現在は「天守閣」と呼称することが多いが、当時は天守・天主・殿守などしか用いられなかったため、本稿では「天守」で統一する。ただし、博物館・資料館の名称が「天守閣」となっている場合を除く

(2) 現在の国立大学、公立高等学校、公立中学校などの用地になっている場合が多い。最近では城郭跡地からの移転が進んでいる

(3) 指定名称は史蹟名護屋城ならびに陣跡

(4) 指定名称は旧二条離宮

(5) 指定名称は福山城跡

(6) 指定名称は津軽氏城跡

(7) 指定名称は鳥取城跡附太閤ヶ平

(8) 史跡苗木城跡は中世城郭として取り扱われる例もあるが、明治維新まで存続したことから、本稿では近世城郭として取り扱う

(9) それ以外の指定物件は、歴史的に知名度の高いものである

(10) 伏見城本丸跡地は桃山御陵となっている

【主要参考文献】

文化財保護委員会編　1960 『文化財保護の歩み』 大蔵省印刷局

児玉幸多・坪井清足監修　1979 『日本城郭大系』 各巻　新人物往来社

岩崎俊男　1979 「赤穂城跡にみる保存と整備」『文化財保護の実務』 柏書房

奈良国立文化財研究所編　1985 『遺跡整備資料Ⅳ　城館跡・防塁』

西ヶ谷恭弘　1988 『城郭』 近藤出版社

秋枝芳　1989 「特別史跡姫路城跡の整備」『日本歴史』第490号

白河市歴史民俗資料館　1990 『丹羽長重と小峰城』

文化庁文化財保護部史跡研究会　1991 『図説日本の史跡』第6巻　同朋社

文化庁文化財保護部史跡研究会　1991 『図説日本の史跡』第7巻　同朋社

中津川市教育委員会　1992 『苗木城三の丸跡石垣保存修理事業報告書』
平井聖他　1995 『よみがえる白石城』 碧水社
五島昌也　1998 「名護屋城跡ならびに陣跡の保存と整備」『緑の読本』第45号
小竹森直子　1998 「安土城跡の整備と保存」『緑の読本』第46号
坂井秀弥編　1998 『野外復元日本の歴史』 新人物往来社
平井聖監修　2000 『古写真で見る失われた城』 世界文化社
文化庁　2001 『文化財保護法五十年史』 ぎょうせい
平井聖監修　2002 『日本の城を復元する』 学習研究社
高瀬要一　2003 「近世城郭における天守閣復原」『文化財と歴史学』 吉川弘文館
青木豊　2003 『博物館展示の研究』 雄山閣
峰岸純夫・入間田宣夫編　2003 『城と石垣－その保存と活用』 高志書院
岐阜市歴史博物館　2004 『奥平信昌と加納城』 岐阜新聞社
藤本強　2004 「史跡整備と復元」『日本の史跡－保護の制度と行政』 名著刊行会
大阪城天守閣　2004 『大阪城の近代史』
滋賀県安土城城郭調査研究所　2004 『安土城・信長の夢』 サンライズ出版
川瀬健秀　2005 「史跡整備にともなう建築復元について」『國學院大學博物館学紀要』第29輯
加藤理文　2005 「城郭復元のあゆみ」『城歩きハンドブック』 新人物往来社
文化庁文化財部記念物課　2005 『史跡等整備のてびき』 同成社
松本市立博物館　2005 『未来に伝える私たちの松本城～解体復元にかけた思い』
渡邊定夫　2005 「遺跡保存整備の限界」『日本遺跡学会全国大会発表資料集』

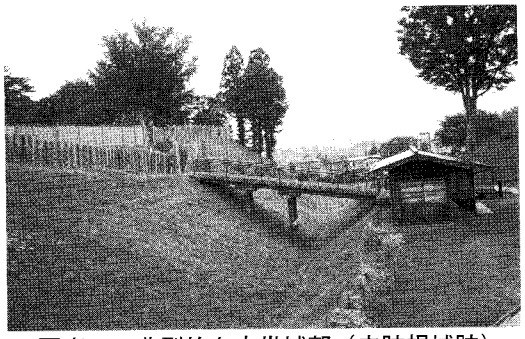
写真１：典型的な中世城郭（史跡根城跡）

写真２：国宝彦根城天守（特別史跡彦根城跡）

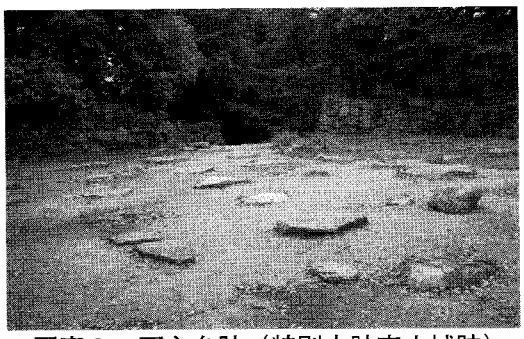
写真３：天主台跡（特別史跡安土城跡）

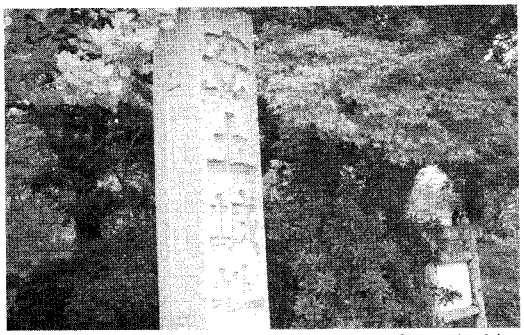
写真４：石碑の設置（特別史跡安土城跡）

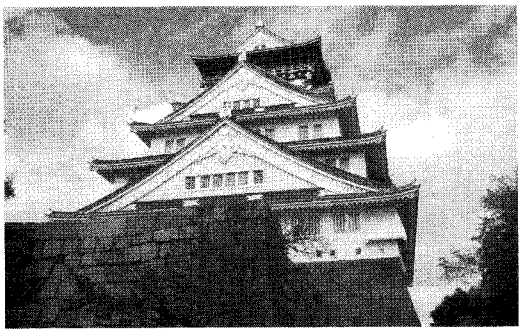
写真５：鉄筋コンクリート造による天守（特別史跡大坂城跡）

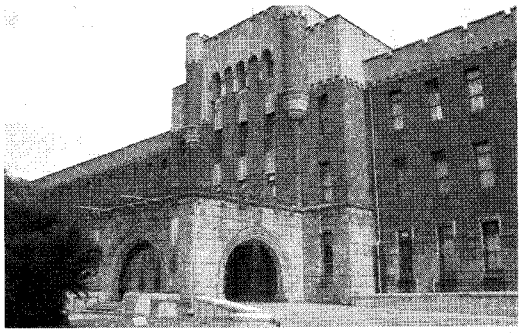
写真６：本丸内旧第四師団司令部（特別史跡大坂城跡）

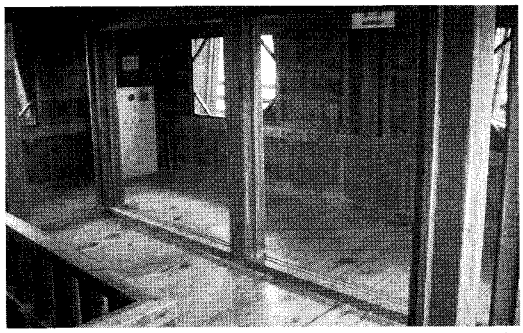
写真７：防災施設の設置（特別史跡彦根城跡）

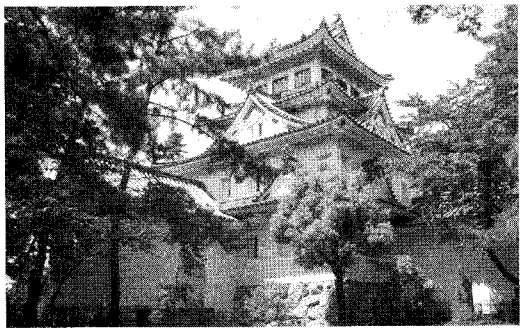
写真８：戦災で失われた外観復元天守（大垣城跡）

写真９：古写真にもとづく外観復元天守(史跡若松城跡)

写真10：模擬天守（長浜城跡）

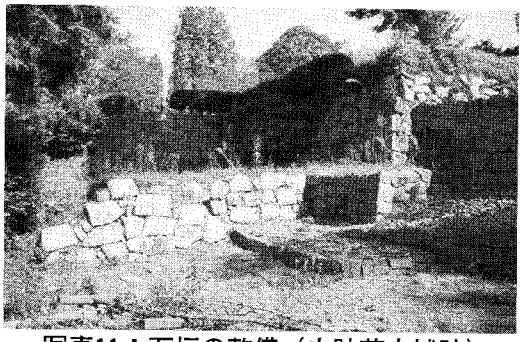
写真11：石垣の整備（史跡苗木城跡）

写真12：積み直さない石垣の整備(史跡石垣山)

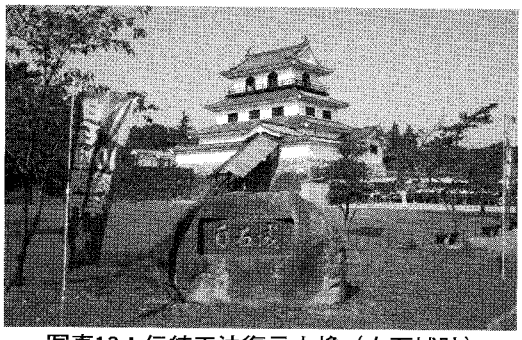
写真13：伝統工法復元大櫓（白石城跡）

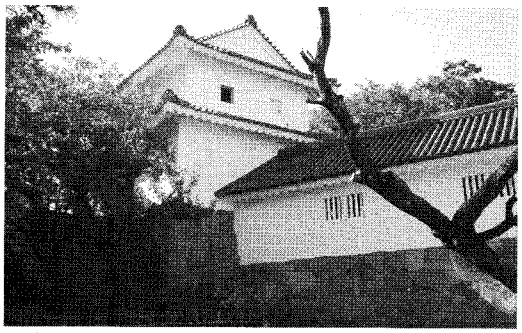
写真14：伝統工法復元干飯櫓・南走長屋(史跡若松城跡)

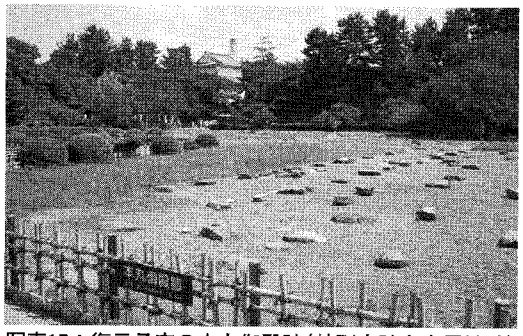
写真15：復元予定の本丸御殿跡(特別史跡名古屋城跡)

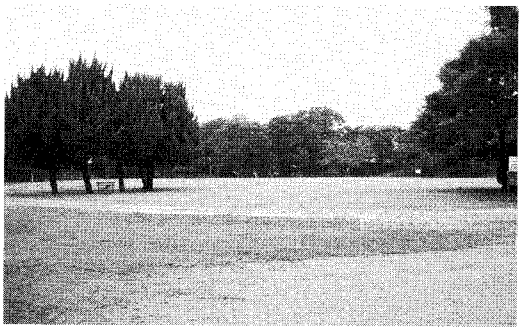
写真16：公園としての整備（史跡加納城跡）

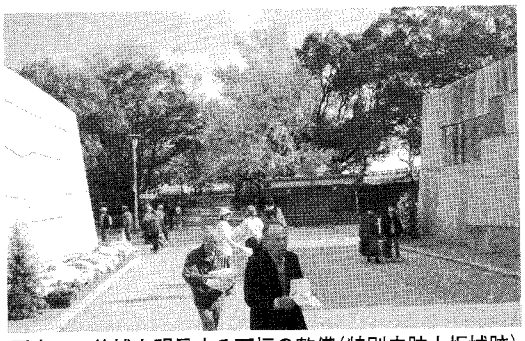
写真17：後補を明示する石垣の整備(特別史跡大坂城跡)

写真18：大手道の整備（特別史跡安土城跡）

写真19：外観復元大天守(特別史跡名古屋城跡)

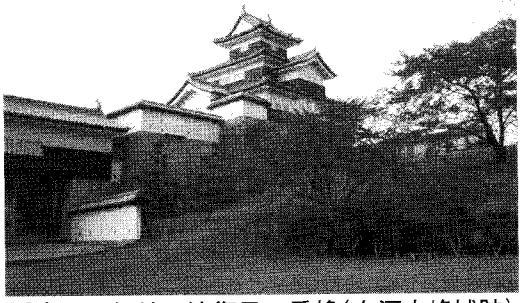
写真20：伝統工法復元三重櫓(白河小峰城跡)

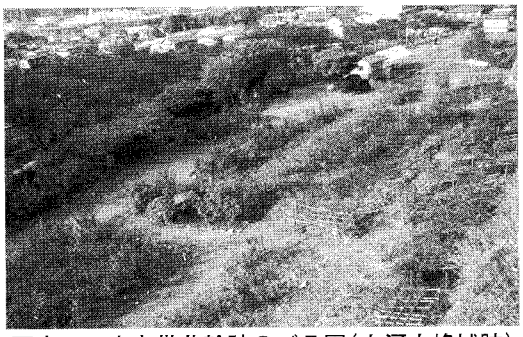
写真21：本丸帯曲輪跡のバラ園(白河小峰城跡)

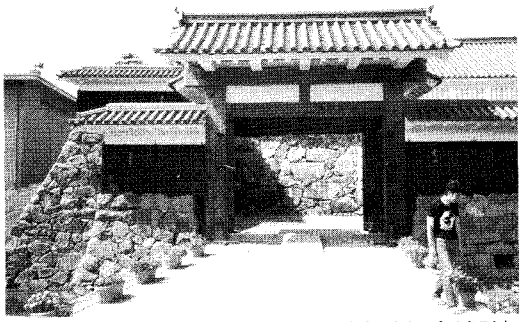
写真22：伝統工法復元太鼓門（史跡松本城跡）

写真23：武具の展示（大坂城天守閣）

写真24：本丸跡全景（特別史跡大坂城跡）

写真25：本丸郭内の動物園（史跡小田原城跡）

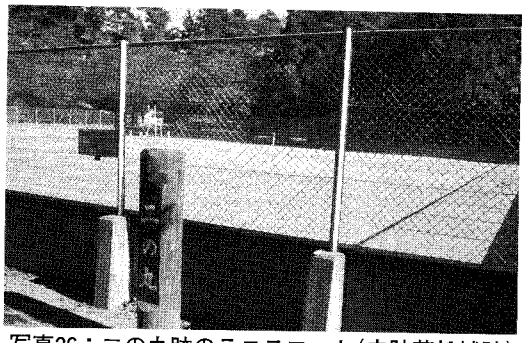

写真26：二の丸跡のテニスコート（史跡若松城跡）

写真27：御深井丸跡模擬庭園（特別史跡名古屋城跡）

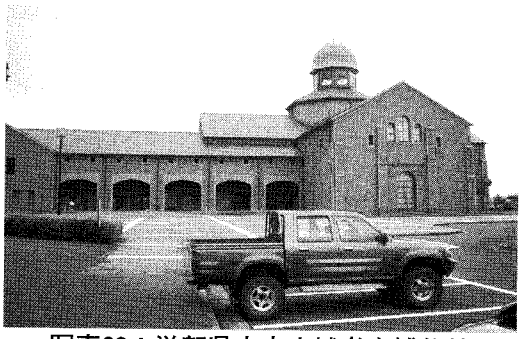

写真28：滋賀県立安土城考古博物館

写真29：復元表御殿・彦根城博物館（特別史跡彦根城跡）

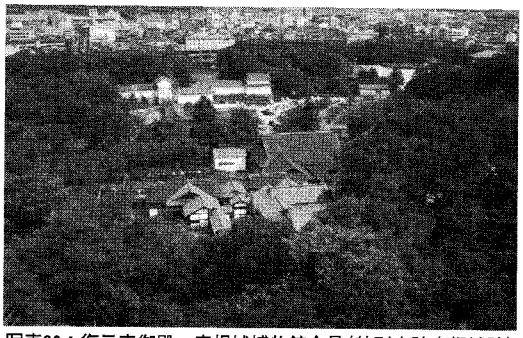

写真30：復元表御殿・彦根城博物館全景（特別史跡彦根城跡）

博物館展示における図書資料

Books in a Museum

渡　邉　真　衣
WATANABE Mai

はじめに

極端な言い方をすれば、博物館における資料は最終的に利用者に還元することを目的としたものであり、博物館の方針に従って収集され、様々な手段によって提供される。

しかし、一部の研究者などの例外を除けば、展示に直接関わる実物資料の部分以外に利用者の目が向くことは、少ないのではないだろうか。

勿論、展示という分かりやすい形で加工した情報提供とは違い、記録資料は公開に適さない場合も多い。その理由には、あまりにも難解である、扱いにくい、また記録資料自体が少ない、貴重すぎるなどがあるのだが、このような事情で利用者が有効に活用できる筈の資料から遠ざかっている場合も多いのではないだろうか。

そこで、利用者に対する記録資料提供の一環として、展示と組み合わせた図書資料の提供について考えてみたい。

文献資料の収集に力を入れている博物館は少なくないが、それでも図書館のように本を提供すること自体を目的としているわけではない。布谷知夫が博物館における図書室は総合的な博物館機関の一部であり、学芸員の専門分野に留まらない、より幅広い情報の提供によって、博物館理念の実現を補助する施設であり場所だとしているように[1]、図書室の目的は博物館活動を総合的に支える情報の提供を行なうことであると考えられる。

本論では、展示活動を通して本という形態の資料が果たす情報伝達における役割について考え、その必要性を論ずるものとする。

1. 情報媒体としての本

（1） 本の定義

寿岳文章によると、本とは「情報を伝達する物質的な仕掛け・知識や感情を伝達するために人間が工夫した物質的な仕掛けの一つ」である[2]。この通り、単純に考えれば本とは数多いメディアの1つだが、ここでは本が実際にはどのようなメディアなのかまでは定義されていない

辞書的な意味を考えると[3]、「本」とは字が示す通り木の下の部分を示し、もと、始まり、などの意味があり、そこから転じてもととなる元本、手本から、書籍や書物を現すのにも使われる。「本」の別称は様々だが、その中でよく使われるものは「書物」「書籍」「図書」だろう。

この三つの別称に共通する「書」の字には、書く事、書き記したもの、文字、文章、手紙などの意味がある。従って書物は、文字通り「書である物」の意味になる。

次に書籍の「籍」は木や竹の薄片状の加工物を現し、簡牌、書付、札などの意味がある。図書の「図」は、本来地図の事で、計算する、描く、写すなどの意味がある。このような意味から考えると、所謂本とは「何らかの媒体に、書く、描くなどの手段によって情報を記録したもの」を示すようだ。

これだけでは媒体の種類や形状などは定義されないが、特殊な事例として歴史的に見れば反復可能な形になった伝達システムは全て「本」として扱われることが多い。例を挙げれば、古代に記憶した事柄を語ることで知識の伝承を行なった語部を書物史の上で「生きた書物」と呼び、文字の発明以前の本として扱うことを、庄司淺水が指摘している[4]。

他にも媒体の材料ならば竹、木、布、紙などがあり、形態にも一枚物、巻子本、折本、冊子本など、様々な形の「本」がある。携帯やパソコンにテキストをダウンロードする「電子書籍」も、本の新しい形態だろう。

しかし、一般に「本」と言った場合、何らかの媒体に文字や絵図を記したもの全てに当て嵌まるわけではなく、その中でも内容を紙に印刷し、冊子型に綴じた、複数のページを持つものを示す。1964年のUNESCO（国際連合教育科学文化機関）第13回総会で決定された「図書及び定期刊行物の出版についての統計の国際的な標準化に関する勧告（Recommendation concerning the International Standardization of Statistics Relating to Book Prodnction and Periodicals)」では、国内で出版された、公衆の利用に供される、表紙を除いて49頁以上の印刷された非定期刊行物であり、その内の広告目的で発行された無料のもの（カタログ・案内書など)、一時的な性格のもの（時刻表･カレンダーなど)、文章が最も重要でないもの（楽譜集･天文図など）を除いたものを「本（book)」としており、この定義は1991年にISO（国際標準化機構）が定めた「情報及びドキュメンテーション－図書、新聞、定期刊行物及び電子出版物の制作及び流通に関する統計の国際規格（Information and documentation:Statistics on the production and distribution of books, newspapers, periodicals and electmnic publications)」にも受け継がれている。

UNESCO第13回総会の定義は図書館会では一般的に用いられており、例えば図書館資料の内で、逐次刊行物とファイル資料は、マイクロ資料、視聴覚資料、映像資料、音声・音響資料などと共に「非図書資料」に該当し、「図書資料」と区別される。

また出版流通の場では、文字・図・写真などの伝達を目的とした内容を持ち、印刷され、製本され、かつある程度の分量があり、持ち運びが可能なものを「書籍」と呼び、新聞、雑誌の類と区別

している。これらの条件を考えると、

①文字や絵図を記録したものであり、

②印刷した本文を持つ、冊子型の出版物である

ことが、本としての条件と考えられる。

（2） 本の特質

上記のように、文字や絵図を印刷し、製本した「本」にはどのような特質があるだろうか。実際に使用する道具として、本には「徹底した利用者主体」「情報の精度と保存性」「個人の利用に適した形」といった特徴がある。

つまり、本と言う資料の最大の特徴が、利用者の自由が効くことである。本は利用者が本またはその内容を移したものを所有し、閲覧できる状況にいれば、何時何所であっても利用可能であり、その為に特別な装置を用意する必要もない。ページを捲ることで特定の情報を簡単に参照でき、その際理解にあわせた速度で読み進む事ができる。また一章一節内の一文というように、纏まりの中に含まれる情報を単独で利用する際、必要のない前後の部分を避けて直接その情報に進む事もできるのである。

ただし、一方的に情報を伝達するテレビ番組などとは違い、閲覧者（利用者）が能動的に動く必要があるとも言える。また、伝達手段として主に文字を使う事から、少なくとも書かれた言語を理解でき、文字が読める必要がある。言語の問題がなくとも、専門的な内容を持つものであれば、内容を理解する為にある程度の予備知識を必要とする場合があるだろう。本は基本的に利用者が選択するものなので、製作者側もある程度読者のレベルを想定しており、この傾向はますます強くなる。また、製作者側に誤りがあった場合、その間違いを判別できなければ鵜呑みにしてしまう危険性もある。

利用者の都合に合わせた利用が可能な分、本を選び内容の真偽を判断することが必要であり、読者側にも内容を読み取り、理解する為に基本的な知識が求められるのである。

また「ものの本によると」という言い回しがあるように、本に書かれた言葉は信頼性の高いものとされる。この社会通念上の傾向は、始めからフィクションとして書かれる娯楽小説などを除けば、客観的な事実（または一般に事実と認められている事柄）を記したものに限らない。これは恐らく本という資料の使い勝手の良さの他、本が知識思想を伝える為に長く利用されてきた実績によるものであろうと考えられる。

本が形になって出版されるまでには、著者、編集者、発行者など様々な段階を経ることになる。この為に、場合によっては情報が伝わるまでに時間がかかりすぎるという問題も発生するが、手順を踏んで時間をかけることによって情報の精度が高まる点は、評価すべきであろう。

また紙に印刷された本文は、電子情報等とは異なり、簡単に書き換えることができず、機械のよ

うに時代遅れになったから即使用できないということもなく、言語の変化と劣化による問題さえ除けば、百年前の物であっても同じ内容を同じ方法で利用出来得る、確実にして的確な情報伝達手段であると考えられる。

このように、本は絶対とも思えるメディアだが、その一方で一抹の危険性を孕んでもいる。本の形と本文自体が残りやすいことに加え、出版という確立した流通経路を通す事によって、全く同じ物が広い範囲に複数存在するようになる為、本という形になった情報を完全に抹消する為には、とても長い時間が必要となるだろう。この事は、誤りがあったり不十分であったりする情報が長く残り、訂正が難しいと言う事にも繋がる。辞書や事典の類が版を多く重ねるのはこのような理由からであり、一度本の形になった内容は安定した状態で長く保存される。

信頼できる情報を得る為には、作者、出版者を選ぶ必要があるのだが、その選択は勿論、全て利用者に任せられる。

本とその他の資料の最も明確な差は、文字や絵図からなる本文を限られた版面に配置し、重ねた形態であり、この形は基本的に、一人の人間がページを捲りながら、最初から最後まで通して閲覧するという形態で、伝達情報を受諾することを想定している。

本が保有できる情報の量は、テキストにして約数十～数百キロバイトと、フロッピーディスクやCD等と比べれば決して多くはない。また、収録できる内容が文字と二次元の静止した資料に限られる為に、一部の場面にあってはリアリティーに欠ける。当然ながら、音楽や動画などは収録不可能である。一度に閲覧できる量も版面によって制限され、複数の人間が同時に閲覧するには不向きと言わざるを得ない。

しかし、多彩な表現や莫大な情報量は兎も角として、通常個人が扱う上では、複数の人間が同時に閲覧できるような機能は不要である。内容が間違っている場合も、利用者がそれを弁えておくか、より優れた内容の物と取り替えれば問題はない。この点は、根本彰も指摘している通りである。[5]

2. 博物館における本の種類

(1) 文献資料

博物館で収集、保管される本には、調査（研究）報告、資料目録、学術雑誌、専門書、資料集、辞典、図鑑、叢書などがある。これらは博物館資料として、どのように位置付けられるだろうか。

博物館法第三条第一項には、

> 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

とあり、本はこの内「文献」の一部と考えられるが「文献」は、本だけを意味する言葉ではない。「文」は物事の現れ、また文字、言葉、書いたものを意味する文字であり、「献」は奉る、捧げると

いった意味の他に、故事に通じた賢い人という意味もある。従って文献という言葉は、書き伝えと言い伝えを意味し、記録全般を指すものと考えられる。例えば『ALA 図書館情報学辞典』(1988年)では、文献を「媒体を問わず、その上に一つまたは複数の著作の全体もしくは部分が記録されている物としての存在…」と把握しており、これを裏付けている。しかしこういった例は非常に広い意味であり、少なくとも現代では手稿、音声、映像などを文献とは呼ばない。

一般に「文献」と言えば筆録または印刷されたものを指し、特に調査・研究・学習など特定のテーマに関する記録を指す事が多いだろう。この中には新聞、雑誌の他に、図書館資料の分類では所謂「非図書資料」に分類されるファイル資料（形態が統一されておらず、散乱し易いものを分類して台紙に貼り付けたり封筒やバインダーに纏めたりしたもの。パンフレットやリーフレットもこの中に入る）なども含まれる。

博物館資料としては、先の第三条第一項に、文献と並んで図表、写真、フィルム、レコードが挙げられているところから、ここで意図する文献はやはり本、雑誌、ファイル資料のように、文字を主体とした資料を指示するものと考えられる。

かかる観点は、田窪直規がコレクションである実物資料に対してものの持つ情報を別の形に加工した記録資料の内、本や雑誌を特に文献資料と呼ぶことがあるとしており[6]、本、雑誌の類が文献資料であると定義していることによる。

（2） 資料の形態

次に、文字資料とその中にある本について整理してみよう。第一章で述べたように、ここには「本」の定義に当て嵌まらないものも含まれている。

①広義の「本」とその中の一部である「本」

簡牌、金石、日常の道具、記念品などに文字を記したものやその写しも、記録の内容を重視する上では文献の一種と考えられる。

本の発展段階から見て行くと、文字発明から紙が登場するまでの「金石文の時代」、パピルスを始めとする書写専門の媒体である紙が登場する「写本の時代」、印刷の始まりから現代に至るまでの「刊本の時代」、コンピューターの発明による出版新時代」に分かれる[7]。このように媒体の種類から考えた場合文献の形態は、紙以前に用いられた書写専用ではない媒体（及びその写し）、紙（パピルス、羊皮紙などを含む、シート状の書写専用の媒体）とそれ以外の専用媒体、に大別できる。これらは歴史などに関する実物資料として扱われるべきものではあるが、内容及び内容を複写したものは文献資料と呼んで差支えないだろう。

②文献資料と本

内容を重視する紙媒体の文献を形態で分けた場合、一枚の紙に印刷されたもの（所謂シート・一枚物）、印刷されたものを折り、二枚以上重ねたもの（プレス）、製本したもの（バインド）の三種

類になるだろう。この他に必要事項の切抜きやコピーを纏めたファイル資料、美術的演出などからあえて巻子など特殊な形に拵えた資料などが考えられる。

本は製本したものの中に含まれ、ページ数によって、小冊子と区別される。

簡単に整理すると、次のようになる。

非専門媒体　金石・器物――その記録を写したもの（複写・写本・拓本など）

専門の媒体┬紙以外
　　├手写本
　　└印刷物（所謂本）┬シート　リーフレット・その他一枚物の印刷物
　　　　　　　　├プレス　パンフレット・新聞・号外記事など
　　　　　　　　├バインド　雑誌・小冊子・本など
　　　　　　　　└その他

（複製は実物資料）

（3）　一次資料と二次資料

本が一次資料として機能する場合、まず古書、古典籍、貴重書などの実物資料が考えられるが、複写物であっても写真、石造物の拓本、復元製作物など、記録の内容よりも資料そのものが重視される例がある。更に現代の本でも、社会に影響を及ぼした（又は及ぼし得る）もの、明らかに特殊な形状であるものであれば、実物資料になり得るだろう。これらは田窪直規が図書館と博物館を比較して「博物館メディアはキャリヤーの方に一元的にかたよったメディアといえる。したがって、博物館メディアはキャリヤー即メッセージの様相を示す」と述べているように[8]、実物資料全般の中に含まれるものである。文献資料としての本は田窪の定義する図書館メディアに近く、メッセージ寄りの記録資料だと言える。

記録資料である文献は原則として二次資料に分類され、博物館活動の中心となる一次資料と比べて裏方的な扱いを受ける事が多い。

勿論展示する資料は実物が望ましいが、希少、存在しない、認識に不都合な大きさである（地球、微生物など）、視認できない（気象など）、その場に展示することが不可能である（過去の音楽、遠隔地の景色など〉などの理由で実物の提示が困難な場合には、模型、画像、映像、録音などの記録資料が実物として機能する。青木豊は特に映像について「ようするに、物質的な実物資料のかたちの呈示不可能な場合の映像は、一次資料である」として[9]、一次資料としての記録の価値を認めている。ただし、一次資料として機能する為には「創造性が介在したものでなければならない」ともしており[10]、論文や考察によって再現したフィクションなどを一次資料、客観的な記録を二次資料としている。

当該観点に従うと、動植物・鉱物などの図鑑類は二次資料であり、他の多くの図書は一次資料で

ある。

主観の入らない記録が二次資料であるならば、実物的性格を持っているものでも、文章の写しやそれを纏めてファイル・製本・刊行などしたものは間違いなく二次資料だろう。しかし、それが実物の代替物として通用する価値（芸術性など）を持っており、実際に展示されるのならば一次資料と言って差し支えないように思える。また基本的に、資料の媒体よりも内容を重視されるものは二次資料であると考えられる。

このような区別は結局、その資料を提供する際にどのような意図を持ってどのように提供されるかによって変化するのではないだろうか。博物館の本は一部の例外（実物）を除き、文献資料の一部として一定の方針の下に収集、提供されるものであり、一次資料と二次資料のどちらとして提供するかは扱う側が決めるものだと言える。

3. 展示方法の実際

（1） 本による情報提供

①蔵書の提供

本を用いた情報の提供方法としてまず考えられるのは、やはり図書室などを通して博物館の収集した文献資料を公開する事である。

図書室とは博物館の活動に関する文献など記録資料全般を管理し、閲覧に提供する施設だが、[11] 一般の利用者に対しては入室に制限を設けている（又は完全に非公開）か、入室の為に手続きや事前の申し込みが必要であることが多い。この理由としては、博物館図書室で保有する文献資料は殆どが専門領域に関する資料であり、他では入手困難なものも多いことや、資料の内容が専門的過ぎて一般の利用者に必要とされる機会が少ないことなどが挙げられる。

博物館によっては、施設の規模や資料の量などの理由から特別に図書室を設けない場合もあるが、博物館法第三条第三項に、

> 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行し、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

とあるように、利用者に文献を提供して調査研究、学習を支援する事は博物館活動において重要である。

博物館における図書室とは研究資料室であると同時に、総合的な博物館理念の伝達を行なう展示室であると考えねばならないのである。

②展示室におげる本の役割

図書室と同様に、利用者に対して文献を提供する方法として、展示室、ロビー、情報室の一角などに文献を置いたコーナーを設け、利用者が自由に閲覧できるようにすることがある。

この方法には初歩的な内容の物が中心になる、資料数が少ないなどの問題はあるが、誰でも自由に利用する事が可能である。このようなコーナーをより積極的に活用し、実物資料の展示を支えることはできないだろうか。

展示室の中か簡単に出入りできる範囲に、展示に関連した文献資料を用意して気軽にそれらを利用できるようにすれば、利用者はより深い知識を得られるだけではなく、展示の鑑賞から生じた疑問を即座に解決し、興味がわいた事柄について調べることができる。また、文献という裏づけのある知識を得ることができるだろう。

展示のキャプションや文字パネルは、大勢の人間が一度に鑑賞する性質上、必要最低限の情報を簡潔に伝える仕組みになる事が多い。しかし、文献を利用することでそれらの弱点を補完し、利用者が展示室内で簡単な学習を行ない、望む知識を自由なペースで獲得できるようにすることが可能になるものと考えられる。

（2） 望ましい体勢と展示に対する利用

①本が行なえることとその限界

実物展示の閲覧に合せて自発的な学習を行う場合、実物の展示で解決できなかった疑問点や、興味を持った問題を即座に調べることができるなどの利点はあるが、同時に本という資料の特性や展示室の環境などから幾つかの問題も発生する。

まず本には、大人数で一度に閲覧することができないという問題がある。また本の閲覧は、集中できる環境で椅子などに腰掛けて行なう事が望ましく、ある程度の文章を読む為には時間も必要だろう。展示室の問題としては、展示室の動線が止まることによって、混乱を招く恐れがある。このような問題が起きる一番の理由は、一度に処理するには本の情報量が多いということだろう。これは短所であると同時に長所でもあるが、展示室においては短所の面が強調されてしまう。

本はまとまった情報を手軽に得ることができるが、読者が必要としている知識が全て一冊の本で得られることは有り得ない。また、本から得た情報を消化して自分なりの結論を出す為には、複数の資料を比較し、得た情報を取捨選択する作業も必要となる。従って、展示室内で本を完全に活用しようとするならば、実物資料の展示スペースに加えて、複数の本を置くスペースと、それを閲覧する席を設けなければならず、これらの不利な点を考えると、本はその性質上展示には不向きであり、展示室の中にコーナーを設ける必要は薄いように思える。

しかし逆に言えば、充分なスペースがあり、利用者に読書が出来る環境と時間を提供することができれば、問題は無くなる。閲覧する環境が用意し難い、動線をとめてしまうといった問題が致命的になるのは、特定の環境に限られるのではないだろうか。つまり、国立博物館の特別展などに代表される、進行方向に沿って配置された資料を利用者が順番に鑑賞していくという展示環境である。

この方法は確かに多人数を一度に処理するには効果的だが、結果として閲覧者は展示された資料を流れ通りに一通り鑑賞して満足し、疑問や興味を持ったとしても帰る時には忘れてしまう可能性が高いのではないだろうか。そうなれば当然、文献資料などを用いて学習しようとは考えず、博物館の利用自体、特別展などのイベントのみになる。

この問題について、既に1981年には新井重三が、同じ社会教育機関である図書館と比較して、博物館（特別展）を利用する人は一度に全ての内容を見て、その後二度と来ないと指摘しているのだが、現在でもこれに関する具体的な解決策は提示されていないようである。(12)

博物館の展示室は教育普及の場であり、同時に自主学習の場でもある。学芸員などによって提供される展示内容を楽しんで終わりにするのではなく、展示を反芻し、より深い学習を行うことが望ましい。その一手段として、気軽に文献資料を参照できる環境を用意することは有益ではないだろうか。

②望ましい利用体勢

最後に、展示室内における読書コーナーを設定する場合、必要な設備について考えてみよう。

最低限必要になるものは、展示に関係した資料群とそれを読む閲覧席である。資料はあくまでも展示の一部として取り入れる為、大量にある必要はなく、入門的なもの、概説的なものを中心に揃え、より専門的な知識を求めるなら図書室などの設備を利用するといった役割分担を行なうことになるだろう。この為展示室には展示に関係する資料の他、事典などの参考資料を揃える事が図書の展示であり、完成された展示となるのである。

座席は実物資料を見てからすぐに参照でき、またその結果を展示を見る事で反芻することができるよう、展示から近い位置に設置しなければならない事は、確認するまでもない。

当該展示法の利点として、対象を特定した情報提供を行なえることが挙げられる。図書室という機関がそこで行なわれている展示に留まらない広範囲に渡る本の収集を行なうのに対して、特定の件に関する資料を選択し提供する方法は利用者側も手に取りやすく、また子供向けなど、提供する対象を想定して資料を用意する事もできるだろう。つまり、図書は展示に加味される事により、体験型展示へと変貌するのである。

ただしこの方法は、資料の選択を行なう時間、コーナーを設置するスペースなどの問題から、特別展などでは難しいだろう。

おわりに

メディアの多様化が指摘される昨今だが、紙の書籍が却社会から追放されるということはなく、文献資料が学習に於いて果たす役割も未だに大きい。

実物展示を重視する博物館においても、活字資料は意外に重要なものである。博物館が文献資料

の収集に力を入れていれば、そのコレクションは専門図書館並の質と量を備えていることもある。まして生涯学習の時代と言われる現代では、博物館に知的な娯楽だけでなく、学習、研究の資料を求める利用者も多くなるだろう。

ここで挙げたように展示とそこから発展する学習に用いる他、複数の人間が利用する事による混乱を防ぐ為、分類、所在情報の管理、レファレンスのような作業を徹底するなど、文献資料の扱いについては今後とも考えていく必要があると思われる。

(國學院大學大学院博士課程後期)

註

(1) 布谷知男「博物館内の図書室の役割」博物館研究36・8, 2001

(2) 寿岳文章『図説本の歴史』 日本エディタースクール出版部, 1982

(3) これらの言葉の意味に関しては、次のような文献を参考にした。『字通』,『広辞苑』第五版,『図書館情報学ハンドブック』第二版

(4) 庄司淺水『本の五千年史：人間とのかかわりの中で』 東京書籍, 1989

(5) 根本彰「資料の生産と流通」『コレクションの形成と管理』

(6) 田窪直規「博物館情報概説」『博物館資料論（博物館学講座第11巻)』 雄山閣, 1999

(7) 田中薫「出版ということの意味」宮崎公立大学人文学部紀要４・1, 1996

(8) 田窪直規「メディア概念からと書巻情報システムと博物館情報システムを解読する」『人文学と情報システム』No.4

(9) 青木豊「博物館展示における映像の必要性」『博物館映像展示論：視聴覚メディアをめぐる』 雄山閣, 1997

(10) 青木豊「博物館資料の分類」『博物館資料論（新版博物館学講座５)』 雄山閣, 1999

(11) 田窪直規「博物館情報概説」『博物館資料論（新版博物館学講座５)』 雄山閣, 1999

(12) 新井重三「博物館展示の現状と展望」『展示と展示法（博物館学講座第７巻)』 雄山閣, 1981

参考

小田橋貞寿「図書・資料・文献」びぶろす Vbl.7 No.1, 1956

清水徹「書物の形而下学と形而上学」『書物－世界の隠楡（文化の現在10)』 岩波書店, 1981

田窪直規「メディア概念から図書館情報システムと博物館情報システムを解読する」『人文学と情報システム』4

M.K.バックランド著　高山正也訳『図書館・情報サービスの理論』 勤草書房, 1990

W.J.オング著　；桜井直史, 林正寛, 粕谷啓介訳『声の文化と文字の文化／ Orality and literacy』 藤原書

店，1991
青木豊『博物館展示の研究』 雄山閣，2003
寿岳文章『図説本の歴史』 日本エディタースクール出版部，1982
庄司浅水『本：本の世界』 毎日新聞社，1970
庄司浅水『本の文化史』 雪華社，1977
倉田公裕編『博物館教育と普及（博物館学講座第８巻）』 雄山閣，1979
加藤有次ほか編『博物館情報論（新版・博物館学講座第11巻）』 雄山閣，1999
開学二十周年記念事業委員会編『本と情報の世界（知の銀河系第１集）』 図書館情報大学，1998
筑波大学大学院図書館情報メディア研究科編『「本」と出版』 日本図書館協会，2004
河井弘志編『蔵書構成と図書選択』 日本図書館協会，1992

博物館経営に観る「大学メンバーシップ」について

A Study of University Membership from a Point of View of Museum Management

青　木　　豊
AOKI Yutaka

博物館経営とは

先ず、“経営”の常用語としての意味合いは、経済感覚が強く感じられるものであるが、“経営”には広義・狭義の両視座が併立している。つまり、狭義は経済的観念を意図するものであり、広義は基を定めて営むことである。

博物館に於ける“経営”なる語の使用は、1990年頃より出現し、1996年9月の文部省通知「博物館施行規則の一部改正について」の「1. 大学において修得すべき博物館に関する科目及び単位数について」の中に、「博物館経営論　一単位」が明記されたことにより、博物館界に博物館経営（ミュージアム・マネージメント）なる用語の跋扈を齎し、今日に至っているのが現状であろう。

かかる思潮の中で、博物館経営を狭義の経済的経営と考えている向きも(独)国立博物館を筆頭に多数存在しているのも事実である。故に、博物館法に抵触しない国立博物館や博物館類似施設はともかく、博物館法に基づき設置・経営されている公立の機関である公立博物館に、“費用対効果”なる用語が当てはめられる結果が出現したのである。

そもそも、周知のとおり博物館経営なる用語は、1990年代を濫觴とするものでは決してなく古くから使用されていたものである。

昭和4年（1929）に開催された第一回博物館講習会の要項[1]には、目次に先ず「博物館経営」が揚げられ、その詳細については次の通りに記されている。

講　義　要　項

講師　秋保　安活

博物館の経営

第一　博物館の位置

敷地の選定、環境等

第二　博物館の建物

プランに就て、所要の諸室、構造上の諸要件、設備上の諸要件

第三　事業上の諸問題

資料の収集、物品の保存、陳列の方法、実験設備に就て、図書館、展覧会、標本の貸出、活動写真の利用、観覧者の指導等

第四　事務上の問題

開館時間の事、入場料、清潔と整理、会計運用上の問題、観覧者の取扱、職員、印刷物及出版物

第五　結　語

小規模博物館自然科学部陳列品設備費概算

附仮想小博物館の予算に就て

（旧字筆者改め）

以上の如く、東京博物館長であった秋保安治による博物館経営とは、博物館の設置から運営等々に至る極めて広範囲な広義の経営を意図するものであった事が理解できよう。

一方、直接的な経済的経営を意図するものではないが、前述の秋保と比較してやや狭義な意味での考え方を持つ者として棚橋源太郎がいる。その著、『眼に訴える教育機関』[2]では、

第15章　博物館の宣傳

博物館の積極的経営方針－廣告－入場料－開館日及時刻－博物館宣傳と新聞紙－特別展覧会－音楽会－博物館とラヂオの協力－大英放送局成人教育部長の意見－博物館宣傳の一例

と記し、棚橋の意図する経営はやや狭義とはなるもののしかし直裁に経済的経営を指示するものではない。1950年に刊行された棚橋学の集大成とも言える『博物館学綱要』[3]に於いても同様な意味で“経営”を使用しており、広義の経営を意味する用語である“機能”に置換されている。

その後、1970年頃からは経済的経営を意図する狭義の経営は“行財政”のくくりの中の財政へと移行したことは、1971年刊の『博物館学』[4]や1978年の『博物館学概論』[5]により窺い知れ、同時に広義を意味する経営は完全に消滅し去っている。

以上のように、博物館経営の解釈も時代と共に変革して来たのである。現在に於いては、社会的にも経済的意図が一般化したものと言っても過言ではなかろう。顕著な事例としては、千葉県立の博物館の有料化をはじめとし、埼玉県立博物館の統合など、枚挙にいとまがないのが事実であろう。

日本マネジメント学会（J・M・M）会長の大堀哲氏は、その論著[6]の中で博物館経営の目的とは、「博物館の活性化」・「博物館需要の創出」・「博物館利用者を感動させる運営手法」であると明示しており、共鳴すべき考え方である。

筆者は博物館経営の目的を、「集客力・リピート客の高揚」と考えている。中でも、リピート客の高揚が要点であると考える。それには、知的レクリエーションの場として博物館利用者の満足・充足感の増進が最重要課題であることは異口同音の通りであり、異論をさしはさむものでは決してない。

しかし、今日博物館・博物館学に於いて本件をより良くする為に、ミュージアム・マネジメント論が盛んに展開され、実施にも移されているが、それより以前に考え直し、実行に移さねばならないことは、利用者が博物館に於いて感ずる不快感・嫌悪感、換言すれば利用者への嫌がらせを先ず解消することが先決なのである。それには、本件を自覚し得る博物館学的視座を博物館運営者は持たねばならない。この博物館学的考え方と当該思考に基づく観点・感覚こそが可及的早急に望まれるのであると考えられる。

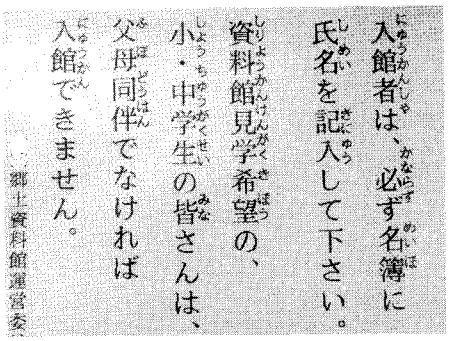

「…小・中学生の皆さんは、父母同伴でなければ入館できません」

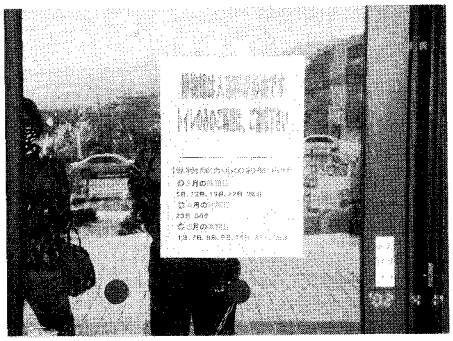
「トイレのみのご使用はご遠慮下さい」

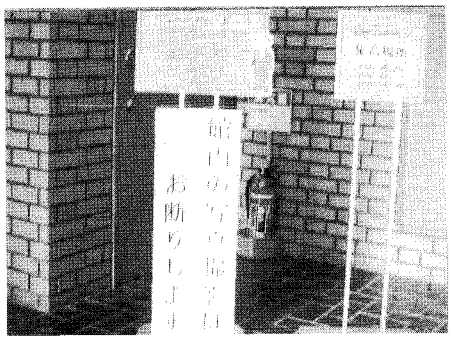
「館内の写真撮影はお断りします」

「再入場はできません」

入館料と駐車料金の二重徴収

平坦地であるにもかかわらず見事な階段によるアプローチ

改善を必要とする入館者へのバリア例（1）

「立ち止まらないでください」

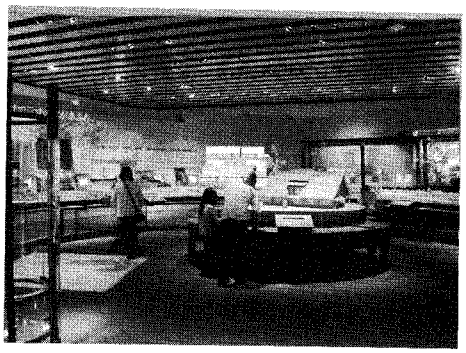

模型が大半の展示室

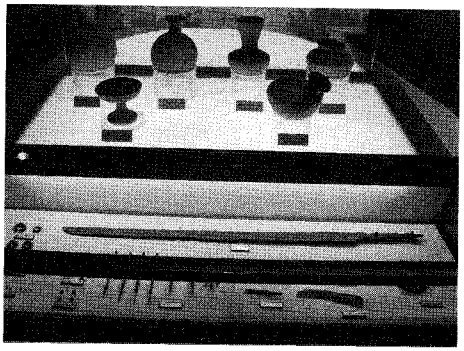

眼精疲労の原因となる逆光照明

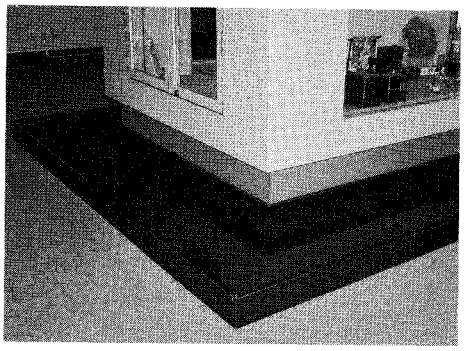

物理的に躓く心理柵

改善を必要とする入館者へのバリア例（2）

大学メンバーシップ

公立博物館の最大の利用者への嫌がらせは入館料である。この点は以前に記した[7]とおりであるが、無料でなければならないのは公立博物館であって、私立博物館にあってはその運営上致しかたないものと理解されよう。つまり、税金等に基づく公金補助が無いのであるから有料であっても公立博物館の入館料とは全くの別問題なのである。

その私立美術館が、大学生の入館料の免除を目的に2002年４月１日より実施した施策が我が国の博物館界初の試みである“徳川美術館　大学メンバーシップ”である。

大学単位で会員になることにより、会員大学に所属する学生は、実質的に徳川美術館を無料で利用できるのである。

つまり、従来論じられている博物館でのバリアフリーとは次元の異なる入館料という別の意味での基本的バリア（障害）を取り除き、その利用を促進させることを目的とするものであり、博物館経営の上で大いに評価でき得るものである。

しかし、公立博物館に於いては、徳川美術館と同一手法の“大学メンバーシップ”を真似る必要

“徳川美術館　大学メンバーシップのご案内”

徳川美術館

拝啓　時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は徳川美術館に多大なるご配慮を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび徳川美術館では、大学生の皆様に美術品に親しんでいただき、地元の誇りともいえる徳川美術館を知っていただきたく、大学生の無料入館を特典の中心とした「徳川美術館　大学メンバーシップ」を新設いたしました。

これは大学単位で御入会いただければ、その大学に在籍している全ての大学生の方は、学生証の提示のみで一年間何度でも徳川美術館に無料入館できるという制度です。

美術や歴史に直接関わる人文科学系・社会科学系大学生のみならず、外国語系大学生にとっても自国の伝統文化に親しみ、理解を深めることは、これからの国際社会で活躍するための必須条件となってきております。

ぜひ、「徳川美術館大学生メンバーシップ」にご参加いただき、教育の一助としていただけますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

●名　　称　　徳川美術館　大学メンバーシップ

●期　　間　　4月1日から翌年3月31日の1年間

●入館特典　　会員大学の学生全員は「学生証」の提示のみで期間中何回でも徳川美術館と蓬左文庫へ無料入館できます。

●その他特典　徳川美術館入口に大学名のはいった案内板を掲示します。

●入会範囲　　在籍大学生全員

●会　　費　　学生数 5,000人未満　21万円
　　学生数 5,000人以上から10,000人未満　32万円
　　学生数10,000人以上　43万円

問い合せ先

徳川美術館　業務部　長沼・加藤・野村
電話（052）935－6262　FAX（052）935－6261
〒461-0023　名古屋市東区徳川町1017

徳川美術館大学メンバーシップ案内書（著者写し）

は全くない。ただ、博物館法第23条を率直に解釈し無料にさえすれば良いのであって、利用者の少ない大学生層を博物館に誘うには他の方法を考慮すれば良いのである。

尚、2005年には、国立科学博物館が“大学パートナーシップ”と称し、徳川美術館の“大学メンバーシップ”の基本理念に追随したことは、当該施策が博物館経営上極めて秀策であったことを裏付けた結果であろうと看取されるのである。

確かに、特立行政法人立の国立博物館は、博物館法に基軸を置く限り博物館ではなく博物館類似施設であるから博物館法によりその経営・活動は何ら制限されるものではない。

が、しかし、一般的国民は我が国の博物館を代表する博物館であるとする誤認と、博物館界にあっても公立・私立博物館の総本山であることには違いないのである。したがって、国立博物館の一挙手一投足が我が国の博物館の影響を齎すものであることからも、我が国の博物館の範たらむことを切望するものである。

註

1．文部省編　1929『博物館講習会要項』

2．棚橋源太郎　1930『眼に訴える教育機関』 寶文社

3．棚橋源太郎　1950『博物館学綱要』 理想社

4．富士川金二　1971『博物館学』 成大堂

5．中村たかを　1988『博物館概論』 源流社

　中村たかを　1978「博物館と行財政」『博物館概論』 学苑社

6．大堀哲　1996『ミュージアム・マネジメント』

　大堀哲　1997「博物館経営論」『博物館教程』 東京堂出版

7．青木豊　1989「ミュージアム・ショップに関する一考察」國學院大學博物館學紀要」13輯

　青木豊　1995「現代博物館再考」國學院大學博物館學紀要第19輯

地域博物館の考古展示について
―― 兵庫県内博物館施設を中心に ――

Archaeology exhibitions at the Local Museum

大　平　　茂
OOHIRA Shigeru

1．はじめに

兵庫県は、考古資料である銅鐸や三角縁神獣鏡などが、数多く出土した県として知られてきた。しかし、こうした出土品の大半は県内に所在せず、地域住民の眼に触れることが極めて限られている。そうした中、兵庫県教育委員会が平成19年度に開館予定で、国指定史跡「大中遺跡」の隣接地に県立考古博物館（仮称）の整備計画を進めている。

この博物館は、考古資料を収集・保管する県埋蔵文化財調査事務所を併設し、調査研究・展示・教育普及事業の特色として「ネットワーク」「体験・思考」「変化・成長」をキーワードに、誰でも、いつでも、どこでも博物館活動の主役として参加できる体験型の地域博物館（伊藤寿朗〔伊藤1993〕の言う第三世代の博物館）建設、そして地域文化の再発見と新しい「ひょうご文化」の創造を目指している。

そこで、こうした機会を捉えて、兵庫県内歴史系博物館の考古資料展示の現状と、県立考古博物館の基本計画（案）を比較検討し、これからの考古系地域博物館に求められている展示のあり方を考えてみたい。

2．考古系展示施設設立史

設立前史

明治29年（1896）、播磨地域（姫路）で和田千吉氏を中心に東京人類学会の影響を受けた「中国人類学会」が設立され、本格的な考古学研究が始まった。次いで、大正８年（1919）の「史蹟名勝天然紀念物保存法」に基づき、同９年には兵庫県にも「史蹟名勝天然紀念物調査会」が創設され、同12年に調査報告第一輯〔兵庫県1923〕が出版された。また、県下で最初の国指定史跡には大正10年（1921）の五色塚古墳、播磨国分寺跡、壇場山古墳などがある。ちなみに、『播磨国風土記』に記載のある加西市の玉丘古墳も、この古い法律に基づく同様の指定である。

続いて、昭和の時代に入ると浅田芳朗氏が「播磨文化研究会」を設立し、これに島田清氏、鎌谷木三次氏などが参加する。さらに、昭和10年（1935）浅田氏は「郷土文化社」を興し、会誌『郷土

文化』を発行した。また、東播磨（加西）では赤松啓介（栗山一夫）氏が同11年に東播古墳調査委員会とハリマ・フォークロア・グループを統合した「兵庫県郷土研究会」を結成し、機関紙『兵庫県郷土研究』を創刊した。

一方、丹波（篠山）では大正末期に福原会下山人（潜次郎）氏が「篠山史談会」を結成し、後進の指導に当たるとともに昭和９年『多紀郷土史話』を著している〔池田2003〕。

第Ⅰ期（戦前まで、草創期）

こうした県内各地の考古学研究の黎明の中、県内で最も古い考古資料展示施設が川西市加茂に「私立宮川石器館」として設立された。昭和11年（1936）、地元の宮川雄逸氏（新聞社勤務）が摂津加茂遺跡で採集した石器・土器などの資料を公開するために、自宅を改造し開館したものである。国指定史跡（平成12年指定）となった加茂遺跡のものを中心に収蔵・展示しているところに特徴があり、収蔵遺物は伊丹市史〔高井・佐原1968、1971〕の第４巻及び第１巻並びに関西大学考古学研究室発行の『摂津加茂』〔末永1968〕の報告書に掲載されている。なお、現在の施設は阪神･淡路大震災後に再建されたものである。

図１　宮川石器館（1972年浅岡俊夫氏撮影）

この期は、県下博物館相当施設の草創期に当たり、宮川石器館は来歴の明らかな考古資料を収集・保管・公開したと言う意味において、兵庫県内の考古学界にとって、神戸市内に地元財界人が創設した私立美術館と同等の歴史的評価が与えられる。

第Ⅱ期（戦後～昭和30年代、再興期）

第二次世界大戦後の昭和23年（1948）、但馬地域の村岡町（現、香美町）でタツケ平遺跡が発見され、地元の山根武氏（教育者）が近藤義郎・楢崎彰一両氏の支援を受け発掘調査を実施した。山根氏はこの遺跡の出土品の展示・保存のため、町立兎塚中学校の一室を借りて「兎塚考古館」を創設し、機関紙『土都加』を発行した〔谷渕1980〕。但馬地域での考古学研究の始まりである。

また同年、行政では県教育委員会社会教育課の中に文化財係が設置された。

昭和25年（1950）、黒川幸七氏は家蔵のコレクションを学術研究に資するため、芦屋市に「財団法人黒川古文化研究所」を設立した。収蔵品には、国宝・重要文化財を含む多種多様な中国や日本の美術工芸品がある。なお、収蔵施設はその後昭和49年（1974）に西宮市の現在地に移設された。

同じく25年には、西播磨の赤穂市有年に「有年考古館」が開設された。地元の松岡秀夫氏（眼科医）が『播磨国風土記』の写本から脱落している赤穂郡の歴史を究明し、古代史研究に貢献することを目的として設立したものである。展示ケースは、宮川石器館のものを真似て造ったという。同26年には、「日本一小さな考古館（床面積約20㎡）」として財団法人の認可を受けた〔志水1985〕。ちなみに、この年は遠く信州において宮坂英弐氏が「尖石館」を設立した年でもある。現在、有年考古館の展示品は全国各地の出土品と旧赤穂郡内出土の遺物（1,250点）に分類がすすめられている。そのうち、旧赤穂郡内出土品は一括赤穂市指定文化財となり、西播流域史研究会の手で蔵品図録〔西播磨流域史研究会1991〕が作成された。

この時期は、未だ博物館建設が財界人や地元郷土史家など個人の力に依存していた頃である。そのため考古資料を収集保管・公開した意義は大きいが、一つのテーマに基づく展示ではなく、各種遺物のみの陳列という点が惜しまれる。

この後、兵庫県の考古学界は昭和32年（1957）に小野市焼山古墳群が農地開拓のため破壊されたのを受け、研究者による保存運動へと展開していったのである。博物館施設については進展がなく、芦屋市会下山遺跡の出土品整理のため、同38年（1963）、市民会館内の一部に芦屋市郷土史料室及び展示ホールが設けられた他は、新たな考古系の展示施設の開設が見当たらず、歴史的・文化的な施設に対する行政の立ち遅れ、関心の薄さが顕著に認められた。そうした中、兵庫県で考古学を学ぶものとして、博物館活動とは直接関係ないが、昭和33年から36年に神戸新聞社が取り組んだ『祖先のあしあと』の刊行を特記しておきたい。

第Ⅲ期（昭和40年代、展開期Ⅰ）

昭和40年（1965）、神戸市に県下最初の文化財専門職員が嘱託として採用され、五色塚古墳整備の

ための発掘調査が行なわれた。同年、尼崎市では工業用水園田配水場建設工事中に田能遺跡が発見され、翌年にかけて研究者だけでなく新たに市民による遺跡保存運動へと発展していった。

昭和41年（1966）、神戸市押部谷に江戸時代の長屋門を利用した私立の「長福寺考古資料館」が開館した。ここには、郷土史家福原会下山人氏が収集した土器・石器・瓦などを多数展示している。なお、この他に福原氏の収集資料は篠山鳳鳴高校蔵と、池永猛氏から引き継いだ県立歴史博物館の福原会下山人コレクションがある。また同年には、姫路市名古山に市立の「播磨考古館」が開設された。この館には、名古山遺跡出土の資料が展示されるとともに、県下２例目となる同遺跡の竪穴住居も復元された。ちなみに、県下最初の復元住居は昭和35年（1960）のことで、芦屋市の会下山遺跡（兵庫県指定史跡第１号）で造られている。

昭和42年（1967）、西播磨の山崎町（現、宍粟市）に「山崎町郷土館」が開館した。考古資料には、国の所有で借用している同町出土の青木銅鐸がある。

また同43年（1968）、赤穂市に「赤穂市塩業資料館」が開設された。考古資料は極めて少ないが地元広山堯道氏の収集した製塩用具を中心に、製塩土器から始まる日本の製塩史が分かり易く展示された。特に、入浜塩田で使用した製塩用具は国の有形民俗文化財に一括指定されている。

昭和44年（1969）、神戸市須磨離宮公園内に「神戸市立考古館」が開設された。これは同39年に神戸市桜ヶ丘で発見された多数の銅鐸などを、地元に保存したいという要望を契機に設立された施設である。桜ヶ丘出土品は、後に国宝・重要文化財となった。なお、この考古館には県下で初めて考古学専門職の学芸員が配置され、常設展は市内の旧石器時代の遺物から中世の出土品までが年代順に展示されているところに特徴がある。

翌昭和45年（1970）には、田能遺跡の出土品の収蔵と公開、そして貴重な遺構を保存するための施設として、国庫補助金を受けた「尼崎市立田能資料館」が開設された。国指定史跡（昭和44年指定）となった同遺跡に土盛りを行い、竪穴住居や高床倉庫建物などを復元した屋外施設（遺跡公園）を併せ持つ、県下初のサイト・ミュージアムである。同じく45年には、県教育委員

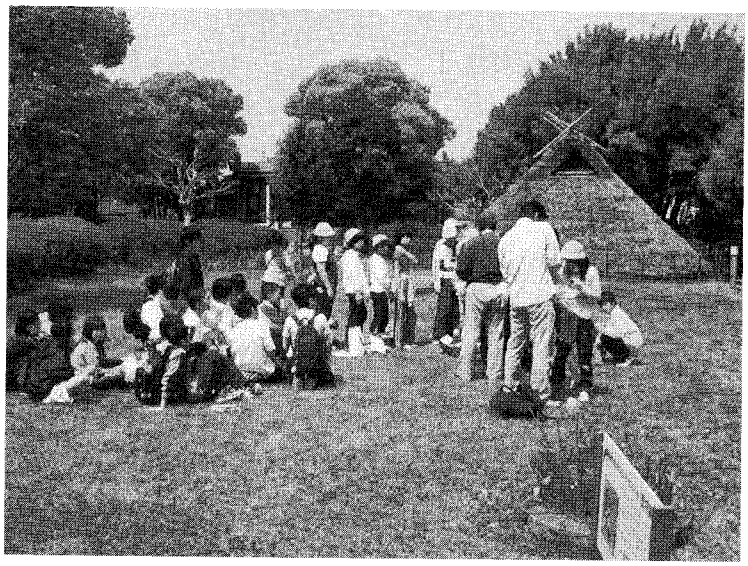

図２　田能遺跡復元住居と小学生　2005年撮影

会が提唱した「文化財を愛する町」の活動から村岡町高井に「村岡町民俗資料館」が開館した。そして、前述の山根武氏の創設した兎塚考古館の一括資料もここに移されることとなった。県下における歴史民俗資料館建設のその先駆けとなったものである。なお、昭和63年には村岡町村岡に移転するとともに旧美方郡役所の建物を利用し、名称も村岡町民俗資料館「まほろば」と改められている。

翌46年（1971）には、伊丹市伊丹廃寺跡（昭和41年国指定）が、金堂・塔などの基壇整備を中心に復元され、史跡公園（野外展示）として公開されることとなった。

昭和47年（1972）、豊岡市に旧城崎郡役所の建物を利用した「豊岡市立郷土資料館」が開設された。考古資料は年代順に配置し、展示内容を分かり易くするため実物資料に模型資料や復元資料を併置するという工夫がなされた。収蔵資料には、後に県指定となった石枕を持つ中郷深谷２号墳出土の石棺（平成14年指定）などがある。この館にも考古学の専門職員が配され、但馬地域の考古学研究の一大拠点となっている。また同年、伊丹市に県下初の総合博物館である「伊丹市立博物館」が開館した。考古資料では、県指定となった伊丹廃寺出土品（昭和52年指定）の水煙や九輪などが展示されている。

昭和48年（1973）には、神戸市の玉津土地区画整理事業に伴って、考古学史に残る吉田遺跡の出土品を展示する「吉田郷土館」が開館した。

翌49年、国指定史跡となった大中遺跡（昭和42年指定）の第１期の整備事業が終わり、「大中古代の村」（野外展示）として開園している。

この期の特徴は、文化庁の補助事業（歴史民俗資料館建設費）に伴う地方公共団体の積極的な取り組みと、考古学ブームの走りとなる重要遺跡の発見を通して、遺跡を守り史跡整備や資料館建設を目指した市民の文化財愛護精神の高まりが注目できる。また博物館整備の体制面では、当然のことではあるが、公立の施設に学芸員が次々と配置されたのも評価したい。この点、考古資料を展示することの意味が強く問われたのである。

県教育委員会では、昭和41年（1966）に文化課が設置され、埋蔵文化財専門職員（嘱託）３名が初めて採用された。正規採用は昭和44年のことである。なお、現在は本庁文化財室に７名（内４名は考古博準備担当）、埋蔵文化財調査事務所に34名が在籍している。

第Ⅳ期（昭和50年代、展開期Ⅱ）

昭和50年（1975）、全国的な歴史民俗資料館建設ブームの流れの中で、西播磨の上郡町に旧上郡高等女学校の建物を転用した「郷土資料館」と東播磨の加古川市に旧図書館の建物を利用した「市立郷土資料館」が開館した。加古川市の資料館は、長慶寺山古墳の出土品や平荘湖古墳群などの考古遺物に見るべきものが多い。また同年、開館した「北淡町歴史民俗資料館」は、各市町の展示の内容が類似する中にあって、考古資料の蛸壺に焦点化した展示が地域の特色を良く示している。さらに同年、復元整備が終わった国指定史跡五色塚古墳（昭和49年指定、54年追加指定）に管理事務所

を兼ねた仮設の展示場が開館した。同古墳出土の埴輪や子持勾玉が置かれている。

翌51年（1976）には、西宮市の白鷹酒造の辰馬悦蔵氏が収蔵した考古資料を公開するために、「財団法人辰馬考古資料館」が開館した。銅鐸などの収蔵資料は超一級品が多いが、地元に関わるものは少ない。なお近年、これを補うために、毎年阪神間の埋蔵文化財を展示公開する夏季教室が開催されている。

昭和52年（1977）、但馬の和田山町（現、朝来市）に「和田山町立郷土文化財館」が開館した。収蔵資料は、国指定重要文化財となった城の山古墳出土の三角縁神獣鏡、但馬地域最大の前方後円墳である池田古墳出土の埴輪などがある。現在は、歴史民俗資料館や古墳園を含め「朝来市和田山郷土歴史館」と呼ばれている。

昭和56年(1981)、神戸市灘区深江に旧本庄村史編纂事業に伴う収集資料の保管・公開を目的とし、「神戸・深江生活文化史料館」が開館した。考古資料には、県教育委員会が発掘調査した深江北町遺跡の出土品がある。

昭和57年（1982）には、総合博物館として神戸市と洲本市に、それぞれ「神戸市立博物館」と「洲本市立淡路文化史料館」が開設された。神戸市立博物館は、市立南蛮美術館と前述の考古館を統合した展示面積・収蔵資料ともに県下最大の博物館である。洲本市立淡路文化史料館は、考古・歴史・民俗・化石資料を集め、淡路島の特色ある文化・学術の史料を紹介している。直原玉青記念美術館も併設し、考古資料は島内唯一の三角縁神獣鏡（コヤダニ古墳出土）などがある。また同年、北播磨の西脇市に「西脇市立古窯陶芸館」が開設された。これは、同55年に発掘調査を実施した結果、西日本で初めて発見された分焔柱を持つ県下最古の陶器の窯業跡（緑風台古窯址、昭和57年県指定文化財）と分かり、その重要性から現地で保存公開した遺跡資料館である。出土品の常設展示室と陶芸教室もあり、考古資料館の新しいあり方として注目された。なお、活用の点では評価が高いが、現在では遺構の保存上の問題も出ている。さらに同年、中播磨の福崎町に旧神崎郡役所の建物（昭和62年県指定文化財）を利用した「福崎町立神崎郡歴史民俗資料館」が開館した。考古資料には、南田原長目遺跡の出土品などがある。

続く昭和58年（1983）には、県民待望の「兵庫県立歴史博物館」が国特別史跡姫路城内に開館した。城の博物館、生涯教育の場とされ、センター機能を持つ施設として大きく期待された。ビデオライブラリーも26台のブースで、歴史・民俗・文化財など約200種類のテープを自由に見ることができる。常設展示では、考古資料から始まる兵庫県の通史と、国宝姫路城を中心に国内各地の城を模型で復元している。また同年、古来からの砂鉄精錬で名高い千種鋼を産する西播磨の千種町に、鉄を中心とした民俗資料を収集する「千種町歴史民俗資料館」が開館した。考古資料は数少ないが、地域の歴史の特徴を活かした好例といえる。

翌59年（1984）には、丹波春日町（現、丹波市）に「歴史民俗資料館」、そして北播磨の西脇市に

「西脇市播磨内陸生活文化総合センター」が開館した。西脇市のものは、図書館と情報センターを兼ね備えた新しい型の施設であった。西脇市の考古資料には滝ノ上20号墳の出土品、春日町には野々間遺跡出土の銅鐸などがある。

この期は公立の歴史民俗資料館の開館数が大幅に増加し、乱立期（博物館建設ラッシュ）と呼ばれる状況にあった。各市町ごとに設置したため内容の似通った施設が多くなり、利用者の減少から開館を再検討する所も出てきた。なお、展示面の特徴としては昭和50年代の後半より、「見る」から「触れる」という体感型の方法をとる館が増えている。考古資料を直接見る立場からは、歓迎すべき兆候といえる。また、野外展示として、遺構の復元施設を造るなど史跡整備に伴う遺跡公園化も始まってきた。

第Ⅴ期（昭和60年代～平成９年、整備期Ⅰ）

昭和60年（1985）、西宮市に市制60周年記念事業で「西宮市立郷土資料館」が開設された。生涯教育の拠点として、中央図書館・市民ギャラリーを併設している。津門の銅鐸・甲山の銅剣を始めとする市内各遺跡からの出土品と、名塩の紙漉き場をジオラマで再現したものに特色がある。同年、加古川市平岡町に自治省の田園都市中核施設整備構想に基づいて、博物館と図書館にコミュニティー施設などを併せ持った複合文化施設として「加古川総合文化センター」が開館した。博物館は、市立郷土資料館当時の収蔵物を引き継ぎ、宇宙科学館・プラネタリウム館も併設する。また、播磨町にも国指定史跡大中遺跡（昭和42年指定）隣接地に「播磨町郷土資料館」が開館した。大中遺跡出土品を主に展示し、「播磨大中古代の村」のガイダンス施設としての役割を果たしている。近年は、土器・勾玉づくりなどの古代体験教室に人気があり、夏の大中まつりは多くの人で賑わう。さらに同年、相生市には「市立歴史民俗資料館」が開設された。所蔵資料に那波野丸山窯跡の出土品、国指定史跡感状山城跡（平成８年指定）の出土品などがある。

昭和62年（1987）、丹波の市島町（現、丹波市）の国指定史跡三ツ塚廃寺（昭和51年指定）の史跡整備事業の完了に伴って、史跡公園隣接地に「町立民俗資料館」が開館した。ここには、三ツ塚廃寺（天神窯を含む）の瓦（鴟尾）や須恵器などの出土品が展示されている。その他、所蔵品では梶原遺跡出土の犂が注目される。

平成元年（1989）には、西播磨の赤穂市と龍野市にそれぞれ「赤穂市立歴史博物館」と「龍野市立歴史文化資料館」が開館した。赤穂市のものは塩業資料館の収蔵品を引き継ぎ、『義士と塩の街』を再びメインテーマに取り上げている。龍野市の館蔵の考古資料には、全国で初めて駅家跡（布勢駅）と判明した小犬丸遺跡や小神廃寺・奥村廃寺の瓦などがある。また同年、兵庫県教育委員会では神戸市兵庫区荒田町の「埋蔵文化財調査事務所」を独立の地方機関とした。ここでは、県下遺跡発掘調査の拠点とするとともに、出土品の整理業務を行い、普及活用としての展示室も併設した。注目すべき資料として、七日市遺跡や板井寺ヶ谷遺跡の旧石器時代の出土品（ナイフ形石器・局部

実させていくことが必要である。さらに同年、県指定史跡三田青磁窯（昭和49年指定）を新しく整備（野外展示）し直した「三田市立三輪明神窯史跡園」が開園した。三田青磁の窯を露出展示し、小さな展示室と陶芸学習棟を併せ持つ体験実習用の施設である。

この期は、まさにⅤ期（整備期Ⅰ）の流れを引き継いで、それを発展させる整備第Ⅱ期に当たるであろう註1。

また、平成17年以降も、丹波焼きの古里である篠山市今田町に「県立陶芸美術館」、出土品が国指定の重要文化財となった姫路市・宮山古墳隣接地に「姫路市埋蔵文化財センター」、西播磨新宮町の国指定史跡新宮宮内遺跡（昭和57年指定）公園隣接地に「新宮町歴史民俗資料館」、朝来市山東町（現、たつの市）に茶すり山古墳の出土品を展示する「市立埋蔵文化財センター」などが開館する予定である。

今後とも地域社会の歴史的特色と結びついた企画展示を大切にして、「特色ある博物館づくり」に成功されるよう、切に望みたい。

3．考古系展示施設の現状と評価

さて平成17年６月現在、兵庫県博物館協会に加盟している144館中、歴史･民俗系博物館は58館である。ここでは、この中から学芸員（考古学専門職）を置き、地域の核となるような博物館施設を抽出し、特に常設展示における内容を中心に記述してみたい。展示形態の分類は基準の設定に応じ様々な種類に分けられるが、ここでは安保雅利〔安保2002〕氏の配列法に着目した４分類案（①通史展示、②遺跡紹介展示、③テーマ展示、④美術展示）を採りたい。

◎明石市立文化博物館（明石市上ノ丸２丁目）　常設展示①・③＋特別（企画）展示。有料。

常設展示は「人々のくらしと自然環境」をメインテーマに、「明石のあけぼの」・「大昔の明石」・「明石の焼き物」のコーナーなどに考古資料を活用している〔明石市立文化博物館1991〕。

特に、「明石のあけぼの」では直良信夫氏が発見した『明石原人』の問題に、近年の調査成果やレプリカを取り入れ、分かり易く解説している。また、須恵器と瓦に始まる「明石の焼き物」では、中世の魚住焼き（特に、こね鉢）の商品が西日本全域に普及していたことを明確にした好展示であった。現在は名前の知られていないこうした焼き物が、江戸時代の丹波焼きのすり鉢と同じようにブランド品であった事実は、市民の方々にも大きな驚きであったろう。

しかし、常設展のみでは再度の来館が期待できないために、休日返上で学芸員が中心となって集客のための特別展・企画展を開催している。好都合なのは歴史系のみの博物館ではなく美術館も兼ねているため、多種多様な展示が出来ることである。いずれにしろ、学芸員の苦労が偲ばれる。

◎赤穂市立歴史博物館（赤穂市上仮屋）　常設展示③＋特別（企画）展示。有料。

常設展示は「赤穂の塩」・「赤穂の城と城下町」・「赤穂義士」・「旧赤穂上水道」の四つのテーマで

「西脇市播磨内陸生活文化総合センター」が開館した。西脇市のものは、図書館と情報センターを兼ね備えた新しい型の施設であった。西脇市の考古資料には滝ノ上20号墳の出土品、春日町には野々間遺跡出土の銅鐸などがある。

この期は公立の歴史民俗資料館の開館数が大幅に増加し、乱立期（博物館建設ラッシュ）と呼ばれる状況にあった。各市町ごとに設置したため内容の似通った施設が多くなり、利用者の減少から開館を再検討する所も出てきた。なお、展示面の特徴としては昭和50年代の後半より、「見る」から「触れる」という体感型の方法をとる館が増えている。考古資料を直接見る立場からは、歓迎すべき兆候といえる。また、野外展示として、遺構の復元施設を造るなど史跡整備に伴う遺跡公園化も始まってきた。

第Ⅴ期（昭和60年代～平成９年、整備期Ⅰ）

昭和60年（1985）、西宮市に市制60周年記念事業で「西宮市立郷土資料館」が開設された。生涯教育の拠点として、中央図書館・市民ギャラリーを併設している。津門の銅鐸・甲山の銅剣を始めとする市内各遺跡からの出土品と、名塩の紙漉き場をジオラマで再現したものに特色がある。同年、加古川市平岡町に自治省の田園都市中核施設整備構想に基づいて、博物館と図書館にコミュニティー施設などを併せ持った複合文化施設として「加古川総合文化センター」が開館した。博物館は、市立郷土資料館当時の収蔵物を引き継ぎ、宇宙科学館・プラネタリウム館も併設する。また、播磨町にも国指定史跡大中遺跡（昭和42年指定）隣接地に「播磨町郷土資料館」が開館した。大中遺跡出土品を主に展示し、「播磨大中古代の村」のガイダンス施設としての役割を果たしている。近年は、土器・勾玉づくりなどの古代体験教室に人気があり、夏の大中まつりは多くの人で賑わう。さらに同年、相生市には「市立歴史民俗資料館」が開設された。所蔵資料に那波野丸山窯跡の出土品、国指定史跡感状山城跡（平成８年指定）の出土品などがある。

昭和62年（1987）、丹波の市島町（現、丹波市）の国指定史跡三ツ塚廃寺（昭和51年指定）の史跡整備事業の完了に伴って、史跡公園隣接地に「町立民俗資料館」が開館した。ここには、三ツ塚廃寺（天神窯を含む）の瓦（鴟尾）や須恵器などの出土品が展示されている。その他、所蔵品では梶原遺跡出土の犂が注目される。

平成元年（1989）には、西播磨の赤穂市と龍野市にそれぞれ「赤穂市立歴史博物館」と「龍野市立歴史文化資料館」が開館した。赤穂市のものは塩業資料館の収蔵品を引き継ぎ、『義士と塩の街』を再びメインテーマに取り上げている。龍野市の館蔵の考古資料には、全国で初めて駅家跡（布勢駅）と判明した小犬丸遺跡や小神廃寺・奥村廃寺の瓦などがある。また同年、兵庫県教育委員会では神戸市兵庫区荒田町の「埋蔵文化財調査事務所」を独立の地方機関とした。ここでは、県下遺跡発掘調査の拠点とするとともに、出土品の整理業務を行い、普及活用としての展示室も併設した。注目すべき資料として、七日市遺跡や板井寺ヶ谷遺跡の旧石器時代の出土品（ナイフ形石器・局部

磨製石斧など）などがあり、情報誌『ひょうごの遺跡』を現在58号まで刊行している。

平成２年（1990）になると、山南町（現、丹波市）に「山南町歴史資料館」と、小野市が旧小野藩陣屋ゆかりの地に「市立好古館」を開館した。小野市は考古学史に名を残す焼山古墳群の出土品などを、山南町は丸山古墳群出土品などを収蔵している。

平成３年（1991）では、芦屋市制50周年記念事業として「芦屋市立美術博物館」が開館した。展示には美術部門と歴史部門がある。歴史部門の常設展示では、芦屋周辺の自然と原始・古代から近代までのあゆみを公開している。考古資料には、会下山遺跡の出土品がある。また同年、『鯛と蛸、そして子午線の街』明石市にも「明石市立文化博物館」が開設された。さらに同年、神戸市西神ニュータウン内に、神戸市教育委員会が発掘調査を実施した市内遺跡の出土品を整理・収蔵・展示する施設として、「㈶神戸市埋蔵文化財センター」を開設した。注目される資料に、西求女塚古墳出土の国指定重要文化財三角縁神獣鏡（平成17年指定）や五色塚古墳出土の埴輪類などがある。展示室以外の施設も大半を公開して埋蔵文化財の普及を図るとともに、最近は古代体験講座や出前授業にも力を注いでいる。

平成５年（1993）、川西市加茂遺跡の所在地内に国庫補助金（出土文化財管理センター建設費）を受けた「川西市文化財資料館」が開館した。加茂遺跡を始め、中世までの市内各遺跡の出土品を年代順に展示している。また同年、聖徳太子ゆかりの法隆寺鵤庄で知られる太子町に「町立歴史資料館」が開設された。考古資料には、松田山古墳の出土品などがある。

翌６年（1994）には、八鹿町（現、養父市）に所在する国指定史跡箕谷古墳群（平成４年指定）の史跡整備が終わり、但馬で初めての古墳公園（野外展示）「つるぎが丘公園」としてオープンした。なお、銘文入り鉄刀を始め２号墳出土品は国指定重要文化財（平成４年指定）となり、特に大刀は県立歴史博物館において保管している。

平成７年（1995）には、埋蔵文化財センターの性格を強く持った「豊岡市出土文化財管理センター」と「三田市立歴史資料収蔵センター」が開設された。先の豊岡市に造られた施設は、名前の通り国庫補助金を受けて設立されたもので、以前の市立郷土資料館の収蔵物を引き継いでいる。注目すべき収蔵品に、最近県指定となった平尾源太夫氏所有の森尾古墳出土品が寄託されている。もう一つの三田市の施設は、展示を企画展で廻し「おかあさんの考古学」、「昔・むかしの百貨展」などユニークなものから、地域の特色を示す三田焼きに関するものなど実によく検討された展示が多い。ちなみに、三田市は県下で最初に博物館（三田博物館、大正３年）と図書館（明治27年）が設置された街でもある。さらに同年、博物館施設ではないけれども、赤穂市有年に県指定史跡有年原・田中遺跡（平成２年指定）と東有年・沖田遺跡（平成４年指定）の史跡整備（野外展示）が完了し、一般公開された。それぞれ、弥生時代の墳丘墓と弥生時代及び古墳時代の竪穴住居の復元整備が行なわれている。

この期は、地域社会の活性化と旧来の施設整備の拡充を図っていく動きが顕著に見られ、博物館もまた新しく転換を始めた頃といえる。そして、市町の教育委員会が史跡整備に併せ隣接地に資料館を設置したり、発掘調査機関である埋蔵文化財センターが展示室を併せ持つなど資料の普及活用を本格化させてきた時期でもある。

第VI期（平成10年代、整備期II）

平成11年（1999）には、小野市において二つの歴史公園（野外展示）が開園した。一つは国指定史跡広渡廃寺跡（昭和55年指定）で伽藍内の金堂・塔・講堂などの基壇を復元整備して公開するとともに、ここにガイダンスホールを併設して活用している。もう一つは、市指定の金鑵城遺跡を整備した「夢の森公園」のオープンである。

平成12年（2000）、西播磨一宮町（現、宍粟市）の家原遺跡史跡公園内（町指定、平成９年開園）に「一宮町立歴史資料館」が開設した。展示資料には、伊和遺跡出土品や伊和中山１号墳の出土品がある。また同年、日本・モンゴル民族博物館（平成８年開館）に「伝承文化体験交流館」が開設された。但馬但東町（現、豊岡市）の考古資料と民俗資料を展示した歴史・民俗資料館の類である。その特徴は、ガラス細工・陶芸教室など各種の体験学習を定期的に開催していることである。

翌13年（2001）には、戦前に国史跡指定を受けていた加西市の玉丘古墳群を中心に、６基の古墳と移築復元した１基を整備（野外展示）した「玉丘史跡公園」が公開された。残念ながら未だ資料館の建設はないが、ガイダンス施設を付設している。

平成15年（2003）、但馬出石町（現、豊岡市）に旧建設省が行った小野川放水路事業の記念施設として出石川防災センター「いずし古代学習館」が開設された。この事業やほ場整備事業の事前調査で発見した袴狭遺跡群の膨大な考古資料を中心に、出石に残る竜山石製の長持形石棺を復元展示するなど、今流行りの「楽しみ」ながら「学べる」施設として、積極的に見て・触って・体験できる学習施設となっている。友の会「かかし倶楽部」の設立と、地域との連携を図ったボランティアスタッフの活躍が大きく評価できる。出石に観光で訪れる人にも、観覧して欲しいものである。

翌16年（2004）には、北播磨中町（現、多可町）の県指定史跡東山古墳群（平成14年指定）の隣接地に、埋蔵文化財センターの機能を持つ「那珂ふれあい館」が地域歴史学習の拠点として開設された。展示には、町内出土の考古資料を公開する常設展と企画展示とがある。当該施設は、近隣の石垣山遺跡「銅精錬所跡展示館」とともに「北はりま田園空間博物館」のサテライトの一つであり、「那珂ふれあいボランティアガイド」が活躍している。また同年、但馬の日高町（現、豊岡市）に「但馬国府・国分寺館」が開館した。第２次国府跡と考えてほぼ間違いのない祢布ヶ森遺跡の出土品と、国分寺跡出土品を中心にした律令期の但馬を明示する博物館である。但馬地域低地遺跡の特徴からか、木簡を始めとした各種の木製品に見るべきものが多い。多くの入館者を期待する上では、専門家のみではなく地元の歴史を学びたい人々を対象とした易しい解説と、興味を引くテーマ展示を充

実させていくことが必要である。さらに同年、県指定史跡三田青磁窯（昭和49年指定）を新しく整備（野外展示）し直した「三田市立三輪明神窯史跡園」が開園した。三田青磁の窯を露出展示し、小さな展示室と陶芸学習棟を併せ持つ体験実習用の施設である。

この期は、まさにⅤ期（整備期Ⅰ）の流れを引き継いで、それを発展させる整備第Ⅱ期に当たるであろう[註1]。

また、平成17年以降も、丹波焼きの古里である篠山市今田町に「県立陶芸美術館」、出土品が国指定の重要文化財となった姫路市・宮山古墳隣接地に「姫路市埋蔵文化財センター」、西播磨新宮町の国指定史跡新宮宮内遺跡（昭和57年指定）公園隣接地に「新宮町歴史民俗資料館」、朝来市山東町（現、たつの市）に茶すり山古墳の出土品を展示する「市立埋蔵文化財センター」などが開館する予定である。

今後とも地域社会の歴史的特色と結びついた企画展示を大切にして、「特色ある博物館づくり」に成功されるよう、切に望みたい。

3．考古系展示施設の現状と評価

さて平成17年６月現在、兵庫県博物館協会に加盟している144館中、歴史･民俗系博物館は58館である。ここでは、この中から学芸員（考古学専門職）を置き、地域の核となるような博物館施設を抽出し、特に常設展示における内容を中心に記述してみたい。展示形態の分類は基準の設定に応じ様々な種類に分けられるが、ここでは安保雅利〔安保2002〕氏の配列法に着目した４分類案（①通史展示、②遺跡紹介展示、③テーマ展示、④美術展示）を採りたい。

◎明石市立文化博物館（明石市上ノ丸２丁目）　常設展示①・③＋特別（企画）展示。有料。

常設展示は「人々のくらしと自然環境」をメインテーマに、「明石のあけぼの」・「大昔の明石」・「明石の焼き物」のコーナーなどに考古資料を活用している〔明石市立文化博物館1991〕。

特に、「明石のあけぼの」では直良信夫氏が発見した『明石原人』の問題に、近年の調査成果やレプリカを取り入れ、分かり易く解説している。また、須恵器と瓦に始まる「明石の焼き物」では、中世の魚住焼き（特に、こね鉢）の商品が西日本全域に普及していたことを明確にした好展示であった。現在は名前の知られていないこうした焼き物が、江戸時代の丹波焼きのすり鉢と同じようにブランド品であった事実は、市民の方々にも大きな驚きであったろう。

しかし、常設展のみでは再度の来館が期待できないために、休日返上で学芸員が中心となって集客のための特別展・企画展を開催している。好都合なのは歴史系のみの博物館ではなく美術館も兼ねているため、多種多様な展示が出来ることである。いずれにしろ、学芸員の苦労が偲ばれる。

◎赤穂市立歴史博物館（赤穂市上仮屋）　常設展示③＋特別（企画）展示。有料。

常設展示は「赤穂の塩」・「赤穂の城と城下町」・「赤穂義士」・「旧赤穂上水道」の四つのテーマで

表1　兵庫県博物館協会加盟館種別一覧

（平成17年6月1日現在）

種別＼地区		神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
1	歴史〔歴史・考古 民俗・民族〕	16	3	2	2	3	5	13	8	2	3	58
2	郷土	1	1	0	2	2	0	2	2	1	1	12
3	文学	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
4	美術	8	7	1	1	2	3	1	5	4	1	33
5	自然史	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	4
6	理工(理工・産業)	2	0	0	1	3	1	2	2	0	1	12
7	動物	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	4
8	水族	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3
9	植物	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	4
10	動物・植物	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
11	総合	3	3	1	1	0	0	0	2	1	0	10
計		35	15	6	7	11	13	20	20	9	8	144

構成し、考古資料は「赤穂の塩」の前史として製塩土器、そして「赤穂の城と城下町」のコーナーにおいて、赤穂城跡の発掘時の出土品が展示されている〔赤穂市立歴史博物館1991〕。

赤穂の売り物である『赤穂義士』をメインテーマに設定する以上、市民の数より観光客の人数が多い赤穂市にとっては通史展示では意味が薄く、特に原始・古代が中心の考古資料は脇役になっても致し方のないところであろうか。今後は、赤穂城跡や城下町出土品の整理を進め、展示に活用して欲しいと願っている。なお、これを補うかたちで各種遺跡の集中する有年地区において、遺跡公園（野外展示）を2箇所設け、さらに埋蔵文化財事務所に展示コーナーが置かれている。

◎尼崎市立田能資料館（尼崎市田能6丁目）　常設展示②＋企画展示＋野外展示。無料。

常設展示は、田能遺跡からの出土品を米づくり・石の道具・地域交流・墓などの項目に分けて、イラストパネル・模型を併用し、弥生時代の人々の暮らしを具体的に紹介する。展示資料には、県指定（平成3年）となった白銅製釧・銅剣の石製鋳型・碧玉製管玉などの他、畿内で初めて発見さ

れた木棺などからの出土人骨がある。さらに、屋外施設として竪穴住居と高床倉庫の復元建物や方形周溝墓などの墳墓標示もある。また、館内外ともに音声による解説も実施している。その他、普及事業として土器づくり・火おこしなどの古代の暮らし体験学習会や、小学生を対象とした考古学教室などが開催されている〔尼崎市立田能資料館1990〕。

「遺跡博物館」としては出土品の展示をガラス越しではなく直接観察させて欲しい訳であるが、復元建物を見て、体験講座で実物の土器に触ることが出来る点では、田能遺跡（弥生時代）を十分に理解するために非常に良く機能している。他の館においても同様の取り組みが増えてきたことは、県内初のサイトミュージアムとして当該施設学芸員の地道な努力の賜物であろう。

なお、死者の展示に関して、専門家の良し悪しの意見はさておき、入館者には概ね好評である。県立考古博物館の先行展「私たちの由来」でも、神戸市玉津田中遺跡や同市新方遺跡から出土した人骨を展示してそのアンケート調査（人骨展示を見てどんな気持ちになったか）を集約したところ、全回答47件中ネガティブな意見（本物の骨を展示することはどうなんかな、成仏しとんのかな）は大人の２件のみであった。子供は歴史資料の一部として見たようで、「面白いと思った」「ちょっと怖かった」「びっくりした」など感情を表現した子と、「歯が残っている」「骨が欠けている」「人の骨はこんな形をしてるんや」など客観的な観察をした子供に分かれた。県立考古博の企画展でも、形質人類学の立場から活用してはと考えている。

◎小野市立好古館（小野市西本町）　常設展示①・③＋特別（企画）展示。有料。

常設展示は「小野市の歴史」と「ゆたかな風土」の二つのテーマが企画されており、考古資料が小野市の歴史の中の原始・古代から中世末までに活用されている〔小野市立好古館1995〕。

注目されるのは古墳時代中期の王塚古墳出土品と、律令期の広渡廃寺・河合廃寺などの瓦を始めとする出土品である。特に、古代寺院の数の多さがこの地域の特徴ともなっている。しかし、土器と瓦を多く陳列することのみで、その時代の特徴が表現できるというものではない。各遺跡の背景にある人々の暮らしが理解できるように創意工夫をする必要があり、今後は易しい解説パネルやジオラマ・復元模型などの活用が大切ではなかろうか。

近年は、地域社会に密着した展示を行なうということで、市内各町の歴史・民俗などを調査し、その成果を特別展で公開している。新たな試みで評価できるものである。併せて、館内で音楽鑑賞会を催すなど集客にも努力がなされている。

◎加古川総合文化センター博物館（加古川市平岡町新在家）　常設展示①・③＋企画展示。有料。

常設展示テーマ四項目のうち、考古資料が並ぶのは「国造り」のコーナーである。旧石器時代の山之上遺跡出土のナイフ形石器から、弥生時代の溝之口遺跡の弥生土器、そして長慶寺山古墳の鏡、札馬古窯跡群出土の須恵器などを通史的に配置する。また、館内中央にはダムに沈んだ中山１号墳（横穴式石室）が移築復元されている〔加古川総合文化センター 1987〕。

さらに、近年の発掘調査の成果から「行者塚古墳の時代」がテーマに加えられた〔加古川総合文化センター2001〕。流石に、同古墳出土の多数の埴輪群は圧巻である。古墳築造時の各場面を想定したジオラマの設置も、この展示を一段と理解し易くしている。

考古学に興味のある人にはモノ（出土品）を見ることのみで大いに満足してもらえる好資料であるが、小・中学生を含めた一般の来館者に対して、何故こんな大きな古墳が造られたのか、何故惜しげもなく貴重な鉄製品を埋納しているのかなど、一歩踏み込んだ分かり易い展示解説が必要ではなかろうか。

◎神戸市立博物館（神戸市中央区京町24）　常設展示①・③＋特別（企画）展示。有料。

常設展示は六つあるテーマのうち「東アジアとの交流」と「地方文化の発展」の二つに、桜ヶ丘遺跡出土の銅鐸・銅戈、大歳山遺跡竪穴住居内のジオラマ、五色塚古墳の復元模型、神出窯跡群出土の瓦・須恵器など考古資料を通史的に配列している。また、学習室では「見るコーナー」に五色塚古墳のビデオ、「触れるコーナー」に土器や埴輪、そして鳴らせる復元桜ヶ丘銅鐸コーナーがある〔神戸市立博物館1982〕。さらに普及事業として夏休み土器づくり教室や、勾玉・土笛などの道具づくりも行なわれている。

展示手法は銅鐸の一部に四方向から見える独立ケースを用いる以外は、何処の博物館でも一般的な展示資料の配列過多の状況が認められる。弥生時代の展示品の素晴らしい資料と復元住居の配置によって入館者の関心を高めてはいるが、より分かり易い解説手法か、展示方法に一工夫が図られないと、特に奈良時代以降の部分が興味を失うことにならないだろうか。

なお、16年度に特別展（地域文化財展）をご一緒させていただき、学芸課に所属する指導主事（エデュケーター・教育学芸員）の作成した「こどものためのガイドブック」が無料配布されているのを知った。博物館スタッフによるギャラリートークとともに、非常に良く出来たガイドブックであり、高く評価できるものである。常設展の方にも期待したい。

◎宍粟市立歴史資料館（宍粟市一宮町三方町字家原）　常設展示①・②・③＋企画展示。有料。

資料館の所在する段丘上は家原遺跡の立地場所であり、縄文・弥生・古墳・奈良・平安・鎌倉・室町時代の様々な住居跡が確認されている。地元ではこの地を遺跡公園（縄文・弥生・古墳・中世の建物を復元）として整備するとともに、広く一宮町の歴史と文化を紹介するために資料館を設置されたのである。

常設展示は、「縄文時代の人びと」・「弥生時代のムラと祈り」・「古墳時代のムラとくらし」・「律令のしくみと古代の産物」・「荘園と戦乱の世」のコーナーに考古資料（主に家原遺跡出土品）を活用している。注目されるものに、『播磨国風土記』に記載された「伊和族」との関係を推測できる伊和中山古墳と伊和遺跡の出土品がある〔一宮町歴史副読本編集委員会2002〕。

展示品の量が、考古系資料館としては珍しく少ないのが良い。ただし、解説パネルをよく読めば

理解できるものの、来館者には今一歩難解な展示となっている。この点、復元住居と併せて見学することが必要で、この方法を取るとある程度は各時代の暮らしが想像できよう。

また、遺跡公園の体験工房を使った体験学習プログラム（わら細工・竹細工・木工細工など）も企画され、指導者には町内在住のお年寄りが活躍している。そして、地域や学校教育との関わりも、学芸員と指導者の努力で上手くいっているように見受けられた。

◎洲本市立淡路文化史料館（洲本市山手１丁目）　常設展示①＋特別（企画）展示。有料。

常設展は歴史展示室において淡路島の通史の展示を行ない、原始・古代のコーナーに考古資料を使用している。注目される資料は縄文時代の武山遺跡出土品と、弥生時代西淡町慶野出土の銅鐸（所有者慶野組）及び古墳時代洲本市コヤダニ古墳出土の三角縁神獣鏡である〔洲本市立淡路文化史料館1993〕。特に、淡路島の特徴は西淡町（慶野・古津路）を中心に埋納された弥生時代の青銅器が示すように、畿内中央部との関係が深く認められ、古墳時代には畿内王権の直轄圏内に含まれるとも捉えられ、律令期では御食国と呼ばれるようになるのである。

ただし、優品を並べただけの展示によって、こうした歴史的背景が見学者に理解できる訳もなく、この点では少なくとも展示を解説できるスタッフの配置が望まれる。さらに敢えて提言すれば、赤穂市立歴史博物館と同様に対象を観光目的の人々に特化し、『神話の国・御食国』など淡路の歴史的特徴を鮮明にしたテーマ展示が良いのかもしれない。兵庫県教育委員会では本年度の冬季に市教育委員会と共同で「地域文化財展」を開催するが、この際にも改めて実情を確認してみたい。

◎龍野市立歴史文化資料館（龍野市龍野町上霞城）　常設展示①・③＋特別（企画）展示。有料。

常設展示は五つのテーマに沿った通史展示で、「原始古代の龍野」・「古代の山陽道」・「中世の筑紫大道」のコーナーに考古資料を活用している〔龍野市立歴史文化資料館1989〕。資料の入手困難なものについては、レプリカで紹介をしている。注目される資料には、わが国で初めて古代の駅家跡と確認された小犬丸遺跡の出土品、奥村廃寺跡の出土品、鎌倉時代の福田天神遺跡の輸入陶磁器などがある。また、最近寄託された市内個人蔵の三角縁神獣鏡（出土地不明）も貴重な展示品である。

一般の来館者がこうした展示品を見て、その背後にある各時代の人々の暮らしぶり・信仰などを理解できるかといえば、正直それはかなり困難と言わざるを得ない。現状のままの展示でいくとすれば、解説スタッフを配置することが先決問題ではなかろうか。

◎豊岡市出土文化財管理センター（豊岡市神美台157－40）　常設展示①・③＋企画展示。無料。

発掘調査業務を主とする埋蔵文化財センターで、展示室を持つ数少ない市町の一つである。常設展示は「考古学からみた豊岡」というテーマで、市内出土の考古資料を旧石器時代から古代・中世までの年代順に並べている。収蔵品には大内谷遺跡のナイフ形石器、縄文時代の中谷貝塚出土品、弥生時代女代神社遺跡の玉造関係出土品、古墳時代森尾古墳の出土品（一部寄託品）、白鳳・奈良時代三宅廃寺の出土品、鎌倉時代妙楽寺跡の出土品など県指定クラスの重要品が沢山ある。

展示室は、博物館施設そのものではないため十分なスペースを持たないが、各時代に注目すべきものが多いのが特徴と言えよう。また展示とともに、教育事業として児童・生徒を対象にしたウィークエンドクラブ「古代体感」のメニュー開発〔豊岡市出土文化財管理センター 1998〕や「トライやる・ウィーク」の実施、さらには歴史講演会・遺跡ウォークを開催するなど、良き支援者・愛好者獲得のため担当者も実に奮闘されている。埋蔵文化財センターの新しいあり方として、神戸市埋文センターの活動と同様に評価できる。

◎西宮市立郷土資料館（西宮市川添町）　常設展示①・③＋特別（企画）展示。無料。

常設展示は「西宮の歴史」のテーマで五つのコーナーに分かれ、「西宮の自然・原始」に考古資料を使用する。津門の銅鐸（寄託）、甲山出土の銅剣、石在町出土の埋納銭などが注目される館蔵資料である〔西宮市立郷土資料館1985〕。

開館当初より小学校児童の利用を念頭に置き、児童向けのビデオ「西宮のおいたち」・親と子の郷土史講座・土曜展示室・こどもれきしたんけんなどを企画し、実施している。土曜展示室は展示ケースから実物資料を取り出して、実際に触れてみるという、常設展示の立体化を意図した試みである。さらに、近年は歴史ハイキングへとシフトしている。また、このこども版が、こどもれきしたんけんである。親と子の郷土史講座は夏休み期間中の数日間を利用し、体験学習を盛り込んだ郷土の歴史学習である。これまでに、酒醸造用の宮水を使った「とうふづくり」、縄文食としての「ドングリクッキーづくり」などを行なっている。

展示自体は他の公立資料館とほとんど大差ないが、小学生をターゲットに絞り、各種催しを企画するなど先駆的な業績は実に高く評価される。

◎播磨町郷土資料館（加古郡播磨町大中）　常設展示①・②・③＋特別（企画）展示。無料。

常設展示のうち考古資料を扱うのは、「文明のあけぼの」・「古代のムラ」・「首長の墓」の三つのテーマの箇所である。特に、「古代のムラ」は内行花文鏡片を始めとする大中遺跡の出土品が大半を占め、隣接する国指定史跡大中遺跡のガイダンスコーナーともなっている。また、注目されるのは弥生時代の食事内容（復元メニュー）が見れること、弥生時代の言葉（元神戸外国語大学長田夏樹教授の復元）が聞けることの二点である〔播磨町郷土資料館1995〕。

来館者の多くは、「大中古代の村」に遊び目的で来る親子連れで、彼らを対象とした土器づくり・勾玉づくりなどの体験学習が充実している。展示内容を子どもたちが完全に理解することは困難であろうが、野外の復元住居や大中遺跡の復元ジオラマを見て、弥生時代の先祖の暮らしについて幾分かは想像できるのではなかろうか。田能資料館と同様に、サイトミュージアムとして評価のできる企画である。特に、ものづくりの実体験は資料館が楽しい所だという印象を持ってもらう上で確実に効果がある。学芸員やボランティアスタッフの研究と努力の賜物である。今後は、新たに計画されている県立考古博物館と、相互に特色を踏まえたテーマ設定の棲み分けが課題となろう。

◎兵庫県立歴史博物館（姫路市本町68）　常設展示①・③＋特別（企画）展示。有料。

常設展示は「兵庫の歴史」と「城と城下町」の二項目がテーマである。考古資料は「兵庫の歴史」の原始から中世までのコーナーと、「城と城下町」の城郭を調べるコーナーに活用されている〔兵庫県立歴史博物館1996〕。

土器・農耕具・祭祀具に実物またはレプリカを用い、特に縄文時代の狩猟・採集経済から、米づくりが中心となる弥生時代にかけての人々の暮らしぶりをジオラマなどに表現している点が分かり易いと好評である。しかし、古代以降のコーナーでは各時代の特質が分かっていないと、個々の遺跡出土品である瓦や土器を陳列されても、何を意味しているのか理解できない面もある。

設立当初から人気のあった「ビデオライブラリー」は、歴史・民俗芸能・風土とくらしなど191種と充実しており、個人ブースやミュージアムシアターで見ることができる。さらに、インターネットを利用したネットミュージアム「ひょうご歴史ステーション」も始まっている。県立の施設では、既に美術館に日本初のネットミュージアム「兵庫文学館」が設置されており、文字情報だけでなく音声・映像・アニメーションなどを駆使した試みもあり、これからの博物館においても積極的に活用すべきものと考えられる。

なお県立博物館についても、播磨町郷土資料館と同様に新しく計画されている県立考古博物館と共存し、互いの特質を生かした企画を立案し、いかに公開を図っていくかが課題となろう。

4．県立考古博物館（仮称）の展示内容

当該基本計画〔兵庫県教育委員会2004〕にみられる県立考古博物館の展示は、考古学が解き明かした兵庫県の地域文化の成り立ちとその特色を物語性豊かに伝えるとともに、発掘・発見の喜びと歴史の謎解きの楽しさに満ちた考古学の魅力や考古学研究の最前線を紹介する。これによって利用者に、私たちの祖先の「知恵」と「生きる力」への「驚き・発見・感動」を与え、身近な歴史文化遺産への関心や地域文化の再発見・創造へと導くことを目指している。

博物館の中心となる展示は小学校高学年を対象年齢とする。県内の縄文土器から近世陶磁器まで、各時代の土器を並べるエントランス展示（モノ語り兵庫）から始まり、大中遺跡の住居跡剥ぎ取り資料を中心に発掘現場を再現するガイダンス展示（体感！考古学ワールド）、そして通史展示に替わるテーマ展示で構成している。このテーマ展示は各テーマを約３～５年のサイクルにより更新し、これに年４回程度の企画展示を相互に組み合わせていくものである。

また、過去に県内各地から出土した膨大な資料を保管する収蔵庫の一部を開放する収蔵展示と、隣接の「播磨大中遺跡」の遺構を復元した野外展示とを併設して公開する。さらに、先行展で行なっている地域文化財展や移動展示に類するものとして、県内各地でのネットワーク展示を展開していく予定である。学校対象には、貸出展示セットも整備される見通しである。

次に、企画段階の評価を踏まえた展示計画として、分かり易く楽しめる展示に主眼を置いている。そのために、①様々な切り口からアプローチができる準備をする。

②利用者と展示とを結びつける身近な接点を必ず用意する。

③館利用者への問いかけにより、対話による参画性・体験性を高める。

④「百聞は一見にしかず」であるが資料や情報を提示するのみでは、その背景にある人間の知恵（技術）や思い（こころ）が伝わらない。そこで、強烈な印象として記憶に残るキャッチフレーズのテーマやメッセージを設定することなどが必要とされている。

ガイダンス展示については遺構の切り取り資料を用いて、発掘現場の再現を図る。遺跡の発掘調査がどのように行なわれるのか、そこから何が分かるかを館利用者が体験できるようにする。ここでは、特に現代とのつながりを示すために、遺構面上部の地層(堆積層)の成立を利用していく。

テーマ展示１「人　わたしたちの由来」は、かつて明石原人として話題になった「明石人」をメインに、兵庫に居住した人々の変遷を人骨を中心に形質人類学の立場から紹介する。特に、現代人との比較を行うことにより、その違いと共通点を明らかにする。また、明石人については全身を想定復元し、狩猟シーンを設定するなど動きのあるものとする。

２「環境　自然とともに生きる」では、旧石器時代・縄文時代と弥生時代を中心に時代ごとの環境の中で、人々がどのように暮らしてきたかを紹介する。自然とともに生きた人々の暮らしを等身大のジオラマで再現し、さらに地震や洪水など自然災害の脅威と、それを乗り越えてきた人々の力強さを伝えていく。

３「社会　国の成り立ち」では、日本列島が一つの国にまとまっていく道のりを、弥生時代の武器・前方後円墳の副葬品・寺院址や役所跡からの出土品など県内考古資料から紹介する。特に、古墳時代の王墓には丹波地域の雲部車塚の石室を復元するなど、各展示資料がどのような意味に使われたかを想像できるように、具体的な再現を図る。

４「交流　みち・であい」では、陸・海上交通の要衝となった地理的位置づけを中国・韓国からもたらされた文物や交易品を中心に検証し、併せて古代官道の駅家そして港湾施設を紹介する。特に、袴狭遺跡で発見された古代船団の絵画をもとに古代船を復元し、ヒト・モノ・情報についての交流が確実に理解できるように説明を加える。

その他、展示と連携した様々な体験学習を検討し、企画している。また、展示を見て感じたこと、体験学習で行なってみたことを、さらに深く学び・考え・調べる場として、図書やレファレンスコーナーなどを備えた考古学情報プラザの開設も予定されている。さらに、参加型の博物館を目指すならば、動画などによる映像展示についても是非充実させて欲しいと考えている。

なお、開館後に博物館の事業運営に関わるボランティアとして、また地域の歴史遺産や文化遺産

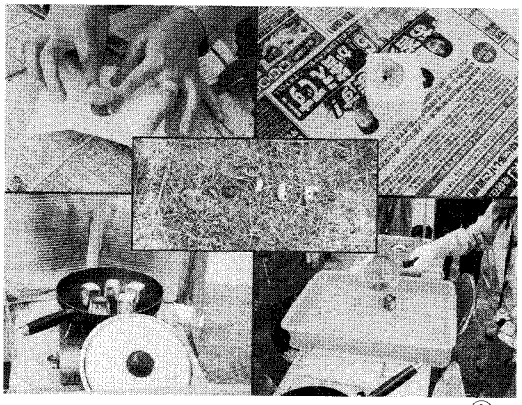

①

②

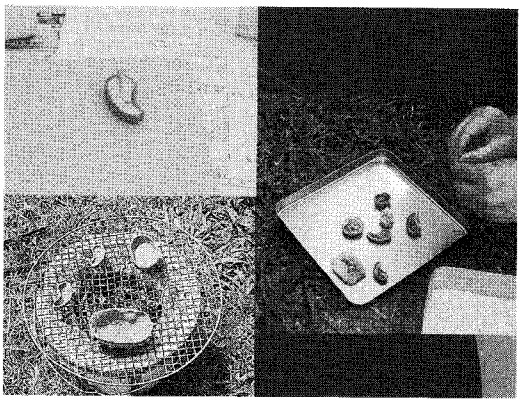

③

図3　考古楽者による各種勾玉作り①、②、③

① 合金製

② 滑石製

③ ガラス製

（考古楽倶楽部提供）

を実際に活用する人材として“考古楽者（こうこがくしゃ）”の養成を現在進めているのである。

筆者は、博物館の役割（1見る・感じる、2学ぶ・考える、3行く・見つける、4調べる・創る）達成への鍵は最終的に直接来館者と応対するこの考古楽者たちの地道な働きにあるとみている。

県立考古博物館は、この基本計画通りに順調に進めて行けば一応成功すると考えられるが、まだまだ解決すべき問題点も多い。例えば館のスタッフの調査研究体制の問題、企画展示の準備や期間の問題などである。これらの項目の記述については、次の機会を待ちたい。

5．おわりに（これからの考古展示）

第3章で取り上げたように、現在最も活気・集客のある考古系博物館とは展示内容のみでなく、野外展示施設を持った遺跡隣接型の「見て・触れて・体験できる博物館」であることが判明した。さらには、その施設に易しい展示解説や体験学習の指導ができるボランティアスタッフの存在が不可欠だと分かった。

地域博物館における展示の基本は、必ず地域学を打ち立てるという視点を持って、総合学的発想のもとに実施されなければならない〔加藤1997〕。これまでの博物館、特に常設展示では入館者が博物館側から提示された資料を、一方的に受身の立場でしか見ることが出来なかった〔青木2003〕。もちろん、展示物に自由に触ることも不可能であった。この状況では、一般の来館者は直ぐに飽きてしまい、楽しいと感じる余裕など持てるはずがないのである。

この問題点を解消するために、実物資料は勿論貴重ではあるが、触れることのできる資料の選出をするとともに、映像や模型を効果的に取り入れて、一般の来館者の展示への参加性を進め、併せて参画型展示を促進していくべきではなかろうか。また、復元模型の展示には資料復元のプロセスも含め、資料から歴史像をつくるプロセスそのものを公開することが大切ではないかと思われる。

これからの博物館はまず来館者に関心を持たせ、各展示品につける展示意図への理解し易い解説のみならず、触れることにより感性に訴えるハンズオン展示や、見るだけで容易に理解が深められる映像展示の導入、これらが必要不可欠なものとなるように思われる。歴史展示とは展示者の歴史叙述であり、展示者と見る側の対話が必要なのである〔岩城1999〕・〔国立歴史民俗博物館編2003〕・〔国立歴史民俗博物館編2004〕。それ故、効果的でより良い展示を行なう上での企画や立案のために、学芸員の常日頃からの努力と研究体制の充実も望みたい。

地域博物館の役割は、兵庫県立考古博物館基本計画の役割に見られるように、来館者に多くの知識を伝えることのみではなく、展示を含めた博物館活動全体を通して一人一人が日常の暮らしについて、改めて考える機会を与え、再び自主的な来館を促すことなのである。そのためにも、学ぶ場所であると共に楽しく過ごせる空間であって欲しいと願っている。そして、展示以外の活動も通し、地域の中の博物館として文化情報を発信する機能も兼ね備えたいものである。

（兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所　主査）

付記

本稿は、博物館研究室の依頼にもとづき筆者の兵庫県内考古系博物館施設の展示イメージを表現したものにすぎない。もとより筆者は博物館学の専門でもないし、博物館に勤務するものでもない。博物館施設担当者・学芸員の悩みも理解せずに記したもので、各関係機関に失礼があれば御寛恕いただきたい。

なお、文末ではあるが、全般にわたり有益な御指導を得た村上紘揚氏に御礼申し上げたい。また、兵庫県教育委員会文化財室、同埋蔵文化財調査事務所、兵庫県立歴史博物館、及び兵庫県立図書館、そして下記の方々に資料収集等で御協力を賜っている。併せて感謝したい。

協力者名（敬称略・五十音順）

秋枝　芳、浅岡俊夫、池田正男、稲原昭嘉、市村高規、浦上雅史、岡野慶隆、岡本一士、加賀見

省一、神戸佳文、口野博史、鐵　英記、考古楽倶楽部、合田茂伸、小寺　誠、志水豊章、須藤　宏、瀬戸谷晧、田井恭一、多賀茂治、高瀬一嘉、立花　聡、田畑　基、種定淳介、田路正幸、徳原多喜雄、中島雄二、中村典男、西田　猛、橋爪康至、菱田淳子、福井英治、藤田忠彦、丸山　潔、宮原文隆、宮本郁雄、宮本　博、村上賢治、山崎敏昭、山下俊郎、山本　博、義則敏彦、渡辺律子

註

1　本章は、兵庫県の博物館ガイド〔創元社編集部2002〕・兵庫県における史跡の現状と課題〔池田1999〕・兵庫県博物館史〔大平1989〕ほか各施設発行のリーフレットなどを参照した。

引用・参考文献

青木　豊　2003『博物館展示の研究』雄山閣

明石市立文化博物館　1991『明石市立文化博物館総合案内』

赤穂市立歴史博物館　1991『赤穂市立歴史博物館常設展示図録』

安保雅利　2002「博物館の考古展示に関する研究」『國學院大學博物館學紀要』第26輯

池田正男　1999「兵庫県における史跡の現状と課題」『ひょうご考古』第４号　兵庫考古研究会

池田正男　2003「20世紀における篠山盆地の考古学史」『紀要』第３号　兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所

一宮町歴史副読本編集委員会　2002『いちのみやの歴史』宍粟郡一宮町

伊藤寿朗　1993『市民の中の博物館』吉川弘文館

岩城卓二ほか　1999「特集　地域博物館・歴史博物館に求められているもの」『ヒストリア』第167号

大平　茂　1989「兵庫県博物館史」『國學院大學博物館學紀要』第16輯

小野市立好古館　1995『小野市の歴史と文化－小野市立好古館常設展示案内－』

加古川総合文化センター　1987『加古川総合文化センター博物館常設展示あんない』

加古川総合文化センター　2001『行者塚古墳の時代　博物館常設展示あんない別冊』

加藤有次　1997「地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察」『國學院大學博物館學紀要』第21輯

神戸市立博物館　1982『神戸市立博物館常設展示あんない』健康教育公社

国立歴史民俗博物館編　2003『歴史展示とは何か』㈱アム・プロモーション

国立歴史民俗博物館編　2004『歴史展示のメッセージ』㈱アム・プロモーション

志水豊章　1985「有年考古館設立史」『兵庫史の研究』松岡秀夫傘寿記念論文集

下津谷達男　1997「博物館と遺跡展示」『國學院大學博物館學紀要』第21輯

洲本市立淡路文化史料館　1993『淡路文化史料館10年史』

西播磨流域史研究会　1991『有年考古館蔵品図録』有年考古館

創元社編　2002 『兵庫の博物館ガイド』 創元社

高井悌三郎・佐原眞　1968、1971 「加茂遺跡」『伊丹市史』第４巻、第１巻

龍野市立歴史文化資料館　1989 『龍野市立歴史文化資料館常設展示図録』 龍野市教育委員会

谷渕　勝　1980 「山根武先生を偲ぶ」『考古学研究』第27巻第３号　考古学研究会

田能資料館　1990 『田能資料館図録』田能資料館20周年記念　尼崎市教育委員会

豊岡市出土文化財管理センター　1998 『身近な古代を子どもたちに』 豊岡市教育委員会

西宮市立郷土資料館　1985 『西宮市立郷土資料館図録』

播磨町郷土資料館　1995 『播磨町郷土資料館総合案内』

兵庫県　1923 『兵庫県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第一輯

兵庫県教育委員会　2004 『県立考古博物館（仮称）基本計画』、『同企画段階評価　調査報告書』

兵庫県博物館協会　2005 『兵庫県博物館協会　会員名簿』平成17年度

兵庫県立歴史博物館　1996 『兵庫県立歴史博物館常設展示ガイドブック』

山本哲也　1996 「博物館学的視点からみた埋蔵文化財センター」『國學院大學博物館學紀要』第20輯

整理遺跡紹介展

―― 茨城県教育財団の埋蔵文化財広報普及活動――

The introdution Exhibition of the Newly Arranged Historic sites

瓦　吹　　堅
KAWARABUKI Ken

1　はじめに

茨城県教育財団は、新しい民間的創意の活用によって、より効果的かつ合理的に運営できる施設を、民間団体の自主事業あるいは受託事業として積極的に推進し、県と一体となって本県教育の振興を図る目的をもった茨城県教育委員会の外郭団体として昭和44年12月１日に設立され、現在茨城県立歴史館や水戸生涯学習センターなど11の社会教育施設を運営・管理している。

昭和52年４月１日には、国・県等の開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査を担当する調査課を本部事務局の中に設置し、平成17年３月31日まで、常磐自動車道や北関東自動車道の調査など429遺跡の調査を実施して238集の報告書を刊行し、今年度も調査・整理が進められている。

平成２年４月１日には、埋蔵文化財関係組織の改正に伴って埋蔵文化財部となり、企画調整を担当する企画管理課、調査を担当する調査課、整理業務を担当する整理課の三課が設置された。現在は経費を執行する経理課が加わり、さらに整理課も第一・二課に分課されて五課制を執っている。平成18年度は、調査課発足以来30年の節目の年となる。

本小論は、茨城県教育財団が実施している埋蔵文化財に対する理解と文化財の保護・保存の啓蒙を図るためのさまざまな取り組みの中の、とくに「調査遺跡紹介展」について紹介するものである。

2　広報普及活動の実態

前述したように、茨城県教育財団では、埋蔵文化財に対する県民の理解と保護・保存の啓蒙を図るため、種々事業を実施している。この項では、それらの事業についての概要を紹介する。

（1）『財団だより』の発行

昭和54年度より茨城県教育財団の広報誌『財団だより』を発行し、その一部に埋蔵文化財に対する啓蒙を深めるために、発掘調査や整理の状況を紹介し、その後も断続的に調査遺跡の概要などを掲載している。『財団だより』は年二回の発行を目安とし、平成17年３月31日まで33号が発行され、財団が管理・運営する社会教育施設の紹介や埋蔵文化財関係記事を掲載している。

昭和54年４月20日発行の創刊号には、「遺跡は語る－下広岡遺跡－」と題して常磐自動車道建設に

伴い昭和53・54年度に調査された縄文時代中期の大集落跡であるつくば市下広岡遺跡の調査記事を掲載している。同年12月１日発行の２号には、「土器と語り、土とささやく－埋蔵文化財発掘調査と記録保存－」を掲載し、財団が実施している記録保存としての発掘調査や整理の概要について紹介している。

（２） 現地説明会の開催

財団が実施しているさまざまな遺跡の発掘調査の成果については、広く一般に公開し、埋蔵文化財に対する理解をより具体的に深めさせることを目的に、調査現場を主体に現地説明会を開催している。現地説明会を開催する遺跡については、調査内容や調査状況により選択しているが、より話題性のある遺跡や学術的に価値の高い遺跡などであり、開催件数は年度によって異なる。現地説明会は昭和56年10月18日の石岡市鹿の子Ｃ遺跡で初めて開催された。鹿の子Ｃ遺跡は、常磐自動車道建設に伴って昭和54～56年度に調査が実施された遺跡で、奈良時代常陸国の国衙工房跡や漆紙文書の出土で注目された遺跡であり、説明会には約300名が県内外から参加した。

（３） 出土遺物の展示

各位遺跡からの出土遺物は、埋蔵文化財の保護と活用の見地から一般に公開し、遺跡に対する啓蒙を図ることを目的として整理段階で展示公開している。展示公開は、現在まで茨城県立歴史館、整理センターのほか、市町村の展示施設で行なわれ、この項で概要について述べる。

○茨城県立歴史館での展示

当財団で発掘調査し、報告書刊行のため整理業務を実施している遺跡の出土品について、茨城県立歴史館常設展の一部としての「茨城県教育財団整理遺跡紹介展」であり、財団と学芸一室の協力によって実施された企画である。

第１回は、昭和60年３月５日～４月７日、昭和59年度整理遺跡の南三島遺跡６・７区ほかの遺跡の出土品の中から約600点を展示し、期間内に15,344人が入館した。前述したように、この展示は考古部門の常設展示として当財団と茨城県立歴史館が共同で開催した結果であるが、新資料のいち早い公開は一般的にも好評であった。

第２回の展示は、昭和61年３月４日～３月28日にかけて開催され、常磐自動車道建設に伴って調査された縄文時代中期から晩期の高萩市小場遺跡はじめ９遺跡の出土品が展示され、期間中の入館者は15,729人を数えた。

茨城県立歴史館での展示は、昭和63年２月19日に埋蔵文化財整理センター内に「展示・閲覧室」が開設したことに伴って中断したが、その後「展示・閲覧室」での展示も考古学関係図書の増加に伴って展示スペースが確保できなくなり、平成６年度から再び茨城県立歴史館での常設展の一部に整理遺跡紹介展として開催された。

第３回は、弥生時代後期の大集落が調査された土浦市原出口遺跡など平成６年度の整理遺跡14遺

跡の中から各時代の出土品が選別されて、平成６年９月10日～10月10日まで開催され、展示期間中の入館者数は7,372人であった。第４回は、平成７年度整理遺跡27遺跡の中から、平安時代の集落跡である水戸市梶内遺跡ほかの出土品を展示し、平成８年１月５日～１月28日まで開催され、会期中の入館者数は2,489人であった。

第５回は、平成９年１月５日～１月27日の間開催され、一般国道６号東水戸道路改築工事に伴って調査された那珂川左岸に位置する古墳時代から平安時代の大集落であるひたちなか市三反田下高井遺跡はじめ18遺跡の出土品が展示され、会期中1,956人が入館した。

その後茨城県立歴史館での「整理遺跡紹介展」は中断し、再開された第６回目の紹介展は平成13年12月８日～平成14年１月27日に開催された。展示資料は、平成13年度整理遺跡の中から、国立医療センター建設に伴って調査された縄文時代中期の大集落跡である茨城町宮後遺跡はじめ９遺跡からの出土品を中心に展示された。

その後整理遺跡紹介展は市町村での開催となったが、その概要については別項で述べる。

○埋蔵文化財整理センター展示・閲覧室での展示

発掘調査に伴って出土した遺物や調査関係資料を分類・整理して保管・活用するとともに、報告書刊行の整理業務を円滑に推進するため、茨城県教育委員会が所有する水戸市見和１丁目372番地に埋蔵文化財整理センターを昭和53年10月に建設し、年末からの整理作業を開始した。

また、昭和63年２月19日には、埋蔵文化財整理センターの敷地内に整理資料の展示と考古学関係図書を広く地域住民に公開するため「展示・閲覧室」が開室された。

展示コーナーの面積は約67㎡で、整理資料は第１展示、第２展示は埋蔵文化財調査の手順や発掘・整理の流れを文字や写真パネルで紹介するコーナーとし、新聞記事などを使用して啓蒙的なコーナーとした。開室は昭和62年度末であったが、平成４年度までの６年間、その年度の遺跡の貴重な資料を展示する活動を続けたが、「展示・閲覧室」による考古資料の展示は、考古学関係図書の増加に伴って展示スペースが減少し、平成５年度からやむなく本部事務局のある茨城県水戸生涯学習センター分館の玄関スペースに展示場所を移している。その展示は、年間数回の展示替えを行いながら現在でも実施されている。

○整理遺跡紹介展の開催

昭和60年度以来、茨城県立歴史館において６回開催された整理遺跡紹介展は、平成14年度から市町村の展示施設で開催することとなり、平成16年度まで下妻市下妻ふるさと博物館、古河市古河歴史博物館、常陸大宮市歴史民俗資料館で開催された。これらの展示活動については別項で記述する。

（４）　その他の広報活動

その他の広報活動として、市町村関係の講演会や発掘調査遺跡の紹介などの講師の派遣、さらに発掘中の遺跡や埋蔵文化財整理センターの見学の受け入れがある。講師派遣は、市町村主催の歴史

講座や土器作りなどの体験型の講座が多く、調査成果や土器作りという体験を通して、広く郷土の歴史と文化に対する理解と認識を深めるものとなっており、発掘調査された遺跡の所在する市町村からの依頼が多いが、現在では土器作り体験はほとんど行なわれていない。

（5） 特別講演会の開催

特別講演会は、全国で話題となった調査遺跡や考古学に関するさまざまな話題をテーマに講師を招聘する講演会で、広く県民一般にも開放しており、平成元年度から開催している。

最初の講演会は、平成元年9月21日に茨城県立歴史館講堂において開催された。その当時、奈良県藤ノ木古墳の調査や馬具などの副葬品が全国的に話題となり、調査担当の一人である奈良県立橿原考古学研究所の前園実知雄氏を講師として調査の状況や出土遺物についての講演であり、以下特別講演会について表で示す。

年　度	開催日	講演テーマ	講　　師	入館者数
平成元年	9月21日	六世紀の中の藤ノ木古墳	奈良県立橿原考古学研究所 前園実知雄	176名
平成2年	8月21日	吉野ヶ里遺跡発掘調査の成果	佐賀県教育庁文化財課 高島忠平	194名
平成3年	10月21日	近畿地方を中心とした貝塚に見る生活カレンダー	奈良国立文化財研究所 松井　章	220名
平成4年	10月21日	つはものどもが夢の跡	岩手県埋蔵文化財センター 三浦謙一	172名
平成5年	8月20日	縄文人の文化力	國學院大學 小林達雄	167名
平成6年	9月21日	民族学からみた縄文時代	国立民族学博物館 小山修三	192名
平成7年	1月19日	江戸を掘る－尾張藩上屋敷の発掘成果から－	東京都埋蔵文化財センター 内野　正	193名
平成8年	1月17日	縄文人・弥生人と私たち	国立歴史民俗博物館 佐原　真	236名
平成9年	1月13日	縄文時代の茨城	慶應大学 江坂輝弥	231名
平成10年	1月30日	常陸国風土記とその時代	茨城キリスト教大学 志田諄一	271名
平成11年	1月16日	古代の常陸国を考える	京都橘女子大学 猪熊兼勝	266名
平成12年	1月13日	出土文字からさぐる古代 －出土文字が語る古代社会－	国立歴史民俗博物館 平川　南	221名

整理遺跡紹介展

年　度	開催日	講演テーマ	講　　師	入館者数
平成13年	1月25日	古墳の出現と中国鏡－弥生・古墳時代の日本出土中国鏡－	明治大学 小林三郎	217名
平成14年	1月25日	古代のまつり　いろいろ	奈良大学 水野正好	206名
平成15年	1月24日	弥生時代の新年代について	国立歴史民俗博物館 春成秀爾	172名
平成16年	1月29日	古墳時代の他界観 －装飾古墳と死後の世界－	国立歴史民俗博物館 広瀬和雄	239名

この講演会は、基本的には「整理遺跡紹介展」の会期中に開催している。

3　整理遺跡紹介展

前述したように、茨城県教育財団では埋蔵文化財の保護と活用を目的に、断続的ではあるが昭和59年度から平成13年度まで茨城県立歴史館において6回の整理遺跡紹介展を学芸部との連携によって開催した。平成14年度からは市町村施設で開催し、平成16年度まで3回実施した。

市町村施設の最初の開催は、北関東自動車道関係の発掘調査が多かった県西地区で開催する方向で各施設との協議を進めた結果、下妻市ふるさと博物館での開催が決定した。その後の開催施設については、県内全市町村あて開催希望のアンケートを発送して協議する方向で進められ、平成15年度は古河市古河歴史博物館、平成16年度は常陸大宮市歴史民俗資料館、平成17年度がかすみがうら市郷土資料館というスケジュールが決定した。

ここで、平成16年度まで実施した3施設における紹介展の概要について述べる。

○下妻市ふるさと博物館

平成14年度の下妻市ふるさと博物館での開催は、年末の12月26日から翌年1月26日までを会期とし、整理している遺跡が古墳時代が多いことや、つくば市島名ツバタ遺跡から石製模造品が多く出土していることなどから、サブタイトルは「古墳時代の集落と祭祀」とした。

展示は企画管理課、整理第一・二課の6名が担当し、下妻市ふるさと博物館の担当職員と協議の上準備を進めた。まず整理遺跡の中から展示資料の選別作業が5月まで進められたが、展示スペースなどによって最終的にリストが決定したのは8月頃であり、新たに調査遺跡から出土した話題性のある資料についても展示することにした。

12月までには博物館側との協議が2回ほど行なわれ、その間遺跡の解説や写真パネルの作成作業を進め、会場構成の検討が行なわれた。また、リーフレットなどの作成も進められた。

展示資料については、整理施設の見和埋蔵文化財整理センターと埋蔵文化財整理センター国田分

館の２か所から輸送・展示を委託した日本通運の美術専用車で展示施設まで運び、12月24・25日の２日間にわたって展示作業を行ない、26日のオープンを迎えた。

下妻市ふるさと博物館の企画展示室は、四壁の一辺に幅１ｍ、長さ16ｍのウォールケースが位置し、反対側の壁にも３㎡ほどの独立ケースが設置されている約146㎡の長方形を呈している。

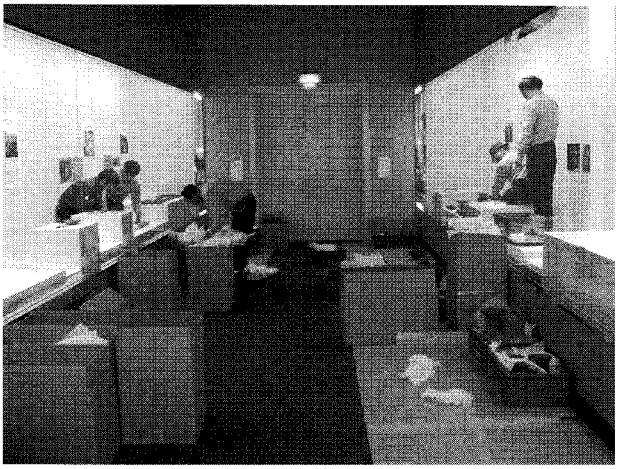

古河歴史博物館での展示風景

会場構成の検討の結果、展示室の中央に展示台を設置し、つくば市梶内向山遺跡と岩瀬町（現桜川市）辰海道遺跡で調査された方形居館跡の溝から出土した土器群を対峙するように並べて露出展示とした。ウォールケースには、つくば市島名ツバタ遺跡出土の石製模造品やその未製品などを陳列し、そのほか、新資料としてつくば市金田西遺跡出土「福」の銅印、岩瀬町（現桜川市）犬田神社前遺跡出土の青銅製馬鈴、同松田古墳群出土の銅釧などを覗ケースに展示した。会期中の入館者数は804名であった。

紹介展の会期中の特別講演会は、奈良大学水野正好氏を講師に「古代のまつりいろいろ」というテーマで１月25日に下妻市中央公民館で開かれ、会場一杯の206名が話に聞き入った。

展示終了後、担当職員などから展示内容がやや堅くて小学生対象としては難しいという反省点が提示され、次年度の展示での改良が検討課題となった。

○古河歴史博物館

平成15年度は古河市の古河歴史博物館での開催となり、平成15年12月20日から平成16年１月25日の間、「発掘された茨城2003－みて、ふれて、わかる考古学－」展として諸準備は概ね前年度と同様のスケジュールで進められた。この年度は博物館側と前回より密に５回ほど協議して検討を重ねた。

古河歴史博物館での展示は、展示室Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの総面積約230㎡を使用して構成し、平成14年度の反省からわかりやすい展示と体験コーナーを設けた展示が当初から計画された。

協和町（現筑西市）堂東遺跡出土の縄文時代中・後期の大型土器やつくば市島名熊の山遺跡の土器焼成遺構出土土器など約182件を展示した。堂東遺跡の大型土器群は露出展示とし、展示室Ⅰの両側のウォールケースには、茨城町大戸下郷遺跡出土の弥生時代後期の壺形土器群や阿見町手接遺跡ほかから出土した灰釉陶器の骨蔵器を陳列した。また、新発見の資料としては、東海村村松白根遺跡から出土した全国的にも珍しい永楽通宝の枝銭や岩瀬町（現桜川市）犬田神社前遺跡出土の銅鋺・権などを覗ケースで展示した。

前回提示された反省点の検討から、展示室Ⅱ・Ⅲでは直接土器に触れる「ふれてみようコーナー」、復元銅鐸やサヌカイト製石琴を鳴らせる「鳴らしてみようコーナー」、縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器など土器の違いを学習する「分けてみようコーナー」、復元された古代衣装を試着する「着てみようコーナー」、土器や埴輪の写真で作ったジグソーパズルの「組み立ててみようコーナー」などの体験コーナーを設置し、遊び感覚での学習効果をねらった。

古河歴史博物館での展示

古河歴史博物館での体験コーナーは、古河市教育委員会との協議の中でも話題に上った実施可能な体験コーナーで構成したものである。さらに市教育委員会の方針により市内の小学校５年生全員を市バスで輸送することとなり、その見学の際には紹介展担当職員が交代で展示を解説したり質問に答えるなどサポートし、会期中の入館者数は2,834名となった。

特別講演会は、国立歴史民俗博物館の春成秀爾氏を講師に「弥生時代の新年代について」というタイムリーなテーマで開催され、会場の古河市スペースＵには172名の聴衆が入場した。

○常陸大宮市歴史民俗資料館

平成16年度は常陸大宮市歴史民俗資料館での開催となり、平成17年１月14日～２月12日まで「発掘された茨城2004－ふれてみよう楽しい考古学－」展とし、体験コーナーも導入した紹介展となった。

当資料館は、市有の木造モルタル作りの建物を展示施設に改築した施設で、展示面積はやや少ないものの３室の約116㎡で展示した。展示室１はほぼ正方形の約81㎡の面積を有し、一壁にウォールケースをもつ構造であり、そのほかは移動式の立ケースや覗ケースを使用しての展示となった。下妻市や古河市での展示においては、時代順に資料を展示することを基本としたが、ケース数や種類の制限から苦心することもあった。

常陸大宮市歴史民俗資料館での体験コーナー

整理遺跡紹介展

展示室１の中央には、小型の立ケースを使用して茨城町大塚遺跡・綱山遺跡の弥生時代後期の壺形土器を並べ、中世の砂浜に位置する製塩遺跡である東海村村松白根遺跡出土の火打ち金などの着火具や出土銭貨、大塚遺跡・綱山遺跡出土の墨書土器や紡錘車は覗ケースでの展示とした。ウォールケースには古墳時代から平安時代の土師器・須恵器などを陳列し、展示総数は195件となった。

前年好評であった体験コーナーは展示室２・３を使用し、前年とほぼ同じコーナーとした。また、展示室外のビデオ鑑賞コーナー脇に実測コーナーを初めて開設したところ、実測道具に興味が沸いたらしく、須恵器を自己流で実測して行った小学生も見られた。

常陸大宮市においても市内の全小学校５年生が入館し、紹介展担当職員は交代で展示を案内した。また、常陸大宮市歴史民俗資料館の職員は、紹介展を見学の前に整備された前小屋城跡を案内するなど市独自の啓蒙活動を実施した。また、勾玉作り体験も２回開催され、多く子供達が参加した。常陸大宮市での開催では、市内全小学校の５年生が入館したが、開館前日、児童生徒へのサポートが可能なように市内の全５年生担任教員及び全中学校の社会科教員への展示案内などさまざまな試みを実施し、会期中の入館者数は1,583名であった。

特別講演会は、平成17年１月29日、国立歴史民俗博物館広瀬和雄氏を講師に「古墳時代の他界観－装飾古墳と死後の世界－」というテーマで開催し、常陸大宮市文化会館には239名が参加した。

4　おわりに

茨城県教育財団による後方普及活動の一端を紹介した。とくに、「整理遺跡紹介展」については、今年度の開催がかすみがうら市郷土資料館に決定しており、現在その準備を進めている。今後の開催については、県北地区、さらに鹿行地区での開催を予定している。

この展示は、あくまでも埋蔵文化財保護と活用とを目的とした整理遺跡の紹介であり、高額な予算を執行して実施する展覧会ではなく、輸送や印刷製本費、旅費などの総額が100万円前後であり、市町村自体の予算化によって増減するような形をとっている。しかし、この紹介展の開催にあたっては、整理第一・二課職員の発掘調査報告書の刊行という本来の業務に相当な負担がかかることも事実である。現在、企画広報的な職員が置かれていないため、今後、開催施設の職員を主体とした展示方法などの検討も必要である。

さまざまな検討しなければならない課題もあるが、当財団の整理遺跡紹介展の開催は、他県の手法などを学習しつつ、今後も啓蒙や保護・活用などの面でも継続して開催していくことが望ましいと考えている。

参考文献

茨城県教育財団『年報１』～『年報24』 1982年～2005年

〈研究ノート〉

博物館の目利きたち

―― 明治初期の文化財保護とそれを支えた人々 ――

Curio Appraisers in the Museum

- The Peoples who supported Cultural Properties Protection and it of Early Period of Meiji -

内川　隆志
UCHIKAWA Takashi

序

近年、近代史における文化財への関心は急速に高まりつつある。鈴木良・高木博志らによる近代日本と文化財に関する一連の研究[(1)]や鈴木廣之による幕末明治期における好古趣味、物を取り巻く美術史的視点からの研究[(2)]、関秀夫による町田久成に関する詳細な研究[(3)]などがその代表的なものである。

本論は博物館学史の立場から、これらの先行研究を踏まえつつ明治初期において町田久成、田中芳男らとともにに文化財を保護し文化を支え、薄れつつあった伝統的な日本人の美意識を今日に伝えた人物らの位置付けを明らかにし、近代博物館建設にどのようにかかわっていたのかという点を明確にすることにある。町田久成を筆頭に彼らの動向を具にみれば、従来博物館学史の中で論じられているように、単に近代国家の象徴として博物館という西洋の文化施設を真似たのではなく、積極的に導入し、わが国に伝存する文化財の価値観を再評価し保護したことによって、その中身充実に貢献したことが明確となる。つまり、彼らこそ国家規模で文化財保護制度が確立する以前の明治初期において、個のレヴェルで自国の文化財の本質に精通した目利き、近代国家黎明期の文化財保護の実践者達と言っても過言ではない。

近代における博物館創設事業は、新政府による新国家建設のため富国強兵、殖産興業を柱とする大局の中で計画され、明治３年（1870）９月政府の洋学教育機関である大学南校に物産局が設けられたことからその歴史は始まる。大学南校は、幕府の洋学教育機関であった開成所の所在する一橋護持院ケ原に位置し、湯島聖堂の大学本校の南側に位置するのでその名称がある。同校は、国学、漢学の教育機関であるとともに教育行政全般を統括し、大学南校、大学東校（幕府医学校の後身）を所管していたが、明治３年（1870）７月に閉鎖されている。大学南校物産局には、明治３年（1870）９月２日に大学大丞に任ぜられた町田久成と同年９月６日、大阪舎密局から太政官から大学南校出仕を命ぜられた田中芳男、大学大丞加藤弘之ら実質的運営にあったのである。

明治維新以降、新政府が執った初期の文化財行政の柱を明確にすると、殖産興業政策としての美術工芸の振興と古器旧物（文化財）の保護に集約される。わが国が近代国家形成のための範と見做

した欧米諸国が、日本美術に傾注していることに確かな手応えを覚えた政府は、美術工芸を産業資本と考え、製品として輸出することを奨励した。輸出商品としての伝統工芸を見直し、技術力を高め、より良い製品作りを目指した政策が強力に推し進められたのである。一方、維新の断行、廃藩置県の混乱による古美術品の無価値化、さらに神仏分離令による廃仏毀釈によって毀損、荒廃の憂目にあった古文化財を保護する動きが活発になった。政府が文化財保護行政に積極的な姿勢をみせたのは、殖産興業政策と密接に関係するからである。つまり、政府が主要輸出品と見做した美術工芸の範とすべき古文化財を保護することが必要だったとの見方もできる。しかし、古文化財保護という大義名分を明らかにする一方で、古文化財そのものも商品として欧米に輸出していた事実も看過できない。明治7年（1874）松尾儀助、若井兼三郎らによって設立され、内務省勧商局の管理下のおかれた半官半民の国策貿易会社である起立工商会社では、当時、浅草、築地の工房で製作されたもの以外に所謂古美術も多数含まれていた事実[(4)]があり、両者の関係は一方では二律背反の関係にあったのである。

このような状況下にあって大学南校に設置された物産局は、国民に物質文化を啓蒙する目的で殖産興業政策の中枢として位置づけられたのである。南校物産局は、明治4年（1871）5月14日からの物産会開催、わが国初の文化財保護を謳った大学献言、文部省博物局、博覧会事務局となった明治5年（1872）ウイーン万国博覧会参加準備とからめて3月10日から行われた湯島聖堂大成殿での博覧会、同年5月7日からの正倉院その他の宝物調査など幾多の事業を展開したが、何れの局面においても町田久成、田中芳男を強力に支える人々がいた。中でも内田政雄・蜷川式胤・柏木貨一郎・黒川真頼といった面々は、大学南校時代から農商務省博物館時代まで、極めて重要な位置に居りながらも、博物館学史の上では町田、田中の大樹に隠れ、博物館創設史にかかる業績評価は少ない。内田は、旧幕時代オランダ留学経験を有し多数の自然史コレクションと油絵に精通した文化人で、明治3年（1870）から刊行された『輿地誌略』11巻12冊は、各国の地誌、歴史の啓蒙書として名高く、蜷川は、『奈良の筋道』[(5)]、『観古図説』に代表される古文化財保護にかかる著作は広く世に知られ、柏木は、明治7年（1874）から明治16年（1883）まで博覧会事務局から内務省、農商務省時代の博物館に在籍し当代随一の古美術蒐集家であったことから優れた鑑識眼をもって町田久成らを支えた人物である。黒川は、伝統的国学に裏打ちされた博学の鬼才として歴史、文学、工芸等多方面で高い評価を得ていることは云うまでもない。明治初期における文化財保護の情勢を見ながら博物館と共に生きた彼らの位置付けを文化財保護の流れとともに再確認してみよう。

初期文化財保護行政と集古館設立の献言

日本人の器物や珍奇物に対する強い嗜好性は、その愛玩と蒐集の歴史を紐解けば明らかである。[(6)]中世までは、武家など特権階級に限られていた美術品の愛玩は、江戸時代中期には大坂の商人木村

蒹葭堂（1736～1802）や升屋平右衛門（山片重芳）（1764～1836）の如く、町民階級に大コレクターが出現し、彼らの需要をまかなう多種多様な美術品を扱う商人が存在したことも見逃すことは出来ない。[7] つまり、江戸時代には様々な階層を巻込んだ書画骨董に関する厳しい市場原理が既に確立していたのである。幕末に英国の駐日公使として滞在（1859～1862）したオールコックは、その滞在記の中で当時の美術品を扱う狡猾な商人の様子を記録している。[8]

しかしながら、明治維新によって多くの日本人の美意識、日本美術に対する価値観も一変し、わが国の古文化財が未曾有の受難を迎えた。廃藩置県が決定すると社会は大混乱となり、江戸に在住していた各藩の藩主は一斉に帰国、宏壮な屋敷は空家となって地価は暴落、屋敷にあった美術品を含む道具類は価値を見出されることなく市中に溢れ出した。公家・諸公・華族に伝来する指定した資産に対し、第三者の所有権・質権・抵当権主張を不可能にした明治19年（1886）の「華族世襲財産法」（明治19年勅令第34号）の発令によって一応沈静化するまで、収拾のつかない状況が続いた。

さらに内政的には、明治元年（1868）明治国家の神道国教代政策への地ならし政策として、神道擁護、神仏混淆の廃止を目的とし復古神道の影響下で、天皇の神聖化を目的とする神仏判然令が発令されると急速に廃仏毀釈が進んだ。廃仏毀釈を最初に強行したのは日吉神社である。日吉山王権現社として仏教的色彩がきわめて濃厚で、神仏判然令発令後まもなく神官たちが乱入し、境内にある仏像・仏具・その他仏教的色彩のあるものはことごとく遺棄、焼却を図った。こうした暴挙に対して支配寺である比叡山延暦寺は上訴し、首謀者などは処分されたが、この事件を契機に全国的に廃仏毀釈の大波が襲ったのである。南都七大寺の一つである興福寺の場合、僧侶を全員春日神社の神主とし、堂塔・伽藍は西大寺・唐招提寺の預りとなり、諸堂などはことごとく破壊された。五重塔は、釘類を取るために安価で金物屋に売却され、焼却される直前までいったが類焼を恐れた地元住民の反対にあって難を逃れた経緯がある。大神神社の神宮寺として栄えた大御輪寺や法隆寺に匹敵する寺領を誇った天理の永久寺は廃仏毀釈によって完全に廃絶し、寺宝は散逸の憂き目にあった。

このような文化財の危機的状況を憂い、積極的に保護に乗り出した中心的人物が町田久成である。その具体的施策として明治４年（1871）４月25日に年弁官に上申された「集古館設立の献言」[9]（大学献言）が文化財の保護を訴え、そして文化財の散逸を阻止することを目的とした博物館創設に向けての第一歩であった。

大学献言　　明治四年四月二十五日

集古館ヲ建設致候一大要件ハ既ニ外務省等ヨリ及献言候旨ニ付更ニ贅言不仕候へ共、戊辰干戈ノ際以来、天下ノ宝器珍什ノ及遺失候モノ儘有之哉ニ伝承致シ、遺憾ノ至ニ有之候処殊ニ近来世上ニ於テ欧州ノ情実ヲ悉知不仕候輩ハ彼国日新開化ノ風ヲ以テ徒ニ新奇発明ノ物耳貴重仕候様誤伝致、只管厭旧尚新ニ弊風ヲ生シ経歳累世ノ古器旧物敗壊致候モ不預既ニ毀滅ニ及候向モ有之哉ニ相聞へ、考吉ノ徴拠トモ可成候物逐日消失仕候様成行、実以可惜次第ニ有之候、抑西洋各国ニ

於テ集古館ノ設有之候ハ古今時勢ノ沿革ハ勿論往昔ノ制度文物ヲ考証仕候要務ニ有之、大学ニ於テモ必要ノ要件ニ候間何卒右等ノ物品遺失不化候様致度、併当時内外御用途御多端ノ折柄ニ付、若集古館御建設ノ儀速ニ難彼為行儀モ有之候ハバ姑ク府藩県ヘ御布告相成、歴世相伝仕居候宝器ハ勿論自余ノ雑品ニ有之候共考古ノ徴証ニ可相備品物ハ精々保護相加候様御沙汰有之且夫々専務ノ者被命右器物ヲ図画ニ模写致シ羅集編成ノ儀被仰付候様有之度、若シ当時ノ世態ニテ更ニ一歳有余ヲ打過候ハヾ天下ノ古器宝物ハ大概壊滅仕、竟ニハ其形似モ不存様成行候患害無之トモ難申候間、何卒至急御処置有之候様仕度此段献言仕候以上四年四月廿五日　○大学

冒頭には、戊辰戦争以来「天下ノ宝器珍什」の遺失を憂い、欧州賛美の風潮が「厭旧尚新ノ弊風」を生じ、「経歳累世ノ古器旧物」が敗壊されていることを訴えている。そして「抑西洋各国ニ於テ集古館ノ設有之候ハ古今時勢ノ沿革ハ勿論往昔ノ制度文物ヲ考証仕候要務ニ有之」とあるように西洋における集古館の存在意義を明らかにした上で、集古館建設を急務とし、それが直ぐに適わないなら「集古館御建設ノ儀速ニ難彼為行儀モ有之候ハバ姑ク府藩県ヘ御布告相成」とあるように、府藩県へ古器旧物の保存をはかるように御布告下さいとある。

大学南校による物産の公開

南校に置かれた物産局は、明治４年（1871）には、九段坂上の旧幕府三番薬園地に博物館建設の計画が持ち上がる。

明治四年辛未二月三日

一、九段坂上三番薬園地、大学南校御用地として東京府より請取候事、但追て博物館建設之積に候事[10]

すでにこの時点で新たに南校の土地となった場所に、博物館建設の計画があったことが記録されている。博覧会の濫觴ともなった南校主催の物産会も博物館建設計画直後からあった。すなわち明治４年（1871）５月14日から７日間にわたりに九段の招魂社（現靖国神社）の祭に合わせて開催された物産会である。当初は大学南校博物館の名で「物産会」ではなく「博覧会」として開催する計画であり、明治４年（1871）２月に大学から太政官弁官宛てに博覧会開催伺を提出している。

大学伺弁官記

九段坂上兵部省地内并今度東京府ヨリ南校ヘ受取候、元三番園ニテ、別冊ノ仕組ヲ以テ博覧会相催シ度、尤兵部省ヘハ談判済ニ有之候間、此段相伺候也四年二月大蔵

可□伺ノ通事四年二月廿九日[11]

さらに、３月２日には大学南校が博覧会の具体的な趣旨等について弁官に上申している。

大学南校上申　弁官宛

先頃申上伺済相成候博覧会ニ付ケ条書ノ内第三条増補イタシ候間別紙相添此段申上置候也

四年三月二日大学

追テ御達ノ切手雛形写差出申候也

博覧会大旨并切手雛形

博覧会

博覧会ノ主意ハ宇内ノ産物ヲ一場ニ蒐集シテ其名称ヲ正シ其有用ヲ弁シ或ハ以テ博識ノ資トナシ或ハ以テ証徴ノ用ニ供シ人ヲシテ其知見ヲ拡充セシメ寡聞固陋ノ弊ヲ除カントスルニアリ然レトモ皇国従来此挙アラサルニヨリ其物品モ亦随テ豊贍ナラス故ニ今者此会ヲ創設シテ百聞ヲ一見ニ易ヘシメント欲スルトイヘトモ顧ミルニ隆盛ノ挙ニ至ツテハ之ヲ異日ニ待サルヲ得サルモノアリ因テ姑ク現今官庫ノ蔵スル所及ヒ自余ノ物品若干ヲ駢列シテ暫ク人ノ来観ヲ許シ以テ其開端トナス自今爾後毎歳一次其会期ヲ定メ日ヲ遂ヒ月ヲ累ネテ漸々宇内ノ珍品奇物ヲ網羅シ人ヲシテ遠ク万里ノ外ニ遊フヲ用ヒス座シテ全地球上ノ万物ヲ縦覧セシメンコトヲ期ス

一　当今官品未タ完足セス故ニ金石ノ属草木ノ類ヨリ鳥獣魚介虫豸等ニイタルマテ総テ天造ニ属セシ物又諸器械奇品古物及ヒ漢洋舶齎ノ諸品等総テ博識ノ資トナスヘキ人造ノ物ヲ所蔵シ展観ニ供セント欲スル有志ノ輩ハ会前ニ之ヲ当館ニ携ヘ来ルヘシ且ツ最寄ノ物品ヲ出セシ輩ニハ褒章ヲ賜フヘキ事　其出品ハ博覧会物品部類書ヲ見テ其大概ヲ知ルヘシ

一　会期ハ来ル五月五日ヨリ同月晦日マテノ間ヲ限リ展観ハ毎日朝九字ヨリ午後五字マテノ間ヲ限トス

一　来観ノ輩ハ男女貴賤ヲ論スルコトナシ

但シ一時ノ雑沓ヲ防ク為メニ南校ニ於テ予メ切手ヲ渡置ヘシ

一　持参ノ品物ハ其持主ノ姓名ヲ記シ之ヲ列スヘシ尤預リ証書渡シ置会後引替品物差戻スヘシ

一　商賈売買ノ品物若シ贖ヒ度者アラハ売主ト談判勝手次第ナリトイヘトモ会中ハ其品物ヲ列シ置ヘシ

大学南校

明治四年辛未三月　　博物館[12]

この辛未物産会開催の最も重要な意味は、明治政府の最高学府が主導し広く国民に博覧会の持つ有用性を謳い、一般の出品を求め「最寄ノ物品」の品には賞を出すなど物品への注意力を喚起したことにある。出品物の売買を認めていることも古物などに金銭的価値が厳然と存在することを知らしめ、ひいては散逸、廃棄などを回避させる意図があったのではなかろうか。

当初計画では、一辺が十二間の八角形三階建で中庭を有し、庭には十六弁菊花の紋章を模った花園とし、屋根は瓦葺、総塗屋約1,000坪の展示面積を誇る壮大なものであったが、実際には招魂社境内の兵部省管轄の建物においてのみ行われたのである。[13]

東京国立博物館所蔵の『明治辛未物産会目録』には、以下の部門別に出品者別に総ての品名が記

されている。[14]

鉱物門　化石之部・土石之部・鉱物之部・元素類

植物門　澳太利産草木・木之部（盆種）種子果実并木材胆葉之部・海藻之部

動物門　活獣之部・剥製　獣骨并画図之部・鳥之部（籠飼、剥製）・魚之部（活魚、剥製）介之部・虫之部・爬虫之部・植虫之部

測量究理器械之部

内外科器械之部

陶器之部（国窯・外国窯）

古物之部

雑之部

出品者には、町田久成、田中芳男、伊藤圭介、内田正雄など大学関係者が散見され、南校の収蔵品に関係者個人のものを加えて実施されたことが理解できる。そして、出品された品々の内容は個人の嗜好性を反映するものであり興味深い。

鉱物門、化石之部では伊藤圭介が26点、田中芳男３点、柏木政矩（貨一郎）１点、土石之部では伊藤圭介が257点、田中芳男205点、蜷川式胤１点、鉱石之部では伊藤圭介71点、田中芳男68点を出品している。

植物門では、田中芳男が122点、海藻之部では田中芳男が75点を占めている。

動物門では、田中芳男は剥製を２点、内田正雄が７点、獣骨、図画之部では田中芳男が６点、伊藤圭介が１点、鳥之部では籠飼の鳥を町田久成が３羽、剥製では内田正雄が26件69点を献品している。介之部では内田正雄の献品346点、田中芳男８点、虫之部では田中芳男が34点、爬虫之部では田中芳男20点、植虫之部では田中芳男が６点を出品している。鉱物、植物、動物の３部門の内容は江戸時代の物産会と近似したものであった。

測量究理器械之部ではマイクロスコープ、測量家望遠鏡など13点、内外科器械之部には、人身内景模造、婦人妊娠の順序、解剖器械、顕微鏡など松本良順が出品した西洋人頭骨以外、総て官品の西洋輸入品である。

陶器之部では、官品は１点のみで119件116点と大半が田中芳男の出品となっている。町田久成は交趾窯２種と薩摩焼２種、田中芳男は100点にのぼる全国諸窯の品々と仏陶器15点はじめ、英国、米国の製品など118点を出品している。

古物之部では、柏木政矩（貨一郎）勾玉雷斧石弩石鋭類を96点、伊藤圭介が勾玉・雷斧など７点、田中芳男が天竺貝葉経・天竺錫蘭島鉛造観音・雷斧など10点、町田久成は道禅作鐙・羅城門古瓦硯２点、蜷川式胤は古鞍・古鏡・古銭など11件36点、横山（少史）は、古玉など５点、松浦弘（武四郎）は、雷斧砥・雷斧鋸・未成雷斧など北海道出土の石器４点、長井十足は勾玉・壺鐙など三点、

木村正辞は印文卍字銅印・古鏡など3点、板橋貫雄は、菊池千本槍・古槍の2点、黒川真頼は、古竹帙・銀魚袋2点、西宮松宇は古轡1点、鈴木荘司は茶碗1点、栗田万次郎は印度鋳造観音1点、柏木政矩（貨一郎）は勾玉等96点、田中仙永武蔵国分寺古瓦・斉瓮の2点、小野苓庵は勾玉・管石・雷斧18点など、竹本要斉、久保熹三郎が斉瓮を各1点、池田哲之丞は古磁器・茶碗・磁硯の3点、神田孟恪は勾玉管石石劔石弩等之図を出品した。

雑之部は、加藤弘之がスクールアタラス・護謨製吸乳器大小二を、田中芳男は、拿破侖ポナハルテ肖像・贋造真珠・ドミノ　即西洋奕具・西洋尺など57点、蜷川式胤は、会津一ノ瀬キコリノ板扇等4点、内田正雄は、油画額西洋人筆7枚を、井戸盛平は象牙製剪採花1点、市川渡は西洋将棊1点、鈴木荘司は大宝令所載靴模造・綾藺笠古形模製の2点、野村茂平は船之撮影図フォトガラヒー地点、高橋由一は油画額1点、由良源太郎も油画額1点、池田哲之丞は、東京近郊名所真図　自画賛・北海道木彫器物・東山時代盃台の3点、筆匠清蔵は鍍金香炉支那製、白檀箱楼閣花卉彫物支那製・銕樹ニ玉ヲ嵌セシ煙草盆の3点、英吉利人スミス氏は支那彫刻額三枚英人攻北京時奪宝庫之品物・七宝器物三同・古銅器三品同を日耳曼人クラマ氏が園丁器械1点を出品している。

南校物産会の出品物は、5月29日から数日吹上御所に並べて天覧、台覧に供されたことが『太政類典』に所収されている。

博覧会直後の明治4年（1871）5月23日太政官は「古器旧物保存の布告」[15]を発し、先の「集古館設立の献言」（大学献言）に答えたが、古器旧物の価値観を定め31種の名称一覧が添えられ、品名と所蔵者を記載したものを所管官庁を通じて提出することを命じただけで集古館そのものの建設には触れられなかった。

御布告

古器旧物之類ハ古今時勢之変遷制度風俗之沿革ヲ考証シ候為メ其裨益不少候処自然厭旧競新候流弊ヨリ追々遺失毀壊ニ及候テハ実ニ可愛惜事ニ候条各地方ニ於テ歴世蔵貯致居候古器旧物類別紙品目之通細大ヲ不論厚ク保全可致事

但品目竝ニ所蔵人名委詰記載シ其官庁ヨリ可差出事

（別紙）

一、祭器之部　神祭ニ用ル楯矛其他諸器物等

一、古玉宝石之部　曲玉　管玉　瑠璃　水晶等ノ類

一、石弩雷斧之部　石弩　雷斧　霹靂礎　石剣　天狗ノ飯匙等

一、古鏡古鈴之部　古鏡　青鈴等

一、銅器之部　鼎　爵　其他諸銅器類

一、古瓦之部　名物並名物ナラズト雖古キ品

一、武器之部　刀剣　弓矢　旌旗　甲冑　馬具　戈戟　大小銃砲　弾丸　戦鼓　哱囉等

一、古書画之部　名物　肖像　掛幅　巻軸　手鑑等
一、古書籍並古経文之部　温古ノ書籍図画及古版古写本其他戯作ノ類ト雖モ中古以前ノモノニシテ考古ニ属スル者等
一、扁額之部　神社仏閣之扁額並諸名家書画ノ額等
一、楽器之部　笛　笙　篳篥　大鼓　鐘鼓　羯鼓　箏　和琴　琵琶　琴瑟　仮面　其他猿楽装束並諸楽器歌舞ニ属スル品
一、鐘銘碑銘墨本之部　名物並名物ニアラスト雖モ古キ品
一、印章之部　古代ノ印章類
一、文房諸具之部　机案　硯　墨　筆架　硯屏之類
一、農具之部　古代ノ用品
一、工匠器械之部　同
一、車輿之部　車　輿　藍輿等
一、屋内諸具之部　屋室諸具　屏障類　燈燭類　鎖鑰類　庖厨諸具　飲食器具　煙具等
一、布帛之類　古金襴並古代ノ布片等
一、衣服装飾之部　官服　常服　山民ノ服　婦女服飾　櫛簪ノ類　傘笠　雨衣　印籠　巾着　履屐之類
一、皮革之部　各種ノ皮革並古染革之紋図
一、貨幣之部　古金銀古銭並古楮幣等
一、諸金製造器之部　銅　黄銅　赤銅　青銅　紫金　鉄　錫等ヲ以テ製造セル諸器物
一、陶磁器之部　各国陶器磁器等
一、漆器之部　蒔画　青貝　堆朱等ノ諸器物
一、度量権衡等之部　秤　天平　尺　斗升　算盤等古代ノ用品
一、茶器香具花器之部　風炉　釜　茶碗等ノ茶器　香盒　飾炉等ノ香具　花瓶　花台等ノ花器類
一、遊戯具之部　碁　将棊　雙六　蹴鞠　八道行成　投壺　揚弓　投扇　歌骨牌等
一、雛幟等偶人并児玩之部　這子　天児　雛人形　幟人形　木偶　土偶　奈良人形等其他児童玩弄ノ諸器
一、古仏像並仏具之部　仏像　経筒　五具足　宝鐸等ノ古仏具
一、化石之部　動物ノ化石並動物ノ骨角介殻ノ類
右品物ハ神代ヨリ近世ニ至ル迄和名舶齎ニ不拘

布告を受けた各府県は、管下の古器物目録を提出し、管理状況を報告している。[16] 例えば、石鐵県では

県庁御中

○伊予国温泉郡道後村伊佐爾波神社宝器類

○　同　越智郡宮浦村大山祇神社宝器類

○　同　石手寺宝物銘書

など社寺を中心になされている。

同年陰暦７月、大学の廃止をうけて文部省が設置され９月には文部省博物局が置かれ、翌月10月１日から10日間湯島大成殿での博覧会を計画し、幹事を松浦弘（武四郎）、福田敬業、柏木政矩（貨一郎）、長井十足、永井休三、樋口光義、市川得庵、板橋貫雄らに申し付けたことが記録されているが、この博覧会は結局開催されていなかった。[17]

明治５年（1872）陰暦２月には、翌年開催予定のウイーン万国位博覧会参加に向けて太政官正院に博覧会事務局が開局され、３月10日から４月30日にかけて文部省主催の初めての博覧会が湯島聖堂大成殿で開催されることとなった。

文部省布達[18]

博覧会ノ旨趣ハ天造人工ノ別ナク宇内ノ産物ヲ蒐葉シテ英名称ヲ正シ其用ヲ弁シ人ノ知見ヲ広ムルニ在り、就中古器旧物ニ至テハ時勢ノ推遷制度ノ沿革ヲ追徴ス可キ要　物ナルニ因り嚮者御布告ノ意ニ原キ之ヲ羅列シテ世人ノ放観ニ供セント欲ス然レドモ　其各地ヨリ徴集スルノ期ニ至ツテハ異日ニ待タザルヲ得ズシテ現今存在ノ旧器ハ社寺　ニ遺伝スル什物ノ外其用ニ充ツ可キ物少ナク加フルニ皇国従来博覧会ノ挙アラザルニ　困リ珍品寄物ノ宮庫ニ貯フル所亦若干許ニ過ギズ因テ古代ノ器物天造ノ奇品漠洋舶載　新造創製等ヲ論セズ之ヲ蔵スル者ハ博物館ニ出シテ此ノ会ノ欠ヲ補ヒ以テ世俗ノ陋見　ヲ啓キ且古今ノ同異ヲ知ラシムルノ資助ト為スヲ請フ

一、品物ハ二月十五日ヨリ文郡省博物館へ持出ス可ク最モ重大ノ品ハ持夫差出ス可キ事

一、品物受取ノ節ハ預書ヲ波シ置キ会後ニ引替差戻ス可キ事

一、永久博物館ニ預ケ置キ苦シカラザル品ハ別段預り証書渡置キ持主入用ノ節ハ何時ニテモ証書引替相渡ス可キ事

一、出会ノ品ハ必ズ持主ノ姓名ヲ記シ之ヲ列ス可キ事

一、会期ハ来ル三月十日ヨリ二十日ノ間ヲ限リ展観ハ毎朝九字ヨリ午後四字ヲ限トス但シ常備ノ品ハ一六ノ日同時刻ノ間拝見相成候事

一、拝見ハ男女ヲ論ゼズ一日ニ大略千人ヲ限リ拝見切手相渡間候右持参ス可キ事

一、切手ハ文部省博物館及諸方書林ヨリ相渡シ申ス可キ事

壬申正月　　文部省　博　物　館

内容的には「御布告ノ意ニ原キ之ヲ羅列シテ世人ノ放観ニ供セント欲ス」とあるように「古器旧物保存の布告」に示した器物を一般に向けて展示したいが、「各地ヨリ徴集スルノ期ニ至ツテハ異日ニ待タザルヲ得」ず、「珍品寄物ノ宮庫ニ貯フル所亦若干許ニ過」ぎず、「因テ古代ノ器物天造ノ奇

品漠洋舶載新造創製等ヲ論セズ之ヲ蔵スル者ハ博物館ニ出シテ此ノ会ノ欠ヲ補」ってもらいたいと記している。

出品者は御物、工部省、教部省、個人を含めて150余名に及び、内容的には布告を反映して鉱物、動植物など天産物の出品が抑えられ、古器旧物の採集出品に力を入れているところに特色がある。博覧会事務局関係者では、町田久成が笙鳳凰丸一管、横笛二管和琴一面の他、鈴、画像一ハ薩摩忠隆、像一ハ同田中傑山像を出品。蜷川式胤が古大和鞍、雷斧、蜷川親当像など17件、柏木政矩（貨一郎）が雷斧、播磨国極楽寺瓦経并願文３件、内田正雄が油漆画額（西洋人所画）８枚、剥製珍禽２件などがあげられる。

また、博覧会開催期間中である明治５年（1872）４月９日太政官から博覧会事務局に華族所持の宝物取調の通達が出されている。[19]

華族輩従来所持之物品中御国宝ニモ可相成分ハ追テ博覧場御取設ノ上御備ニモ可相成候条右銘書早々取調為差出候様可取計事　（太政類典）

具体的な取調を東京府に依頼するなど社寺のみならず古器旧物の実態把握を華族層にも向けているのである。この取調に対し在京華族の土岐頼知は、書画、手鑑、刀剣類等20件42品の所持品目録[20]を提出している。

そして、この布告を受て６月から９月にかけては文部省博物局による東海・近畿の社寺宝物調査（壬申調査）が実施され、文化財保護政策が本格的に始動する。明治５年（1872）５月７日に太政官通達が発せられ、文部省からは５月14日付けで「大和国東大寺倉庫始社寺宝物検査ノ儀被仰付候ニ付テハ右巡行ノ者出張先ノ心得方別紙ノ通奉伺候也」と心得が伺われ、これについて太政官が「巡行ノ者出張心得方[21]」を発し以下の如く裁可している。

巡行ノ者出張心得方

一、近来社寺沿革ニ付従来相伝ノ古器物等散失スル事モ往々有之右ハ以ノ外ノ義ニ付各目録等取調向後猥ニ散失不相成様取斗可致候事

一、今般社寺ノ宝物巡察ノ節時宜ニ寄リ其管轄ノ県庁へ申談立合ノ上封印致候義モ可有之事

一、伝来ノ宝物取調候義ハ固ヨリ其相伝ノ土地ニ於テ永世保護可致義ニ付猥ニ出入シ或ハ他所へ移シ候事有之間敷尤同品数箇有之節ハ其内ヲ博物館ニ移シ或ハ時月ヲ期シテ衆人放観ニ供シ或ハ模造品ヲ制シ候義有之候事

一、社寺ノ外ト雖モ旧家之所蔵等ハ其所持主ト示談ノ上点検仕候義可有之、尤私有品之義ニ付後日他人へ売渡候義ハ固ヨリ本人ノ勝手トハ雖モ本朝沿革ノ考証ニ関スル者ハ一応博物館へ問合候様相達シ置可申事

一、東大寺ノ宝庫ノ如キハ取調中稍日数モ可有之候ニ付数日間衆人之放観ニ供シ候義臨機ノ取斗タル可事

衆人放観之義ハ先ツ相見合セ可成丈早々検査可相弁事（付箋）

一、博物館ノ人民ニ有益ナル論ヲ待ス宜シク三都ノ如キハ各之ヲ建設ス可キ事急務タルベシ東京已ニ其設アリ依テ西京大阪ノ両府其管轄ヘ申談管轄ヘ申談簡易ニ之ヲ開クノ法アラバ之ヲ開キ或ハ目今之ヲ開カサルモ豫メ其基礎ヲ定メ後来ノ計ヲ為シ可申候事

但シ奈良ハ旧地ニテ伝来候古器モ多ク候ニ於テ古物館ヲ設ケ置候事可然最モ設置ノ方法ハ其管轄ト示談ノ上前後不都合無之様心得可申事

入費関係ノ義ハ伺ノ上司相定候事（付箋）

一、博物館ノ設アルハ人智ヲ補益スルニ外ナラズ故ニ広ク品物ヲ備フル事肝要ナリ若シ京大阪両府ニ於テ此建設アルノ議決定セバ東京博物館ニ打合セ互ニ有無相達候様致度事

右之通御委任被仰付度奉伺候

この巡行ノ者出張心得方は、具体的に調査内容を指示する内容ではなく、古器物の保護行政の構想を示し、その「権限委任」を与えたものであった。

要約すれば、以下の如くである。

（1） 古器物についての実地調査であり、現物を確認して目録を完備することによってその散逸を防ぐこと。

（2） 社寺の宝物は現地保存主義にたってその移動を禁止するが、同品が数箇ある時は、その中から博物館へ移動し保存と展示を委ねる。模造品の製作も有益である。

（3） 社寺以外の旧家（個人）の所蔵品については所蔵者と話し合いの上調査すること。私有品の売買は勝手だが、事前に博物館に問合わせるよう通達すること。

（4） 正倉院調査に際して臨時に公開すること。（実際の公開は明治8年（1875））

（5） 京都・大阪に博物館、奈良に古物館建設の方法を模索し基礎を固めること。

（6） 博物館は広く品物を備えることが肝要であり、京都・大阪の博物館設置のあかつきには東京博物館との間で品物の配分など博物館同士の相互連携を計る。

この内容からみて取れるように、わが国における文化財保護の具体的施策としてその淵源をなすものであり、既に文化財保護と博物館における一般への公開にかかる内容が盛り込まれている点に注目されよう。

明治6年（1873）3月には文部省博物局と博覧会事務局が合併し、同年4月から内山下町に文部省博物館が新築されたことによって、先ずは懸案の東京における博物館「集古館」設置が実現するのである。

文化財保護を護った人々

これまでみてきたように、幕末の好古家から転じ明治初期の文化財保護政策に参画した人々のな

かでも、特に蒐集家として、あるいは考証家としての技量を供えた人物について今一度振り返ってみよう。

蜷川式胤（1835～1882）は、天保6年（1835）、父子賢まで10代を数える京都東寺の公人筆頭の家柄に生まれ、明治15年（1882）48歳で没した。当世を代表する知識人の一人であり、古器物蒐集家、考証家でもあった。この素養は父子賢の影響であり、幼少より玩古の癖があったという。[22]

式胤は、明治2年（1869）に東京に下向し政府に出仕して以降、制度局取調御用掛、権少史、少史を経て明治4年（1871）には外務大録、文部省博物局御用勤務、明治5年（1872）には、文部省八等出仕、博覧会事務局等の業務に従事した。同年5月からの辛未物産会の開催に携り、土石之部に玉髄外皮淡黄ノ者1点、古物之部に、古鞍・東大寺綾藺笠・拍子・古鏡・古鞆・法隆寺古竹帙・法隆寺天蓋瓔珞飾玉・鏡轡・雷斧・石磬・古銭（和同開珎・万年通宝・神功開宝・隆平永宝・富寿神宝・承和昌宝・長年大宝・貞観永宝・寛平大宝・饒益神宝・延喜通宝・乾元通宝・天正通宝・慶長通宝・元和通宝）の11件36点、雑之部は、会津一ノ瀬キコリノ板扇・綾藺笠古形模製・模造和田酒盛杯・業平画像古図模写の4点を、明治5年（1872）の博覧会には、古大和鞍・雷斧・蜷川親当像など17件、明治6年（1873）の博覧会には、兜・神楽笛・油滴・竹帙・古製金魚袋・石帯・瓦硯等7点を出品している。出品内容からみて、特に古美術に造詣が深かったことが看取される。

また、明治4年（1871）には荒廃著しい江戸城の写真撮影を慣行したことも彼の認識が古器物のみならず歴史的建造物にも及んでいたことが理解できよう。この写真記録の手法は、翌年の東海・近畿地方の社寺調査（壬申調査）に活かされることになる。

明治5年（1872）の湯島聖堂の博覧会、町田久成、内田正雄、世古延世、岸光景、横山松三郎、高橋由一、笠倉鉄之助、柏木政矩らと共に壬申調査に参画、正倉院開封など宝物調査の中心となって活躍した。宝物調査の実施記録『奈良之筋道』は、壬申調査の詳細を記したもので近年、米崎清実によって公刊されている。その第一冊冒頭には、自らが文久2年（1862）に大和、吉野を巡ったおり、行合う人々が各々名所旧跡のことを詳しく知っており、他国から来た人であれば尚更そのことに誇りをもって説明してくれた事を記している。そのような文章を敢えて巻頭に置いた理由は、とりもなおさず文化財保護思想の基本が日常生活の中で自然に身に付いた「上古の事を尊」ぶ心性である事を強調しているのである。まさにこれが式胤の文化財保護思想の根幹を示唆する重要な点である。壬申調査の翌年に出された「古社寺宝物検査、博物館建設に関する上書草案」[23]には「此頃西京辺の社寺の内には什物の宝器内々売却候者も有是哉に伝承仕候」などとあり文化財散逸の状況を憂いている。このような状況を打開する上で官員を派遣し、取締りを強化するとともに画工、写字生の派遣による模写させ保存、研究に役立たせる。さらに工職の者の新規発明に役立て国産を開くという勧業につながる発想を示し、品物を東京、京都、大阪、奈良の博物館で人々の放観に供する事を明記する。先の壬申調査の「巡行ノ者出張心得方」との共通性からしても式胤の関与が指摘

されている。[24]

明治9年（1876）には丸ノ内三道町にあった自邸の一部を「楽工社」と命名し印刷事業を開始。同年3月には陶磁器の研究成果である『観古図説陶器之部』第1冊を刊行した。明治10年（1877）には内務省博物局を辞職し、明治15年（1882）に没するまで古美術の研究を通じてE.S.モースらとの親交を深め、『徴古図説』、『好古図説』などの著作をものにし48年という短い生涯を全うした。

旗本出身の内田正雄（1838～1876）は、昌平黌、海軍伝習所で学び軍艦操練所の教授方手伝出役になった。文久3年（1863）から慶応2年（1866）まで幕府が派遣した海軍留学生の団長格としてオランダに留学した経験を持つ。幕府がオランダに発注した軍艦（開陽丸）の建造を待つかたわら、主にハーグに滞在して航海術や造船学を学んだ。明治元年（1868）には学校取調御用掛となり大学、大学南校を経て明治5年（1872）より文部省六等出仕となり明治9年（1876）に38歳で夭逝するまで博物局勤務となった。内田が著した『輿地誌略』11巻12冊は、明治3年（1870）から刊行され広範な学識に裏付けされた世界の地理、歴史の啓蒙書としてベストセラーとなっている。明治4年（1871）の辛未物産会には、動物門活獣之部に、ハリネズミ・ムササビ・ヤマアラシ・センザンコウ・獺面獣（ナマケモノか？）など7点や剥製にはヤツガシラやライチョウなど希覯な鳥類、卵殻標本など26件69点、介の部に316点にも及ぶ内外の貝コレクション、古物之部にはオランダからの帰国の際に持ち帰った画額西洋人筆7枚を出品し、明治5年（1872）の博覧会には、油漆画額（西洋人所画）8枚、剥製珍禽2件を明治6年（1873）の博覧会には、油絵8面、西洋製鋳物蜥蜴を出している。その蒐集品の内容からその趣向は自然史資料と自ら学んだ絵画（油絵）にあったようである。[25]

柏木貨一郎（政矩）（1841～1898）については、大川三雄[26]が近代建築史の立場で、鈴木邦夫[27]、山口昌男[28]らによってコレクション形成史の視点で研究が進められている。

貨一郎は、天保16年（1841）正月16日代々加賀藩前田家の用達を勤めていた糸物問屋辻又四郎（辻屋）の第六子として下谷泉水橋通に生まれた。幼名は辨吉。この辻屋は神田泉水橋にあり、普通の糸屋ではなく鎧の縅糸、下緒など専門にして老舗であった主人は代々上品な数寄者であって、当時の名工と呼ばれる大家の作を多数所持し、彫金の大家加納夏生は京より江戸に出た時に草鞋を脱いだ家が辻屋であったという。8歳の頃より大澤松濤の門に入り和漢の学を修め、鈴木鷲湖に画を茶は宗偏流を学んだ。安政5年には幕府の大工棟梁柏木稲葉の養子となった。柏木家は幕府小普請方として既存の建物の保守修理を業とし、その歴史は延宝年間（1673～1681）に遡る資産家であった。柏木因幡隠居後の慶応4年（1871）には、柏木家第九世を継ぎ若狭と称した。諱は政矩、号は探古斎。幕府小普請方柏木家の家業を継承したが、時を同じくして明治維新によってその職を失ったものの資産家であったが故に根岸武香、守田寶丹、成島柳北など名の通った数寄者たちと書画骨董、音曲などを楽しむ日々を送っていた。特に書画骨董の素養は当時一流とされ、その素養は、代々

数寄者の家柄で育まれたものであったことを高村光雲は次の如く述べている。

この辻屋の次男に貨一郎という人があった。神田お玉ヶ池に徳川様のお大工棟梁をしていた柏木稲葉という人の養子になって柏木貨一郎と名乗っておった。二十四、五の立派な人品のよい、頗る美男子で、少し小柄ではあるが大家の若旦那といって恥しからぬ人でした。この人もまた美術愛好家であって、夏雄さんの彫物では鑑蓋、前金具、煙管など沢山に所持しており、また古いものにも精通しておられ、柏木貨一郎というとその頃の数寄者仲間には知られた人で、同氏が所持していたものといえば、それを譲り受けるにも人が安心した位、信用のあった人でありました。[29]

貨一郎と親交の厚かった根岸武香は、天保10年（1893）武蔵国大里郡大字甲山（現埼玉県大里村）の富裕家に生まれ、文武両道に優れた人物であった。特に考古学への造詣は深く、また、優れた考古遺物の蒐集家でもあった。E.S.モースとも親交があり、武香の実家は貨一郎邸の土蔵内部と共に彼の著書に掲載されている。[30]

明治19年（1887）に坪井正五郎が発足させた「東京人類学会」（明治18年（1886）発足）会員となり翌明治20年（1888）には、坪井をサポートし共に吉見百穴を調査している。さらに武香は、明治29年（1896）に坪井が主催した官民職業の壁を隔てぬ数寄者の団体、「集古会」[31]会長として活躍している。

先にも述べたように、貨一郎が博物館創設期にその名を留めたのは、南校物産局が主宰した明治4年（1871）辛未物産会の出品者としてである。出品目録鉱物門化石之部には「魚歯化石　右柏木政矩出品」、古物之部には「勾玉雷斧石弩石釵類96品　右柏木政矩出品」とあるように多くの考古資料を出品していることからも蒐集家としての確たる位置付けが推察されるところである。明治15年（1882）に貨一郎を訪問したE.S.モースは、住いとその希覯な蒐集品を賛美している。[32]

黒川真頼（1829～1906）は、文政12年（1829）11月、上野国山田郡桐生町（現群馬県桐生市）の代々機業を営む金子吉右衛門治則の家に生まれた。幼名を嘉吉、寛長、後に真頼と改めた。号は荻齋と称し幼少から学を好み、天保12年（1842）13才で江戸の国学者黒川春村が桐生近在の大間々町に来遊の際その門下に入った。大間々町は春村の師、浅草庵二世守舎の故郷である。家業に従事しながら慶応2年（1866）38歳で、その年病没した春村の養嗣子として家督を継いで家学を継承した。明治2年（1869）4月41歳にして大学より府県学校取調御用を命ぜられ、同年8月大学少助教に任ぜられた。翁は文部省、元老院、内務省、農商務省に在籍し数々の業績を残し、文部省においては『語彙』12巻の編纂に参与し、元老院では旧典類纂の『纂輯御系図』2冊、『皇位継承篇』6冊を編んだ。明治20年（1887）には農商務省農務局の依頼で『大日本農史』3冊中、維新以前の2冊を編み、ついで『大日本農政類編』1冊を織田完之らに協力して撰した。

『黒川真頼全集』に所収されている書目を見ても、彼の学問領域は古典・文学・歴史・美術・工芸・音楽・風俗・歌道など博学多才を究めていることが理解できる。（略年譜参照）

内務省および農商務省では博物局に属し、明治10年（1877）には、蜷川式胤の後継として内務四等屬に任ぜられ、博物局事務取扱を命ぜられた。同年7月3日博物局史傳課長心得を命じられ、明治11年（1878）に参加する予定のパリ万国博覧会の仏国博覧会出品事務取扱の任についた。9月博物局より『工芸志料』7巻の編纂に従事し、僅か4ヶ月という驚異的な速さで『工芸志料』2冊を完成させている。『工芸志料』は、政府がパリ万国博覧会に参加するに際し、日本の工芸史を国内にも知らしめ、日本の伝統的工芸の巧緻を一般国民ならびに工人等に自覚させようとの意が含まれていたいた。明治維新による文明開化の波は、欧化一辺倒となり、日本古来のものが旧弊であり、新時代には役立たぬものとの風潮が強まっていたのに対し、一方では徐々に国粋論が台頭しはじめ、外国に対して日本の良さを主張するのみならず、日本人に対しても自国の長所を知らしめるべしとの意見を持つ者も少なくなかった。政府の威信をかけて挑んだパリ万国博覧会へのカンフル剤として、その序文（村山徳淳）には、

工芸を勧め励まして国の用に利し、財貨を殖すは、国を治める者の宜しく尤も急とすべき所なり。而して博覧会は人の知識を開き、工芸を盛んにする所以の事なり。欧州各国の称して文明となす者は、蓋しこの道に因りて弘む。

富国強兵之計は実にここに基づき、其の事の鄭重なる、以って知る可し。明年五月フランス国はまさに博覧会をパリ府に開かんとし、遍く之を四方に告ぐ。我邦は同盟国なるを以って、特に使臣を差つかわし、物品数百を齎おくって赴く。この行は唯に観美のためのみならず、以って我が工芸を勧励する有るを欲するなり。

夫れ工芸の事は国に関わること大なり。其の沿革盛衰の迹はこれを平日に考究する可からず。而して未だ一書の薈萃かいそつして之を録するにあらず。欧州各国の如きは豈に典を缺くることあらざらんや。今茲ここに九月、官は博物局に命じて、工芸の事を編纂して、併びに之を仏国に致し、彼是をして考据する所あらしめん[33]

と記されているとおり、博覧会の意義を「人の知識を開き、工芸を盛んにする所以の事なり」とし、我国が参加するにあたって「工芸を勧励する」ことが必要である。よっていままでに無かった工芸研究の一書として意義深いものであるとしている。『工芸志料』の章立ては、巻一織工・巻二石工・巻三陶工・巻四木工・巻五革工・巻六金工・巻七漆工であり、それぞれについて緻密な史的論考を加えている。

終わりに

以上、明治時代初期における政府主導の主たる文化財保護事業について、関与した主要な人物の動向を混えて整理を試みた。初期の文化財行政における担い手の多くが近代以前に培われた教養と広い学識に裏打ちされたものであり、彼らの積極的な発言、行動が形を変えながら今日に継承され

ていることを再認識しなければなるまい。そして我々が今日の文化財保護に生かすべき最も重要なキーワードは、蜷川式胤が『奈良の筋道』の冒頭に記した一文にある。未来を見据えた先人が残した思想を今まさに実践すべきであろう。

野中に而道しるへも無き二又道二而ハ、毎度困り而、土人ニ行へを尋ぬるに、百姓と山かつと云問う処の語り而、其序ニ四方へ指を差して、名所旧跡の故事をあかせる事詳ニして、国中の人情を察するに、他国の人と見れハ昔の事を弁解して、是れをほこる已、依而自ら上古の事を尊へり、是が為自ら古器の保護となれり、

（國學院大學考古学資料館学芸員）

註

（1） 鈴木良・高木博志編2002『文化財と近代日本』 山川出版社　他

（2） 鈴木廣之2003『好古家たちの19世紀』 吉川弘文館　他

（3） 関秀夫2005『博物館の誕生－町田久成と東京帝室博物館－』 岩波新書

（4） 明治19年（1886）のフェノロサの欧洲派遣報告概要には、「美術品輸出は骨董品販売を基盤として始まり、それが現在まで継続している。従って実用品市場で扱われる限り一時の気まぐれ的嗜好にのみ左右されてきた。」とあることなどからも推察できる。山口静一　1982 『フェノロサ・上』 342頁所収

（5） 近年、明治５年（1875）の所謂壬申調査の実施記録『奈良の筋道』が米崎清実によって刊行され、その詳細が詳らかになった。米崎清実2005『蜷川式胤「奈良の筋道」』 中央公論美術出版

（6） 内川隆志1996「博物館学史の一視点－　蒐集と鑑識を中心として－」『國學院大學博物館学紀要』第21輯　國學院大學博物館学研究室

（7） 内川隆志1999「近世大坂商人の美術品蒐集－升屋平右衛門「家蔵記」の分析から」『國學院大學博物館学紀要』第24輯　國學院大學博物館学研究室

（8） オールコック・山口光朔訳1962『大君の都』（中）　岩波文庫　40～43頁

（9） 『東京国立博物館百年史資料編』1973　東京国立博物館　605～606頁所収

（10） 『東京国立博物館百年史』1973　東京国立博物館　227頁所収

（11） 同（９）　572頁所収

（12） 同（９）　572頁所収

（13） 『東京国立博物館百年史』1973　東京国立博物館　31頁

（14） 同（９）　574～606頁所収

（15） 同（９）　606頁所収

（16） 同（９）　607～609頁

（17） 同（10）　45～47頁

(18) 『東京国立博物館百年史』1973　東京国立博物館　49～50頁

(19) 同（9）　610頁所収

(20) 同（9）　610～611頁所収

(21) 同（10）　75頁

(22) 米崎清実2005『蜷川式胤「奈良の筋道」』　中央公論美術出版　438頁

(23) 「蜷川式胤追慕録」『東京国立博物館百年史』　1973　東京国立博物館　77頁所収

(24) 同（10）　77頁

(25) 鈴木廣之2003『好古家たちの19世紀』　吉川弘文館　129頁

(26) 大川三雄1994「工匠・柏木貨一郎の経歴とその史的評価について」
『日本建築学会計画系論文集』第459号　日本建築

(27) 鈴木邦夫1998「鈍翁コレクションのアルケオロジー」『益田鈍翁の世界　鈍翁の眼』
五島美術館展覧会図録 No. 122　五島美術館

(28) 山口昌男1999「近代日本における経営者と美術コレクションの成立　　益田孝と柏木貨一郎」
『比較文化論叢－札幌大学文化学部紀要３』　札幌大学
山口昌男2002『山口昌男山脈』第１号　札幌大学　加筆、修正再録

(29) 高村光雲1970『高村光雲懐古談』　新人物往来社　194頁

(30) E.S.Morse 1886 .Japanese Homes and their Surroundings.Boston;Ticknor.

(31) 集古会は、明治29年（1896）東京大学人類学教室教授坪井正五郎が林若樹、山中共古、清水晴風らと共に主催し、昭和19年（1944）まで実に50年にわたって続いた会であり、その同人誌である『集古』には、全国からテーマごとに寄稿があり分野を問わず興味深い論考が多数掲載されている。

(32) E.S. モース1971『日本その日その日３』（東洋文庫179）平凡社　173～175頁

(33) 黒川真頼　前田泰次校注1976『増訂　工芸志料』　東洋文庫254　平凡社

博物館学からみる地域資料の取扱いについて

About the Handling of Local Materials Judging from Museology

須　藤　和　佳
SUTOU Kazuyoshi

1．はじめに

学生時代に博物館学について興味を持っていたことから授業を聞き始めたのがきっかけでそれ以来、卒業して十数年が経ちました。当時の授業を思い出すと、博物館概論・資料分類目録法などの博物館学に関連する講義を受講し、実習では先生とともに実際に現地の博物館に行って展示を見学して、職員の方の説明を聞いたりしました。また一緒に博物館を見学した仲間たちとは、博物館の施設内では勿論のこと宿泊施設に着いても「展示とは何か？」、「博物館とは何か？」といろいろなテーマを設定しては議論を交わして、交流を深めた記憶があります。

そのような中で現在は図書館に勤務をしていますが、今までに自治体史編さん担当・文化財保護担当などを経験してきたため、各々の担当を行ないながら博物館について感じてきたことについて、事例を基にして述べてみたいと思います。

2．自治体史編さん事業の事例

自治体史編さん担当は、主にその地域における歴史・文化などについてまとめて、本として刊行する事業が対象です。しかし本として刊行するまでには、いろいろな作業工程が行なわれます。

一般的にいえば現在までに残ってきた資料（もの・古文書・伝承等）は勿論のこと、それ以外にも現在では語られてきていないこと・わかっていないことなどを、概ね旧石器時代から現代に至るまでの時間的事項と地形・地質、動物・植物などの自然的事項まで、その対象となる資料は考古学・文献史学・民俗学・地形学・地質学などの学問分野を通して、いろいろな視点から調査（遺跡の分布調査・発掘調査や古文書の悉皆調査など）を実施して、その調査によって新しい資料を発見することもあります。

資料を収集し、整理・分類を行ない、資料の適切な把握のために「資料目録」を作成して保管します。調査の結果を分析・考察してわかったことなどをまとめて原稿を執筆して、それを編集・校正することで「資料編」・「通史編」などの本を刊行することができます。

また刊行の過程において、地域に住む人たちの協力などは欠くことのできないものの一つです。

3．文化財保護事業の事例

（1） 文化財について

文化財保護担当は、主に文化財保護法の規定に基づいて事業を行ないます。まず「文化財」とは、文化財保護法第２条第１項第１号に、「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）」とあり、同じ第２条第１項にはその他に、「無形文化財」・「民俗文化財」・「記念物」・「文化的景観」・「伝統的建造物群」の定義の規定もあります。

平成16年６月に成立した景観法は第８条第１項に、「景観行政団体は、都市、農村漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域（中略）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。」という規定があります。

文化財保護法に基づいて県条例・市条例が制定されています。法律・条例の規定に基づいた指定文化財・埋蔵文化財などが対象となります。

＜文化財保護の体系＞

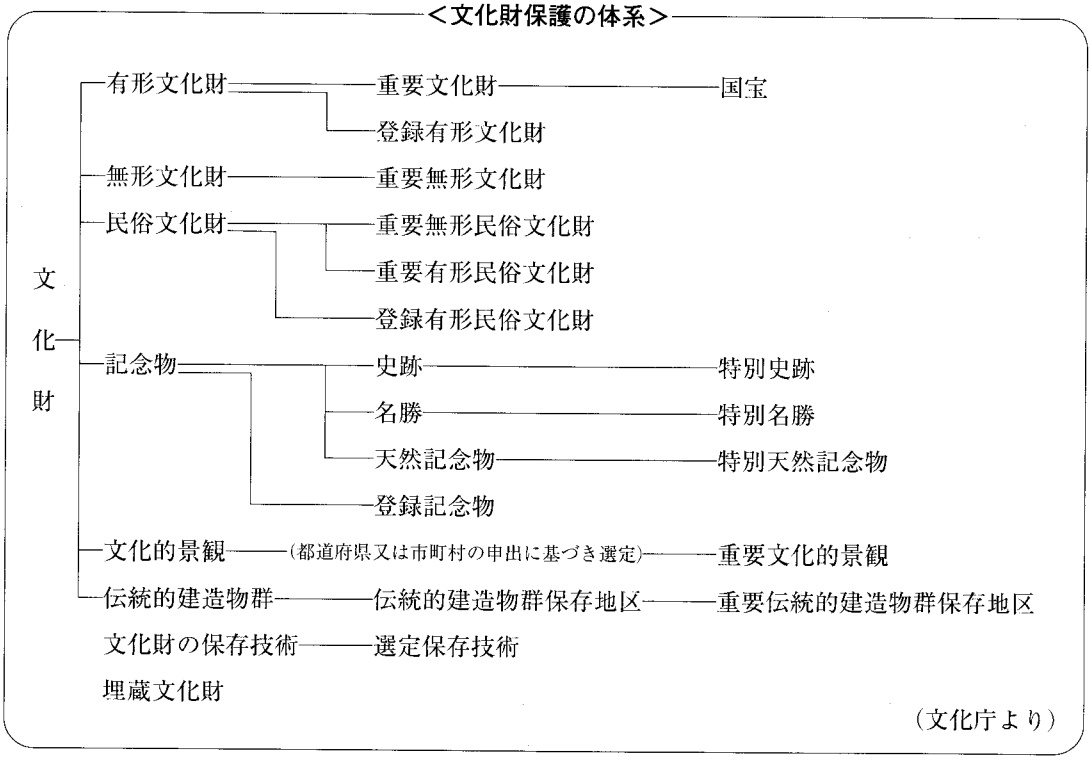

（文化庁より）

（2） 指定文化財関係について

指定文化財は、指定物件である文化財の保護とその管理、修理などについて経費の補助をして、文化財の普及活動などを行ないます。また未指定である文化財の把握のため所在調査などを行い資料の基本的データの収集をして、それを基にして詳細な調査を行ない文化財に指定するための価値を導き出して、新しく文化財に指定するための手続きも行ないます。

資料の情報化・デジタル化によって、インターネットを利用したホームページの開設も行なわれています。例えば「国指定文化財等データベース」は、文化財保護法に基づいて国が指定・登録・選定した文化財の情報を公開しています。

近年、文化財は台風の上陸や集中豪雨などによって、全国各地で影響をうけています。主なものとして、平成16年７月の福井豪雨では時間降水量80ｍｍを越す激しい雨と極めて限定的な地域・時間に集中した被害が発生して、特別史跡一乗谷浅倉氏遺跡もその集中豪雨に被災し、その後復旧活動が行なわれています。同年９月の台風18号によって広島県厳島神社の国宝「左楽房」が倒壊するなどの被害をうけて、その後修復作業を行なっています。また平成17年９月の台風14号によって福井県永平寺では県の文化財に指定されている中雀門西側渡り廊下が強風で倒れてきた樹木で屋根が壊れる被害をうけています。このような自然災害の被害状況などからも文化財の保護活動や文化財を後世に残していくことの大変さが感じられます。

（3） 埋蔵文化財関係について

埋蔵文化財は、遺跡の発掘調査などを行ないますが、文化財保護法第93条などの規定に基づいて、発掘調査に至るまでの埋蔵文化財に関する手続き（発掘に関する届出・遺跡所在有無の照会・確認調査の実施など）や協議などは発掘調査と同様に重要なことです。また一部の自治体では「遺跡地図」の情報をインターネットで公開しています。

現場での調査の終了後に出土品の整理作業などを行ない、調査報告書の刊行します。調査した遺跡の出土品（主に金属製品・木製品等）は劣化対策のため保存・修復作業が必要で、そのために保存科学などの技術を理解する必要があります。また埋蔵文化財をより広く理解してもらうために、出土品の活用などによる普及啓発事業を行なうことや「その土地が遺跡であること」を知ってもらう周知活動も文化財保護の大事な活動の一つであります。

4. 図書館の事例

図書館担当は、主に図書館法に基づいて設置及び運営をしている施設であり、図書館法第２条に、「この法律において『図書館』とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、（後略）」とあります。

図書館資料については、図書館法第３条第１項に、「郷土資料、地域行政資料、美術品、レコード、

フィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他の必要な資料（以下『図書館資料』という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。」とあります。これから「地域の情報拠点」としての公共図書館が求められることから、郷土資料・地域行政資料などの「地域資料」を今まで以上に積極的に収集し利用者へ提供することが求められます。

図書館のサービスとしては、貸出サービス、予約・リクエストサービス、レファレンスサービス、複写サービス、児童サービスなどがあります。

図書館ツールとして、文部科学大臣告示「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年７月）などがあり、「望ましい基準」の特徴の一つに著作権への配慮があります。図書館において印刷物の複写、ビデオ・ＣＤの貸出、ビデオの上映など著作権との関わりが多く、著作権問題の中には「入手困難な図書館資料の全文複製」や「図書館等でのインターネットのプリントアウト」などがあり、図書館での複製については、著作権法第31条第１項に、「図書館等の利用者の求めに応じて、その調査研究の用に供するために公表された著作物の一部分（中略）の複製物を一人につき一部提供する場合」とあります。 図書資料の取扱いには、資料の分類法として、日本十進分類法（NDC）があり、分類が体系化されています。また、資料を調べるための資料目録法により、OPAC・カード目録で検索ができます。

図書館もＩＴ化によりコンピュータの導入・活用が進んでいます。今までも図書館のネットワークとして、国立国会図書館や都道府県立図書館のネットワークなどがありましたが、それら図書館相互のネットワークシステムの構築によりインターネットを利用した新たなネットワークサービスができます。また図書館の情報化によって独自のホームページの開設が進み、「情報検索 OPAC（所在検索・目録検索）」、「デジタルライブラリー」などのメニューによって情報提供・情報発信を行なうことができ、電子図書館化によって誰でも簡単に取扱うことができます。

このようなデジタル資料に関しても著作権があり、デジタル化した所蔵資料をインターネット上で公開する場合などに発生し、また著作権の存続する資料には送信可能化を含む公衆送信権の許諾を得なくてはなりません。しかし図書館のサービスとして、CD-ROM などの電子資料の提供やインターネットへのアクセスなどが始まっています。今後そのような電子資料やインターネット上の情報の取扱いで著作権の問題をきちんと検討する必要があります。また、最近は自動貸出装置の設置・IC タグの導入など図書館の技術的側面も進化しており、それに伴う新たな問題も予想されるため検討が必要です。

図書館における資料や情報のデジタル化・ネットワーク化は、利用者への「情報提供」の効率化を図ることができます。しかし従来からのカウンター業務（特にレファレンスサービス）も、利用者が求める資料（情報）を適切に提供し相談に応じることができて、直接利用者と職員が接する現場であり、利用者からのいろいろなニーズを直接知ることができます。

5. 博物館の事業について

前述の状況のなかで博物館について考えてみた場合、博物館は主に博物館法に基づいて設置及び運営をしている施設であり、博物館法第２条に、「この法律において『博物館』とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行ない、（後略）」があります。

博物館資料については博物館法第３条第１項に、「実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し保管し、及び展示すること。」という規定があります。博物館法第８条の規定により、文部科学大臣告示「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成15年６月）があります。

博物館の基本的な機能として、「資料の収集活動」、「整理保管活動」、「調査研究活動」、「教育普及活動」の４つの機能があります。そのなかの整理保管活動の一つとして、博物館は、各館独自の分類・目録を作成しています。博物館においても図書館と同様に「資料分類法」及び「資料目録法」について、資料の適切な把握と組織化のために必要なことであります。

教育普及活動の一つとして、博物館もコンピュータを活用した資料の情報化によって、デジタルミュージアムなどの普及が進んでいます。博物館の所蔵資料を「資料の公開」から電子画像化し、インターネットのホームページに掲載して「画像資料」として資料の紹介をしています。例えば、「東京国立博物館」など自館の情報を公開しています。パソコンの画面で見たい資料・情報をみることができます。しかしその一方で画像掲載に伴う問題や著作権などの知的財産権の問題など更に検討が必要と思います。

博物館は資料「もの」を媒体に機能しています。「もの」を対象として取扱うため、資料の劣化とその対策など保管・保存にはより注意をはらう必要があります。しかし、平成７年１月に発生した阪神淡路大震災では博物館資料に限らず甚大な被害をうけています。またそのあとも地震・台風・集中豪雨などの自然災害が頻発しています。主な地震として、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震は川口町で震度７を観測、平成17年３月に発生した福岡沖地震は福岡市で震度６弱を観測、同年７月に発生した千葉県北西部地震は足立区で震度５強の揺れを観測するなど大きな地震災害が発生しています。このような阪神淡路大震災や新潟県中越地震などの震災が起きた時に実際に被災した状況の中で資料などへの対応について何ができるのかを考えた場合、①建造物等の被害がひどい状況のなかで資料の被害をいかに少なくするか。②被災した資料の救出をどのようにするか。③展示スペースや保存スペース（収蔵庫など）の保護対策をどのようにすればよいのか。など日常の環境では予想もつかない状況も想定して、地震などの自然災害についての問題を日ごろから検討する必要があると思います。

6. おわりに

このようにいくつかの担当を経験してきました。組織や施設は違いますがいつもその取扱う対象は地域を語る資料（情報）でした。加藤先生の持論であります「博物館学的発想論」及び「博物館学的方法論」は、『当該地域の風土下に存在する研究課題を、例えそのテーマが歴史的課題であっても、人文科学・自然科学のさまざまな学問分野から綜合的に当該テーマを研究することにより、この地域の郷土学（地域学）の確立を目指すこと』と唱えていました。僕もこのような先生の考え方に基づいて、現存している「もの（古文書等を含む）」・「伝承」などはすべてその地域を知るための貴重な資料であり、その資料が使用された時代や対象とする学問が異なっていても、地域の歴史・文化を考察するためには必要であり、その資料がもっている価値についていろいろな視点から最大限に導き出して感じとれる努力をしたいと思います。また導き出した価値についてどのように情報として伝達することができるのかなど、今後さらに学芸員には求められると思います。また小・中・高等学校で行なわれている「総合的学習の時間」は、一つの事例を考える場合にいろいろな視点から物事を考える授業であり、博物館・図書館・学校等の関係機関の連携を進めて、資料の活用が求められると思います。それに対応することが専門職としての「学芸員」であると思います。

学生時代から加藤有次先生に博物館学のご指導をいただいてきました。「博物館とは何か」、「博物館学とは何か」をもう一度思いかえして、これからも「地域の歴史・文化」に接していきたいと思います。

（坂東市教育委員会）

参考文献

加藤有次　1996 『博物館学総論』 雄山閣

安藤正人・青山英幸編著　1996 『記録史料の管理と文書館』 北海道大学図書刊行会

加藤有次他編　1999 『新版博物館学講座第５巻　博物館資料論』 雄山閣

加藤有次他編　1999 『新版博物館学講座第11巻　博物館情報論』 雄山閣

国学院大学博物館学研究室　2001 『国学院大学博物館学紀要』第26号

ＡＶＣＣ　2001 『インターネット時代の公共図書館』

高橋一夫・岸本雅敏・佐久間豊編　2002 『激動の埋蔵文化財行政』 ニュー・サイエンス社

ＡＶＣＣ　2003 『変革期の公共図書館』

全史料協編　2003 『日本のアーカイブズ論』 岩田書院

日本遺跡学会　2005 『遺跡学研究』 日本遺跡学会誌第２号

國學院大學博物館学紀要　総目次

第1輯（昭和44年3月20日発行）

特集・博物館と教育

発刊の辞 ……樋口清之
社会教育と博物館 ……池田秀夫
博物館教育論　－序説－ ……下津谷達男
近代博物館変遷史にみる教育的役割
　－主として社会教育における博物館理念の思想史への試論－ ……加藤有次
視聴覚教育と民俗館の展示 ……冨田竹三郎
国立博物館の性格　－京都博物館の場合－ ……景山春樹
国立科学博物館の教育活動 ……椎名仙卓
天理参考館の教育活動について ……近江昌司
財団法人横浜海洋科学博物館の教育活動 ……丸山晴久
博物館学講座概要 ……加藤有次
考古学資料室概要 ……加藤有次
表紙写真・骨蔵器　解説・加藤有次

第2輯（昭和45年3月20日発行）

特集・博物館と資料

博物館資料の分類例 ……樋口清之
博物館資料に関する覚え書 ……下津谷達男
博物館資料の修理と製作 ……加藤有次
信州松本旧開智学校 ……佐藤玲子
〈講演会要旨〉　イギリスにおける博物館の現況とロンドン国立博物館
　……英国ロンドン国立博物館長　D.B.Hardin 博士
博物館学講座要綱（昭和44年度）
國學院大學考古学資料室概要 ……金子皓彦
表紙写真・八葉単弁蓮花文軒丸瓦　解説・金子皓彦

第3輯（昭和46年3月20日発行）

特集・博物館と地域社会

國學院大學博物館学紀要　総目次

博物館社会学(序)　－その基礎論－ ……倉田公裕
博物館と地域社会 ……山崎淳子
統計にみる女性の入館者動向　－Y館を中心として－ ……小野礼子
根津美術館における茶道文化十講　－聴講者の地域性について－ ……矢崎　格
地方公立美術館の当面する諸問題　－広島県立美術館施設の場合－ ……倉橋清方
長崎県立美術館の活動　－展覧会事業と定期観覧券の発行－ ……下川達弥
徳島県博物館の活動 ……山川浩実
熊本市立博物館の活動　－人文科学－ ……富田紘一
國學院大學考古学資料室の資料貸出状況
　－集計からみた大学博物館活動－ ……樋口清之・加藤有次・小池映子
博物館學史序説　－博物館に関する概念－ ……加藤有次
表紙写真・土偶　解説・金子皓彦

第4輯（昭和55年3月31日発行）

特集・樋口博士古稀記念
発刊の辞 ……加藤有次
樋口博士略年譜
一層紀要の充実を ……樋口清之
先史時代遺跡資料の造形保存法 ……加藤有次・森山哲和・金山喜昭
考古学資料復元に関する一試案　－とくに土器類の復元について－ ……青木　豊
博物館学的発想(仮称)にもとづく考古学調査　－小平市鈴木遺跡の場合－ ……金山喜昭
田中芳男と神宮農業館 ……矢野憲一
武州歴史民俗資料館の活動 ……白井孝昌
表紙写真・蓋　解説・青木　豊

第5輯（昭和56年3月20日発行）

特集・地方博物館史の展開　I
－巻頭言－　博物館への認識高揚と博物館学講座 ……加藤有次
秋田県の博物館史 ……富樫泰時
新潟県における明治時代の博覧会・博物館史 ……横山秀樹
神奈川県博物館概史 ……三輪修三
物産陳列館の一事例　－千葉県における場合－ ……前川公秀
金沢博物館の展開　－初期地域博物館の動向－ ……四柳嘉章

大分県における社会教育思想の展開 ……後藤重巳
秩父宮記念三峰山博物館活動報告 ……馬場直也
☆研究ノート☆　地域文化とその展示機構 ……加藤有次
☆書評☆樋口清之・加藤有次著『こんなに役立つ博物館』
　－親と子の知的レクリエーション－ ……金山喜昭
表紙写真・画文帯神獣鏡　解説・青木　豊

第6輯（昭和57年3月31日発行）

特集・地方博物館史の展開Ⅱ
北海道の博物館　－函館博物館を中心に－ ……岡田一彦
第5回内国勧業博覧会における「陳列」の諸問題
　－博覧会事務局に対する奈良県の動向を中心として－ ……芳井敬郎
歴史系博物展示雑考　－島根県における遺跡の相当施設化に関連して－ ……千家和比古
実生活に呼応する博物館 ……斎藤ミチ子
表紙写真・石枕　解説・青木　豊

第7輯（昭和58年3月31日発行）

特集・地域博物館の現状と課題
巻頭言 ……加藤有次
社会教育施設としての地域博物館の現状と課題
　－ある地域博物館をとりまく今日的状況－ ……大貫英明
大宮市立博物館　－概要と若干のコメント－ ……下村克彦
岩手県立博物館の教育普及活動　－昭和57年度の活動を中心に－ ……熊谷常正
博物館活動としての発掘調査の試み　－房総風土記の丘の事例から－ ……原田昌幸
考古学資料復元考　－土器復元に用いる補填材を中心として－ ……青木　豊
表紙写真・台付浅鉢　解説・青木　豊

第8輯（昭和59年度3月31日発行）

序文 ……加藤有次
遺構の移築と保存 ……青木　豊
地方における小規模博物館の現状と課題
　－熊本県本渡市立歴史民俗資料館の場合－ ……池田栄史・平田豊弘
釧路地方における博物館の様相 ……小西雅徳

神奈川県相模原市橋本遺跡に於ける教育普及活動の実践
－(仮称)市立博物館の開館に向けて－ ……柳川雅史
地方美術館に於ける現状と課題 ……赤羽義洋
表紙写真・火炎型土器　解説・青木　豊

第9輯（昭和60年3月31日発行）

巻頭言 ……加藤有次
岩手県の博物館発達史〔その1〕－明治時代前半期の活動を中心に－ ……熊谷常正
神奈川県立埋蔵文化財センターの紹介　－主として普及啓発事業を中心に－ ……上田　薫
郷土資料館における学芸職員の役割　－東海市立郷土資料館の現状－ ……立松　彰
熊本博物館における考古学展示見学レポートの集計 ……富田紘一
シリア・アラブ共和国に於ける博物館の教育的役割 ……井上洋一
レプリカ製作考 ……青木　豊
表紙写真・獣帯六鈴鏡　解説・青木　豊

第10輯（昭和61年3月31日発行）

巻頭言 ……加藤有次
釧路市立博物館50年の歩みと新館建設 ……澤　四郎
長者ヶ平遺跡学術調査成果の活用と資料製作 ……青木　豊・高藤一郎平
博物館学の原点は本草学ではないか ……浅野　宏
東京都板橋区における博物館のあり方 ……小西雅徳
博物館における土器作り　－体験学習、博物館資料製作－ ……内川隆志
書評　青木　豊 著『博物館技術学－博物館資料化への考古資料－』……内川隆志
表紙写真・埴輪馬　解説・内川隆志

第11輯（昭和62年3月31日発行）

樋口清之博士喜寿記念
発刊の辞－國學院大學名誉教授・文学博士樋口清之先生喜寿を迎えて－ ……加藤有次
樋口清之先生略年譜
座談会「博物館学講座開講三十周年を迎えて－開講期から未来への展望を求めて－」
……樋口清之・川崎　繁・下津谷達男・加藤有次
木内石亭 ……宇野茂樹
東京大正博覧会の教育学芸館と天産資料 ……椎名仙卓

展示資料の口述解説一例・灰陶猪圏 ……近江昌司
漂着物事始め ……石井　忠
ミューゼアムの建築空間をめぐって ……三輪修三
レプリカ（型取り模造）と計測模造の相互関係
　－硬玉製勾玉等の計測模造製作を実例として－ ……青木　豊
郷土資料館の「展示学」……立松　彰
中小都市における博物館論 ……大貫英明
感覚展示論　－観ることから見ることへ、そしてみることへの試みへ－ ……小西雅徳
和歌山県南部における博物館 ……内川隆志
表紙写真・力士埴輪　解説・青木　豊

第12輯（昭和63年３月31日発行）

巻頭言 ……加藤有次
中国の博物館と博物館学 ……賈　士金
三重県博物館史 ……矢野憲一
長崎県の博物館　－沿革と実態－ ……下川達彌・立平　進
熊本県博物館史 ……富田紘一
名古屋の博物館史 ……井上光夫
群馬県博物館史 ……磯部淳一
福島県の博物館活動史 ……高力英夫
岐阜県の博物館120年の歩み〔１〕……今井雅巳
表紙写真・銅鐸　解説・青木　豊

第13輯（平成元年３月31日発行）

巻頭言 ……加藤有次
滋賀県博物館史 ……宇野茂樹
福岡県博物館史 ……副島邦広
現代博物館におけるミュージアム・ショップの必要性に関する一考察 ……青木　豊
石造文化財の保存修復　－江戸川区河原渡場道庚申塔石造道標の保存修復処理報告－
　……青木　豊・樋口政則・内川隆志
博物館における死者の展示 ……金山喜昭
遺跡博物館雑考 ……高橋浩明
表紙写真・銅鼓　解説・内川隆志

國學院大學博物館学紀要　総目次

第14輯（平成２年３月31日発行）

巻頭言 ……加藤有次
神道資料の分類体系について ……國學院大學神道資料展示室運営委員会
ICCROMの活動とイタリアにおける遺跡保護瞥見 ……原田昌幸
宮城県博物館史 ……佐々木和博
山梨県博物館史 ……小野正文
福井県博物館史 ……赤澤徳明
和歌山県博物館史 ……青木　豊・内川隆志
兵庫県博物館史 ……大平　茂
島根県の博物館 ……宮沢明久
宮崎県博物館史 ……高橋浩明
表紙写真・挙手人面土師器　解説・高橋浩明

第15輯（平成３年３月31日発行）

巻頭言 ……加藤有次
宮城県における大正期の博物館　－宮城県図書館博物標本陳列室をめぐって－ ……佐々木和博
広島県博物館簡史 ……倉橋清方
鳥取県博物館史 ……中原　斉
鹿児島県博物館史 ……金山喜昭
郷土教育の変遷Ⅰ　－明治～昭和初期の郷土教育－ ……内川隆志
表紙写真・白牙弾琴鏡　解説・内川隆志

第16輯（平成４年３月31日発行）

巻頭言 ……加藤有次
茨城県博物館史 ……瓦吹　堅
奈良県の文化財保護の道程と博物館 ……菅居正史
レプリカ展示小考 ……山本哲也
博物館における映像の現状と今後の課題 ……粕谷　崇
表紙写真・勝坂式土器　解説・粕谷　崇

第17輯（平成５年３月31日発行）

巻頭言 ……加藤有次
二次資料　－特にレプリカ・模型等の立体的記録－展示法と問題点 ……山本哲也

東京都立博物館建設計画推移 ……川崎義雄
博物館とインタープリター ……粕谷　崇
表紙写真・結髪土偶　解説・粕谷　崇

第18輯（平成6年3月31日発行）

巻頭言 ……加藤有次
沖縄県博物館史 ……池田榮史
博物館におけるハイビジョンの利用について　－徳島市立徳島城博物館を事例として－ ……須藤茂樹
中世礫槨墓の移築、副葬品の保存処理とその活用　－福井県武生市家久遺跡－ ……内川隆志
手作り展示資料製作の一例　－バックライトフォトボックスについて－ ……伊藤博司
ニューヨーク美術館教育研修報告 ……粕谷　崇
表紙写真・双竜環頭把頭　解説・内川隆志

第19輯（平成7年3月31日発行）

巻頭言 ……加藤有次
郷土教育の変遷Ⅱ　－昭和初期の郷土教育と博物館－ ……内川隆志
タイの博物館 ……小林青樹
現代博物館再考 ……青木　豊
表紙写真・土師器壺　解説・内川隆志

第20輯（平成8年3月31日発行）

巻頭言 ……加藤有次
博物館における映像展示の研究 ……青木　豊
地震災害と博物館 ……金山喜昭
「民族／民俗」文化財の記録保存とはなにか
　－総合的物質文化保存研究としての文化財保存学に向けて－ ……山内利秋
地域博物館小考 ……粕谷　崇
博物館学的視点からみた「埋蔵文化財センター」……山本哲也
フードミュージアムの基本理念 ……小菅桂子
「食の近代史を屏風・絵巻物・看板・引き札・広告で綴る
　フードミュージアム構想－西洋料理から洋食、そしてラーメンまで－」の基本的発想 ……小菅桂子
フードミュージアム(仮称)展示シナリオ(展示構成ストーリー) ……小菅桂子
佐賀県博物館小史 ……木下　巧

國學院大學博物館学紀要　総目次

表紙写真・縄文土器　解説・内川隆志

第21輯（平成9年2月1日発行）

樋口清之博士米寿記念
発刊の辞 ……加藤有次
樋口清之博士略年譜
樋口清之博士著述目録【単行本】
地域博物館の目的理念及び設立要件に関する一考察 ……加藤有次
博物館学史の一視点　－蒐集・鑑識を中心として－ ……内川隆志
博物館と遺跡展示 ……下津谷達男
博物館展示論研究史（1） ……青木　豊
博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究（前編）
　－ソーシャル・マーケティングに基づく新しい行動戦略－ ……金山喜昭
徳島県の博物館史 ……山川浩實
石川県における戦後博物館の動向 ……高橋　裕
博物館行財政論（試論） ……小西雅徳
博物館のバリアフリー計画 ……山本哲也
博物館ネットワークシステム　Part 1　－生涯学習時代における博物館活動の在り方－ ……粕谷　崇
プリマス・プランテーションとメンバーシップ ……川崎義雄
復元模型の製作　－掘立柱建物趾の復元－ ……上田　薫
博物館における文化財情報システムについて ……後藤宏樹
表紙写真・陶棺　解説・山本哲也

第22輯（平成10年3月31日発行）

巻頭言 ……加藤有次
博物館展示論研究史（2） ……青木　豊
博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究（中編）
　－ソーシャル・マーケティングに基づく新しい行動戦略－ ……金山喜昭
陶磁器の修復について　－微細な欠損個所のレジンを用いた修復例－ ……内川隆志
東京都における博物館映像展示の現状 ……加藤憲子・金成南海子
博物館建築と環境論史の一断面　－昭和前期の動向をめぐって－ ……山本哲也
書評『博物館映像展示論－視聴覚メディアをめぐる－』青木　豊 著 ……林田尚修
國學院大學博物館学紀要総目次

國學院大學博物館学紀要　総目次

表紙写真・鈴杏葉　解説・内川隆志

第23輯（平成11年3月31日発行）

巻頭言 ……加藤有次
近代博物館以前の展示 ……青木　豊
博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究（後編）
　－ソーシャル・マーケティングに基づく新しい行動戦略－ ……金山喜昭
我が国における博物館経営論の推移 ……山本哲也
博物館資料に関する覚書 ……内川隆志
郷土史と博物館　－板橋区立郷土資料館の活動とその軌跡－ ……小西雅徳
國學院大學博物館学紀要総目次

表紙写真・琴柱形石製品　解説・山本哲也

第24輯（平成12年3月31日発行）

巻頭言 ……加藤有次
近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察(前編) ……金山喜昭
古都鎌倉の文化財保護の現状と課題　－世界遺産登録に向けて－ ……落合知子
近世大坂商人の美術品蒐集　－升屋平右衛門「家蔵記」の分析から－ ……内川隆志
参加・体験型講座の一試案　－散策マップ・ガイドの制作－ ……粕谷　崇
國學院大學博物館学紀要総目次

表紙写真・縄文土器　解説・山本哲也

第25輯（平成13年3月31日発行）

巻頭言 ……加藤有次
近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察(中編) ……金山喜昭
博物館資料における教育的活用の歴史的研究 ……落合知子
日本におけるやきものの修理の変遷 ……井上牧子
民藝館の基礎的研究　―博物館史の一視点― ……安保雅利
【報告】博物館における入館料の設定について ……中村真弥
國學院大學博物館学紀要総目次

表紙写真・火炎土器様式土器片　解説・中村真弥

國學院大學博物館学紀要　総目次

第26輯（平成14年３月31日発行）

巻頭言 ……加藤有次
重要伝統的建造物群の調査報告 Vol.1　－港町、島・山村集落の調査報告－ ……落合知子
近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察(後編) ……金山喜昭
鉄道に関する博物館の史的変遷と鉄道資料の展示・保存に関する研究(前編) ……江原岳志
博物館の考古資料に関する研究 ……安保雅利
英国における産業遺産の保存と活用　－アイアンブリッジ峡谷博物館を訪ねて－ ……内川隆志
地域博物館における教育普及活動の歴史的変遷及びその現状と課題 ……増田千春
土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム　小学校作品展顛末記 ……古庄浩明
板橋区における文化施設の課題
……内田忠男・内山常子・宇山光治・菅澤正博・杉山達史・殿柿健治・小西雅徳
國學院大學博物館学紀要総目次
表紙写真・縄文土器

第27輯（平成15年３月31日発行）

加藤有次博士古稀記念
愛媛県の博物館史 ……石野弥栄
ヨーロッパで博物館を見る ……下川達彌
大正期建築界の一動向　－美術館に関して－ ……山本哲也
博物館づくり、そして運営と課題 ……大貫英明
博物館の運営 ……畑　尚子
京博連活動 ……木村幸比古
資料館から博物館へ　－しんいち歴史民俗博物館の場合－ ……尾多賀晴悟
ＮＰＯ博物館とその現代的課題 ……金山喜昭
佐賀県立名護屋城博物館の常設展　－日本列島と朝鮮半島との交流史－ ……森　醇一朗
東京国立博物館の考古資料コレクション ……安藤孝一
博物館における茶道具の整理と調査研究に関する実践的方法論
　－三井文庫別館における事例をもとに－ ……清水　実
考古資料の修復と文化財科学－福井県家久遺跡・礫榔墓出土漆器の事例から－ ……四柳嘉章
考古資料の保存と修復　－発掘調査資料の保存を中心として－ ……青木繁夫
名古屋城保管ガラス乾板の保存 ……奥出賢治
剥がすか否か？　～貼り込み帖に関する博物館実務的諸問題～ ……岩崎均史
鉄道に関する博物館の史的変遷と鉄道資料の展示・保存に関する研究(後編) ……江原岳志

注口土器

出土地　不詳
時　代　縄文時代後期　安行２式
法　量　口径16.2 cm　高さ22.3 cm

典型的な安行２式の注口土器。口縁部にヒレ状の６個の突起を有し、口縁部文様帯は単節縄文 RL の磨消縄文によって区画された２段の横位文様帯を構成する。磨消縄文の要所にはブタ鼻状の突起と下段の区画内には矢羽根状沈線文が施文される。上段区画帯には双孔が穿たれ、肩部には小さな注口部が取付けられる。焼成は堅く赤褐色を呈する。完形。

（國學院大學考古学資料館蔵）
（内川隆志　記）

國學院大學
博物館學紀要　第30輯
発行日　平成18年3月31日
発行所　〒150-8440 東京都渋谷区東4-10-28
電話（03）5466-0251（直通）
國學院大學博物館学研究室
編集権代表者　青木　豊
印　刷　株式会社　秀飯舎

國學院大學
博物館學紀要

2005年度　第30輯

目　次

近代博覧会の一様相　―太宰府博覧会について― ……副　島　邦　弘…… 1

野外博物館研究小史 ……落　合　知　子…… 23

庭園植栽の復元・整備に関する研究（その２）
：毛越寺庭園および観自在王院庭園の事例を中心に ……今　野　　農…… 55

近世城郭史跡の整備と活用について ……川　瀬　健　秀…… 69

博物館展示における図書資料 ……渡　邉　真　衣…… 87

博物館経営に観る「大学メンバーシップ」について ……青　木　　豊…… 99

地域博物館の考古展示について ―兵庫県内博物館施設を中心に― ……大　平　　茂……105

整理遺跡紹介展　―茨城県教育財団の埋蔵文化財広報普及活動― ……瓦　吹　　堅……127

〈研究ノート〉博物館の目利きたち
―明治初期の文化財保護とそれを支えた人々― ……内　川　隆　志……135

博物館学からみる地域資料の取扱いについて ……須　藤　和　佳……153